

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表

提出先区分		拠点名	保安規定変更許可申請	保安規定審査基準要求対比表	ページ
試験炉班	原子炉施設	原科研	原子炉施設保安規定	別途提出	
		大洗研	(北地区)原子炉施設保安規定	保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表 (大洗北地区・原子炉施設)	P1～56
		大洗研	(南地区)原子炉施設保安規定	保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表 (大洗南地区・原子炉施設「DCA」)	P57～92
				保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表 (大洗南地区・原子炉施設「常陽」)	P93～128
		青森	原子力第1船原子炉施設保安規定	保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表 (青森・原子力第1船)	P129～181
	廃棄物・埋設等	原科研	廃棄物埋設施設保安規定	別途提出	
		大洗研	廃棄物管理施設保安規定	保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表 (大洗・廃棄物管理施設)	P182～226
	使用班	使用施設等	原科研	核燃料物質使用施設等保安規定	別途提出
核サ研			核燃料物質使用施設保安規定	保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表 (核サ研・使用施設)	P227～298
大洗研			(北地区)核燃料物質使用施設等保安規定	保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表 (大洗北地区・使用施設)	P299～360
大洗研			(南地区)核燃料物質使用施設保安規定	保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表 (大洗南地区・使用施設)	P361～391
人形峠			核燃料物質加工施設保安規定	保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表 (人形峠・加工施設)	P392～412
人形峠			核燃料物質使用施設保安規定	保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表 (人形峠・使用施設)	P413～431
研開炉班	研究開発段階炉	敦賀	高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定	保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表 (もんじゅ)	P432～597
		敦賀	新型転換炉発電用原子炉施設保安規定	保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表 (ふげん)	P598～630
	再処理	核サ研	再処理施設保安規定	保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表 (核サ研・再処理施設)	P631～689

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表（北地区・原子炉施設）

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
<p>(保安規定)</p> <p>第十五条 法第三十七条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所（船舶にあっては、その船舶）ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第1号</p> <p>関係法令及び保安規定の遵守のための体制</p> <p>1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p> <p>2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	<p>【第1編 総則】</p> <p>第1章 通則 （遵守義務）</p> <p>第4条 職員等は、原子炉施設に関する保安活動を行う場合は、この規定を遵守する。</p> <p>2 第5条の2に掲げる各職位は、職員等以外の者に原子炉施設に関し、所掌する保安活動において、この規定を遵守させる。</p> <p>第3章 品質マネジメント計画 （品質マネジメント計画）</p> <p>第14条 <u>原子炉施設に関する保安活動を適切に実施するため、原子炉施設の設置許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</u></p> <p>5. <u>経営者等の責任</u></p> <p>5.1 <u>経営者の関与</u> <u>理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムの構築、実施及びその有効性を継続的に改善していることを実証するために、次の事項を行う。</u></p> <p>a) <u>品質方針を設定する。</u></p> <p>b) <u>品質目標が設定されていることを確実にする。</u></p> <p>c) <u>要員が、健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整える。</u></p> <p>d) <u>マネジメントレビューを実施する。</u></p> <p>e) <u>資源が使用できることを確実にする。</u></p> <p>f) <u>関係法令・規制要求事項を遵守すること及び原子力の安全を確保することの重要性を、組織内に周知する。</u></p> <p>g) <u>保安活動に関して、担当する業務について理解し、遂行する責任を持つことを要員に認識させる。</u></p> <p>h) <u>全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</u></p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) 理事長は、<u>監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括部長、大洗研究所においては大洗研究所担当理事を管理責任者とする。</u></p> <p>(2) 管理責任者は、<u>与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をもつ。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。</u></p> <p>c) <u>組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。</u></p> <p>d) <u>関係法令を遵守する。</u></p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 理事長は、<u>5.5.1 項に定める管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</u></p> <p>a) <u>業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</u></p> <p>b) <u>業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。</u></p> <p>c) <u>成果を含む業務の実施状況について評価する。</u></p> <p>d) <u>健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。</u></p> <p>e) <u>関係法令を遵守する。</u></p> <p>(2) 管理者は、<u>前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</u></p> <p>a) <u>品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</u></p> <p>b) <u>要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。</u></p> <p>c) <u>原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</u></p> <p>d) <u>要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるととも</u></p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p><u>に、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</u></p> <p><u>e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。</u></p> <p><u>(3) 管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上（年度末及び必要に応じて）、自己評価（安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。）を実施する。</u></p>
<p>二 品質マネジメントシステムに関すること（品質管理規則第四条第四号に規定する手順書等（次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関することを含む。）</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第2号</p> <p>品質マネジメントシステム</p> <p>1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第23条第1項又は第26条第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。</p> <p>2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成・維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、試験研究用等原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p> <p>3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p> <p>4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについて</p>	<p>【第1編 総則】</p> <p>第3章 品質マネジメント計画 （品質マネジメント計画）</p> <p>第14条 原子炉施設に関する保安活動を適切に実施するため、原子炉施設の設置許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>1. 目的 <u>本品質マネジメント計画は、原子炉施設における保安活動に関して、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）に従って、原子炉施設の安全の確保・維持・向上を図るための保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</u></p> <p>2. 適用範囲</p> <p>3. 定義</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p>4.2.3 文書管理</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>5. 経営者等の責任</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>は、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p> <p>5. 内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることとしてもよい。</p>	<p><u>5.1 経営者の関与</u></p> <p><u>5.2 原子力の安全の重視</u></p> <p><u>5.3 品質方針</u></p> <p><u>5.4 計画</u></p> <p><u>5.4.1 品質目標</u></p> <p><u>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</u></p> <p><u>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</u></p> <p><u>5.5.1 責任及び権限</u></p> <p><u>5.5.2 管理責任者</u></p> <p><u>5.5.3 管理者</u></p> <p><u>5.5.4 内部コミュニケーション</u></p> <p><u>5.6 マネジメントレビュー</u></p> <p><u>5.6.1 一般</u></p> <p><u>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット</u></p> <p><u>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット</u></p> <p><u>6. 資源の運用管理</u></p> <p><u>6.1 資源の確保</u></p> <p><u>6.2 人的資源</u></p> <p><u>6.2.1 一般</u></p> <p><u>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</u></p> <p><u>6.3 インフラストラクチャ</u></p> <p><u>6.4 作業環境</u></p> <p><u>7. 業務の計画及び実施</u></p> <p><u>7.1 業務の計画</u></p> <p><u>7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス</u></p> <p><u>7.2.1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化</u></p> <p><u>7.2.2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー</u></p> <p><u>7.2.3 外部とのコミュニケーション</u></p> <p><u>7.3 設計・開発</u></p> <p><u>7.3.1 設計・開発の計画</u></p> <p><u>7.3.2 設計・開発へのインプット</u></p> <p><u>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</u></p> <p><u>7.3.4 設計・開発のレビュー</u></p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<ul style="list-style-type: none"> 7.3.5 設計・開発の検証 7.3.6 設計・開発の妥当性確認 7.3.7 設計・開発の変更管理 7.4 調達 7.4.1 調達プロセス 7.4.2 調達要求事項 7.4.3 調達製品等の検証 7.5 業務の実施 7.5.1 個別業務の管理 7.5.2 個別業務に関するプロセスの妥当性確認 7.5.3 識別管理及びトレーサビリティ 7.5.4 組織外の所有物 7.5.5 調達製品の保存 7.6 監視機器及び測定機器の管理 8. 評価及び改善 8.1 一般 8.2 監視及び測定 8.2.1 組織の外部の者の意見 8.2.2 内部監査 8.2.3 プロセスの監視及び測定 8.2.4 検査及び試験 8.3 不適合管理 8.4 データの分析及び評価 8.5 改善 8.5.1 継続的改善 8.5.2 是正処置等 8.5.3 未然防止処置
<p>三 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に関すること（次号に掲げるものを除く。）。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第3号 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織 1. 試験研究用等原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められているこ</p>	<p>【第1編 総則】 第2章 管理体制 第1節 組織及び職務 （組織） 第5条 大洗研究所の原子炉施設の保安に関する組織は、別図第1のとおり</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	と。	<p>りとする。</p> <p>2 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、理事長、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、<u>契約部長</u>及び中央安全審査・品質保証委員会をいう。</p> <p>（職務）</p> <p>第5条の2 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、原子炉施設に関する保安活動を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、原子炉施設の品質マネジメント活動に係る内部監査の業務を行う。</p> <p>(3) 管理責任者は、<u>第14条の「5.5.2 管理責任者」に定める業務を行う。</u></p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長は、原子炉施設の本部の品質マネジメント活動に係る業務、それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(5) <u>契約部長は、本部における原子炉施設の保安に係る調達業務を行う。</u></p> <p>(6) 大洗研究所担当理事は、理事長を補佐し、大洗研究所における原子炉施設に関する保安活動を統理する。</p> <p>(7) 大洗研究所長（以下「所長」という。）は、大洗研究所における原子炉施設に関する保安活動を統括する。</p> <p>(8) <u>原子力施設検査室長は、第13条の2に定める独立検査組織の検査責任者として、事業者検査に関する業務を行う。</u></p> <p>《途中省略》</p> <p>(11) 保安管理部長は、次号から第15号までに掲げる保安活動を統括するとともに、第33条第3項に規定する業務を行う。また、センター長、放射線管理部長、材料試験炉部長、高温工学試験研究炉部長及び環境保全部長に対し、品質マネジメント活動及び保安活動に関する指示又は助言を行うことができる。</p> <p>(12) 安全対策課長は、大洗研究所における安全文化の育成・維持活動及び関係法令等の遵守活動並びに保安教育の庶務に関する業務を</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>行う。</p> <p>(13) 施設安全課長は、大洗研究所における品質マネジメント活動の庶務に関する業務及び原子炉施設等安全審査委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(14) 危機管理課長は、非常の場合に講ずべき処置に関する整備及び支援に関する業務、並びに総合的な訓練に関する業務を行う。</p> <p>《途中省略》</p> <p>(19) 管理部長は、調達課長が行う業務を統括する。</p> <p>(20) 調達課長は、大洗研究所における原子炉施設の保安に係る調達業務を行う。</p> <p>《以下省略》</p> <p>(運転班長の設置)</p> <p>第5条の3 《省略》</p> <p>第4節 独立検査組織</p> <p><u>(独立検査組織の設置)</u></p> <p>第13条の2 原子炉施設の運転・保守担当課から独立性を持たせた者による事業者検査を行うために、大洗研究所に独立検査組織を設置する。</p> <p><u>(事業者検査の独立性の確保)</u></p> <p>第13条の3 所長並びに原子炉施設の運転・保守担当課及びその上司(部長等)は、独立検査組織の運営に不当な圧力や影響を与えてはならない。</p> <p>第3章 品質マネジメント計画</p> <p>8.2.4 検査及び試験</p> <p><u>所長又は自主検査及び試験を行う部長は、検査・試験の管理要領を定め、次の事項を管理する。</u></p> <p>(1) 部長及び課長は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、個別業務の計画(7.1項参照)に従って、適切な段階で事業者検査又は自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠となる事業者検</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p><u>査又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</u></p> <p><u>(3) 記録には、リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人を明記する。</u></p> <p><u>(4) 個別業務の計画で決めた検査及び試験が支障なく完了するまでは、当該機器等や原子炉施設を運転、使用しない。ただし、当該の権限をもつ者が、個別業務の計画に定める手順により承認する場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(5) 原子力施設検査室長は、保安活動の重要度に応じて、事業者検査の中立性及び信頼性が損なわれないよう検査する要員の独立性を確保する。</u></p> <p><u>また、自主検査及び試験を行う部長及び課長は、自主検査等の検査及び試験要員の独立性について、これを準用する。</u></p>
<p>四 試験研究用等原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに試験研究用等原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第4号 試験研究用等原子炉主任技術者の職務の範囲等</p> <p>1. 試験研究用等原子炉の運転に関し、保安の監督を行う試験研究用等原子炉主任技術者の選任について定められていること。</p> <p>2. 試験研究用等原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第42条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（原子炉の運転に従事する者は、試験研究用等原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うことを含む。）について適切に定められていること。また、試験研究用等原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p> <p>3. 特に、試験研究用等原子炉主任技術者が保安の監督に支障をきたすことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも事業所内の保安組織から試験研究用等原子炉主任技術者が独立していることが求められるものではない。</p>	<p>【第1編 総則】</p> <p>第2章 管理体制</p> <p>第2節 原子炉主任技術者 （原子炉主任技術者の選任）</p> <p>第6条《省略》 （原子炉主任技術者の職務）</p> <p>第6条の2 《省略》 （意見の尊重等）</p> <p>第6条の3 《省略》</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
<p>五 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者その他試験研究用等原子炉を利用する者に対する保安教育に関するものであって次に掲げるもの</p> <p>イ 保安教育の実施方針(実施計画の策定を含む。)に関すること。</p> <p>ロ 保安教育の内容に関するものであって次に掲げるもの</p> <p>(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>(2) 試験研究用等原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。</p> <p>(3) 放射線管理に関すること。</p> <p>(4) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。</p> <p>(5) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>ハ その他試験研究用等原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第5号</p> <p>保安教育</p> <p>1. 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者その他試験研究用等原子炉施設を利用する者(役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員等」という。)について、保安教育実施方針が定められていること。</p> <p>2. 保安教育の内容に関して、以下の事項が定められていること。</p> <p>(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>(2) 試験研究用等原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。</p> <p>(3) 放射線管理に関すること。</p> <p>(4) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。</p> <p>(5) 非常時の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>(6) その他試験研究用等原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項</p> <p>3. 従業員等について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>4. 従業員等について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p> <p>5. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起ささないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。</p>	<p>【第1編 総則】</p> <p>第4章 保安教育訓練 (保安教育等)</p> <p>第23条《省略》</p> <p>別表第5 原子炉施設に関する保安活動を行う者の保安教育(第23条関係)</p> <p>別表第7 放射線業務従事者指定教育(第23条関係)</p> <p>別表第7の2 緊急作業従事者選定教育(第23条関係)</p> <p>第3章 品質マネジメント計画</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p>(1) <u>所長及び部長は、要員の力量を確保するために、教育・訓練に関する管理要領を定め、保安活動の重要度に応じて、次の事項を確実に実施する。</u></p> <p>a) <u>保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</u></p> <p>b) <u>必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。</u></p> <p>c) <u>教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。</u></p> <p>d) <u>要員が、品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識及び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にする。</u></p> <p>e) <u>要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。</u></p> <p>《以下省略》</p>
<p>六 試験研究用等原子炉施設の運転に関するものであって、次に掲げるもの。</p> <p>イ 試験研究用等原子炉の運転を行う体制の整備に関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第6号イからハまで</p> <p>試験研究用等原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等</p> <p>1. 試験研究用等原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること。</p> <p>2. 試験研究用等原子炉施設の運転管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。</p>	<p>【第1編 総則】</p> <p>第3章 品質マネジメント計画</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p><u>品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。</u></p> <p>また、別表第4に原子炉施設に係る品質マネジメントシステム文書体系</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	(つづく)	<p>を示す。</p> <p>(1) <u>品質方針及び品質目標</u></p> <p>(2) <u>品質マニュアル（一次文書）</u> <u>本品質マネジメント計画</u> <u>大洗研究所原子炉施設等品質マネジメント計画書（以下「施設品質マネジメント計画書」という。）</u></p> <p>(3) <u>この規定が要求する手順及び組織が必要と判断した規則等の文書（二次文書）及び記録</u></p> <p>(4) <u>組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、二次文書以外に組織が必要と判断した指示書、図面等を含む文書（三次文書）及び記録</u></p> <p>【第4編 共用施設】 第1章 通則 （要員の配置） 第3条《省略》 （手引の作成） 第4条《省略》</p> <p>【第5編 JMTRの管理】 第1章 通則 （要員等の配置） 第3条《省略》 （手引の作成） 第4条《省略》</p> <p>【第6編 HTTRの管理】 第1章 通則 （要員等の配置） 第3条《省略》 （手引の作成） 第4条《省略》</p>
<p>□ 運転に当たって確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項</p>	<p>(つづき)</p> <p>3. 運転員の引継時に実施すべき事項について定められていること。</p> <p>4. 試験研究用等原子炉の起動その他の試験研究用等原子炉</p>	<p>【第5編 JMTRの管理】 第1章 通則 （引継ぎ） 第5条《省略》</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>の運転に当たって確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項として、以下の事項が定められていること。</p> <p>(1) 運転上の遵守事項に関すること。</p> <p>(2) 運転計画及び運転許可に関すること。</p> <p>(3) 起動前及び停止後の措置に関すること。</p> <p>(4) 試験研究用等原子炉の運転上の制限に関すること。</p> <p>(5) 試験研究用等原子炉の運転上の条件に関すること。</p> <p>5. 臨界実験装置については、以下の事項が定められていること。</p> <p>(1) 燃料体、減速材、反射材等（以下「燃料体等」という。）の配置及び配置替えに伴う炉心特性の算定及びその結果の承認に関すること。</p> <p>(つづく)</p>	<p>(年間運転計画)</p> <p>第6条《省略》 (運転計画)</p> <p>第7条《省略》 (運転計画の変更)</p> <p>第8条《省略》 (運転実施計画)</p> <p>第9条《省略》 (炉停止中作業計画)</p> <p>第10条《省略》 (特殊試験)</p> <p>第14条《省略》</p> <p>第2章 運転管理</p> <p>第1節 運転上の制限 (本体施設の運転上の制限)</p> <p>第15条《省略》</p> <p>第2節 炉心構成上の遵守事項 (炉内への装荷物の制限等)</p> <p>第16条《省略》 (制御棒吸収体の取出し及び挿入)</p> <p>第17条《省略》</p> <p>第3節 運転上の条件 (停止余裕)</p> <p>第18条《省略》 (電源)</p> <p>第19条《省略》 (一次冷却系配管破損検出系及び燃料破損検出系の作動条件)</p> <p>第20条《省略》 (緊急停止連動装置の作動条件)</p> <p>第21条《省略》 (制御棒挿入装置の作動条件)</p> <p>第22条《省略》</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>(セットバック装置の作動条件)</p> <p>第23条《省略》 (制御棒引抜停止装置の作動条件)</p> <p>第24条《省略》 (警報装置の作動条件)</p> <p>第25条《省略》 (負圧の維持)</p> <p>第26条《省略》 (カナル等の水位の維持)</p> <p>第27条《省略》 (カナル等の水質の維持)</p> <p>第28条《省略》 (一次冷却水の水質の維持)</p> <p>第29条《省略》</p> <p>第4節 運転 (運転開始前の措置)</p> <p>第30条《省略》 (予備機への切替え)</p> <p>第31条《省略》 (運転開始命令)</p> <p>第32条《省略》 (運転に係る通報及び表示)</p> <p>第33条《省略》 (運転中の巡視)</p> <p>第34条《省略》 (運転停止後の措置)</p> <p>第35条《省略》</p> <p>【第6編 H T T Rの管理】</p> <p>第1章 通則 (引継ぎ)</p> <p>第5条《省略》 (年間運転計画)</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>第6条《省略》 （運転計画）</p> <p>第7条《省略》 （運転実施計画）</p> <p>第8条《省略》 （炉停止中作業計画）</p> <p>第9条《省略》 （特殊試験）</p> <p>第14条《省略》 （安全性実証試験）</p> <p>第15条《省略》</p> <p>第2章 運転管理</p> <p>第1節 運転上の制限 （本体施設の運転上の制限）</p> <p>第16条《省略》 （高温試験運転の制限）</p> <p>第17条《省略》</p> <p>第2節 炉心構成上の遵守事項 （炉内への装荷物の制限）</p> <p>第18条《省略》 （制御棒の取出し及び挿入）</p> <p>第19条《省略》</p> <p>第3節 運転上の条件 （停止余裕）</p> <p>第20条《省略》 （電源）</p> <p>第21条《省略》 （安全保護回路等の作動条件）</p> <p>第22条《省略》 （燃料領域の制御棒の挿入条件）</p> <p>第23条《省略》 （制御棒引抜阻止回路等の作動条件）</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		第24条《省略》 （警報装置の作動条件） 第25条《省略》 （負圧の維持） 第26条《省略》 （1次冷却材中の不純物濃度の維持） 第27条《省略》 （定期的な作動試験） 第28条《省略》 （原子炉建家内使用済燃料貯蔵プールの水位及び水質の維持） 第29条《省略》 第4節 運転 （運転開始前の措置） 第30条《省略》 （運転開始命令） 第31条《省略》 （運転に係る通報及び表示） 第32条《省略》 （運転中の巡視） 第33条《省略》 （運転停止後の措置） 第34条《省略》
ハ 異状があった場合の措置に関すること（第十四号に掲げるものを除く。）。	（つづき） 6. 地震、火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。	【第4編 共用施設】 第1章 通則 （手引の作成） 第4条《途中省略》 （4）異常時の措置に関する事項 《以下省略》 第4章 異常時の措置 第1節 警報装置が作動した場合の措置 （警報装置が作動した場合の措置） 第18条《省略》

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置 (巡視及び点検等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第19条《省略》</p> <p>第3節 非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (非常事態に発展するおそれのある場合の措置)</p> <p>第20条《省略》</p> <p>【第5編 JMTRの管理】</p> <p>第1章 通則 (手引の作成)</p> <p>第4条《途中省略》 (5) 異常時の措置に関する事項 《以下省略》</p> <p>第6章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報装置及び安全保護回路が作動した場合の措置 (警報装置が作動した場合の措置)</p> <p>第53条《省略》 (安全保護回路が作動した場合の措置)</p> <p>第54条《省略》 (原子炉が計画外停止した場合の措置)</p> <p>第55条《省略》 (計画外停止後に原子炉を再起動する場合の措置)</p> <p>第56条《省略》</p> <p>第2節 運転上の制限等に係る異常の場合の措置 (本体施設の運転上の制限値を超えた場合の措置)</p> <p>第57条《省略》 (制御棒が動作不能となった場合の措置)</p> <p>第58条《省略》 (負圧の維持に異常を認めた場合の措置)</p> <p>第59条《省略》 (カナル等の水位に異常を認めた場合の措置)</p> <p>第60条《省略》</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>(カナル等の水質に異常を認めた場合の措置)</p> <p>第61条《省略》</p> <p>(一次冷却材の水質に異常を認めた場合の措置)</p> <p>第62条《省略》</p> <p>第3節 点検等において異常を認めた場合の措置</p> <p>(運転中の巡視及び点検等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第63条《省略》</p> <p>(停止中の巡視及び点検において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第64条《省略》</p> <p>第4節 燃料要素等に異常を認めた場合の措置</p> <p>(未使用燃料要素に異常を認めた場合の措置)</p> <p>第65条《省略》</p> <p>(使用中及び使用済の燃料要素、JMTRCで使用した燃料に異常を認めた場合の措置)</p> <p>第66条《省略》</p> <p>(燃料要素等の紛失を発見した場合の措置)</p> <p>第67条《省略》</p> <p>第5節 キャプセル等に異常を認めた場合の措置</p> <p>(キャプセル等に異常を認めた場合の措置)</p> <p>第68条《省略》</p> <p>第6節 地震後の措置</p> <p>(地震後の措置)</p> <p>第69条《省略》</p> <p>第7節 非常事態に発展するおそれのある場合の措置</p> <p>(非常事態に発展するおそれのある場合の措置)</p> <p>第70条《省略》</p> <p>【第6編 HTTRの管理】</p> <p>第1章 通則</p> <p>(手引の作成)</p> <p>第4条《途中省略》</p> <p>(4) 異常時の措置に関する事項</p> <p>《以下省略》</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>第5章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報装置及び安全保護回路等が作動した場合の措置 (警報装置が作動した場合の措置)</p> <p>第51条《省略》 (制御棒引抜阻止回路が作動した場合の措置)</p> <p>第52条《省略》 (安全保護回路等が作動し、原子炉が計画外停止した場合の措置)</p> <p>第53条《省略》</p> <p>第2節 運転上の制限等に係る異常の場合の措置 (本体施設の運転上の制限値を超え、又は超えるおそれのある場合の措置)</p> <p>第54条《省略》 (負圧の維持に異常を認めた場合の措置)</p> <p>第55条《省略》 (1次冷却材中の不純物濃度に異常を認めた場合の措置)</p> <p>第56条《省略》 (原子炉運転中の作動試験で異常を認めた場合の措置)</p> <p>第57条《省略》 (制御棒の位置検出に異常を認めた場合の措置)</p> <p>第58条《省略》</p> <p>第3節 点検等において異常を認めた場合の措置 (貯蔵プールの水位又は水質に異常を認めた場合の措置)</p> <p>第59条 (運転中の巡視及び点検等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第60条《省略》 (原子炉停止中の巡視及び点検等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第61条《省略》</p> <p>第4節 燃料棒又は燃料体に異常を認めた場合の措置 (未使用燃料棒又は未使用燃料体の点検等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第62条《省略》</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>(使用中の燃料体又は使用済燃料体に異常を認めた場合の措置)</p> <p>第63条《省略》 (燃料棒及び燃料体の紛失を発見した場合の措置)</p> <p>第64条《省略》</p> <p>第5節 地震後の措置 (地震後の措置)</p> <p>第65条《省略》</p> <p>第6節 非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (非常事態に発展するおそれのある場合の措置)</p> <p>第66条《省略》</p>
<p>二 試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査に関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第6号二 試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査</p> <p>1. 試験研究用等原子炉施設の保安に関する重要事項及び試験研究用等原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。</p>	<p>【第1編 総則】</p> <p>第2章 管理体制</p> <p>第3節 委員会 (中央安全審査・品質保証委員会)</p> <p>第8条《省略》 (原子炉施設等安全審査委員会の設置及び構成)</p> <p>第9条《省略》 (原子炉施設等安全審査委員会の審議事項)</p> <p>第9条の2《省略》 (品質保証推進委員会の設置及び構成)</p> <p>第10条《省略》 (品質保証推進委員会の審議事項)</p> <p>第11条《省略》 (JMTRキャプセル等審査委員会の設置及び構成)</p> <p>第12条《省略》 (JMTRキャプセル等審査委員会の審議事項)</p> <p>第13条《省略》</p>
<p>七 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第7号 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等</p> <p>1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。</p> <p>2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管</p>	<p>【第1編 総則】</p> <p>第6章 職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理 (職員等以外の者に対する保安措置)</p> <p>第32条《省略》 (職員等以外の者に対する放射線管理)</p> <p>第33条《省略》</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>理区域及びこれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。</p> <p>3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。</p> <p>5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。</p> <p>7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。</p> <p>8. 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。</p> <p>9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。</p> <p>10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</p>	<p>【第2編 放射線管理】</p> <p>第1章 管理区域等の管理</p> <p>第1節 管理区域等 (区域管理)</p> <p>第1条《省略》 (管理区域)</p> <p>第2条《省略》 (管理区域の一時解除)</p> <p>第3条《省略》 (一時管理区域)</p> <p>第4条《省略》 (立入制限区域)</p> <p>第5条《省略》 (周辺監視区域)</p> <p>第7条《省略》 (管理区域等の表示)</p> <p>第8条《省略》</p> <p>第2節 管理区域等の出入管理 (管理区域に立ち入る者の区分)</p> <p>第9条《省略》 (放射線業務従事者の指定及び解除)</p> <p>第10条《省略》 (管理区域の出入り管理)</p> <p>第11条《省略》 (立入制限区域への立入り)</p> <p>第12条《省略》 (低レベル区域に係る出入り管理)</p> <p>第13条《省略》 (保全区域の立入り管理)</p> <p>第14条《省略》 (周辺監視区域への立入り制限)</p> <p>第15条《省略》</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>(飲食または喫煙の禁止)</p> <p>第16条《省略》</p> <p>(管理区域外への物品の持ち出し)</p> <p>第17条《省略》</p> <p>【第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理】</p> <p>第1章 核燃料物質等の運搬</p> <p>(周辺監視区域内運搬に係る措置)</p> <p>第1条《省略》</p> <p>(周辺監視区域外運搬に係る措置)</p> <p>第2条《省略》</p>
<p>八 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第8号</p> <p>排気監視設備及び排水監視設備</p> <p>1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能維持の方法並びにその使用方法が定められていること。</p> <p>2. これらの設備の機能維持の方法については、施設全体での管理方法の一部として、第17号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体での管理方法の一部として、第10号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>第10号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項及び第17号における施設管理に関する事項として記載</p>
<p>九 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第9号</p> <p>線量、線量当量、汚染の除去等</p> <p>1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。</p> <p>2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。</p>	<p>【第2編 放射線管理】</p> <p>第1章 管理区域等の管理</p> <p>第2節 管理区域等の出入管理</p> <p>(低レベル区域に係る出入り管理)</p> <p>第13条《省略》</p> <p>第3節 管理区域内の作業及び作業管理等</p> <p>(放射線作業計画)</p> <p>第18条 放射線業務従事者の作業に係る放射線管理は、その者の所属する課長が行う。</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>3. 試験炉規則第7条に基づく床・壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</p> <p>4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。</p> <p>5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。</p> <p>6. 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の事業所外への運搬に関する行為（事業所外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第12号又は第13号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分等を明確にするため、第13号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分等を明確にするため、第13号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。</p>	<p>2 課長は、放射線作業を行うときは、<u>線量が合理的に達成できる限り低くなるよう</u>、当該作業に係る次の各号に掲げる事項を検討し、保安の措置を講ずる。</p> <p>(1) 作業場所及び作業期間</p> <p>(2) 作業の内容</p> <p>(3) 必要とする個人線量計及び防護具の着用</p> <p>(4) 線量を低くするための措置</p> <p>(5) 作業に伴う線量</p> <p>3 課長は、前項の放射線作業を行うときは、あらかじめ、作業場所及び作業期間について、管理区域管理者の同意を得る。</p> <p>(放射線作業の実施)</p> <p>第19条《省略》 (線量当量率等の測定)</p> <p>第20条《省略》 (測定に異常を認めた場合の措置)</p> <p>第21条《省略》 (放射線業務従事者等の測定に異常を認めた場合の措置)</p> <p>第21条の2《省略》 (機器、保護衣等の汚染の除去)</p> <p>第22条《省略》</p> <p>第2章 被ばく管理</p> <p>第1節 被ばくの防止 (線量限度)</p> <p>第23条《省略》 (緊急作業上の被ばく管理)</p> <p>第24条《省略》</p> <p>第2節 線量の評価 (外部被ばくによる線量の評価)</p> <p>第25条《省略》 (内部被ばくによる線量の評価)</p> <p>第26条《省略》 (評価に異常を認めた場合の措置)</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>第27条《省略》 （個人線量の通知）</p> <p>第28条《省略》 第3節 被ばくに対する措置 （被ばく原因の調査）</p> <p>第29条《省略》 （管理区域内作業の制限）</p> <p>第30条《省略》</p> <p>【第4編 共用施設】</p> <p>第2章 管理</p> <p>第2節 除染 （機器等の除染）</p> <p>第9条《省略》 （除染作業に係る点検）</p> <p>第10条《省略》</p>
<p>十 放射線測定器の管理及び放射線の測定方法に関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第10号</p> <p>放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法</p> <p>1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。</p> <p>2. 放射線測定器の機能維持の方法については、施設全体での管理方法の一部等として、第17号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>（放射線測定機器の管理）</p> <p>第35条 放射線管理第2課長は、第4編第22条、第5編第72条及び第6編第68条に規定する放射線測定機器を備えつける。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項に規定する放射線測定機器を毎週1回<u>巡視</u>する。ただし、原子炉施設の運転が1週間以上連続して停止される場合において、当該測定機器による監視を必要としないときは、この限りでない。この場合にあっても、毎月<u>巡視</u>するものとする。</p> <p>3 放射線管理第2課長は、第5編別表第27及び第6編別表第22に掲げる放射線測定機器を原子炉の運転開始前に点検し、その結果を本体施設の施設管理者に通知する。</p> <p>4 放射線管理第2課長は、前項の放射線測定機器を原子炉の運転中、毎日1回<u>巡視</u>する。</p> <p>5 環境監視線量計測課長は、別表第13に掲げる放射線測定機器を備えつける。</p> <p>6 環境監視線量計測課長は、前項に規定する放射線測定機器について設備保全整理表に定めるところにより年1回の<u>点検</u>を行う。</p> <p>7 環境監視線量計測課長は、前項の結果について、放射線管理部長に報</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>告する。</p> <p>その他、第17号における施設管理に関する事項として記載</p>
<p>十一 放射線の利用に係る保安に関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第11号</p> <p>放射線利用に係る保安</p> <p>1. 試験研究用等原子炉施設における放射線の利用に係る保安に関して、利用の目的、方法等の事項が定められていること。</p>	<p>【第5編 JMTRの管理】</p> <p>第1章 通則 (運転計画)</p> <p>第7条《省略》 (運転実施計画)</p> <p>第9条《省略》 (特殊試験)</p> <p>第14条《省略》</p> <p>第5章 キャプセル等の管理 (キャプセル等の製作)</p> <p>第48条《省略》 (原子炉停止中のキャプセル等の挿入及び取出し)</p> <p>第49条《省略》 (原子炉運転中のラビット及びOSF-1キャプセルの挿入及び取出し)</p> <p>第50条《省略》 (照射済のキャプセル等の引渡し)</p> <p>第51条《省略》 (キャプセル等の所在管理)</p> <p>第52条《省略》</p> <p>【第6編 HTTRの管理】</p> <p>第1章 通則 (運転計画)</p> <p>第7条《省略》 (運転実施計画)</p> <p>第8条《省略》 (特殊試験)</p> <p>第14条《省略》 (安全性実証試験)</p> <p>第15条《省略》</p>
<p>十二 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い(工場又は事</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第12号</p> <p>核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等</p>	<p>【第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理】</p> <p>第1章 核燃料物質等の運搬 (周辺監視区域内運搬に係る措置)</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
<p>業所の外において行う場合を含む。)に関する事。</p>	<p>1. 事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しない措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。</p> <p>2. 新燃料及び使用済燃料の事業所の外への運搬に関する行為（事業所外での運搬中に関するものを除く。）に関する事が定められていること。なお、この事項は、第9号又は第13号における運搬に関する事項と併せて定められてもよい。</p>	<p>第1条《省略》 （周辺監視区域外運搬に係る措置）</p> <p>第2条《省略》</p> <p>【第5編 JMTRの管理】</p> <p>第4章 燃料要素等の管理 （未使用燃料要素の受入れ）</p> <p>第41条《省略》 （燃料要素等の貯蔵）</p> <p>第42条《省略》 （燃料要素等の貯蔵中の点検）</p> <p>第43条《省略》 （燃料要素の挿入、配置替え及び取出し）</p> <p>第44条《省略》 （使用済の燃料要素のアダプタ等の切断）</p> <p>第45条《省略》 （切断済の燃料要素等の輸送容器への収納）</p> <p>第46条《省略》 （燃料要素等の払出し）</p> <p>第47条《省略》</p> <p>【第6編 HTTRの管理】</p> <p>第4章 燃料棒及び燃料体の管理 （未使用燃料棒の受入計画）</p> <p>第40条《省略》 （未使用燃料棒の受入検査）</p> <p>第41条《省略》 （未使用燃料体組立計画）</p> <p>第42条《省略》 （未使用燃料体の組立検査）</p> <p>第43条《省略》 （燃料体の貯蔵）</p> <p>第44条《省略》 （燃料体の貯蔵中の点検）</p> <p>第45条《省略》 （燃料交換計画）</p> <p>第46条《省略》</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		(未使用燃料体の引渡し) 第47条《省略》 (使用済燃料体の受入れ) 第48条《省略》 (燃料体等の払出計画) 第49条《省略》 (燃料体等の払出し) 第50条《省略》
十三 放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関する事。	試験炉規則第15条第1項第13号 放射性廃棄物の廃棄 1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。 2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の事業所外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。 3. 放射性固体廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為(事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第9号又は第12号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。 4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等)について定められていること。 7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	【第2編 放射線管理】 第3章 環境監視 (周辺監視区域内外における線量率等の測定) 第32条《省略》 (環境監視に係る措置) 第34条《省略》 【第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理】 第2章 放射性廃棄物の管理 (放射性廃棄物の廃棄及び管理) 第3条《省略》 (液体廃棄物の一般排水溝への放出の基準) 第4条 原子炉施設から一般排水溝へ放出する液体廃棄物中の放射性物質の濃度は、3月間についての平均濃度が法令で定める周辺監視区域外の水中濃度限度以下とする。 <u>2 液体廃棄物の管理者は、周辺監視区域外に放出する液体廃棄物中の放射性物質の量が別表第6に掲げる放出管理目標値を超えないように管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理する。</u> (液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定) 第5条《省略》 (気体廃棄物中の放射性物質に係る放出管理目標値) 第6条 気体廃棄物の管理者は、原子炉施設から放出する気体廃棄物中に

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>含まれる放射性物質の量が別表第8に掲げる放出管理目標値を超えないように管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理する。</p> <p>2 気体廃棄物中の放射性物質の周辺監視区域外における3月間についての平均濃度は、法令で定める周辺監視区域外の空气中濃度限度以下とする。</p> <p>(気体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定)</p> <p>第7条《省略》 (液体廃棄物に係る放出管理目標値を超えた場合における措置)</p> <p>第8条《省略》 (気体廃棄物に係る放出管理目標値を超えた場合における措置)</p> <p>第9条《省略》</p> <p>第3章 廃棄物管理施設へ引き渡す放射性廃棄物等の管理 (放射性廃棄物の発生量の推定等)</p> <p>第10条《省略》 (廃棄物の仕掛品の管理)</p> <p>第10条の2《省略》 (放射性廃棄物の引渡し前の措置)</p> <p>第11条《省略》 (廃棄物の仕掛品を放射性廃棄物として引き渡す前の措置)</p> <p>第11条の2《省略》 (放射性廃棄物に係る表示)</p> <p>第12条《省略》 (放射性廃棄物の引取りの依頼等)</p> <p>第14条《省略》 (廃棄物の仕掛品の引取りの依頼等)</p> <p>第14条の2《省略》</p> <p>【第4編 共用施設】</p> <p>第2章 管理</p> <p>第1節 運搬</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>(放射性廃棄物の運搬に係る受取り及び受取りにおける安全の確認) 第7条《省略》 (車両による放射性廃棄物の運搬に係る措置) 第8条《省略》</p>
<p>十四 非常の場合に講ずべき処置 に関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第14号 非常の場合に講ずべき処置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。 2. 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。 3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報すること（工場等内の見学者、外部研究者等に対する避難指示等を含む。）。が定められていること。 4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。 5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。 6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を試験研究用等原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 (2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 (3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員等は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。 7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管 	<p>【第1編 総則】 第3章 品質マネジメント計画 4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 <u>品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。</u> <u>また、別表第4に原子炉施設に係る品質マネジメントシステム文書体系を示す。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 品質方針及び品質目標 (2) 品質マニュアル（一次文書） <u>本品質マネジメント計画</u> <u>大洗研究所原子炉施設等品質マネジメント計画書（以下「施設品質マネジメント計画書」という。）</u> (3) この規定が要求する手順及び組織が必要と判断した規則等の文書（二次文書）及び記録 (4) <u>組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、二次文書以外に組織が必要と判断した指示書、図面等を含む文書（三次文書）及び記録</u> <p>第4章 保安教育訓練 (保安訓練) 第24条 所長は、別表第9(1)に掲げる総合的な訓練を実施する。なお、<u>総合的な訓練は、「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所原子力事業者防災業務計画」（以下「原子力事業者防災業務計画」という。）に基づく防災訓練と併せて実施することができる。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 2 施設管理統括者は、原子炉施設に常時立ち入り保安活動を行う者に対して、別表第9(2)に掲げる保安訓練を実施する。 3 施設管理統括者は、前項の保安訓練の実施結果を年1回、所長及び当該施設を所掌するセンター長に報告する。

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。</p> <p>8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。</p> <p>9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。</p>	<p>4 第2項の訓練は、第1項の総合的な訓練と兼ねることができる。</p> <p>5 施設管理統括者は、緊急作業に従事する要員として選定を受けようとする者について、別表第9（3）に掲げる緊急作業に係る訓練を実施する。また、選定後は、毎年度1回以上、訓練を実施する。</p> <p>6 前項の訓練は、第1項の総合的な訓練と同等の項目については、兼ねることができる。</p> <p>第5章 非常の場合に講ずべき処置</p> <p>第1節 事前の措置 （事前措置）</p> <p>第25条《省略》</p> <p>第2節 非常事態における活動 （通報及び応急措置）</p> <p>第26条《省略》 （現地対策本部の設置）</p> <p>第27条《省略》 （理事長及び関係機関への通報）</p> <p>第28条《省略》 （非常事態における活動）</p> <p>第29条 現地対策本部は、人命の救助、<u>避難</u>、非常事態の原因除去、拡大防止等に関する防護活動を行う。 （非常事態の解除）</p> <p>第30条《省略》</p> <p><u>（原子力災害対策特別措置法に基づく措置）</u></p> <p>第31条 <u>原子力災害対策特別措置法に定める事象が発生した場合は、この規定によらずに原子力事業者防災業務計画に基づき措置するものとする。</u></p> <p>【第2編 放射線管理】</p> <p>第2章 被ばく管理</p> <p>第1節 被ばくの防止 （緊急作業上の被ばく管理）</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>第24条《省略》</p> <p>【第4編 共用施設】</p> <p>第4章 異常時の措置</p> <p>第3節 非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (非常事態に発展するおそれのある場合の措置)</p> <p>第20条《省略》</p> <p>【第5編 JMTRの管理】</p> <p>第6章 異常時の措置</p> <p>第7節 非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (非常事態に発展するおそれのある場合の措置)</p> <p>第70条《省略》</p> <p>【第6編 HTTRの管理】</p> <p>第5章 異常時の措置</p> <p>第6節 非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (非常事態に発展するおそれのある場合の措置)</p> <p>第66条《省略》</p>
<p>十五 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置に関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第15号</p> <p>設計想定事象等に係る試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置</p> <p>1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p> <p>(1) 試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。</p> <p>イ 火災</p> <p>可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。</p>	<p>【第1編 総則】</p> <p>第3章 品質マネジメント計画</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p><u>品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。</u></p> <p><u>また、別表第4に原子炉施設に係る品質マネジメントシステム文書体系を示す。</u></p> <p>(1) <u>品質方針及び品質目標</u></p> <p>(2) <u>品質マニュアル（一次文書）</u></p> <p><u>本品質マネジメント計画</u></p> <p><u>大洗研究所原子炉施設等品質マネジメント計画書（以下「施設品質マネジメント計画書」という。）</u></p> <p>(3) <u>この規定が要求する手順及び組織が必要と判断した規則等の文書</u></p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>□ 発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるもの（以下「多量の放射性物質等を放出する事故」という。）</p> <p>当該事故の拡大を防止するために必要な措置に関すること</p> <p>(2) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、毎年1回以上定期に実施すること。</p> <p>(3) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>	<p>（二次文書）及び記録</p> <p>(4) <u>組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、二次文書以外に組織が必要と判断した指示書、図面等を含む文書（三次文書）及び記録</u></p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p>(1) <u>所長及び部長は、要員の力量を確保するために、教育・訓練に関する管理要領を定め、保安活動の重要度に応じて、次の事項を確実に実施する。</u></p> <p>a) <u>保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</u></p> <p>b) <u>必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。</u></p> <p>c) <u>教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。</u></p> <p>d) <u>要員が、品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識及び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にする。</u></p> <p>e) <u>要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</u></p> <p>《以下省略》</p> <p>【第5編 JMTRの管理】</p> <p>第1章 通則</p> <p>（手引の作成）</p> <p>第4条《途中省略》</p> <p>(5) 異常時の措置に関する事項</p> <p>《以下省略》</p> <p>第6章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報装置及び安全保護回路が作動した場合の措置</p> <p>（警報装置が作動した場合の措置）</p> <p>第53条《省略》</p> <p>（安全保護回路が作動した場合の措置）</p> <p>第54条《省略》</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>(原子炉が計画外停止した場合の措置)</p> <p>第55条《省略》 (計画外停止後に原子炉を再起動する場合の措置)</p> <p>第56条《省略》</p> <p>第2節 運転上の制限等に係る異常の場合の措置 (本体施設の運転上の制限値を超えた場合の措置)</p> <p>第57条《省略》 (制御棒が動作不能となった場合の措置)</p> <p>第58条《省略》 (負圧の維持に異常を認めた場合の措置)</p> <p>第59条《省略》 (カナル等の水位に異常を認めた場合の措置)</p> <p>第60条《省略》 (カナル等の水質に異常を認めた場合の措置)</p> <p>第61条《省略》 (一次冷却材の水質に異常を認めた場合の措置)</p> <p>第62条《省略》</p> <p>【第6編 H T T Rの管理】</p> <p>第1章 通則 (手引の作成)</p> <p>第4条《途中省略》 (4) 異常時の措置に関する事項 《以下省略》</p> <p>第5章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報装置及び安全保護回路等が作動した場合の措置 (警報装置が作動した場合の措置)</p> <p>第51条《省略》 (制御棒引抜阻止回路が作動した場合の措置)</p> <p>第52条《省略》 (安全保護回路等が作動し、原子炉が計画外停止した場合の措置)</p> <p>第53条《省略》</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>第2節 運転上の制限等に係る異常の場合の措置 (本体施設の運転上の制限値を超え、又は超えるおそれのある場合の措置)</p> <p>第54条《省略》 (負圧の維持に異常を認めた場合の措置)</p> <p>第55条《省略》 (1次冷却材中の不純物濃度に異常を認めた場合の措置)</p> <p>第56条《省略》 (原子炉運転中の作動試験で異常を認めた場合の措置)</p> <p>第57条《省略》 (制御棒の位置検出に異常を認めた場合の措置)</p> <p>第58条《省略》</p>
<p>十六 試験研究用等原子炉施設に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第十六条の十四各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第16号 記録及び報告</p> <p>1. 試験研究用等原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</p> <p>2. 試験炉規則第6条に定める記録について、その記録の管理に関すること(計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。)が定められていること。</p> <p>3. 事業所長及び試験研究用等原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。</p> <p>4. 特に、試験炉規則第16条の14各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が定められていること。</p> <p>5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。</p>	<p>【第1編 総則】</p> <p>第3章 品質マネジメント計画</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) <u>保安に係る各組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。</u></p> <p>(2) <u>安全・核セキュリティ統括部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、大洗研究所の「大洗研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。</u></p> <p>a) <u>記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する管理を行う。</u></p> <p>b) <u>記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</u></p> <p>第7章 記録及び報告 (記録及び保存)</p> <p>第34条 原子炉施設の保安に関する記録事項を、試験炉規則第6条に基づく別表第10(1)に示す記録及びその他の記録として別表第10(2)に示すところにより記録し保存する。</p> <p>2 この規定に定める保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する記録は、第14条「4.2.4 記録の管理」に基づき記録し保存する。</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>(故障等の報告) 第35条《省略》 (業務報告) 第36条《省略》</p>
<p>十七 試験研究用等原子炉施設の施設管理に関する事(使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関する事並びに経年劣化に係る技術的な評価に関する事及び長期施設管理方針を含む。)</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第17号 試験研究用原子炉施設の施設管理 1. 施設管理の方針、施設管理の目標及び施設管理実施計画の策定、施設管理に係る活動の実施並びにこれらに関する評価・改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号-7(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること。</p>	<p>【第1編 総則】 第1章 通則 (基本方針) 第1条の2 前条の目的を達成するため、安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会による放射線防護の精神にのっとり、試験研究用等原子炉の運転等による災害防止のために適切な品質マネジメント活動のもと保安活動を実施する。 2 法第35条第1項の規定に基づき、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則(昭和32年総理府令第83号。以下「試験炉規則」という。)第9条第1項第1号から第4号までの定めに従って、<u>原子炉施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理(以下「施設管理」という。)に関する施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を定め、保全活動を実施する。</u> (定義) 第3条《途中省略》 (21) 「<u>保全活動</u>」とは、保安活動のうち、原子炉施設の設備の機能又は性能を確認、維持又は向上させる活動をいう。 (22) 「<u>事業者検査</u>」とは、法第28条第1項に基づき事業者が行う使用前事業者検査(溶接検査を含む。)及び法第29条第1項に基づき事業者が行う定期事業者検査をいう。 (23) 「<u>施設管理方針</u>」とは、原子炉施設が法第23条第1項又は第26条第1項の許可を受けたところによるものであり、かつ、「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」(令和2年原子力規制委員会規則第7号。以下「技術基準規則」という。)に定める技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するために、策定する方針をいう。 (24) 「<u>施設管理目標</u>」とは、施設管理方針に従って達成すべき、原子炉</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>施設ごとの施設管理の目標（施設管理の重要度が高い設備について定量的に定める目標を含む。）をいう。</p> <p>(25) 「施設管理実施計画」とは、施設管理目標を達成するために、原子炉施設ごとに策定する計画（施設管理の総体としての文書体系）をいい、次の①から⑧までに掲げる事項を含む。</p> <p>① 施設管理実施計画の始期及び期間に関する事項</p> <p>② 原子炉施設の設計及び工事に関する事項</p> <p>③ 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関する事項</p> <p>④ 原子炉施設の点検、検査の方法、実施頻度及び時期（原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関する事項</p> <p>⑤ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関する事項</p> <p>⑥ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関する事項</p> <p>⑦ ⑥の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関する事項</p> <p>⑧ 原子炉施設の施設管理に係る記録に関する事項</p> <p>(26) 「設備保全整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、原子炉施設の工事の方法及び時期に関する事項並びに原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関する事項について、設備・機器単位で整理した表をいう。</p> <p>(27) 「検査要否整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、原子炉施設の検査の方法に関する事項について、技術基準規則の条項単位で整理した表をいう。</p> <p>《以下省略》</p>
		<p>【第2編 放射線管理】</p> <p>第4章 放射線管理設備等の管理 （施設管理目標の策定）</p> <p>第34条の2 放射線管理部長は、環境監視線量計測課が所掌する放射線管理施設について、第1編第1条の2第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標を策定する</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の施設管理目標について所長の承認を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>3 <u>放射線管理部長は、前項の承認を得たときは、施設管理統括者に通知する。</u></p> <p><u>(施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定)</u></p> <p>第34条の3 <u>環境監視線量計測課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定する。ただし、目標設定すべき重要度の高い設備・機器がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>環境監視線量計測課長は、前項の定量的な施設管理目標（策定した場合に限る。）について、放射線管理部長の承認を得る。これを変更しようとするときも同様とする。</u></p> <p>3 <u>放射線管理部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得る。</u></p> <p>4 <u>環境監視線量計測課長は、第2項の承認を得たときは、本体施設の施設管理者に通知する。</u></p> <p><u>(施設管理実施計画等の策定)</u></p> <p>第34条の4 <u>環境監視線量計測課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定する。ただし、施設管理上必要としない事項については、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</u></p> <p>(2) <u>原子炉施設の設計及び工事に関すること。</u></p> <p>(3) <u>原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</u></p> <p>(4) <u>原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（原子炉施設の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関すること。</u></p> <p>(5) <u>原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</u></p> <p>(6) <u>原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</u></p> <p>(7) <u>前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</u></p> <p>(8) <u>原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</u></p> <p>2 <u>環境監視線量計測課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定する。</u></p> <p>(1) <u>原子炉施設の工事の方法及び時期</u></p> <p>(2) <u>原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u></p> <p>3 <u>環境監視線量計測課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表について、放射線管理部長の承認を</u></p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p><u>得る。これを変更しようとするときも同様とする。</u></p> <p><u>4 放射線管理部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得る。</u></p> <p><u>5 環境監視線量計測課長は、第3項の承認を得たときは、本体施設の施設管理者に通知する。</u></p> <p><u>(保全活動の実施)</u></p> <p><u>第34条の5 環境監視線量計測課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施する。</u></p> <p><u>(保全活動の有効性評価及び改善)</u></p> <p><u>第34条の6 環境監視線量計測課長は、所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行う。</u></p> <p><u>(放射線測定機器の管理)</u></p> <p><u>第35条 放射線管理第2課長は、第4編第22条、第5編第72条及び第6編第68条に規定する放射線測定機器を備えつける。</u></p> <p><u>2 放射線管理第2課長は、前項に規定する放射線測定機器を毎週1回巡視する。ただし、原子炉施設の運転が1週間以上連続して停止される場合において、当該測定機器による監視を必要としないときは、この限りでない。この場合にあっても、毎月巡視するものとする。</u></p> <p><u>3 放射線管理第2課長は、第5編別表第27及び第6編別表第22に掲げる放射線測定機器を原子炉の運転開始前に点検し、その結果を本体施設の施設管理者に通知する。</u></p> <p><u>4 放射線管理第2課長は、前項の放射線測定機器を原子炉の運転中、毎日1回巡視する。</u></p> <p><u>5 環境監視線量計測課長は、別表第13に掲げる放射線測定機器を備えつける。</u></p> <p><u>6 環境監視線量計測課長は、前項に規定する放射線測定機器について設備保全整理表に定めるところにより年1回の点検を行う。</u></p> <p><u>7 環境監視線量計測課長は、前項の結果について、放射線管理部長に報告する。</u></p> <p>【第4編 共用施設】 第3章 保守管理 <u>(施設管理目標の策定)</u></p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>第10条の2 環境保全部長及び放射線管理部長は、共用施設について、<u>第1編第1条の2第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標を策定する。</u></p> <p>2 環境保全部長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、環境センター長の確認を受けたのち所長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>3 環境保全部長は、前項の承認を得た場合は、放射線管理部長に通知する。</p> <p>(施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定)</p> <p>第10条の3 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、<u>定量的な施設管理目標を策定する。ただし、目標設定すべき重要度の高い設備・機器がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項の定量的な施設管理目標（策定した場合に限る。）を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、環境保全部長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>3 環境保全部長は、前項の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>4 廃棄物管理課長は、第2項の承認を得た場合は、放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>(施設管理実施計画等の策定)</p> <p>第10条の4 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定する。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>(2) 共用施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>(3) 共用施設の巡視（共用施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>(4) 共用施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（共用施設の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p>(5) 共用施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>(6) 共用施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>(8) 共用施設の施設管理に関する記録に関すること。</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>2 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定する。</p> <p>(1) 共用施設の工事の方法及び時期</p> <p>(2) 共用施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</p> <p>3 廃棄物管理課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、環境保全部長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>4 環境保全部長は、前項の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>5 廃棄物管理課長は、第3項の承認を得たときは、放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>(保全活動の実施)</p> <p>第10条の5 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施する。</p> <p>(保全活動の有効性評価及び改善)</p> <p>第10条の6 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行う。</p> <p>【第5編 JMTRの管理】</p> <p>第3章 保守管理</p> <p>(施設管理目標の策定)</p> <p>第35条の2 材料試験炉部長及び放射線管理部長は、JMTRについて、第1編第1条の2第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標を策定する。</p> <p>2 材料試験炉部長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、環境センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>3 材料試験炉部長は、前項の承認を得た場合は、放射線管理部長に通知する。</p> <p>(施設管理の重要度が高いシステムに対する定量的な目標の策定)</p> <p>第35条の3 原子炉課長、照射課長及び放射線管理第2課長は、前条の</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定する。ただし、目標設定すべき重要度の高い設備・機器がない場合は、この限りでない。</p> <p>2 原子炉課長は、前項の定量的な施設管理目標（策定した場合に限る。）を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、材料試験炉部長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>3 材料試験炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>4 原子炉課長は、第2項の承認を得た場合は、照射課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>（施設管理実施計画等の策定）</p> <p>第35条の4 原子炉課長、照射課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定する。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>(2) 原子炉施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>(3) 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>(4) 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p>(5) 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>(6) 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>(8) 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 原子炉課長、照射課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定する。</p> <p>(1) 原子炉施設の工事の方法及び時期</p> <p>(2) 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</p> <p>3 第1項及び前項において、第6条の定めにより作成する年間運転計画において特別な措置を講ずる期間とその内容を示した上で、試験炉規則第9条第1項第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画並びに特別な設備保全整理表及び特別な検査要否整理表を定めることができる。</p> <p>4 原子炉課長は、第1項から前項までの施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p><u>けたのちに、材料試験炉部長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</u></p> <p>5 <u>材料試験炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。</u></p> <p>6 <u>原子炉課長は、第4項の承認を得た場合は、照射課長及び放射線管理第2課長に通知する。</u></p> <p><u>(保全活動の実施)</u></p> <p>第35条の5 <u>原子炉課長、照射課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施する。</u></p> <p><u>(保全活動の有効性評価及び改善)</u></p> <p>第35条の6 <u>原子炉課長、照射課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行う。</u></p> <p>【第6編 H T T Rの管理】</p> <p>第3章 保守管理</p> <p><u>(施設管理目標の策定)</u></p> <p>第34条の2 <u>高温工学試験研究炉部長及び放射線管理部長は、H T T Rについて第1編第1条の2第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標を策定する。</u></p> <p>2 <u>高温工学試験研究炉部長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、高温ガス炉センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。これを変更しようとする場合も同様とする。</u></p> <p>3 <u>高温工学試験研究炉部長は、前項の承認を得た場合は、放射線管理部長に通知する。</u></p> <p><u>(施設管理の重要度が高いシステムに対する定量的な目標の策定)</u></p> <p>第34条の3 <u>H T T R運転管理課長、H T T R技術課長及び放射線管理第2課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定する。ただし、目標設定すべき重要度の高い設備・機器がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>H T T R計画課長は、前項の定量的な施設管理目標（策定した場合に</u></p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>限る。)を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、高温工学試験研究炉部長の承認を得る。これを変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>3 高温工学試験研究炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>4 H T T R計画課長は、第2項の承認を得た場合は、H T T R運転管理課長、H T T R技術課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>(施設管理実施計画等の策定)</p> <p>第34条の4 H T T R運転管理課長、H T T R技術課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定する。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>(2) 原子炉施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>(3) 原子炉施設の巡視(原子炉施設の保全のために実施するものに限る。)に関すること。</p> <p>(4) 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期(原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む。)に関すること。</p> <p>(5) 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>(6) 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)に関すること。</p> <p>(8) 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 H T T R運転管理課長、H T T R技術課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定する。</p> <p>(1) 原子炉施設の工事の方法及び時期</p> <p>(2) 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</p> <p>3 第1項及び前項において、第6条の定めにより作成する年間運転計画において特別な措置を講ずる期間とその内容を示した上で、試験炉規則第9条第1項第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画並びに特</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>別な設備保全整理表及び検査要否整理表を定めることができる。</p> <p>4 H T T R 運転管理課長は、第 1 項から前項までの施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、高温工学試験研究炉部長の承認を得る。これを変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>5 高温工学試験研究炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>6 H T T R 運転管理課長は、第 4 項の承認を得た場合は、H T T R 計画課長、H T T R 技術課長及び放射線管理第 2 課長に通知する。</p> <p>(保全活動の実施)</p> <p>第 3 4 条の 5 H T T R 運転管理課長、H T T R 技術課長及び放射線管理第 2 課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施する。</p> <p>(保全活動の有効性評価及び改善)</p> <p>第 3 4 条の 6 H T T R 運転管理課長、H T T R 技術課長及び放射線管理第 2 課長は、所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行う。</p>
	<p>2. 試験研究用等原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関する運用ガイド」（原規規発第1911131号（令和元年11月13日原子力規制委員会決定））を参考とし、試験炉規則第9条の2に規定された試験研究用等原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。</p> <p>3. 運転を開始した日以後30年を経過した試験研究用等原子炉については、長期施設管理方針が定められていること。</p> <p>4. 試験炉規則第15条第1項第17号に掲げる試験研究用等原</p>	<p>【第 1 編 総則】</p> <p>第 8 章 定期的な評価</p> <p>(定期的な評価の実施に係る措置)</p> <p>第 3 7 条 所長は、試験炉規則第 1 4 条の 2 に基づき、次の各号に掲げるところにより原子炉施設に係る定期的な評価（以下「定期的な評価」という。）を施設管理統括者に行わせる。</p> <p>(1) 保安活動に関する評価</p> <p>イ 運転開始後 1 0 年を経過する日までに原子炉施設の保安活動の実施状況の評価を行い、評価後 1 0 年を超えない期間ごとに再評価を行う。</p> <p>ロ 運転開始後 1 0 年を経過する日までに原子炉施設の保安活動の</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合（試験炉規則第9条の2第1項若しくは第2項の規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第3項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。）は、申請書に試験炉規則第9条の2第1項若しくは第2項の評価の結果又は第3項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること。</p>	<p>最新技術知見の反映状況の評価を行い、評価後10年を超えない期間ごとに再評価を行う。</p> <p>(2) 高経年化に関する評価</p> <p>イ 運転開始後30年を経過する日までに、経年変化に関する技術的評価を行い、その評価結果に基づき、施設の保全のために実施すべき措置に関する評価後10年間の長期施設管理方針を策定する。</p> <p>ロ 本号イの評価及び計画について、10年を超えない期間ごとに再評価を行う。</p> <p>（高経年化に関する評価に伴う長期施設管理方針の遵守）</p> <p>第41条 施設管理統括者は、第37条第2号の評価結果に基づき、放射線管理部長と協議のうえ、評価後10年間の長期施設管理方針を策定し、当該施設を所掌するセンター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得て、長期施設管理方針に従い保全活動を実施する。</p> <p>2 施設管理統括者は、前項の評価後10年間の長期施設管理方針について変更が必要となった場合は、当該施設を所掌するセンター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得て長期施設管理方針を変更することができる。</p> <p>3 所長は、第1項及び前項の承認を行う場合は、あらかじめ原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>4 所長は、前項の承認をした場合、長期施設管理方針に基づき保全の措置を行う。</p>
	<p>5. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。</p> <p>なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に検査を実施させることとしてもよい。</p>	<p>【第2編 放射線管理】</p> <p>（修理及び改造）</p> <p>第38条 放射線管理第2課長は、当該施設に係る放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めた場合は、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、放射線管理施設について、修理及び改造を行うおうとする場合において、その修理及び改造が使用前事業者検査を伴う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、放射線管理部長の同意を得る。</p> <p>(1) 修理及び改造する施設、設備、装置、機器等の名称</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>(2) <u>修理及び改造の内容</u></p> <p>(3) <u>予定期間</u></p> <p>3 <u>放射線管理部長は、前項の同意をした場合は、所長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</u></p> <p>4 <u>所長は、前項の承認をしようとする場合は、当該施設に係る部長及び原子炉主任技術者の同意を得る。</u></p> <p>5 <u>放射線管理第2課長は、第3項の承認を得たときは、関係のある課長に通知する。</u></p> <p>6 <u>放射線管理第2課長は、修理及び改造計画に基づく作業が終了したときは、放射線管理部長に報告するとともに、関係のある課長に通知する。</u></p> <p><u>(使用前事業者検査)</u></p> <p>第38条の2 <u>原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、原子炉主任技術者の同意を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>使用前事業者検査計画</u></p> <p>イ <u>対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p>ロ <u>検査の内容</u></p> <p>ハ <u>予定期間</u></p> <p>(2) <u>使用前事業者検査要領</u></p> <p>イ <u>対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p>ロ <u>検査の項目及び検査場所</u></p> <p>ハ <u>検査前条件</u></p> <p>ニ <u>検査の確認方法及び検査手順</u></p> <p>ホ <u>検査の判定基準</u></p> <p>2 <u>放射線管理第2課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の使用前事業者検査に必要な情報を提供する。</u></p> <p>3 <u>原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い使用前事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、原子炉主任技術者の確認を受ける。</u></p> <p>4 <u>原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、</u></p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>5 放射線管理第2課長は、前項の通知のうち、第1項の同意に係る通知を受けた場合は、放射線管理部長に通知するとともに、関係のある課長に通知する。</p> <p>6 放射線管理第2課長は、使用前事業者検査計画に基づく作業が終了したときは、放射線管理部長に報告するとともに、関係のある課長に通知する。</p> <p>【第4編 共用施設】 (定期事業者検査)</p> <p>第14条 原子力施設検査室長は、定期事業者検査を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、原子炉主任技術者の同意を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 定期事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>ニ 定量的な施設管理目標（第10条の3の規定により策定した場合に限る。）</p> <p>(2) 定期事業者検査要領</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の定期事業者検査に必要な情報を提供する。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い定期事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、原子炉主任技術者の確認を受ける。</p> <p>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p><u>廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長に通知する。</u></p> <p>5 <u>廃棄物管理課長は、前項の通知を受けた場合は、環境保全部長に、放射線管理第2課長は、前項の通知を受けた場合は、放射線管理部長に報告する。</u></p> <p>(修理及び改造)</p> <p>第16条 廃棄物管理課長は<u>所掌する施設</u>について、修理及び改造が必要と認めた場合は、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>2 廃棄物管理課長は<u>所掌する施設</u>について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が<u>使用前事業者検査</u>を伴う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、環境保全部長の<u>同意</u>を得る。</p> <p>(1) 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>(2) 修理及び改造の内容</p> <p>(3) 予定期間</p> <p>3 環境保全部長は、前項の<u>同意</u>をした場合は、環境センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。<u>これを変更しようとする場合も、同様とする。</u></p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>5 廃棄物管理課長は、<u>第3項の承認を得た場合は</u>、放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>(使用前事業者検査)</p> <p>第16条の2 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、原子炉主任技術者の同意を得る。<u>これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p>(1) 使用前事業者検査計画</p> <p><u>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p><u>ロ 検査の内容</u></p> <p><u>ハ 予定期間</u></p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>(2) <u>使用前事業者検査要領</u></p> <p>イ <u>対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p>ロ <u>検査の項目及び検査場所</u></p> <p>ハ <u>検査前条件</u></p> <p>ニ <u>検査の確認方法及び検査手順</u></p> <p>ホ <u>検査の判定基準</u></p> <p>2 <u>廃棄物管理課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の使用前事業者検査に必要な情報を提供する。</u></p> <p>3 <u>原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い使用前事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、原子炉主任技術者の確認を受ける。</u></p> <p>4 <u>原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、廃棄物管理課長に通知する。</u></p> <p>5 <u>廃棄物管理課長は、前項の通知のうち、第1項の同意に係る通知を受けた場合は、環境保全部長に報告する。</u></p> <p>(保守結果の通知等)</p> <p>第17条 <u>廃棄物管理課長は、第14条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を環境保全部長に報告する。廃棄物管理課長が放射線管理第2課長より放射線管理施設に係る定期事業者検査の結果の通知を受けた場合も、同様とする。</u></p> <p>2 <u>放射線管理第2課長は、第14条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を放射線管理部長に報告するとともに、廃棄物管理課長に通知する。</u></p> <p>3 <u>廃棄物管理課長は、第16条第2項の修理及び改造計画に基づく作業並びに前条の使用前事業者検査を終了した場合は、その結果を環境保全部長に報告する。廃棄物管理課長が第2編第38条第5項の定めにより放射線管理施設に係る修理及び改造計画に基づく作業並びに第2編第38条の2の使用前事業者検査の終了結果の通知を受けた場合も、同様とする。</u></p> <p>4 <u>廃棄物管理課長は、第1項及び前項の報告をする場合は、放射線管理第2課長に通知する。ただし、放射線管理第2課長により通知を受けた場合は、放射線管理第2課長への通知を省略できる。</u></p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>5 環境保全部長は、<u>第1項及び第3項の報告を受けた場合は</u>、原子炉主任技術者に通知するとともに、所長及び環境センター長に報告する。</p> <p>【第5編 JMTRの管理】 (定期事業者検査)</p> <p>第36条 原子力施設検査室長は、<u>定期事業者検査を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、原子炉主任技術者の同意を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p>(1) 定期事業者検査計画</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び実施体制 ハ 予定期間 ニ 定量的な施設管理目標（第35条の3の規定により策定した場合に限る。） <p>(2) 定期事業者検査要領</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び検査場所 ハ 検査前条件 ニ 検査の確認方法及び検査手順 ホ 検査の判定基準 <p>2 原子炉課長、照射課長及び放射線管理第2課長は、<u>原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の定期事業者検査に必要な情報を提供する。</u></p> <p>3 原子力施設検査室長は、<u>第1項の検査計画書及び検査要領書に従い定期事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、原子炉主任技術者の確認を受ける。</u></p> <p>4 原子力施設検査室長は、<u>第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、原子炉課長、照射課長及び放射線管理第2課長に通知する。</u></p> <p>5 原子炉課長及び照射課長は、<u>前項の通知を受けた場合は、材料試験炉部長に、放射線管理第2課長は、前項の通知を受けた場合は、放射線管理部長に報告する。</u></p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>(修理及び改造)</p> <p>第38条 原子炉課長は本体施設等、照射課長は照射設備について、修理及び改造が必要と認めた場合は、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>2 原子炉課長は本体施設等、照射課長は照射設備について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が<u>使用前事業者検査</u>を伴う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした本体施設等の修理及び改造計画又は照射設備に係る修理及び改造計画を作成し、材料試験炉部長の同意を得る。</p> <p>(1) 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>(2) 修理及び改造の内容</p> <p>(3) 予定期間</p> <p>3 材料試験炉部長は、前項の同意をした場合は、環境センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。<u>これを変更しようとする場合も、同様とする。</u></p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>5 原子炉課長は、<u>第3項の承認を得た場合は、照射課長及び放射線管理第2課長に通知する。</u></p> <p>6 照射課長は、<u>第3項の承認を得た場合は、原子炉課長及び放射線管理第2課長に通知する。</u></p> <p>(使用前事業者検査)</p> <p>第38条の2 原子力施設検査室長は、<u>使用前事業者検査を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、原子炉主任技術者の同意を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>使用前事業者検査計画</u></p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の内容</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>(2) <u>使用前事業者検査要領</u></p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 原子炉課長及び照射課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の使用前事業者検査に必要な情報を提供する。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い使用前事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、原子炉主任技術者の確認を受ける。</p> <p>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、原子炉課長及び照射課長に通知する。</p> <p>5 原子炉課長及び照射課長は、前項の通知のうち、第1項の同意に係る通知を受けた場合は、材料試験炉部長に報告する。</p> <p>(保守結果の通知等)</p> <p>第39条 原子炉課長及び照射課長は、第36条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を材料試験炉部長に報告する。原子炉課長が放射線管理第2課長より放射線管理施設に係る定期事業者検査結果の通知を受けた場合も、同様とする。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、第36条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を放射線管理部長に報告するとともに、原子炉課長に通知する。</p> <p>3 原子炉課長及び照射課長は、第38条第2項の修理及び改造計画に基づく作業並びに第38条の2の使用前事業者検査を終了した場合は、その結果を材料試験炉部長に報告する。原子炉課長が第2編第38条第5項の定めにより放射線管理施設に係る修理及び改造計画に基づく作業並びに前条の使用前事業者検査の終了結果の通知を受けた場合も、同様とする。</p> <p>4 原子炉課長は、第1項及び前項の報告をする場合は、照射課長及び放射線管理第2課長に通知する。ただし、放射線管理第2課長により通知を受けた場合は、放射線管理第2課長への通知を省略できる。</p> <p>5 照射課長は、第1項及び第3項の報告をする場合は、原子炉課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>6 材料試験炉部長は、<u>第1項及び第3項の報告を受けた場合は、原子炉主任技術者に通知するとともに、所長及び環境センター長に報告する。</u></p> <p>【第6編 HTTRの管理】 (定期事業者検査)</p> <p>第35条 原子力施設検査室長は、<u>定期事業者検査を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、原子炉主任技術者の同意を得る。これを変更しようとする場合も同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p>(1) 定期事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>ニ 定量的な施設管理目標（第34条の3の規定により策定した場合に限る。）</p> <p>(2) 定期事業者検査要領</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長は、<u>原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の定期事業者検査に必要な情報を提供する。</u></p> <p>3 原子力施設検査室長は、<u>第1項の検査計画書及び検査要領書に従い定期事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、原子炉主任技術者の確認を受ける。</u></p> <p>4 原子力施設検査室長は、<u>第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長に通知する。</u></p> <p>5 HTTR運転管理課長及びHTTR技術課長は、<u>前項の通知を受けた場合は、高温工学試験研究炉部長に、放射線管理第2課長は、前項</u></p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p><u>の通知を受けた場合は、放射線管理部長に報告する。</u></p> <p>(修理及び改造)</p> <p>第37条 HTTR運転管理課長は本体施設等、HTTR技術課長は所掌する施設について、<u>修理及び改造が必要と認めた場合は、修理及び改造を行うことができる。</u></p> <p>2 HTTR運転管理課長は本体施設等、HTTR技術課長は所掌する施設について、前項の修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が使用前事業者検査を伴う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、高温工学試験研究炉部長の同意を得る。</p> <p><u>なお、HTTR技術課長が本計画を作成する場合は、HTTR運転管理課長の同意を得たのちに、作成する。</u></p> <p>(1) 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称 (2) 修理及び改造の内容 (3) 予定期間</p> <p>3 高温工学試験研究炉部長は、前項の同意をしようとする場合は、高温ガス炉センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。<u>これを変更しようとする場合も同様とする。</u></p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>5 HTTR運転管理課長又はHTTR技術課長は、第3項の承認を得た場合は、HTTR計画課長、<u>HTTR運転管理課長</u>、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>(使用前事業者検査)</p> <p>第37条の2 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、原子炉主任技術者の同意を得る。<u>これを変更しようとする場合も同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p>(1) 使用前事業者検査計画</p> <p><u>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p> <u>ロ 検査の内容</u> <u>ハ 予定期間</u> (2) <u>使用前事業者検査要領</u> <u>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u> <u>ロ 検査の項目及び検査場所</u> <u>ハ 検査前条件</u> <u>ニ 検査の確認方法及び検査手順</u> <u>ホ 検査の判定基準</u> </p> <p> 2 <u>HTTR運転管理課長及びHTTR技術課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の使用前事業者検査に必要な情報を提供する。</u> 3 <u>原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い使用前事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、原子炉主任技術者の確認を受ける。</u> 4 <u>原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、HTTR運転管理課長及びHTTR技術課長に通知する。</u> 5 <u>HTTR運転管理課長及びHTTR技術課長は、前項の通知のうち、第1項の同意に係る通知を受けた場合は、高温工学試験研究炉部長に報告する。</u> </p> <p>(保守結果の報告等)</p> <p> 第38条 <u>HTTR運転管理課長及びHTTR技術課長は、第35条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を高温工学試験研究炉部長に報告し、HTTR計画課長に通知する。HTTR運転管理課長が放射線管理第2課長より放射線管理施設に係る定期事業者検査の結果の通知を受けた場合も同様とする。</u> </p> <p> 2 <u>放射線管理第2課長は、第35条の定期事業者検査を終了した場合は、放射線管理部長に報告するとともに、その結果をHTTR運転管理課長に通知する。</u> 3 <u>HTTR運転管理課長及びHTTR技術課長は、第37条第2項の修理及び改造に基づく作業並びに前条の使用前事業者検査を終了した場合は、その結果を高温工学試験研究炉部長に報告し、HTTR計画課長に通知する。HTTR運転管理課長が第2編第38条第5項の定めにより放射線管理施設に係る修理及び改造計画に基づく作業並びに第2編</u> </p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>第38条の2の使用前事業者検査の終了結果の通知を受けた場合も同様とする。</p> <p>4 HTTR計画課長は、第1項から前項の通知を受けた場合は、HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長に通知する。ただし、通知を発信した課長への通知は省略できる。</p> <p>5 高温工学試験研究炉部長は、第1項及び第3項の報告を受けた場合は、原子炉主任技術者に通知するとともに、所長及び高温ガス炉センター長に報告する。</p>
<p>十八 試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第18号</p> <p>試験研究用等原子炉施設の定期的な評価</p> <p>1. 試験研究用等原子炉施設の定期的な評価について、「試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関する運用ガイド」を参考に、試験炉規則第14条の2に規定された試験研究用等原子炉施設の定期的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。</p> <p>2. 試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関することについては、試験炉規則第14条の2の規定に基づく措置を講じたときは、同条に掲げる評価の結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価及び改善並びにQMSの改善を行うことが定められていること。</p>	<p>【第1編 総則】</p> <p>第8章 定期的な評価 (定期的な評価の実施に係る措置)</p> <p>第37条《省略》 (定期的な評価の実実施計画)</p> <p>第38条《省略》 (評価結果の報告)</p> <p>第39条《省略》 (保安活動に関する評価の結果の反映)</p> <p>第40条《省略》</p>
<p>十九 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の試験研究用等原子炉設置者との共有に関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第19号</p> <p>技術情報の共有</p> <p>1. メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の試験研究用等原子炉設置者と共有し、自らの試験研究用等原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。</p>	<p>【第1編 総則】</p> <p>第3章 品質マネジメント計画</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p><u>安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長及び部長は、他の原子炉施設から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</u></p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見(核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。)を収集し、起こり得</u></p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p><u>る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。</u></p> <p><u>この活用には、得られた知見や技術情報を他の原子炉設置者と共有することも含む。</u></p> <p>a) <u>起こり得る不適合及びその原因についての調査</u></p> <p>b) <u>不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</u></p> <p>c) <u>必要な処置の決定及び実施</u></p> <p>d) <u>とった未然防止処置の有効性のレビュー</u></p> <p>(2) <u>全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。</u></p>
<p>二十 不適合（品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第二十号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第20号</p> <p>不適合発生時の情報の公開</p> <p>1. 試験研究用等原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。</p> <p>2. 情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要な事項が定められていること。</p>	<p>【第1編 総則】</p> <p>第3章 品質マネジメント計画</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p><u>安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長又は部長は、不適合の処理に関する管理の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</u></p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</u></p> <p>(2) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</u></p> <p>a) <u>不適合を除去するための処置を行う。</u></p> <p>b) <u>不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース(次工程への引渡し)又は合格と判定することを正式に許可する。</u></p> <p>c) <u>本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</u></p> <p>d) <u>外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合</u></p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(3) 不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</p> <p>(5) 所長は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。</p> <p>(6) 安全・核セキュリティ統括部長は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</p>
<p>二十一 その他試験研究用等原子炉施設に係る保安に関し必要な事項</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第21号</p> <p>その他必要な事項</p> <p>1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、試験研究用等原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</p> <p>2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。</p>	<p>【第1編 総則】</p> <p>第1章 通則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号、以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づき定める。</p> <p>2 この規定は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）の大洗研究所（北地区）（以下「大洗研究所」という。）における原子炉施設の保安に関する基本的事項を定め、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は原子炉施設による災害の防止を図ることを目的とする。</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表（南地区・原子炉施設／廃止措置段階「DCA」）

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
<p>(保安規定) 第十五条《中略》 2 法第四十三条の三の二第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第三十七条第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。</p>	<p>(1) 関係法令及び保安規定の遵守のための体制 ・試験炉規則第15条第2項第1号 1) 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。 2) 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にするため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	<p>【第1編 総則】 第1章 通則 (遵守義務) 第4条 職員等は、原子炉施設に関する保安活動を行う場合は、この規定を遵守する。 2 第5条の2に掲げる各職位は、職員等以外の者に原子炉施設に関し、所掌する保安活動において、この規定を遵守させる。</p> <p>第3章 品質マネジメント計画 (品質マネジメント計画) 第13条 <u>原子炉施設に関する保安活動を適切に実施するため、原子炉施設の設置許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</u> 5. <u>経営者等の責任</u> 5.1 <u>経営者の関与</u> <u>理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムの構築、実施及びその有効性を継続的に改善していることを実証するために、次の事項を行う。</u> a) <u>品質方針を設定する。</u> b) <u>品質目標が設定されていることを確実にする。</u> c) <u>要員が、健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整える。</u> d) <u>マネジメントレビューを実施する。</u> e) <u>資源が使用できることを確実にする。</u> f) <u>関係法令・規制要求事項を遵守すること及び原子力の安全を確保することの重要性を、組織内に周知する。</u> g) <u>保安活動に関して、担当する業務について理解し、遂行する責任を持つことを要員に認識させる。</u> h) <u>全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</u></p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) <u>理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括部長、大洗研究所においては大洗研究所担当理事を管理責任者とする。</u></p> <p>(2) <u>管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をもつ。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。</u></p> <p>c) <u>組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。</u></p> <p>d) <u>関係法令を遵守する。</u></p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) <u>理事長は、5.5.1項に定める管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</u></p> <p>a) <u>業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</u></p> <p>b) <u>業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。</u></p> <p>c) <u>成果を含む業務の実施状況について評価する。</u></p> <p>d) <u>健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。</u></p> <p>e) <u>関係法令を遵守する。</u></p> <p>(2) <u>管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</u></p> <p>a) <u>品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</u></p> <p>b) <u>要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。</u></p> <p>c) <u>原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</u></p> <p>d) <u>要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるととも</u></p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p><u>に、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</u></p> <p>e) <u>要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。</u></p> <p>(3) <u>管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上（年度末及び必要に応じて）、自己評価（安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。）を実施する。</u></p>
<p>二 品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。</p> <p>三 廃止措置の品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。</p>	<p>(2) 品質マネジメントシステム</p> <p>・試験炉規則第15条第2項第2号</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、法第23条第1項若しくは第26条第1項の許可（以下単に「許可」という。）又は法第43条の3の2第2項の認可を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。</p> <p>具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成・維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、試験研究用等原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように記載されていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的で、組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p> <p>その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法</p>	<p>【第1編 総則】</p> <p>第3章 品質マネジメント計画</p> <p>（品質マネジメント計画）</p> <p>第13条 <u>原子炉施設に関する保安活動を適切に実施するため、原子炉施設の設置許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</u></p> <p>1. <u>目的</u></p> <p><u>本品質マネジメント計画は、原子炉施設における保安活動に関して、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）に従って、原子炉施設の安全の確保・維持・向上を図るための保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</u></p> <p>2. <u>適用範囲</u></p> <p>3. <u>定義</u></p> <p>4. <u>品質マネジメントシステム</u></p> <p>4.1 <u>一般要求事項</u></p> <p>4.2 <u>文書化に関する要求事項</u></p> <p>4.2.1 <u>一般</u></p> <p>4.2.2 <u>品質マニュアル</u></p> <p>4.2.3 <u>文書管理</u></p> <p>4.2.4 <u>記録の管理</u></p> <p>5. <u>経営者等の責任</u></p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p> <p>2) 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p> <p>3) 内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることとしてもよい。</p> <p>(3) 廃止措置に係る品質マネジメントシステム</p> <p>・ 試験炉規則第15条第2項第3号</p> <p>(2)に加え、廃止措置の実施に係る組織、文書規定等を定めること。廃止措置の段階に応じて、保安の方法等が明確に示されていること。</p>	<p><u>5.1 経営者の関与</u></p> <p><u>5.2 原子力の安全の重視</u></p> <p><u>5.3 品質方針</u></p> <p><u>5.4 計画</u></p> <p><u>5.4.1 品質目標</u></p> <p><u>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</u></p> <p><u>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</u></p> <p><u>5.5.1 責任及び権限</u></p> <p><u>5.5.2 管理責任者</u></p> <p><u>5.5.3 管理者</u></p> <p><u>5.5.4 内部コミュニケーション</u></p> <p><u>5.6 マネジメントレビュー</u></p> <p><u>5.6.1 一般</u></p> <p><u>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット</u></p> <p><u>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット</u></p> <p><u>6. 資源の運用管理</u></p> <p><u>6.1 資源の確保</u></p> <p><u>6.2 人的資源</u></p> <p><u>6.2.1 一般</u></p> <p><u>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</u></p> <p><u>6.3 インフラストラクチャ</u></p> <p><u>6.4 作業環境</u></p> <p><u>7. 業務の計画及び実施</u></p> <p><u>7.1 業務の計画</u></p> <p><u>7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス</u></p> <p><u>7.2.1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化</u></p> <p><u>7.2.2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー</u></p> <p><u>7.2.3 外部とのコミュニケーション</u></p> <p><u>7.3 設計・開発</u></p> <p><u>7.3.1 設計・開発の計画</u></p> <p><u>7.3.2 設計・開発へのインプット</u></p> <p><u>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</u></p> <p><u>7.3.4 設計・開発のレビュー</u></p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>7.3.5 <u>設計・開発の検証</u></p> <p>7.3.6 <u>設計・開発の妥当性確認</u></p> <p>7.3.7 <u>設計・開発の変更管理</u></p> <p>7.4 <u>調達</u></p> <p>7.4.1 <u>調達プロセス</u></p> <p>7.4.2 <u>調達要求事項</u></p> <p>7.4.3 <u>調達製品等の検証</u></p> <p>7.5 <u>業務の実施</u></p> <p>7.5.1 <u>個別業務の管理</u></p> <p>7.5.2 <u>個別業務に関するプロセスの妥当性確認</u></p> <p>7.5.3 <u>識別管理及びトレーサビリティ</u></p> <p>7.5.4 <u>組織外の所有物</u></p> <p>7.5.5 <u>調達製品の保存</u></p> <p>7.6 <u>監視機器及び測定機器の管理</u></p> <p>8. <u>評価及び改善</u></p> <p>8.1 <u>一般</u></p> <p>8.2 <u>監視及び測定</u></p> <p>8.2.1 <u>組織の外部の者の意見</u></p> <p>8.2.2 <u>内部監査</u></p> <p>8.2.3 <u>プロセスの監視及び測定</u></p> <p>8.2.4 <u>検査及び試験</u></p> <p>8.3 <u>不適合管理</u></p> <p>8.4 <u>データの分析及び評価</u></p> <p>8.5 <u>改善</u></p> <p>8.5.1 <u>継続的改善</u></p> <p>8.5.2 <u>是正処置等</u></p> <p>8.5.3 <u>未然防止処置</u></p>
<p>四 廃止措置を行う者の職務及び組織に関すること</p>	<p>(4) 廃止措置を行う者の職務及び組織</p> <p>・試験炉規則第15条第2項第4号</p> <p>1) 廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>	<p>【第1編 総則】</p> <p>第2章 管理体制</p> <p>第1節 組織及び職務 (組織)</p> <p>第5条 大洗研究所(南地区)の原子炉施設の保安に関する組織は、別図第</p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>2) 廃止措置主任者の選任に関すること。</p> <p>廃止措置に係る保安の監督に関する責任者（以下「廃止措置主任者」という。）として、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い及び管理に関する専門的知識及び実務経験を有する者を廃止措置の段階に応じて配置することが、その職務及び責任範囲と併せて定められていること。また、廃止措置主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p> <p>なお、法第43条の3の2の廃止措置計画の認可を受けるとともに、試験研究用等原子炉の機能停止措置を行った場合は、法第40条第1項の「試験研究用等原子炉の運転」を行うものではないことから、その旨の保安規定の変更認可を受けた原子炉設置者については、同項の規定による当該試験研究用等原子炉に係る試験研究用等原子炉主任技術者の選任を要しない。</p> <p>ただし、原子炉設置者は、廃止措置を行うに当たっては、一般公衆や放射線業務従事者の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないよう、その進捗に応じて、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い等に関し、適切に措置を講じる責任がある。</p> <p>すなわち、原子炉設置者は、施設内に核燃料物質が存在する場合には、核燃料物質の取扱い、放射性廃棄物の取扱い及び解体作業に係る被ばく管理に関する措置を、施設内から全ての核燃料物質を搬出した場合には放射性廃棄物の取扱い及び解体作業に係る被ばく管理に関する措置を講じる責任がある。</p> <p>表1 廃止措置主任者の選任要件 廃止措置対象施設に核燃料物質が存在する場合 以下のいずれかに該当する者 イ 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状を有する者 ロ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者</p>	<p>1のとおりとする。</p> <p>2 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、理事長、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、<u>契約部長</u>及び中央安全審査・品質保証委員会をいう。</p> <p>（職務）</p> <p>第5条の2 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、原子炉施設に関する保安活動を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、原子炉施設の品質<u>マネジメント</u>活動に係る内部監査の業務を行う。</p> <p>(3) 管理責任者は、<u>第13条の「5.5.2 管理責任者」に定める業務を行う。</u></p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長は、原子炉施設の本部の品質<u>マネジメント</u>活動に係る業務、それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(5) <u>契約部長は、本部における原子炉施設の保安に係る調達業務を行う。</u></p> <p>(6) 大洗研究所担当理事は、理事長を補佐し、大洗研究所における原子炉施設に関する保安活動を統理する。</p> <p>(7) 大洗研究所長（以下「所長」という。）は、大洗研究所における原子炉施設に関する保安活動を統括する。</p> <p>(8) <u>原子力施設検査室長は、第12条の3に定める独立検査組織の検査責任者として、事業者検査に関する業務を行う。</u></p> <p>《途中省略》</p> <p>(11) 保安管理部長は、次号から第15号までに掲げる保安活動を統括するとともに、第30条第3項に規定する業務を行う。また、センター長、放射線管理部長、高速実験炉部長及び環境保全部長に対し、品質保証活動及び保安活動に関する指示又は助言を行うことができる。</p> <p>(12) 安全対策課長は、大洗研究所（南地区）における<u>安全文化の育成・維持活動及び関係法令等の遵守活動並びに保安教育の庶務に関する業務</u>を行う。</p> <p>(13) 施設安全課長は、大洗研究所（南地区）における品質<u>マネジメント</u>活動の庶務に関する業務及び原子炉施設等安全審査委員会の庶務に関</p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>ハ 技術士法第32条第1項の規定により技術士登録簿の原子力・放射線部門に登録を受けた者</p> <p>廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合以下のいずれかに該当する者</p> <p>イ 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状を有する者</p> <p>ロ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者</p> <p>ハ 技術士法第32条第1項の規定により技術士登録簿の原子力・放射線部門に登録を受けた者</p> <p>ニ 放射性同位元素等の規制に関する法律第35条第1項の第1種放射線取扱主任者免状を有する者</p>	<p>する業務を行う。</p> <p>(14) 危機管理課長は、非常の場合に講ずべき処置に関する整備及び支援に関する業務、並びに総合的な訓練に関する業務を行う。</p> <p>(15) 核物質管理課長は、原子炉施設の周辺監視区域の維持管理に関する業務を行う。 《途中省略》</p> <p>(19) 管理部長は、調達課長が行う業務を統括する。 (20) 調達課長は、大洗研究所（南地区）における原子炉施設の保安に係る調達業務を行う。 《途中省略》</p> <p>(26) 環境保全部長は、次号に掲げる保安活動を統括する。</p> <p>(27) 環境技術課長は、原子炉施設の固体状放射性廃棄物（以下「固体廃棄物」という。）及び液体廃棄物の廃棄に関する業務、DCAの廃止措置及び旧廃棄物処理建家の廃止に関する業務、DCAの保守及び核燃料物質の管理に関する業務を行う。ただし、第23号に掲げる液体廃棄物の廃棄に関する業務を除く。 《以下省略》</p> <p>第4節 独立検査組織 <u>（独立検査組織の設置）</u></p> <p>第12条の3 原子炉施設の運転・保守担当課から独立性を持たせた者による事業者検査を行うために、大洗研究所に独立検査組織を設置する。 <u>（事業者検査の独立性の確保）</u></p> <p>第12条の4 所長並びに原子炉施設の運転・保守担当課及びその上司（部長等）は、独立検査組織の運営に不当な圧力や影響を与えてはならない。</p> <p>第2節 原子炉主任技術者及び廃止措置主任者 <u>（廃止措置主任者の選任）</u></p> <p>第6条の2 所長は、DCAの廃止措置に係る保安の監督を行わせるため、DCA廃止措置主任者を次の各号に定める職員のうちから選任する。ただし、原子炉主任技術者免状を有する者以外の場合は、実務経験を考慮する。また、第4号に定める者から選任する場合は、燃料が全て施設から搬出された以降</p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>とする。</p> <p>(1) 原子炉主任技術者免状を有する者</p> <p>(2) 核燃料取扱主任者免状を有する者</p> <p>(3) 技術士登録簿の原子力・放射線部門に登録を受けた者</p> <p>(4) 第1種放射線取扱主任者免状を有する者</p> <p>2 所長は、DCA廃止措置主任者が職務を遂行できない場合、その職務を代行させるため、必要に応じ代理者を前項に基づき選任する。</p> <p>(廃止措置主任者の職務)</p> <p>第7条の2 DCA廃止措置主任者は、DCAの廃止措置に関する保安の監督を誠実に行うことを任務とし、その職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) DCAの廃止措置に関し、保安上必要な場合には、所長に対して意見を具申する。</p> <p>(2) DCAの廃止措置に関し、廃止措置の業務を行う者に対し、保安のための助言、勧告及び指示をする。</p> <p>(3) この規定の改正及び保安上重要な規則・要領等の制定、改正に参画する。</p> <p>(4) DCA年間管理計画を確認する。</p> <p>(5) 保安教育基本計画を確認する。</p> <p>(6) 法令に基づくDCAに係る定期報告を確認する。</p> <p>(7) 第32条第2項に該当する原因調査に参画し、報告書を確認する。</p> <p>(8) DCAの廃止措置計画の改正に参画する。</p> <p>(意見の尊重等)</p> <p>第8条 理事長又は大洗研究所担当理事は、第7条第1号の意見を尊重する。</p> <p>2 所長は、前条第1号の意見を尊重する。</p> <p>3 「常陽」の運転に関し、原子炉施設の業務を行う者は、第7条第2号の指示に従う。</p> <p>4 DCAの廃止措置に関し、DCAの廃止措置の業務を行う者は、前条第2号の指示に従う。</p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
<p>五 廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであって次に掲げるもの</p> <p>イ 保安教育の実施方針(実施計画の策定を含む。)に関すること。</p> <p>ロ 保安教育の内容に関することであって次に掲げるもの</p> <p>(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>(2) 試験研究用等原子炉施設の構造及び性能に関すること。</p> <p>(3) 試験研究用等原子炉施設の廃止措置に関すること。</p> <p>(4) 放射線管理に関すること。</p> <p>(5) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。</p> <p>(6) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>ハ その他試験研究用等原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項</p>	<p>(5) 廃止措置を行う者に対する保安教育</p> <p>・試験炉規則第15条第2項第5号</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者(役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。)について、保安教育実施方針が定められていること。</p> <p>2) 保安教育の内容に関して、以下の事項が定められていること。</p> <p>a) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>b) 試験研究用等原子炉施設の構造及び性能に関すること。</p> <p>c) 試験研究用等原子炉施設の廃止措置に関すること。</p> <p>d) 放射線管理に関すること。</p> <p>e) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。</p> <p>f) 非常時の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>g) その他試験研究用等原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項</p> <p>3) 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>4) 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p> <p>5) 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起ささないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。</p>	<p>【第1編 総則】</p> <p>第4章 保安教育訓練</p> <p>(保安教育等)</p> <p>第20条《省略》</p> <p>別表第4 原子炉施設に関する保安活動を行う者の保安教育(第20条)</p> <p>別表第6 放射線業務従事者の指定教育(第20条)</p> <p>別表第6.1 緊急作業従事者選定教育(第20条)</p> <p>第3章 品質マネジメント計画</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p>(1) <u>所長及び部長は、要員の力量を確保するために、教育・訓練に関する管理要領を定め、保安活動の重要度に応じて、次の事項を確実に実施する。</u></p> <p>a) <u>保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</u></p> <p>b) <u>必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。</u></p> <p>c) <u>教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。</u></p> <p>d) <u>要員が、品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識及び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にする。</u></p> <p>e) <u>要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。</u></p> <p>《以下省略》</p>
<p>六 試験研究用等原子炉施設の運転停止に関する恒久的な措置に関すること(廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。)</p>	<p>(6) 試験研究用等原子炉の運転停止に関する恒久的な措置</p> <p>・試験炉規則第15条第2項第6号</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) 試験研究用等原子炉の恒久停止に関すること。</p>	<p>【第4編 DCA管理】</p> <p>第1章 通則</p> <p>(恒久停止措置)</p> <p>第84条の2 環境技術課長は、恒久停止措置として、炉心タンクから燃料を全て抜き取り、炉心タンクに封印蓋を取り付け、燃料を装荷できないよ</p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	2) 施設の運転上の遵守事項に関すること。	うにし、計測制御系統施設の機能停止、並びに起動用中性子源を取り外した状態とする。前条の第3段階のうち、炉心タンクの解体撤去を行う場合は、封印蓋を取り外した後に実施する。
七 試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査に関すること。	<p>(7) 試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査</p> <p>・試験炉規則第15条第2項第7号</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) 試験研究用等原子炉施設の保安に関する重要事項及び試験研究用等原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。</p>	<p>【第1編 総則】</p> <p>第2章 管理体制</p> <p>第3節 委員会</p> <p>(中央安全審査・品質保証委員会)</p> <p>第10条《省略》</p> <p>(原子炉施設等安全審査委員会の設置及び構成)</p> <p>第11条《省略》</p> <p>(原子炉施設等安全審査委員会の審議事項)</p> <p>第11条の2《省略》</p> <p>(品質保証推進委員会の設置及び構成)</p> <p>第12条《省略》</p> <p>(品質保証推進委員会の審議事項)</p> <p>第12条の2《省略》</p>
八 管理区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。	<p>(8) 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びに立入制限</p> <p>・試験炉規則第15条第2項第8号</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。</p> <p>2) 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びこれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。</p> <p>3) 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定めら</p>	<p>【第1編 総則】</p> <p>第6章 職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理</p> <p>(職員等以外の者に対する保安措置)</p> <p>第29条《省略》</p> <p>(職員等以外の者に対する放射線管理)</p> <p>第30条《省略》</p> <p>【第2編 放射線管理】</p> <p>第1章 管理区域等の管理</p> <p>第1節 管理区域等</p> <p>(管理区域)</p> <p>第38条《省略》</p> <p>(管理区域の一時解除)</p> <p>第39条《省略》</p> <p>(一時管理区域)</p> <p>第40条《省略》</p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>れていること。</p> <p>4) 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。</p> <p>5) 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>6) 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</p> <p>7) 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。</p> <p>8) 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。</p> <p>9) 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。</p> <p>10) 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</p>	<p>(立入禁止区域)</p> <p>第4 1条《省略》</p> <p>(立入制限区域)</p> <p>第4 2条《省略》</p> <p>(保全区域)</p> <p>第4 3条《省略》</p> <p>(周辺監視区域)</p> <p>第4 4条《省略》</p> <p>(管理区域等の表示)</p> <p>第4 5条《省略》</p> <p>第2節 管理区域等の出入管理 (管理区域に立ち入る者の区分)</p> <p>第4 6条《省略》 (放射線業務従事者の指定及び解除)</p> <p>第4 7条《省略》 (管理区域の出入り管理)</p> <p>第4 8条《省略》 (立入制限区域への立入り)</p> <p>第4 9条《省略》 (立入禁止区域への立入り)</p> <p>第5 0条《省略》 (保全区域の出入管理)</p> <p>第5 1条《省略》 (周辺監視区域への立入り制限)</p> <p>第5 2条《省略》 (飲食又は喫煙の禁止)</p> <p>第5 3条《省略》 (管理区域外への物品の持ち出し)</p> <p>第5 4条《省略》</p> <p>【第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理】 第1章 核燃料物質等の運搬及び輸送</p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		(周辺監視区域内運搬) 第73条《省略》 (周辺監視区域外運搬) 第74条《省略》
九 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。	(9) 排気監視設備及び排水監視設備 ・試験炉規則第15条第2項第9号 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。 これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体での管理方法の一部として、(17)における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、(11)における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	第11号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項及び第18号における施設管理に関する事項として記載
十 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。	(10) 線量、線量当量、汚染の除去等 ・試験炉規則第15条第2項第10号 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。 2) 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。 3) 試験炉規則第7条に基づく床・壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。 4) 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率	【第2編 放射線管理】 第1章 管理区域等の管理 第3節 管理区域内の作業及び作業環境管理等 （放射線作業計画） 第55条 管理区域内で作業を担当する課長（以下「作業担当課長」という。）は、放射線被ばく又は汚染を伴う作業を行う場合は、 <u>線量が合理的に達成できる限り低くなるよう、放射線作業計画を作成し、当該管理区域管理者及び放射線管理第1課長の同意を得る。</u> 2 前項の放射線作業計画には、次の各号に掲げる事項を記載する。 (1) 作業予定期間 (2) 作業者名 (3) 作業内容 (4) 作業場所 (5) 放射線管理上の措置 3 放射線管理第1課長は、第1項の同意を行う場合は、保護具、個人線量

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>等の測定に関する事項が定められていること。</p> <p>5) 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。</p> <p>6) 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の事業所外への運搬に関する行為（事業所外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、(12)又は(13)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>7) 法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可において記載された内容を満足するよう、同法第61条の2第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分等を明確にするため、(13)における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>8) 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として記載していること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分等を明確にするため、(13)における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>9) 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。</p>	<p>計の着用等の放射線管理上の条件を付すこと。</p> <p>（放射線作業の実施）</p> <p>第56条《省略》 （線量率等の測定）</p> <p>第57条《省略》 （測定により異常を認めた場合の措置）</p> <p>第58条《省略》</p> <p>第2章 被ばく管理</p> <p>第1節 被ばくの防止 （線量限度）</p> <p>第59条《省略》 （緊急作業上の被ばく管理）</p> <p>第60条《省略》</p> <p>第2節 線量の評価 （外部被ばくによる線量の評価）</p> <p>第61条《省略》 （内部被ばくによる線量の評価）</p> <p>第62条《省略》 （評価により異常を認めた場合の措置）</p> <p>第63条《省略》 （線量の通知）</p> <p>第64条《省略》</p> <p>第3節 被ばくに対する措置 （被ばく原因の調査）</p> <p>第65条《省略》 （管理区域内作業の制限）</p> <p>第66条《省略》</p> <p>【第4編 DCA管理】</p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>第2章 廃止措置管理 <u>（「放射性廃棄物でない廃棄物」の管理）</u> 第86条の8 環境技術課長は、管理区域内に設置されている設備等を構成している金属、コンクリート、ガラス、プラスチック等（以下「資材等」という。）を、「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物（以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。）とする場合は、次の各号に掲げる措置を講じて環境保全部長の承認を得る。 <u>（1）使用履歴の記録等が管理されている資材等については、管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを確認する。</u> <u>（2）汚染された資材等については、その汚染部位の特定・分離を行う。</u> <u>（3）適切な測定方法により「念のための放射線測定」を行い、汚染がないことを確認する。</u> 2 環境保全部長は、前項の承認をしようとする場合は、あらかじめDCA廃止措置主任者及び放射線管理第1課長の同意を得る。 3 環境技術課長は、第1項で承認を得た「放射性廃棄物でない廃棄物」について、管理区域から搬出するまでの間、放射性廃棄物との混在防止の措置及び汚染を防止するための措置を講じる。</p>
<p>十一 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。</p>	<p>(11) 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法 ・試験炉規則第15条第2項第11号 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。 2) 放射線測定器の機能維持の方法等については、施設全体での管理方法の一部として、(17)における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>（放射線管理用機器の管理） 第71条 放射線管理第1課長は、別表第19、別表第20の第1欄に掲げる放射線管理用機器の種類について、それぞれ該当する表の第3欄に掲げる台数を備えつける。 2 放射線管理第1課長は、第87条の4及び第135条の5に定める保全活動により、放射線管理用機器に異常を認めた場合は、修理あるいは代替品の手当て等の措置を講じる。ただし、モニター設置場所が窒素雰囲気の場合を除く。 3 環境監視線量計測課長は、別表第17に掲げる放射線管理用機器を備えつける。 4 環境監視線量計測課長は、前項に規定する放射線管理用機器について設備保全整理表に定めるところにより年1回の点検を行う。 5 環境監視線量計測課長は、前項の結果について、放射線管理部長に報告する。</p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
<p>十二 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関する事（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。</p>	<p>(12) 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験炉規則第15条第2項第12号 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しない措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること及び貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。 2) 新燃料及び使用済燃料の事業所外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に関する事が定められていること。なお、この事項は、(10)及び(13)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。 	<p>その他、第18号における施設管理に関する事項として記載</p> <p>【第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理】</p> <p>第1章 核燃料物質等の運搬及び輸送</p> <ul style="list-style-type: none"> (周辺監視区域内運搬) 第73条《省略》 (周辺監視区域外運搬) 第74条《省略》 <p>【第4編 DCA管理】</p> <p>第4章 核燃料物質の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> (燃料の受払いに係る検査) 第94条 (燃料の運搬) 第95条 (燃料の貯蔵) 第95条の2 (燃料の取扱い) 第96条
<p>十三 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関する事。</p>	<p>(13) 放射性廃棄物の廃棄</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験炉規則第15条第2項第13号 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。 2) 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。 3) 放射性固体廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されている事が明記されていること。なお、この事項は、(10)及び(12)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。 	<p>【第2編 放射線管理】</p> <p>第3章 環境監視</p> <ul style="list-style-type: none"> (周辺監視区域内外における線量率等の測定) 第68条《省略》 (環境監視に係る措置) 第70条《省略》 <p>【第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理】</p> <p>第2章 放射性廃棄物等の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> (固体廃棄物の廃棄) 第75条 (廃棄物の仕掛品を固体廃棄物として引き渡す際の措置) 第75条の2 (液体廃棄物の容器による廃棄) 第76条 (廃液タンクの液体廃棄物の廃棄)

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>4) 放射性液体廃棄物の放出箇所、放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>5) 放射性気体廃棄物の放出箇所及び放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>6) 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。</p> <p>7) ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</p>	<p>第77条《途中省略》</p> <p><u>6 管理区域管理者は、周辺監視区域外に放出する液体廃棄物中の放射性物質の量が別表第26に掲げる放出管理目標値を超えないように管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理する。</u></p> <p>（気体状放射性廃棄物の廃棄）</p> <p>第78条《途中省略》</p> <p>8 管理区域管理者は、「常陽」の排気口における放射性物質の放出量が別表第27に定める放出管理目標値を超えないように管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理する。</p> <p>（放射性廃棄物の排出に伴う措置）</p> <p>第79条</p> <p>第3章 廃棄物管理施設へ引き渡す放射性廃棄物等の管理 （放射性廃棄物の発生量の推定等）</p> <p>第81条 （廃棄物の仕掛品の管理）</p> <p>第81条の2 （放射性廃棄物の引渡しに当たっての措置）</p> <p>第82条 （廃棄物一時保管場所の指定）</p> <p>第83条</p>
<p>十四 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p>	<p>(14) 非常の場合に講ずべき処置</p> <p>・試験炉規則第15条第2項第14号</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</p> <p>2) 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。</p> <p>3) 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報すること（事業所内の見学者、外部研究者等に対す</p>	<p>【第1編 総則】</p> <p>第3章 品質マネジメント計画</p> <p><u>4.2 文書化に関する要求事項</u></p> <p><u>4.2.1 一般</u></p> <p><u>品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。</u></p> <p><u>また、別表第3に原子炉施設に係る品質マネジメントシステム文書体系を示す。</u></p> <p>(1) 品質方針及び品質目標</p> <p>(2) 品質マニュアル（一次文書）</p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>る避難指示等を含む。)が定められていること。</p> <p>4) 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。</p> <p>5) 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急処置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</p> <p>6) 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</p> <p>a) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を試験研究用等原子炉設置者に書面で申し出た者であること。</p> <p>b) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>c) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>7) 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。</p> <p>8) 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。</p> <p>9) 防災訓練の実施頻度について定められていること。</p>	<p><u>本品質マネジメント計画</u> <u>大洗研究所原子炉施設等品質マネジメント計画書（以下「施設品質マネジメント計画書」という。）</u></p> <p>(3) この規定が要求する手順及び組織が必要と判断した規則等の文書（二次文書）及び記録</p> <p>(4) <u>組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、二次文書以外に組織が必要と判断した指示書、図面等を含む文書（三次文書）及び記録</u></p> <p>第4章 保安教育訓練 （保安訓練）</p> <p>第21条 所長は、別表第8（1）に掲げる総合的な訓練を実施する。なお、<u>総合的な訓練は、「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所原子力事業者防災業務計画」（以下「原子力事業者防災業務計画」という。）に基づく防災訓練と併せて実施することができる。</u></p> <p>2 施設管理統括者は、原子炉施設に常時立ち入り保安活動を行う者に対して、別表第8（2）に掲げる保安訓練を実施する。</p> <p>3 施設管理統括者は、前項の保安訓練の実施結果を年1回、所長及び当該施設を所掌するセンター長に報告する。</p> <p>4 第2項の訓練は、第1項の総合的な訓練と兼ねることができる。</p> <p>5 施設管理統括者は、緊急作業に従事する要員として選定を受けようとする者について、別表第8（3）に掲げる緊急作業に係る訓練を実施する。また、選定後は、毎年度1回以上、訓練を実施する。</p> <p>6 前項の訓練は、第1項の総合的な訓練と同等の項目については、兼ねることができる。</p> <p>第5章 非常の場合に講ずべき処置 第1節 事前の措置 （事前措置） 第22条《省略》</p> <p>第2節 非常事態における活動 （通報及び応急措置）</p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>第23条《省略》 （現地対策本部の設置）</p> <p>第24条《省略》 （理事長及び関係機関への通報）</p> <p>第25条《省略》 （非常事態における活動）</p> <p>第26条 現地対策本部は、人命の救助、<u>避難</u>、事故の原因除去、拡大防止等に関する防護活動を行う。</p> <p>（非常事態の解除）</p> <p>第27条《省略》 <u>（原子力災害対策特別措置法に基づく措置）</u></p> <p>第28条 <u>原子力災害対策特別措置法に定める事象が発生した場合は、この規定によらずに原子力事業者防災業務計画に基づき措置するものとする。</u></p> <p>【第2編 放射線管理】 第2章 被ばく管理 第1節 被ばくの防止 （緊急作業上の被ばく管理） 第60条《省略》</p> <p>【第4編 DCA管理】 第3章 施設管理 （異常時の措置） 第93条《省略》 （地震時の措置） 第93条の2《省略》</p>
<p>十五 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故が発生した場合における試験研究用等原子炉施設の機能の保全に関</p>	<p>(15)設計想定事象等に係る試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置</p> <p>・試験炉規則第15条第2項第15号</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されている</p>	<p>【第1編 総則】 第3章 品質マネジメント計画 4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般</p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
<p>する措置に関すること。</p>	<p>こと。</p> <p>1) 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針又は法第43条の3の2第2項の認可を受けた廃止措置計画に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p> <p>a) 試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。</p> <p>イ 火災</p> <p>可燃物管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。</p> <p>ロ 発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるもの（以下「多量の放射性物質等を放出する事故」という。）</p> <p>当該事故の拡大を防止するために必要な措置に関すること。</p> <p>b) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、毎年1回以上定期に実施すること。</p> <p>c) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。</p> <p>d) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>	<p><u>品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。</u></p> <p><u>また、別表第3に原子炉施設に係る品質マネジメントシステム文書体系を示す。</u></p> <p>(1) <u>品質方針及び品質目標</u></p> <p>(2) <u>品質マニュアル（一次文書）</u> 本品質マネジメント計画 大洗研究所原子炉施設等品質マネジメント計画書（以下「施設品質マネジメント計画書」という。）</p> <p>(3) <u>この規定が要求する手順及び組織が必要と判断した規則等の文書（二次文書）及び記録</u></p> <p>(4) <u>組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、二次文書以外に組織が必要と判断した指示書、図面等を含む文書（三次文書）及び記録</u></p> <p>6.2.2 <u>力量、教育・訓練及び認識</u></p> <p>(1) <u>所長及び部長は、要員の力量を確保するために、教育・訓練に関する管理要領を定め、保安活動の重要度に応じて、次の事項を確実に実施する。</u></p> <p>a) <u>保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</u></p> <p>b) <u>必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。</u></p> <p>c) <u>教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。</u></p> <p>d) <u>要員が、品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識及び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にする。</u></p> <p>e) <u>要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</u></p> <p>《以下省略》</p> <p>【第4編 DCA管理】 第3章 施設管理 （異常時の措置） 第93条《省略》</p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
<p>十六 試験研究用等原子炉施設に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第十六条の十四各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。</p> <p>十七 廃止措置に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第十六条の十四各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。</p>	<p>(16) 試験研究用等原子炉施設及び廃止措置に係る保安に関する適正な記録及び報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験炉規則第15条第2項第16号及び第17号 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 試験研究用等原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。 2) 試験炉規則第6条に定める記録について、その記録の管理に関すること(計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。)が定められていること。 3) 事業所長及び廃止措置主任者に報告すべき事項が定められていること。 4) 特に、試験炉規則第16条の14各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が定められていること。 5) 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。 	<p>(地震時の措置) 第93条の2《省略》</p> <p>【第1編 総則】 第3章 品質マネジメント計画 4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 保安に係る各組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。</p> <p>(2) 安全・核セキュリティ統括部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、大洗研究所の「大洗研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。</p> <p>a) 記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する管理を行う。</p> <p>b) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</p> <p>第7章 記録及び報告 (記録及び保存) 第31条 原子炉施設の保安に関する記録事項を、試験炉規則第6条に基づき別表第9.1及び別表第9.2に示すところにより記録し保存する。 2 この規定に定める保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する記録は、第13条「4.2.4 記録の管理」に基づき記録し保存する。</p> <p>(故障等の報告) 第32条《省略》</p>
<p>十八 試験研究用等原子炉施設等の施設管理に関すること(使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することを含む)。</p>	<p>(17) 試験研究用等原子炉施設の施設管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験炉規則第15条第2項第18号 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 施設管理の方針の策定、施設管理の目標の策定、施設管理実施計画の策定・実施、これらの評価・改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発 	<p>【原科研原子炉施設保安規定第1編(総則)】 【第1編 総則】 第1章 通則 (基本方針) 第1条の2 前条の目的を達成するため、安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会による放射線防護の精神にのっとり、試験研究用等原子炉の運転等による災害防止のために適切な品質マネジメント活動のもと保安活動を実施する。</p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定）を参考として定められていること（廃止措置計画の認可後に安全機能を維持する必要がある施設の施設管理を含む。）。</p> <p>2) 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。</p> <p>なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に検査を実施させることとしてもよい。</p>	<p>2 法第35条第1項の規定に基づき、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号。以下「試験炉規則」という。）第9条第1項第1号から第4号までの定めに従って、原子炉施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関する施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を定め、保全活動を実施する。</p> <p>《以下省略》</p> <p>（定義）</p> <p>第3条《途中省略》</p> <p>(23) 「保全活動」とは、保安活動のうち、原子炉施設の設備の機能又は性能を確認、維持又は向上させる活動をいう。</p> <p>(24) 「事業者検査」とは、法第28条第1項に基づき事業者が行う使用前事業者検査（溶接検査を含む。）及び法第29条第1項に基づき事業者が行う定期事業者検査をいう。</p> <p>(25) 「廃止措置対象施設」とは、法第43条の3の2第2項の認可を受けた廃止措置計画（同条第3項において読み替えて準用する法第12条の6第3項又は第5項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの）に係る廃止措置の対象となる原子炉施設をいう。</p> <p>(26) 「性能維持施設」とは、廃止措置対象施設において、廃止措置期間中に性能を維持すべき原子炉施設（設備・機器）をいう。</p> <p>(27) 「施設管理方針」とは、原子炉施設が法第23条第1項若しくは第26条第1項の許可又は法第43条の3の2第2項の認可を受けたところによるものであり、かつ、「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」（令和2年原子力規制委員会規則第7号。以下「技術基準規則」という。）に定める技術基準に適合する性能を有するよう（廃止措置対象施設においては性能維持施設に限る。）、これを設置し、及び維持するために、策定する方針をいう。</p> <p>(28) 「施設管理目標」とは、施設管理方針に従って達成すべき、原子炉施設ごとの施設管理の目標（廃止措置対象施設以外にあっては、施設管理の重要度が高い設備について定量的に定める目標を含む。）をいう。</p> <p>(29) 「施設管理実施計画」とは、施設管理目標を達成するために、原子炉施設ごとに策定する計画（施設管理の総体としての文書体系）をいい、</p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p><u>次の①から⑧までに掲げる事項を含む。</u></p> <p><u>① 施設管理実施計画の始期及び期間に関する事項</u></p> <p><u>② 原子炉施設の設計及び工事に関する事項</u></p> <p><u>③ 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関する事項</u></p> <p><u>④ 原子炉施設の点検、検査の方法、実施頻度及び時期（原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関する事項</u></p> <p><u>⑤ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関する事項</u></p> <p><u>⑥ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関する事項</u></p> <p><u>⑦ ⑥の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関する事項</u></p> <p><u>⑧ 原子炉施設の施設管理に係る記録に関する事項</u></p> <p><u>(30) 「設備保全整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、原子炉施設の工事の方法及び時期に関する事項、原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関する事項について、設備・機器単位で整理した表をいう。</u></p> <p><u>(31) 「検査要否整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、原子炉施設の検査の方法に関する事項について、技術基準規則の条項単位で整理した表をいう。</u></p> <p>《以下省略》</p> <p>【第2編 放射線管理】</p> <p>第4章 放射線管理設備等の管理</p> <p><u>（施設管理目標の策定）</u></p> <p><u>第70条の2 放射線管理部長は、環境監視線量計測課が所掌する放射線管理用機器について、第1条の2第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標を策定する。</u></p> <p><u>2 放射線管理部長は、前項の施設管理目標について所長の承認を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p><u>3 放射線管理部長は、前項の承認を得たときは、施設管理統括者に通知する。</u></p> <p><u>（施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定）</u></p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>第70条の3 <u>環境監視線量計測課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定する。ただし、目標設定すべき重要度の高い機器がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>環境監視線量計測課長は、前項の定量的な施設管理目標（策定した場合に限る。）について、放射線管理部長の承認を得る。これを変更しようとするときも同様とする。</u></p> <p>3 <u>放射線管理部長は、前項の承認をしようとするときは、常陽原子炉主任技術者又はDCA廃止措置主任者の同意を得る。</u></p> <p>4 <u>環境監視線量計測課長は、第2項の承認を得たときは、施設管理者に通知する。</u></p> <p><u>（施設管理実施計画等の策定）</u></p> <p>第70条の4 <u>環境監視線量計測課長は、所掌する機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定する。ただし、施設管理上必要としない事項については、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</u></p> <p>(2) <u>原子炉施設の設計及び工事に関すること。</u></p> <p>(3) <u>原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</u></p> <p>(4) <u>原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（原子炉施設の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関すること。</u></p> <p>(5) <u>原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</u></p> <p>(6) <u>原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</u></p> <p>(7) <u>前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</u></p> <p>(8) <u>原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</u></p> <p>2 <u>環境監視線量計測課長は、所掌する機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定する。</u></p> <p>(1) <u>原子炉施設の工事の方法及び時期</u></p> <p>(2) <u>原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u></p> <p>3 <u>環境監視線量計測課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表について、放射線管理部長の承認を得る。これを変更しようとするときも同様とする。</u></p> <p>4 <u>放射線管理部長は、前項の承認をしようとするときは、常陽原子炉主任技術者又はDCA廃止措置主任者の同意を得る。</u></p> <p>5 <u>環境監視線量計測課長は、第3項の承認を得たときは、施設管理者に通</u></p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>知する。</p> <p><u>(保全活動の実施)</u> <u>第70条の5 環境監視線量計測課長は、所掌する機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施する。</u></p> <p><u>(保全活動の有効性評価及び改善)</u> <u>第70条の6 環境監視線量計測課長は、所掌する機器について、保全活動(工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。)の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行う。</u></p> <p><u>(放射線管理用機器の管理)</u> <u>第71条 放射線管理第1課長は、別表第19、別表第20の第1欄に掲げる放射線管理用機器の種類について、それぞれ該当する表の第3欄に掲げる台数を備えつける。</u> <u>2 放射線管理第1課長は、第87条の4及び第135条の5に定める保全活動により、放射線管理用機器に異常を認めた場合は、修理あるいは代替品の手当て等の措置を講じる。ただし、モニター設置場所が窒素雰囲気の場合を除く。</u> <u>3 環境監視線量計測課長は、別表第17に掲げる放射線管理用機器を備えつける。</u> <u>4 環境監視線量計測課長は、前項に規定する放射線管理用機器について設備保全整理表に定めるところにより年1回の点検を行う。</u> <u>5 環境監視線量計測課長は、前項の結果について、放射線管理部長に報告する。</u></p> <p>【第4編 DCA管理】 <u>第3章 施設管理</u> <u>(施設管理目標の策定)</u> <u>第87条 環境保全部長は、放射線管理部長と協議のうえ、「DCA」について、第1条の2第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って、達成すべき施設管理目標を策定し、環境センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。これを変更する場合も、同様とする。</u> <u>2 環境保全部長は、前項の承認を得た場合は、放射線管理部長に通知する。</u></p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>(施設管理の重要度が高いシステムに対する定量的な目標の策定)</p> <p>第87条の2 環境技術課長及び放射線管理第1課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定する。ただし、目標設定すべき重要度の高い設備・機器がない場合は、この限りでない。</p> <p>2 環境技術課長は、前項の定量的な施設管理目標（策定した場合に限る。）をとりまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、環境保全部長の承認を受ける。これを変更する場合も、同様とする。</p> <p>3 環境保全部長は、前項の承認をしようとする場合は、DCA廃止措置主任者の同意を得る。</p> <p>4 環境技術課長は、第2項の承認を受けた場合は、放射線管理第1課長に通知する。</p> <p>(施設管理実施計画等の策定)</p> <p>第87条の3 環境技術課長及び放射線管理第1課長は、所掌する設備・機器（性能維持施設に限る。）について、次の各号に掲げる事項を記載した施設管理実施計画を策定する。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>(2) 原子炉施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>(3) 原子炉施設の巡視に関すること。</p> <p>(4) 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関すること。</p> <p>(5) 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>(6) 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処理を含む。）に関すること。</p> <p>(8) 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 環境技術課長及び放射線管理第1課長は、所掌する設備・機器（性能維持施設に限る。）について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定する。</p> <p>(1) 原子炉施設の工事の方法及び時期</p> <p>(2) 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>3 <u>第1項及び前項において、廃止措置に係る施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は、第85条の定めにより作成する「年間管理計画」において特別な状態にある期間とその内容を示したうえで、その特別な措置として試験炉規則第9条第1項第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画並びに特別な設備保全整理表及び特別な検査要否整理表を定めることができる。</u></p> <p>4 <u>環境技術課長は、第1項から第3項までの施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表をとりまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、環境保全部長の承認を得る。これを変更する場合も、同様とする。</u></p> <p>5 <u>環境保全部長は、前項の承認をしようとする場合は、DCA廃止措置主任者の同意を得る。</u></p> <p>6 <u>環境技術課長は、第4項の承認を得た場合は、放射線管理第1課長に通知する。</u></p> <p><u>(保全活動の実施)</u></p> <p><u>第87条の4 環境技術課長及び放射線管理第1課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施する。</u></p> <p><u>(保全活動の有効性評価及び改善)</u></p> <p><u>第87条の5 環境技術課長及び放射線管理第1課長は、所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行う。</u></p> <p><u>(巡視)</u></p> <p><u>第88条 環境技術課長は、次の各号に掲げる設備を毎日1回以上（機構の休日を除く。）巡視し、異常のないことを確認する。また、機構の休日の場合は1日1回以上施設を巡視し異常のないことを確認する。</u></p> <p><u>(1) 非常用電源設備及び一般電源設備</u></p> <p><u>(2) 炉室系統の給排気設備</u></p> <p><u>(3) 炉室以外の管理区域系統の給排気設備</u></p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>2 環境技術課長は、前項において異常を認めた場合は、その旨を環境保全部長に報告する。</p> <p>3 環境保全部長は、前項の報告を受けた場合は、DCA廃止措置主任者に報告するとともに、第32条に規定する故障等に至るおそれがあると認めた場合は、所長及び環境センター長に報告する。</p> <p>(定期事業者検査)</p> <p>第90条 原子力施設検査室長は、「DCA」の定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、DCA廃止措置主任者の同意を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 定期事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>ニ 定量的な施設管理の目標(第87条の2の規定により策定した場合に限る。)</p> <p>(2) 定期事業者検査要領</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 環境技術課長及び放射線管理第1課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の定期事業者検査に必要な情報を提供する。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い定期事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、DCA廃止措置主任者の確認を得る。</p> <p>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、環境技術課長及び放射線管理第1課長に通知する。</p> <p>5 環境技術課長は、前項の通知を受けた場合は、環境保全部長に報告する。</p> <p>6 放射線管理第1課長は、第4項の通知を受けた場合は、放射線管理部長</p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p><u>に報告する。</u></p> <p>(修理及び改造)</p> <p>第91条 環境技術課長は本体施設等について、放射線管理第1課長は放射線管理施設について、必要と認めた場合は、<u>修理及び改造を行うことができる。</u></p> <p>2 環境技術課長は本体施設等、放射線管理第1課長は放射線管理施設について、<u>修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が使用前事業者検査を伴う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、環境保全部長の同意を得る。</u></p> <p>イ <u>修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p>ロ <u>修理及び改造の内容</u></p> <p>ハ <u>予定期間</u></p> <p>3 環境保全部長は、前項の同意をした場合は、環境センター長の確認を受けたのちに、<u>所長の承認を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>4 所長は、<u>前項の承認をしようとする場合は、DCA廃止措置主任者の同意を得る。</u></p> <p>(使用前事業者検査)</p> <p>第91条の2 原子力施設検査室長は、<u>使用前事業者検査を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、DCA廃止措置主任者の同意を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>使用前事業者検査実施(受検)計画</u></p> <p>イ <u>対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p>ロ <u>検査の内容</u></p> <p>ハ <u>予定期間</u></p> <p>(2) <u>使用前事業者検査要領</u></p> <p>イ <u>対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p>ロ <u>検査の項目及び検査場所</u></p> <p>ハ <u>検査前条件</u></p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>二 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 環境技術課長及び放射線管理第1課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の使用前事業者検査に必要な情報を提供する。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い使用 前事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、DCA廃止措置主任者 の確認を得る。</p> <p>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、環 境技術課長及び放射線管理第1課長に通知する。</p> <p>5 環境技術課長は、前項の通知のうち、第1項の同意に係る通知を受けた 場合は、環境保全部長に報告する。</p> <p>6 放射線管理第1課長は、第4項の通知のうち、第1項の同意に係る通知 を受けた場合は、放射線管理部長に報告する。</p> <p>(保守結果の通知等)</p> <p>第92条 環境技術課長は、第90条の定期事業者検査を終了したとき、第 91条第2項の修理及び改造計画に基づく作業及び前条の使用前事業者 検査を終了したときは、その結果をとりまとめ、環境保全部長に報告すると ともに、関係する課長に通知する。</p> <p>2 環境保全部長は、前条第5項及び前項の報告を受けたときは、DCA廃 止措置主任者に通知するとともに、所長及び環境センター長に報告する。</p>
<p>十九 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の試験研究用等原子炉設置者との共有に関する こと。</p>	<p>(18)保安に関する技術情報についての他の試験研究用等原子炉設置者との共有</p> <ul style="list-style-type: none"> 試験炉規則第15条第2項第19号 <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の試験研究用等原子炉施設の保安を向上させるための措置が記載されていること。</p>	<p>【第1編 総則】</p> <p>第3章 品質マネジメント計画</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長及び部長は、他の原子炉施設から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の 手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、 大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要 領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、 部長及び課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見（核 燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。）を収集し、起こり得る不適</p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。 <u>この活用には、得られた知見や技術情報を他の原子炉設置者と共有することも含む。</u></p> <p>a) <u>起こり得る不適合及びその原因についての調査</u> b) <u>不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</u> c) <u>必要な処置の決定及び実施</u> d) <u>とった未然防止処置の有効性のレビュー</u></p> <p>(2) <u>全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。</u></p>
<p>二十 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。</p>	<p>(19) 不適合発生時の情報の公開 ・試験炉規則第15条第2項第20号 本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) 試験研究用等原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。 2) 情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要な事項が定められていること。</p>	<p>【第1編 総則】 第3章 品質マネジメント計画 8.3 不適合管理</p> <p><u>安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長又は部長は、不適合の処理に関する管理の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</u></p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</u></p> <p>(2) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</u></p> <p>a) <u>不適合を除去するための処置を行う。</u> b) <u>不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース(次工程への引渡し)又は合格と判定することを正式に許可する。</u> c) <u>本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</u> d) <u>外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</u></p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>(3) <u>不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</u></p> <p>(4) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</u></p> <p>(5) <u>所長は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。</u></p> <p>(6) <u>安全・核セキュリティ統括部長は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</u></p>
<p>二十一 廃止措置の管理に関する こと。</p>	<p>(20) 廃止措置の管理</p> <p>・試験炉規則第15条第2項第21号</p> <p>廃止措置作業の計画、廃棄物の管理、廃止措置の実施の管理について、必要な事項が記録されていること。</p>	<p>【第4編 DCA管理】</p> <p>第1章 通則</p> <p><u>（適用範囲）</u></p> <p>第84条 この編は、DCA廃止措置計画の第3段階（原子炉本体の解体撤去）及び第4段階（原子炉建屋等の解体撤去等）に適用する。</p> <p><u>（恒久停止措置）</u></p> <p>第84条の2 環境技術課長は、恒久停止措置として、炉心タンクから燃料を全て抜き取り、炉心タンクに封印蓋を取り付け、燃料を装荷できないようにし、計測制御系統施設の機能停止、並びに起動用中性子源を取り外した状態とする。前条の第3段階のうち、炉心タンクの解体撤去を行う場合は、封印蓋を取り外した後に実施する。</p> <p><u>（年間管理計画）</u></p> <p>第85条 環境技術課長は、次の各号に掲げる事項を記載した年間管理計画書を作成し、放射線管理第1課長と協議のうえ、環境保全部長の確認を受ける。</p> <p>(1) 廃止措置に係る項目及びその予定期間</p> <p>(2) 定期事業者検査の対象となる設備・機器等の名称、検査項目、予定期間及び検査の実施体制</p> <p>2 環境保全部長は、前項に定める年間管理計画書について、環境センター長の承認を得る。</p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>3 <u>環境保全部長は、前項の承認を得る場合は、あらかじめDCA廃止措置主任者の同意を得る。</u></p> <p>4 <u>環境センター長は、第2項の承認をしたときは所長へ報告する。</u></p> <p><u>第2章 廃止措置管理</u> <u>(対象施設・設備等の維持管理)</u></p> <p><u>第86条 環境技術課長は、解体撤去工事又は核燃料物質等による汚染の除去工事を行う場合は、残存する各施設・設備のうち、原子炉施設外への放射性物質の放出抑制、放射性物質の処理処分、放射線業務従事者の放射線被ばくの低減に必要な設備等、廃止措置期間中に機能を維持すべき施設・設備については、解体撤去の各過程に応じて要求される機能を維持する。</u></p> <p><u>2 環境技術課長は、放射化している炉心及びその周辺部に設置されている機器並びに炉室建屋等の構造物、放射化した腐食生成物等及びトリチウムにより汚染している炉心タンク、炉内構造物、重水系設備等について、第86条の9第2項に基づく措置を完了するまで放射性物質の漏えい防止及び拡散防止の機能が維持されていることを確認する。</u></p> <p><u>(汚染状況等の調査)</u></p> <p><u>第86条の2 環境技術課長は、次条に基づく廃止措置作業の計画の策定に資するため、必要に応じて汚染状況等の調査を実施することができる。</u></p> <p><u>2 環境技術課長は、原子炉施設を活用した廃止措置及び高経年化に係る調査及び研究を実施するに当たっては、次条の廃止措置作業の計画に基づく工事並びに第86条の9に基づき管理する施設に影響を与えないことを確認する。</u></p> <p><u>(廃止措置作業の計画)</u></p> <p><u>第86条の3 環境技術課長は、廃止措置計画に基づき工事を実施しようとするときは、工事件名ごとに工事対象範囲の汚染の状況の確認を行った上で、次の各号に掲げる項目を記載した「廃止措置作業の計画」を策定する。</u></p> <p><u>(1) 工事件名</u></p> <p><u>(2) 対象施設・設備名</u></p> <p><u>(3) 工事場所</u></p> <p><u>(4) 工事期間</u></p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>(5) <u>工事内容</u></p> <p>(6) <u>工事方法</u></p> <p>(7) <u>工程表</u></p> <p>(8) <u>工事体制</u></p> <p>(9) <u>放射線管理及び安全確保対策</u></p> <p>イ <u>漏えい及び拡散防止対策</u></p> <p>ロ <u>被ばく低減対策</u></p> <p>ハ <u>事故防止対策</u></p> <p>(10) <u>放射性廃棄物及び解体物撤去等の管理</u></p> <p>2 <u>環境技術課長は、前項に定める廃止措置作業の計画の作成に当たっては、廃止措置計画に記載する廃止措置の基本方針及び解体撤去に係る安全確保対策を考慮する。</u></p> <p>3 <u>環境技術課長は、第1項に定める廃止措置作業の計画の作成に当たっては、工事を必要に応じて分割又は統合することができる。分割又は統合する場合は、廃止措置計画に記載された安全確保対策に影響がないことを確認する。</u></p> <p>4 <u>環境技術課長は、第1項に定める廃止措置作業の計画の作成に当たり、工事中に解体物撤去等を一時保管（仮置き）する場合は、管理方法について記載する。</u></p> <p>5 <u>環境技術課長は、汚染の除去工事を廃止措置対象施設の解体撤去工事において実施する場合は、解体撤去の廃止措置作業の計画に含めることができる。</u></p> <p>6 <u>環境技術課長は、解体撤去工事及び汚染の除去工事において、廃止措置計画に定める廃止措置のための装置を導入する場合は、廃止措置作業の計画に安全対策の設計方針及び仕様を記載する。</u></p> <p><u>(工事の実施)</u></p> <p>第86条の4 <u>環境技術課長は、前条で定めた廃止措置作業の計画に基づき工事を実施する。</u></p> <p>2 <u>環境技術課長は、廃止措置作業の計画の安全確保対策に支障が生じた場合は、工事を中断する。工事の再開に当たっては、生じた支障を解除するか、又は代替措置を講じ、廃止措置計画に基づいていることを確認する。この場合において、代替措置を講じるときは、DCA廃止措置主任者の確</u></p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p><u>認を得る。</u></p> <p><u>(工事完了の報告)</u></p> <p><u>第86条の5 環境技術課長は、第86条の3で定めた廃止措置作業の計画に基づく工事が完了した場合には、環境保全部長及びDCA廃止措置主任者に報告するとともに、放射線管理第1課長等に通知する。</u></p> <p><u>2 環境保全部長は、前項の報告を受けたときは、所長に報告する。</u></p> <p><u>(廃止措置のために導入する装置)</u></p> <p><u>第86条の6 環境技術課長は、第86条の3の廃止措置のために導入する装置については、第91条を準用する。この場合において、同条中「修理及び改造」とあるのは「導入」と読み替える。</u></p> <p><u>2 前項の装置の導入に当たっては、日本産業規格等の規格及び規準に準拠するとともに、必要に応じて放射性物質の漏えい及び拡散防止対策、被ばく低減対策、事故防止対策の安全確保対策を講じる。</u></p> <p><u>(管理区域内の解体撤去物等の区分)</u></p> <p><u>第86条の7 環境技術課長は、第86条の3で定めた廃止措置作業の計画に基づく工事において、管理区域内で発生した解体撤去物等については第3編第2章及び第86条の8に基づき区分するとともに、廃棄物管理施設に引き渡す前のものについては第3編第2章に基づき管理する。</u></p> <p><u>2 環境技術課長は、前項の解体撤去物等を廃棄物管理施設に引き渡す場合は、第3編第3章第82条に定める廃棄物管理施設へ引き渡す放射性廃棄物等の管理に従い措置する。</u></p> <p><u>(「放射性廃棄物でない廃棄物」の管理)</u></p> <p><u>第86条の8 環境技術課長は、管理区域内に設置されている設備等を構成している金属、コンクリート、ガラス、プラスチック等(以下「資材等」という。)を、「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物(以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。)とする場合は、次の各号に掲げる措置を講じて環境保全部長の承認を得る。</u></p> <p><u>(1) 使用履歴の記録等が管理されている資材等については、管理された</u></p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p><u>使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを確認する。</u></p> <p><u>(2) 汚染された資材等については、その汚染部位の特定・分離を行う。</u></p> <p><u>(3) 適切な測定方法により「念のための放射線測定」を行い、汚染がないことを確認する。</u></p> <p><u>2 環境保全部長は、前項の承認をしようとする場合は、あらかじめDCA廃止措置主任者及び放射線管理第1課長の同意を得る。</u></p> <p><u>3 環境技術課長は、第1項で承認を得た「放射性廃棄物でない廃棄物」について、管理区域から搬出するまでの間、放射性廃棄物との混在防止の措置及び汚染を防止するための措置を講じる。</u></p> <p><u>(設備の保安管理)</u></p> <p><u>第86条の9 第86条の6に定める装置については、第87条の3に準じて所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表を作成し、第87条の4に準じて保全活動を実施する。</u></p> <p><u>2 環境技術課長は、供用を終了した設備のうち、放射性物質が系統内に残存する場合は、その状況を把握し、解体撤去工事の着手までに系統の隔離、密封、機器の電源隔離等の適切な措置を講じるとともに、系統内に残存する放射性気体及び放射性液体を除去する措置を講じる。</u></p> <p><u>3 環境技術課長は、供用を終了した設備のうち、系統内に放射性物質が残存している設備について、前項に基づく措置を完了した場合は、環境保全部長及びDCA廃止措置主任者に報告するとともに、放射線管理第1課長に通知する。</u></p> <p><u>4 環境保全部長は、前項の報告を受けたときは、所長に報告する。</u></p>
<p>二十二 その他試験研究用等原子炉施設又は廃止措置に係る保安に関し必要な事項</p>	<p>(21) その他必要な事項</p> <p>・試験炉規則第15条第2項第22号</p> <p>前各項に加えて、以下の内容を定めていること。</p> <p>1) 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、試験研究用等原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</p> <p>2) 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災</p>	<p>【第1編 総則】</p> <p>第1章 通則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号、以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づき定める。</p> <p>2 この規定は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）の大洗研究所（以下「大洗研究所」という。）（南地区）におい</p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	害の防止を図るものとして定められていること。	て、原子炉施設の保安に関する基本的事項を定め、大洗研究所（南地区）における核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害を防止することを目的とする。

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表（南地区・原子炉施設／運転段階「常陽」）

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
<p>(保安規定)</p> <p>第十五条 法第三十七条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所（船舶にあっては、その船舶）ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第1号</p> <p>関係法令及び保安規定の遵守のための体制</p> <p>1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p> <p>2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	<p>【第1編 総則】</p> <p>第1章 通則 （遵守義務）</p> <p>第4条 職員等は、原子炉施設に関する保安活動を行う場合は、この規定を遵守する。</p> <p>2 第5条の2に掲げる各職位は、職員等以外の者に原子炉施設に関し、所掌する保安活動において、この規定を遵守させる。</p> <p>第3章 品質マネジメント計画 （品質マネジメント計画）</p> <p>第13条 <u>原子炉施設に関する保安活動を適切に実施するため、原子炉施設の設置許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</u></p> <p>5. <u>経営者等の責任</u></p> <p>5.1 <u>経営者の関与</u></p> <p><u>理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムの構築、実施及びその有効性を継続的に改善していることを実証するために、次の事項を行う。</u></p> <p>a) <u>品質方針を設定する。</u></p> <p>b) <u>品質目標が設定されていることを確実にする。</u></p> <p>c) <u>要員が、健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整える。</u></p> <p>d) <u>マネジメントレビューを実施する。</u></p> <p>e) <u>資源が使用できることを確実にする。</u></p> <p>f) <u>関係法令・規制要求事項を遵守すること及び原子力の安全を確保することの重要性を、組織内に周知する。</u></p> <p>g) <u>保安活動に関して、担当する業務について理解し、遂行する責任を持つことを要員に認識させる。</u></p> <p>h) <u>全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</u></p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) 理事長は、<u>監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括部長、大洗研究所においては大洗研究所担当理事を管理責任者とする。</u></p> <p>(2) 管理責任者は、<u>与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をもつ。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。</u></p> <p>c) <u>組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。</u></p> <p>d) <u>関係法令を遵守する。</u></p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 理事長は、<u>5.5.1 項に定める管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</u></p> <p>a) <u>業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</u></p> <p>b) <u>業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。</u></p> <p>c) <u>成果を含む業務の実施状況について評価する。</u></p> <p>d) <u>健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。</u></p> <p>e) <u>関係法令を遵守する。</u></p> <p>(2) 管理者は、<u>前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</u></p> <p>a) <u>品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</u></p> <p>b) <u>要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。</u></p> <p>c) <u>原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</u></p> <p>d) <u>要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるととも</u></p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p><u>に、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</u></p> <p><u>e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。</u></p> <p><u>(3) 管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上（年度末及び必要に応じて）、自己評価（安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。）を実施する。</u></p>
<p>二 品質マネジメントシステムに関すること（品質管理規則第四条第四号に規定する手順書等（次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関することを含む。）</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第2号</p> <p>品質マネジメントシステム</p> <p>1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第23条第1項又は第26条第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。</p> <p>2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成・維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、試験研究用等原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p> <p>3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p> <p>4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについて</p>	<p>【第1編 総則】</p> <p>第3章 品質マネジメント計画 （品質マネジメント計画）</p> <p>第13条 原子炉施設に関する保安活動を適切に実施するため、原子炉施設の設置許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>1. 目的 <u>本品質マネジメント計画は、原子炉施設における保安活動に関して、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）に従って、原子炉施設の安全の確保・維持・向上を図るための保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</u></p> <p>2. 適用範囲</p> <p>3. 定義</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p>4.2.3 文書管理</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>5. 経営者等の責任</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>は、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p> <p>5. 内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることとしてもよい。</p>	<p><u>5.1 経営者の関与</u></p> <p><u>5.2 原子力の安全の重視</u></p> <p><u>5.3 品質方針</u></p> <p><u>5.4 計画</u></p> <p><u>5.4.1 品質目標</u></p> <p><u>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</u></p> <p><u>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</u></p> <p><u>5.5.1 責任及び権限</u></p> <p><u>5.5.2 管理責任者</u></p> <p><u>5.5.3 管理者</u></p> <p><u>5.5.4 内部コミュニケーション</u></p> <p><u>5.6 マネジメントレビュー</u></p> <p><u>5.6.1 一般</u></p> <p><u>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット</u></p> <p><u>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット</u></p> <p><u>6. 資源の運用管理</u></p> <p><u>6.1 資源の確保</u></p> <p><u>6.2 人的資源</u></p> <p><u>6.2.1 一般</u></p> <p><u>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</u></p> <p><u>6.3 インフラストラクチャ</u></p> <p><u>6.4 作業環境</u></p> <p><u>7. 業務の計画及び実施</u></p> <p><u>7.1 業務の計画</u></p> <p><u>7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス</u></p> <p><u>7.2.1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化</u></p> <p><u>7.2.2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー</u></p> <p><u>7.2.3 外部とのコミュニケーション</u></p> <p><u>7.3 設計・開発</u></p> <p><u>7.3.1 設計・開発の計画</u></p> <p><u>7.3.2 設計・開発へのインプット</u></p> <p><u>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</u></p> <p><u>7.3.4 設計・開発のレビュー</u></p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<ul style="list-style-type: none"> 7.3.5 設計・開発の検証 7.3.6 設計・開発の妥当性確認 7.3.7 設計・開発の変更管理 7.4 調達 7.4.1 調達プロセス 7.4.2 調達要求事項 7.4.3 調達製品等の検証 7.5 業務の実施 7.5.1 個別業務の管理 7.5.2 個別業務に関するプロセスの妥当性確認 7.5.3 識別管理及びトレーサビリティ 7.5.4 組織外の所有物 7.5.5 調達製品の保存 7.6 監視機器及び測定機器の管理 8. 評価及び改善 8.1 一般 8.2 監視及び測定 8.2.1 組織の外部の者の意見 8.2.2 内部監査 8.2.3 プロセスの監視及び測定 8.2.4 検査及び試験 8.3 不適合管理 8.4 データの分析及び評価 8.5 改善 8.5.1 継続的改善 8.5.2 是正処置等 8.5.3 未然防止処置
<p>三 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に関すること（次号に掲げるものを除く。）。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第3号 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織 1. 試験研究用等原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められているこ</p>	<p>【第1編 総則】 第2章 管理体制 第1節 組織及び職務（組織） 第5条 大洗研究所（南地区）の原子炉施設の保安に関する組織は、別図</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	と。	<p>第1のとおりとする。</p> <p>2 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、理事長、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、<u>契約部長</u>及び中央安全審査・品質保証委員会をいう。</p> <p>（職務）</p> <p>第5条の2 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、原子炉施設に関する保安活動を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、原子炉施設の品質マネジメント活動に係る内部監査の業務を行う。</p> <p>(3) 管理責任者は、<u>第13条の「5.5.2 管理責任者」に定める業務を行う。</u></p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長は、原子炉施設の本部の品質マネジメント活動に係る業務、それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(5) <u>契約部長は、本部における原子炉施設の保安に係る調達業務を行う。</u></p> <p>(6) 大洗研究所担当理事は、理事長を補佐し、大洗研究所における原子炉施設に関する保安活動を統理する。</p> <p>(7) 大洗研究所長（以下「所長」という。）は、大洗研究所における原子炉施設に関する保安活動を統括する。</p> <p>(8) <u>原子力施設検査室長は、第12条の3に定める独立検査組織の検査責任者として、事業者検査に関する業務を行う。</u></p> <p>《途中省略》</p> <p>(11) 保安管理部長は、次号から第15号までに掲げる保安活動を統括するとともに、第30条第3項に規定する業務を行う。また、センター長、放射線管理部長、高速実験炉部長及び環境保全部長に対し、品質保証活動及び保安活動に関する指示又は助言を行うことができる。</p> <p>(12) 安全対策課長は、大洗研究所（南地区）における<u>安全文化の育成・維持活動及び関係法令等の遵守活動並びに保安教育の庶務に関</u></p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>する業務を行う。</p> <p>(13) 施設安全課長は、大洗研究所（南地区）における品質マネジメント活動の庶務に関する業務及び原子炉施設等安全審査委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(14) 危機管理課長は、非常の場合に講ずべき処置に関する整備及び支援に関する業務、並びに総合的な訓練に関する業務を行う。</p> <p>(15) 核物質管理課長は、原子炉施設の周辺監視区域の維持管理に関する業務を行う。</p> <p>《途中省略》</p> <p>(19) 管理部長は、調達課長が行う業務を統括する。</p> <p>(20) 調達課長は、大洗研究所（南地区）における原子炉施設の保安に係る調達業務を行う。</p> <p>《以下省略》</p> <p><u>第4節 独立検査組織</u> <u>（独立検査組織の設置）</u></p> <p><u>第12条の3 原子炉施設の運転・保守担当課から独立性を持たせた者による事業者検査を行うために、大洗研究所に独立検査組織を設置する。</u></p> <p><u>（事業者検査の独立性の確保）</u></p> <p><u>第12条の4 所長並びに原子炉施設の運転・保守担当課及びその上司（部長等）は、独立検査組織の運営に不当な圧力や影響を与えてはならない。</u></p> <p><u>第3章 品質マネジメント計画</u> <u>8.2.4 検査及び試験</u></p> <p><u>所長又は自主検査及び試験を行う部長は、検査・試験の管理要領を定め、次の事項を管理する。</u></p> <p>(1) <u>部長及び課長は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、個別業務の計画(7.1項参照)に従って、適切な段階で事業者検査又は自主検査等を実施する。</u></p> <p>(2) <u>検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠となる事業者検査又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。</u></p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>(3) <u>記録には、リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人を明記する。</u></p> <p>(4) <u>個別業務の計画で決めた検査及び試験が支障なく完了するまでは、当該機器等や原子炉施設を運転、使用しない。ただし、当該の権限をもつ者が、個別業務の計画に定める手順により承認する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(5) <u>原子力施設検査室長は、保安活動の重要度に応じて、事業者検査の中立性及び信頼性が損なわれないよう検査する要員の独立性を確保する。</u> <u>また、自主検査及び試験を行う部長及び課長は、自主検査等の検査及び試験要員の独立性について、これを準用する。</u></p>
<p>四 試験研究用等原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに試験研究用等原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第4号 試験研究用等原子炉主任技術者の職務の範囲等</p> <p>1. 試験研究用等原子炉の運転に関し、保安の監督を行う試験研究用等原子炉主任技術者の選任について定められていること。</p> <p>2. 試験研究用等原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第42条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（原子炉の運転に従事する者は、試験研究用等原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うことを含む。）について適切に定められていること。また、試験研究用等原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p> <p>3. 特に、試験研究用等原子炉主任技術者が保安の監督に支障をきたすことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも事業所内の保安組織から試験研究用等原子炉主任技術者が独立していることが求められるものではない。</p>	<p>【第1編 総則】</p> <p>第2章 管理体制</p> <p>第2節 原子炉主任技術者及び廃止措置主任者 （原子炉主任技術者の選任）</p> <p>第6条《省略》 （原子炉主任技術者の職務）</p> <p>第7条 常陽原子炉主任技術者は、「常陽」の運転に関する保安の監督を誠実に行うことを任務とし、その職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 「常陽」の運転に関し、保安上必要な場合には、理事長又は大洗研究所担当理事に対して意見を具申する。</p> <p>(2) 「常陽」の運転に関し、原子炉施設の業務を行う者に対し、保安のための助言、勧告及び指示をする。</p> <p>(3) この規定の改正及び保安上重要な規則・要領等の制定、改正に参画する。</p> <p>(4) 「常陽」の運転計画、試験計画、保守計画等の保安上の計画を確認する。</p> <p>(5) 「常陽」の運転記録を点検する。</p> <p>(6) 「常陽」について原子力規制委員会が行う検査に原則として立会う。</p> <p>(7) 保安教育基本計画を確認する。</p> <p>(8) 法及び法に關係する規則類（以下「法令」という。）に基づく「常</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>陽」に係る定期報告を確認する。</p> <p>(9) 第32条第2項に該当する原因調査に参画し、報告書を確認する。</p> <p>(10) 「常陽」の定期的な評価に関し、この規定に定める評価実施計画等を確認する。</p> <p>(11) 「常陽」の廃止に関する措置の計画策定に参画する。 (意見の尊重等)</p> <p>第8条《省略》</p>
<p>五 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者その他試験研究用等原子炉を利用する者に対する保安教育に関することであって次に掲げるもの</p> <p>イ 保安教育の実施方針(実施計画の策定を含む。)に関すること。</p> <p>ロ 保安教育の内容に関することであって次に掲げるもの</p> <p>(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>(2) 試験研究用等原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。</p> <p>(3) 放射線管理に関すること。</p> <p>(4) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。</p> <p>(5) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>ハ その他試験研究用等原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第5号</p> <p>保安教育</p> <p>1. 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者その他試験研究用等原子炉施設を利用する者(役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員等」という。)について、保安教育実施方針が定められていること。</p> <p>2. 保安教育の内容に関して、以下の事項が定められていること。</p> <p>(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>(2) 試験研究用等原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。</p> <p>(3) 放射線管理に関すること。</p> <p>(4) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。</p> <p>(5) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>(6) その他試験研究用等原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項</p> <p>3. 従業員等について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>4. 従業員等について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p> <p>5. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起ささないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。</p>	<p>【第1編 総則】</p> <p>第4章 保安教育訓練 (保安教育等)</p> <p>第20条《省略》</p> <p>別表第4 原子炉施設に関する保安活動を行う者の保安教育 (第20条)</p> <p>別表第6 放射線業務従事者の指定教育(第20条)</p> <p>別表第6.1 緊急作業従事者選定教育(第20条)</p> <p>第3章 品質マネジメント計画</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p>(1) <u>所長及び部長は、要員の力量を確保するために、教育・訓練に関する管理要領を定め、保安活動の重要度に応じて、次の事項を確実に実施する。</u></p> <p>a) <u>保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</u></p> <p>b) <u>必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。</u></p> <p>c) <u>教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。</u></p> <p>d) <u>要員が、品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識及び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にする。</u></p> <p>e) <u>要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。</u></p> <p>《以下省略》</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
<p>六 試験研究用等原子炉施設の運転に関することであって、次に掲げるもの。</p> <p>イ 試験研究用等原子炉の運転を行う体制の整備に関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第6号イからハまで</p> <p>試験研究用等原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等</p> <p>1. 試験研究用等原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること。</p> <p>2. 試験研究用等原子炉施設の運転管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。 (つづく)</p>	<p>【第1編 総則】</p> <p>第3章 品質マネジメント計画</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p><u>品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。</u></p> <p><u>また、別表第3に原子炉施設に係る品質マネジメントシステム文書体系を示す。</u></p> <p>(1) <u>品質方針及び品質目標</u></p> <p>(2) <u>品質マニュアル（一次文書）</u></p> <p><u>本品質マネジメント計画</u> <u>大洗研究所原子炉施設等品質マネジメント計画書（以下「施設品質マネジメント計画書」という。）</u></p> <p>(3) <u>この規定が要求する手順及び組織が必要と判断した規則等の文書（二次文書）及び記録</u></p> <p>(4) <u>組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、二次文書以外に組織が必要と判断した指示書、図面等を含む文書（三次文書）及び記録</u></p> <p>【第5編 「常陽」管理】</p> <p>第1章 「常陽」運転管理</p> <p>第1節 通則 (要員の配置)</p> <p>第97条《省略》</p>
<p>ロ 運転に当たって確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項</p>	<p>(つづき)</p> <p>3. 運転員の引継時に実施すべき事項について定められていること。</p> <p>4. 試験研究用等原子炉の起動その他の試験研究用等原子炉の運転に当たって確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項として、以下の事項が定められていること。</p> <p>(1) 運転上の遵守事項に関すること。</p> <p>(2) 運転計画及び運転許可に関すること。</p> <p>(3) 起動前及び停止後の措置に関すること。</p>	<p>(引継ぎ)</p> <p>第98条《省略》</p> <p>第2節 運転計画等 (年間運転計画)</p> <p>第99条《省略》 (運転計画)</p> <p>第100条《省略》 (運転実施要領)</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>(4) 試験研究用等原子炉の運転上の制限に関する事。</p> <p>(5) 試験研究用等原子炉の運転上の条件に関する事。</p> <p>5. 臨界実験装置については、以下の事項が定められていること。</p> <p>(1) 燃料体、減速材、反射材等（以下「燃料体等」という。）の配置及び配置替えに伴う炉心特性の算定及びその結果の承認に関する事。</p> <p>(つづく)</p>	<p>第101条《省略》 （特殊試験計画）</p> <p>第102条《省略》 （特殊試験実施要領）</p> <p>第103条《省略》 （性能試験計画）</p> <p>第104条《省略》 （性能試験実施要領）</p> <p>第105条《省略》</p> <p>第3節 原子炉の運転上の制限 （原子炉の核的制限値）</p> <p>第106条《省略》 （原子炉の熱的制限値）</p> <p>第107条《省略》 （1次冷却系ナトリウム中の核分裂生成物濃度の制限値）</p> <p>第108条《省略》 （原子炉格納容器の雰囲気条件に関する制限値）</p> <p>第109条《省略》 （制限値を超え、又は超えるおそれのある場合の措置）</p> <p>第110条《省略》</p> <p>第4節 原子炉の運転上の条件 （停止余裕）</p> <p>第111条《省略》 （制御棒のスクラム時間等）</p> <p>第112条《省略》 （原子炉保護系）</p> <p>第113条《省略》 （警報装置の設定値）</p> <p>第114条《省略》 （非常用冷却系）</p> <p>第115条《省略》</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		(非常用電源) 第116条《省略》 (原子炉格納施設) 第117条《省略》 (非常用ガス処理系) 第118条《省略》 (燃料破損検出設備) 第119条《省略》 (ナトリウム漏洩検出器) 第120条《省略》 (冷却材ナトリウム) 第121条《省略》 (高線出力試験) 第122条《省略》 (先行試験) 第123条《省略》 第5節 運転 (起動前点検) 第124条《省略》 (起動命令) 第125条《省略》 (原子炉の起動) 第126条《省略》 (原子炉の運転表示) 第127条《省略》 (原子炉運転中の点検) 第128条《省略》 (運転停止後の点検) 第129条《省略》 (巡視) 第130条《省略》
ハ 異状があった場合の措置に	(つづき)	【第5編 「常陽」管理】

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
<p>関すること(第十四号に掲げるものを除く。)</p>	<p>6. 地震、火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。</p>	<p>第1章 「常陽」運転管理 第6節 異常時の措置 (警報装置の作動等) 第131条《省略》 (緊急停止装置の作動等) 第132条《省略》 (緊急停止後の措置) 第133条《省略》 (地震時の措置) 第134条《省略》 (原子炉の再起動) 第135条《省略》</p>
<p>二 試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査に関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第6号二 試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査 1. 試験研究用等原子炉施設の保安に関する重要事項及び試験研究用等原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。</p>	<p>【第1編 総則】 第2章 管理体制 第3節 委員会 (中央安全審査・品質保証委員会) 第10条《省略》 (原子炉施設等安全審査委員会の設置及び構成) 第11条《省略》 (原子炉施設等安全審査委員会の審議事項) 第11条の2《省略》 (品質保証推進委員会の設置及び構成) 第12条《省略》 (品質保証推進委員会の審議事項) 第12条の2《省略》</p>
<p>七 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第7号 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等 1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。 2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びこれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。</p>	<p>【第1編 総則】 第6章 職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理 (職員等以外の者に対する保安措置) 第29条《省略》 (職員等以外の者に対する放射線管理) 第30条《省略》 【第2編 放射線管理】</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。</p> <p>5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。</p> <p>7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。</p> <p>8. 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。</p> <p>9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。</p> <p>10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</p>	<p>第1章 管理区域等の管理</p> <p>第1節 管理区域等 (管理区域)</p> <p>第38条《省略》 (管理区域の一時解除)</p> <p>第39条《省略》 (一時管理区域)</p> <p>第40条《省略》 (立入禁止区域)</p> <p>第41条《省略》 (立入制限区域)</p> <p>第42条《省略》 (保全区域)</p> <p>第43条《省略》 (周辺監視区域)</p> <p>第44条《省略》 (管理区域等の表示)</p> <p>第45条《省略》</p> <p>第2節 管理区域等の出入管理 (管理区域に立ち入る者の区分)</p> <p>第46条《省略》 (放射線業務従事者の指定及び解除)</p> <p>第47条《省略》 (管理区域の出入り管理)</p> <p>第48条《省略》 (立入制限区域への立入り)</p> <p>第49条《省略》 (立入禁止区域への立入り)</p> <p>第50条《省略》 (保全区域の出入管理)</p> <p>第51条《省略》 (周辺監視区域への立入り制限)</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		第52条《省略》 （飲食又は喫煙の禁止） 第53条《省略》 （管理区域外への物品の持ち出し） 第54条《省略》 【第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理】 第1章 核燃料物質等の運搬及び輸送 （周辺監視区域内運搬） 第73条《省略》 （周辺監視区域外運搬） 第74条《省略》
八 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。	試験炉規則第15条第1項第8号 排気監視設備及び排水監視設備 1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能維持の方法並びにその使用方法が定められていること。 2. これらの設備の機能維持の方法については、施設全体での管理方法の一部として、第17号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体での管理方法の一部として、第10号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	第10号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項及び第17号における施設管理に関する事項として記載
九 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。	試験炉規則第15条第1項第9号 線量、線量当量、汚染の除去等 1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。 2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。	【第2編 放射線管理】 第1章 管理区域等の管理 第3節 管理区域内の作業及び作業環境管理等 （放射線作業計画） 第55条 管理区域内で作業を担当する課長（以下「作業担当課長」という。）は、放射線被ばく又は汚染を伴う作業を行う場合は、 <u>線量が合理的に達成できる限り低くなるよう、放射線作業計画を作成し、当該管理区域管理者及び放射線管理第1課長の同意を得る。</u> 2 前項の放射線作業計画には、次の各号に掲げる事項を記載する。 (1) 作業予定期間

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>3. 試験炉規則第7条に基づく床・壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</p> <p>4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。</p> <p>5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。</p> <p>6. 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の事業所外への運搬に関する行為（事業所外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。 なお、この事項は、第12号又は第13号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分等を明確にするため、第13号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として定められていること。 なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分等を明確にするため、第13号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。</p>	<p>(2) 作業者名</p> <p>(3) 作業内容</p> <p>(4) 作業場所</p> <p>(5) 放射線管理上の措置</p> <p>3 放射線管理第1課長は、第1項の同意を行う場合は、保護具、個人線量計の着用等の放射線管理上の条件を付すこと。</p> <p>(放射線作業の実施)</p> <p>第56条《省略》 (線量率等の測定)</p> <p>第57条《省略》 (測定により異常を認めた場合の措置)</p> <p>第58条《省略》</p> <p>第2章 被ばく管理</p> <p>第1節 被ばくの防止 (線量限度)</p> <p>第59条《省略》 (緊急作業上の被ばく管理)</p> <p>第60条《省略》</p> <p>第2節 線量の評価 (外部被ばくによる線量の評価)</p> <p>第61条《省略》 (内部被ばくによる線量の評価)</p> <p>第62条《省略》 (評価により異常を認めた場合の措置)</p> <p>第63条《省略》 (線量の通知)</p> <p>第64条《省略》</p> <p>第3節 被ばくに対する措置 (被ばく原因の調査)</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		第65条《省略》 （管理区域内作業の制限） 第66条《省略》
十 放射線測定器の管理及び放射線の測定方法に関すること。	試験炉規則第15条第1項第10号 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法 1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。 2. 放射線測定器の機能維持の方法については、施設全体での管理方法の一部等として、第17号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	（放射線管理用機器の管理） 第71条 放射線管理第1課長は、別表第19、別表第20の第1欄に掲げる放射線管理用機器の種類について、それぞれ該当する表の第3欄に掲げる台数を備えつける。 <u>2 放射線管理第1課長は、第87条の4及び第135条の5に定める保全活動により、放射線管理用機器に異常を認めた場合は、修理あるいは代替品の手当て等の措置を講じる。ただし、モニター設置場所が窒素雰囲気の場合を除く。</u> <u>3 環境監視線量計測課長は、別表第17に掲げる放射線管理用機器を備えつける。</u> <u>4 環境監視線量計測課長は、前項に規定する放射線管理用機器について設備保全整理表に定めるところにより年1回の点検を行う。</u> <u>5 環境監視線量計測課長は、前項の結果について、放射線管理部長に報告する。</u> その他、第17号における施設管理に関する事項として記載
十一 放射線の利用に係る保安に関すること。	試験炉規則第15条第1項第11号 放射線利用に係る保安 1. 試験研究用等原子炉施設における放射線の利用に係る保安に関して、利用の目的、方法等の事項が定められていること。	【第5編 「常陽」管理】 第5編 「常陽」管理 第1章 「常陽」運転管理 第2節 運転計画等 （運転計画） 第100条《省略》 （運転実施要領） 第101条《省略》 （特殊試験計画） 第102条《省略》 （特殊試験実施要領） 第103条《省略》 （性能試験計画） 第104条《省略》 （性能試験実施要領） 第105条《省略》

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		第4節 原子炉の運転上の条件 (高線出力試験) 第122条《省略》 (先行試験) 第123条《省略》
十二 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い (工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関する事。	試験炉規則第15条第1項第12号 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等 1. 事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しない措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。 2. 新燃料及び使用済燃料の事業所の外への運搬に関する行為(事業所外での運搬中に関するものを除く。)に関する事が定められていること。なお、この事項は、第9号又は第13号における運搬に関する事項と併せて定められてもよい。	【第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理】 第1章 核燃料物質等の運搬及び輸送 (周辺監視区域内運搬) 第73条《省略》 (周辺監視区域外運搬) 第74条《省略》 【第5編 「常陽」管理】 第3章 核燃料物質の管理 (新燃料の受払いに係る検査) 第150条《省略》 (新燃料の運搬) 第151条《省略》 (新燃料の貯蔵) 第152条《省略》 (燃料取替計画) 第154条《省略》 (新燃料の装荷) 第155条《省略》 (燃料の配置換え) 第156条《省略》 (使用済燃料の取出し、洗浄及び缶詰) 第157条《省略》 (缶詰された使用済燃料の水冷却池への移送及び貯蔵) 第158条《省略》 (使用中燃料の検査) 第159条《省略》 (使用済燃料の払出し及び運搬) 第160条《省略》 (使用済燃料の受入れ) 第161条《省略》
十三 放射性廃棄物の廃棄 (工場又は事業所の外において行う場合)	試験炉規則第15条第1項第13号 放射性廃棄物の廃棄	【第2編 放射線管理】 第3章 環境監視 (周辺監視区域内外における線量率等の測定)

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
<p>を含む。)に関すること。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。 2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の事業所外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。 3. 放射性固体廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第9号又は第12号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。 4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。 7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。 	<p>第68条《省略》 （環境監視に係る措置）</p> <p>第70条《省略》</p> <p>【第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理】</p> <p>第2章 放射性廃棄物等の管理 （固体廃棄物の廃棄）</p> <p>第75条 （廃棄物の仕掛品を固体廃棄物として引き渡す際の措置）</p> <p>第75条の2 （液体廃棄物の容器による廃棄）</p> <p>第76条 （廃液タンクの液体廃棄物の廃棄）</p> <p>第77条《途中省略》</p> <p><u>6 管理区域管理者は、周辺監視区域外に放出する液体廃棄物中の放射性物質の量が別表第26に掲げる放出管理目標値を超えないように管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理する。</u></p> <p>（気体状放射性廃棄物の廃棄）</p> <p>第78条《途中省略》</p> <p><u>8 管理区域管理者は、「常陽」の排気口における放射性物質の放出量が別表第27に定める放出管理目標値を超えないように管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理する。</u></p> <p>（放射性廃棄物の排出に伴う措置）</p> <p>第79条 （廃液輸送管の管理）</p> <p>第80条</p> <p>第3章 廃棄物管理施設へ引き渡す放射性廃棄物等の管理 （放射性廃棄物の発生量の推定等）</p> <p>第81条 （廃棄物の仕掛品の管理）</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		第81条の2 (放射性廃棄物の引渡しに当たっての措置) 第82条 (廃棄物一時保管場所の指定) 第83条
十四 非常の場合に講ずべき処置に関すること。	試験炉規則第15条第1項第14号 非常の場合に講ずべき処置 1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。 2. 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。 3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報すること(工場等内の見学者、外部研究者等に対する避難指示等を含む。)。が定められていること。 4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。 5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。 6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 (1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を試験研究用等原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 (2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 (3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員等は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。	【第1編 総則】 第3章 品質マネジメント計画 4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 <u>品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に</u> <u>応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。</u> <u>また、別表第3に原子炉施設に係る品質マネジメントシステム文書体系を示す。</u> (1) 品質方針及び品質目標 (2) 品質マニュアル(一次文書) <u>本品質マネジメント計画</u> <u>大洗研究所原子炉施設等品質マネジメント計画書(以下「施設品質マネジメント計画書」という。)</u> (3) この規定が要求する手順及び組織が必要と判断した規則等の文書(二次文書)及び記録 (4) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、二次文書以外に組織が必要と判断した指示書、図面等を含む文書(三次文書)及び記録 第4章 保安教育訓練 (保安訓練) 第21条 所長は、別表第8(1)に掲げる総合的な訓練を実施する。なお、総合的な訓練は、「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所原子力事業者防災業務計画」(以下「原子力事業者防災業務計画」という。)に基づく防災訓練と併せて実施することができる。 2 施設管理統括者は、原子炉施設に常時立ち入り保安活動を行う者に対して、別表第8(2)に掲げる保安訓練を実施する。 3 施設管理統括者は、前項の保安訓練の実施結果を年1回、所長及び当

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。</p> <p>8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。</p> <p>9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。</p>	<p>該施設を所掌するセンター長に報告する。</p> <p>4 第2項の訓練は、第1項の総合的な訓練と兼ねることができる。</p> <p>5 施設管理統括者は、緊急作業に従事する要員として選定を受けようとする者について、別表第8(3)に掲げる緊急作業に係る訓練を実施する。また、選定後は、毎年度1回以上、訓練を実施する。</p> <p>6 前項の訓練は、第1項の総合的な訓練と同等の項目については、兼ねることができる。</p> <p>第5章 非常の場合に<u>講ずべき処置</u></p> <p>第1節 事前の措置 (事前措置)</p> <p>第22条《省略》</p> <p>第2節 非常事態における活動 (通報及び応急措置)</p> <p>第23条《省略》 (現地対策本部の設置)</p> <p>第24条《省略》 (理事長及び関係機関への通報)</p> <p>第25条《省略》</p> <p>(非常事態における活動)</p> <p>第26条 現地対策本部は、人命の救助、<u>避難</u>、事故の原因除去、拡大防止等に関する防護活動を行う。</p> <p>(非常事態の解除)</p> <p>第27条《省略》</p> <p><u>(原子力災害対策特別措置法に基づく措置)</u></p> <p>第28条 原子力災害対策特別措置法に定める事象が発生した場合は、この規定によらずに原子力事業者防災業務計画に基づき措置するものとする。</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>【第2編 放射線管理】</p> <p>第2章 被ばく管理</p> <p>第1節 被ばくの防止 (緊急作業上の被ばく管理)</p> <p>第60条《省略》</p> <p>【第5編 「常陽」管理】</p> <p>第1章 「常陽」運転管理</p> <p>第6節 異常時の措置 (警報装置の作動等)</p> <p>第131条《省略》 (緊急停止装置の作動等)</p> <p>第132条《省略》 (緊急停止後の措置)</p> <p>第133条《省略》 (地震時の措置)</p> <p>第134条《省略》 (原子炉の再起動)</p> <p>第135条《省略》</p>
<p>十五 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置に関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第15号</p> <p>設計想定事象等に係る試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置</p> <p>1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p> <p>(1) 試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。</p> <p>イ 火災</p> <p>可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。</p>	<p>【第1編 総則】</p> <p>第3章 品質マネジメント計画</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p><u>品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に</u> <u>応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。</u></p> <p><u>また、別表第3に原子炉施設に係る品質マネジメントシステム文書体系を示す。</u></p> <p>(1) <u>品質方針及び品質目標</u></p> <p>(2) <u>品質マニュアル（一次文書）</u></p> <p><u>本品質マネジメント計画</u> <u>大洗研究所原子炉施設等品質マネジメント計画書（以下「施設品質マネジメント計画書」という。）</u></p> <p>(3) <u>この規定が要求する手順及び組織が必要と判断した規則等の文書</u></p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>□ 発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるもの（以下「多量の放射性物質等を放出する事故」という。）</p> <p>当該事故の拡大を防止するために必要な措置に関すること</p> <p>(2) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、毎年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>	<p>（二次文書）及び記録</p> <p>(4) <u>組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、二次文書以外に組織が必要と判断した指示書、図面等を含む文書（三次文書）及び記録</u></p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p>(1) <u>所長及び部長は、要員の力量を確保するために、教育・訓練に関する管理要領を定め、保安活動の重要度に応じて、次の事項を確実に実施する。</u></p> <p>a) <u>保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</u></p> <p>b) <u>必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。</u></p> <p>c) <u>教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。</u></p> <p>d) <u>要員が、品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識及び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にする。</u></p> <p>e) <u>要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</u></p> <p>《以下省略》</p> <p>【第5編 「常陽」管理】</p> <p>第1章 「常陽」運転管理</p> <p>第6節 異常時の措置</p> <p>（警報装置の作動等）</p> <p>第131条《省略》</p> <p>（緊急停止装置の作動等）</p> <p>第132条《省略》</p> <p>（緊急停止後の措置）</p> <p>第133条《省略》</p>
<p>十六 試験研究用等原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第十六条の十四各号に掲げ</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第16号</p> <p>記録及び報告</p> <p>1. 試験研究用等原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。そ</p>	<p>【第1編 総則】</p> <p>第3章 品質マネジメント計画</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) <u>保安に係る各組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシ</u></p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
<p>る事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。</p>	<p>の際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</p> <p>2. 試験炉規則第6条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。</p> <p>3. 事業所長及び試験研究用等原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。</p> <p>4. 特に、試験炉規則第16条の14各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が定められていること。</p> <p>5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。</p>	<p><u>ステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。</u></p> <p>(2) <u>安全・核セキュリティ統括部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、大洗研究所の「大洗研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。</u></p> <p>a) <u>記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する管理を行う。</u></p> <p>b) <u>記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</u></p> <p>第7章 記録及び報告 (記録及び保存)</p> <p>第31条 原子炉施設の保安に関する記録事項を、試験炉規則第6条に基づき別表第9.1及び別表第9.2に示すところにより記録し保存する。</p> <p>2 この規定に定める保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する記録は、<u>第13条「4.2.4 記録の管理」</u>に基づき記録し保存する。</p> <p>(故障等の報告)</p> <p>第32条《省略》</p>
<p>十七 試験研究用等原子炉施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに経年劣化に係る技術的な評価に関すること及び長期施設管理方針を含む。）。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第17号 試験研究用原子炉施設の施設管理</p> <p>1. 施設管理の方針、施設管理の目標及び施設管理実施計画の策定、施設管理に係る活動の実施並びにこれらに関する評価・改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。</p>	<p>【第1編 総則】</p> <p>第1章 通則 (基本方針)</p> <p>第1条の2 前条の目的を達成するため、安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会による放射線防護の精神にのっとり、試験研究用等原子炉の運転等による災害防止のために適切な品質マネジメント活動のもと保安活動を実施する。</p> <p>2 <u>法第35条第1項の規定に基づき、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号。以下「試験炉規則」という。）第9条第1項第1号から第4号までの定めに従って、原子炉施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関する施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を定め、保全活動を実施する。</u></p> <p>3 <u>法（平成25年12月18日改正法施行）への適合に係る使用前事業</u></p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>者検査の確認を受けるまでの間、原子炉の運転は行わない。ただし、使用前事業者検査に伴い原子炉の運転が必要な場合は、この限りでない。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条《途中省略》</p> <p>(23) 「保全活動」とは、保安活動のうち、原子炉施設の設備の機能又は性能を確認、維持又は向上させる活動をいう。</p> <p>(24) 「事業者検査」とは、法第28条第1項に基づき事業者が行う使用前事業者検査（溶接検査を含む。）及び法第29条第1項に基づき事業者が行う定期事業者検査をいう。</p> <p>(25) 「廃止措置対象施設」とは、法第43条の3の2第2項の認可を受けた廃止措置計画（同条第3項において読み替えて準用する法第12条の6第3項又は第5項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの）に係る廃止措置の対象となる原子炉施設をいう。</p> <p>(26) 「性能維持施設」とは、廃止措置対象施設において、廃止措置期間中に性能を維持すべき原子炉施設（設備・機器）をいう。</p> <p>(27) 「施設管理方針」とは、原子炉施設が法第23条第1項若しくは第26条第1項の許可又は法第43条の3の2第2項の認可を受けたところによるものであり、かつ、「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」（令和2年原子力規制委員会規則第7号。以下「技術基準規則」という。）に定める技術基準に適合する性能を有するよう（廃止措置対象施設においては性能維持施設に限る。）、これを設置し、及び維持するために、策定する方針をいう。</p> <p>(28) 「施設管理目標」とは、施設管理方針に従って達成すべき、原子炉施設ごとの施設管理の目標（廃止措置対象施設以外にあっては、施設管理の重要度が高い設備について定量的に定める目標を含む。）をいう。</p> <p>(29) 「施設管理実施計画」とは、施設管理目標を達成するために、原子炉施設ごとに策定する計画（施設管理の総体としての文書体系）をいい、次の①から⑧までに掲げる事項を含む。</p> <p>① 施設管理実施計画の始期及び期間に関する事項</p> <p>② 原子炉施設の設計及び工事に関する事項</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>③ 原子炉施設の巡視(原子炉施設の保全のために実施するものに限る。)に関する事項</p> <p>④ 原子炉施設の点検、検査の方法、実施頻度及び時期(原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む。)に関する事項</p> <p>⑤ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関する事項</p> <p>⑥ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関する事項</p> <p>⑦ ⑥の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)に関する事項</p> <p>⑧ 原子炉施設の施設管理に係る記録に関する事項</p> <p>(30) 「設備保全整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、原子炉施設の工事の方法及び時期に関する事項、原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関する事項について、設備・機器単位で整理した表をいう。</p> <p>(31) 「検査要否整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、原子炉施設の検査の方法に関する事項について、技術基準規則の条項単位で整理した表をいう。</p> <p>《以下省略》</p>
		<p>【第2編 放射線管理】</p> <p>第4章 放射線管理設備等の管理 (施設管理目標の策定)</p> <p>第70条の2 放射線管理部長は、環境監視線量計測課が所掌する放射線管理用機器について、第1条の2第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標を策定する。</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の施設管理目標について所長の承認を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 放射線管理部長は、前項の承認を得たときは、施設管理統括者に通知する。</p> <p>(施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定)</p> <p>第70条の3 環境監視線量計測課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定する。ただし、目標設定すべき重要度の高い機器がない場合は、この限りでない。</p> <p>2 環境監視線量計測課長は、前項の定量的な施設管理目標(策定した場</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>合に限る。)について、放射線管理部長の承認を得る。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>3 放射線管理部長は、前項の承認をしようとするときは、常陽原子炉主任技術者又はDCA廃止措置主任者の同意を得る。</p> <p>4 環境監視線量計測課長は、第2項の承認を得たときは、施設管理者に通知する。</p> <p>(施設管理実施計画等の策定)</p> <p>第70条の4 環境監視線量計測課長は、所掌する機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定する。ただし、施設管理上必要としない事項については、この限りでない。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>(2) 原子炉施設の設計及び工事にに関すること。</p> <p>(3) 原子炉施設の巡視(原子炉施設の保全のために実施するものに限る。)に関すること。</p> <p>(4) 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期(原子炉施設の運転中及び運転停止中の区別を含む。)に関すること。</p> <p>(5) 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>(6) 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)に関すること。</p> <p>(8) 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 環境監視線量計測課長は、所掌する機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定する。</p> <p>(1) 原子炉施設の工事の方法及び時期</p> <p>(2) 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</p> <p>3 環境監視線量計測課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表について、放射線管理部長の承認を得る。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>4 放射線管理部長は、前項の承認をしようとするときは、常陽原子炉主任技術者又はDCA廃止措置主任者の同意を得る。</p> <p>5 環境監視線量計測課長は、第3項の承認を得たときは、施設管理者に通知する。</p> <p>(保全活動の実施)</p> <p>第70条の5 環境監視線量計測課長は、所掌する機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところ</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p><u>により、保全活動を実施する。</u></p> <p><u>(保全活動の有効性評価及び改善)</u> <u>第70条の6 環境監視線量計測課長は、所掌する機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行う。</u></p> <p><u>(放射線管理用機器の管理)</u> <u>第71条 放射線管理第1課長は、別表第19、別表第20の第1欄に掲げる放射線管理用機器の種類について、それぞれ該当する表の第3欄に掲げる台数を備えつける。</u> <u>2 放射線管理第1課長は、第87条の4及び第135条の5に定める保全活動により、放射線管理用機器に異常を認めた場合は、修理あるいは代替品の手当て等の措置を講じる。ただし、モニター設置場所が窒素雰囲気の場合を除く。</u> <u>3 環境監視線量計測課長は、別表第17に掲げる放射線管理用機器を備えつける。</u> <u>4 環境監視線量計測課長は、前項に規定する放射線管理用機器について設備保全整理表に定めるところにより年1回の点検を行う。</u> <u>5 環境監視線量計測課長は、前項の結果について、放射線管理部長に報告する。</u></p> <p>【第5編 「常陽」管理】 第2章 保守 <u>(施設管理目標の策定)</u> <u>第135条の2 高速実験炉部長は、放射線管理部長と協議のうえ、「常陽」について、第1条の2第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って、達成すべき施設管理目標を策定し、高速炉センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。これを変更する場合も、同様とする。</u> <u>2 前項において、第1条の2第3項の定めによる期間においては、高速実験炉部長は、放射線管理部長と協議のうえ、原子炉停止中において継続的な機能維持を必要とする施設・設備を選定する。</u> <u>3 高速実験炉部長は、第1項の承認を得た場合は、放射線管理部長に通知する。</u></p> <p><u>(施設管理の重要度が高いシステムに対する定量的な目標の策定)</u> <u>第135条の3 高速炉第1課長、高速炉第2課長及び放射線管理第1課</u></p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち、重要安全施設について、定量的な施設管理目標を策定する。ただし、目標設定すべき重要安全施設がない場合は、この限りでない。</p> <p>2 高速炉第2課長は、前項の定量的な施設管理目標（策定した場合に限る。）を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、高速実験炉部長の承認を得る。これを変更する場合も、同様とする。</p> <p>3 高速実験炉部長は、前項の承認を行う場合は、常陽原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>4 高速炉第2課長は、第2項の承認を得た場合は、高速炉第1課長及び放射線管理第1課長に通知する。</p> <p>（施設管理実施計画等の策定）</p> <p>第135条の4 高速炉第1課長、高速炉第2課長及び放射線管理第1課長は、所掌する安全施設の設備・機器について、次の各号に掲げる事項を記載した施設管理実施計画を策定する。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>(2) 原子炉施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>(3) 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>(4) 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p>(5) 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>(6) 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>(8) 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 前項第2号及び第4号に係る方法及び時期については、第136条に規定する年間保守計画において計画する。</p> <p>3 第1項において、原子炉の運転を相当期間停止する場合、その他施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は、その状態に応じて特別な措置として試験炉規則第9条第1項第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画を定めることができる。</p> <p>4 高速炉第2課長は、第1項及び第3項の施設管理実施計画を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、高速実験炉部長の承認を得る。これを変更する場合も、同様とする。</p> <p>5 高速実験炉部長は、前項の承認を行う場合は、常陽原子炉主任技術者の同意を得る。</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>6 高速炉第2課長は、第4項の承認を得た場合は、高速炉第1課長及び放射線管理第1課長に通知する。</p> <p>(保全活動の実施)</p> <p>第135条の5 高速炉第1課長、高速炉第2課長及び放射線管理第1課長は、所掌する安全施設の設備・機器について、施設管理実施計画及び第136条に規定する年間保守計画に定めるところにより、保全活動を実施する。</p> <p>(保全活動の有効性評価及び改善)</p> <p>第135条の6 高速炉第1課長、高速炉第2課長及び放射線管理第1課長は、所掌する安全施設の設備・機器について、保全活動(工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。)の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行う。</p>
	<p>2. 試験研究用等原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関する運用ガイド」(原規規発第1911131号(令和元年11月13日原子力規制委員会決定))を参考とし、試験炉規則第9条の2に規定された試験研究用等原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。</p> <p>3. 運転を開始した日以後30年を経過した試験研究用等原子炉については、長期施設管理方針が定められていること。</p> <p>4. 試験炉規則第15条第1項第17号に掲げる試験研究用等原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合(試験炉規則第9条の2第1項若しくは第2項の規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第3項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限り)は、申請書に試験炉規則第9条の2第1項若しくは第2項の評価の結果又は第3項の見直しの結果を記載した書類(以下「技術評価書」という。)が添付されていること。</p>	<p>【第1編 総則】</p> <p>第8章 定期的な評価</p> <p>(定期的な評価の実施に係る措置)</p> <p>第33条 所長は、試験炉規則第14条の2に基づき、次の各号に掲げるところにより「常陽」に係る定期的な評価(以下「定期的な評価」という。)を高速実験炉部長に行わせる。</p> <p>(1) 保安活動に関する評価</p> <p>イ 「常陽」の保安活動の実施状況の評価を行い、評価後10年を超えない期間毎に再評価を行う。</p> <p>ロ 「常陽」の保安活動への最新技術知見の反映状況の評価を行い、評価後10年を超えない期間毎に再評価を行う。</p> <p>(2) 高経年化に関する評価</p> <p>イ 運転開始後30年を経過する日までに、経年変化に関する技術的評価を行い、その評価結果に基づき、施設の保全のために実施すべき措置に関する評価後10年間の長期施設管理方針を策定する。</p> <p>ロ 本号イの評価及び計画について、10年を超えない期間毎に再評価を行う。</p> <p>(高経年化に関する評価に伴う長期施設管理方針の遵守)</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>第37条 高速実験炉部長は、第35条の評価結果に基づき、放射線管理部長と協議のうえ、評価後10年間の<u>長期施設管理方針</u>を策定し、高速炉センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得て、<u>長期施設管理方針</u>に従い保全活動を実施する。</p> <p>2 高速実験炉部長は、前項の評価後10年間の<u>長期施設管理方針</u>について変更が必要となった場合は、高速炉センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得て<u>長期施設管理方針</u>を変更することができる。</p> <p>3 所長は、第1項及び前項の承認を行う場合は、あらかじめ常陽原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>4 所長は、前項の承認をした場合、<u>長期施設管理方針</u>に基づき保全の措置を行う。</p>
	<p>5. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。</p> <p>なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に検査を実施させることとしてもよい。</p>	<p>【第5編 「常陽」管理】</p> <p>第2章 保守</p> <p><u>(定期事業者検査)</u></p> <p>第137条 原子力施設検査室長は、「常陽」の定期事業者検査を実施する場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、常陽原子炉主任技術者の同意を得る。これを変更する場合も、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p><u>(1) 定期事業者検査計画</u></p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>ニ 定量的な施設管理目標（第135条の3の規定により策定した場合に限る。）</p> <p><u>(2) 定期事業者検査要領</u></p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 高速炉第1課長、高速炉第2課長、高速炉技術課長及び放射線管理第1課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の定期事業者検査に</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p><u>必要な情報を提供する。</u></p> <p>3 <u>原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い定期事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、常陽原子炉主任技術者の確認を受ける。</u></p> <p>4 <u>原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、高速炉第1課長、高速炉第2課長、高速炉技術課長及び放射線管理第1課長に通知する。</u></p> <p>5 <u>高速炉第1課長、高速炉第2課長及び高速炉技術課長は、前項の通知を受けた場合は、高速実験炉部長に報告する。</u></p> <p>6 <u>放射線管理第1課長は、第4項の通知を受けた場合は、放射線管理部長に報告する。</u></p> <p>(<u>保守</u>)</p> <p>第140条 高速炉第1課長、高速炉第2課長又は放射線管理第1課長は、原子炉の出力低下を必要とする保守並びに原子炉施設に関する設計及び工事の<u>計画</u>の認可を必要とする保守を行う場合は、高速実験炉部長の承認を得る。</p> <p>2 高速実験炉部長は、前項の承認を行う場合は、あらかじめ常陽原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>(<u>保守後の措置</u>)</p> <p>第141条 《省略》</p> <p>(<u>改造</u>)</p> <p>第142条 高速炉第1課長、高速炉第2課長又は放射線管理第1課長は、「常陽」の原子炉施設の改造を行おうとする場合は、あらかじめ改造計画を作成し、関係する課長と協議のうえ、高速実験炉部長の<u>同意</u>を得る。</p> <p>2 高速実験炉部長は、前項の<u>同意</u>を行う場合において、その改造が原子炉施設に関する設計及び工事の<u>計画</u>の認可に係る場合は、高速炉センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。</p> <p>3 所長は、前項の承認を行う場合は、原子炉施設等安全審査委員会に諮問するとともに、常陽原子炉主任技術者の同意を得る。</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>4 高速炉第1課長、高速炉第2課長又は放射線管理第1課長は、改造を完了した場合は、高速実験炉部長に報告するとともに、関係する課長に通知する。</p> <p>5 高速実験炉部長は、前項の報告が第2項の改造に係る場合は、所長、高速炉センター長及び常陽原子炉主任技術者に報告する。</p> <p><u>(使用前事業者検査)</u></p> <p><u>第142条の2 原子力施設検査室長は、「常陽」の原子炉施設に関する設計及び工事の計画の認可に係る使用前事業者検査を実施する場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、常陽原子炉主任技術者の同意を得る。これを変更する場合も、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 使用前事業者検査計画</u></p> <p><u>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p><u>ロ 検査の項目及び実施体制</u></p> <p><u>ハ 予定期間</u></p> <p><u>(2) 使用前事業者検査要領</u></p> <p><u>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p><u>ロ 検査の項目及び検査場所</u></p> <p><u>ハ 検査前条件</u></p> <p><u>ニ 検査の確認方法及び検査手順</u></p> <p><u>ホ 検査の判定基準</u></p> <p>2 原子炉施設に関する設計及び工事の計画の認可を担当する課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の使用前事業者検査に必要な情報を提供する。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い使用前事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、常陽原子炉主任技術者の確認を受ける。</p> <p>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、原子炉施設に関する設計及び工事の計画の認可を担当する課長に通知する。</p> <p>5 前項の通知を受けた課長は、高速実験炉部長に報告する。</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>6 前項の課長が放射線管理第1課長の場合は、前項に加え放射線管理部長に報告する。</p> <p>(保守結果の報告等)</p> <p>第142条の3 高速炉第2課長は、第136条の年間保守計画に基づき実施した結果について、高速炉照射課長、高速炉第1課長、高速炉技術課長及び放射線管理第1課長と協議のうえ、高速実験炉部長に報告する。</p> <p>2 高速実験炉部長は、前条第5項の検査成績書の通知及び前項の報告を受けた場合は、所長及び高速炉センター長に報告するとともに、常陽原子炉主任技術者に通知する。</p>
<p>十八 試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第18号 試験研究用等原子炉施設の定期的な評価</p> <p>1. 試験研究用等原子炉施設の定期的な評価について、「試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関する運用ガイド」を参考に、試験炉規則第14条の2に規定された試験研究用等原子炉施設の定期的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。</p> <p>2. 試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関することについては、試験炉規則第14条の2の規定に基づく措置を講じたときは、同条に掲げる評価の結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価及び改善並びにQMSの改善を行うことが定められていること。</p>	<p>【第1編 総則】</p> <p>第8章 定期的な評価 (定期的な評価の実施に係る措置)</p> <p>第33条《省略》 (定期的な評価の実実施計画)</p> <p>第34条《省略》 (評価結果の報告)</p> <p>第35条《省略》 (保安活動に関する評価の結果の反映)</p> <p>第36条《省略》</p>
<p>十九 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の試験研究用等原子炉設置者との共有に関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第19号 技術情報の共有</p> <p>1. メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の試験研究用等原子炉設置者と共有し、自らの試験研究用等原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。</p>	<p>【第1編 総則】</p> <p>第3章 品質マネジメント計画</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長及び部長は、他の原子炉施設から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見（核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。）を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。</u> <u>この活用には、得られた知見や技術情報を他の原子炉設置者と共有することも含む。</u></p> <p>a) <u>起こり得る不適合及びその原因についての調査</u> b) <u>不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</u> c) <u>必要な処置の決定及び実施</u> d) <u>とった未然防止処置の有効性のレビュー</u></p> <p>(2) <u>全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</u></p>
<p>二十 不適合（品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第二十号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第20号 不適合発生時の情報の公開</p> <p>1. 試験研究用等原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。 2. 情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要な事項が定められていること。</p>	<p>【第1編 総則】 第3章 品質マネジメント計画 8.3 不適合管理</p> <p><u>安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長又は部長は、不適合の処理に関する管理の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</u></p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</u></p> <p>(2) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</u></p> <p>a) <u>不適合を除去するための処置を行う。</u> b) <u>不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース（次工程への</u></p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>引渡し)又は合格と判定することを正式に許可する。</p> <p>c) <u>本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</u></p> <p>d) <u>外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</u></p> <p>(3) <u>不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</u></p> <p>(4) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。</u></p> <p>(5) <u>所長は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。</u></p> <p>(6) <u>安全・核セキュリティ統括部長は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</u></p>
<p>二十一 その他試験研究用等原子炉施設に係る保安に関し必要な事項</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第21号</p> <p>その他必要な事項</p> <p>1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、試験研究用等原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</p> <p>2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。</p>	<p>【第1編 総則】</p> <p>第1章 通則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号、以下「法」という。)第37条第1項の規定に基づき定める。</p> <p>2 この規定は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)の大洗研究所(以下「大洗研究所」という。)(南地区)において、原子炉施設の保安に関する基本的事項を定め、大洗研究所(南地区)における核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害を防止することを目的とする。</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定改定案の対比表（原子力第1船原子炉）

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	原子力第1船原子炉施設保安規定改定案
<p>第十五条《中略》 2 法第四十三条の三の二第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第三十七条第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。 一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。</p>	<p>(1) 関係法令及び保安規定の遵守のための体制 ・試験炉規則第15条第2項第1号 1) 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。 2) 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	<p>【第1編 総則 第3章 品質マネジメント計画】 5. 経営者等の責任 5.1 経営者の関与 理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムの構築、実施及びその有効性を継続的に改善していることを実証するために、次の事項を行う。 ① 品質方針を設定する。 ② 品質目標が設定されていることを確実にする。 ③ 要員が、健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整える。 ④ マネジメントレビューを実施する。 ⑤ 資源が使用できることを確実にする。 ⑥ 関係法令・規制要求事項を遵守すること及び原子力の安全を確保することの重要性を、組織内に周知する。 ⑦ 保安活動に関して、担当する業務について理解し、遂行する責任を持つことを要員に認識させる。 ⑧ 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。 5.5.2 管理責任者 (1) 理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括部長、センターにおいては担当理事を管理責任者とする。 (2) 管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限を持つ。 ① 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。 ② 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	原子力第1船原子炉施設保安規定改定案
		<p>③ <u>組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。</u></p> <p>④ <u>関係法令を遵守する。</u></p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) <u>理事長は、5.5.1に定める管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</u></p> <p><u>また、プロセスの責任者として、検査及び試験（8.2.4参照）を所長に代わり事業者検査のプロセスを管理する責任者（以下「独立検査責任者」という。）を置く。</u></p> <p>① <u>業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</u></p> <p>② <u>業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。</u></p> <p>③ <u>成果を含む業務の実施状況について評価する。</u></p> <p>④ <u>健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。</u></p> <p>⑤ <u>関係法令を遵守する。</u></p> <p>(2) <u>管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</u></p> <p>① <u>品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</u></p> <p>② <u>要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。</u></p> <p>③ <u>原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</u></p> <p>④ <u>要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を積極的に行えるようにする。</u></p> <p>⑤ <u>要員が、積極的に業務の改善への貢献を行えるようにする。</u></p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	原子力第1船原子炉施設保安規定改定案
		<p>(3) <u>管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組みべき改善の機会を捉えるため、年1回以上(年度末及び必要に応じて)、自己評価(安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。)を実施する。</u></p> <p>【第1編 総則 第1章 通則】 (遵守義務等) 第4条 職員等は、原子炉施設に関する保安活動を行う場合は、この規定を遵守するとともに、保安活動に関する意識向上のための啓発に努めるものとする。なお、センターに所属しない職員等は、青森研究開発センター所長(以下「所長」という。)及び施設管理者が行う保安措置及び放射線管理についての指示に従わなければならない。 2 第7条に掲げる各職位は、職員等以外の者で原子炉施設に関する保安活動を行う者に対して、この規定を遵守させなければならない。</p>
<p>二 品質マネジメントシステムに関すること(手順書等の保安規定上の位置付けに関するを含む)。 三 廃止措置の品質マネジメントシステムに関すること(手順書等の保安規定上の位置付けに関するを含む)。</p>	<p>(2) 品質マネジメントシステム ・試験炉規則第15条第2項第2号 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)については、法第23条第1項若しくは第26条第1項の許可(以下単に「許可」という。)又は法第43条の3の2第2項の認可を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。)及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈(原規規発第1912257号-2(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を踏まえて定められていること。 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成・維持の体</p>	<p>【第1編 総則 第3章 品質マネジメント計画】 (品質マネジメント計画) 第15条 <u>原子炉施設等に関する保安活動を適切に実施するため、設置許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</u></p> <p>1. 目的 <u>本品質マネジメント計画は、原子炉施設等における保安活動に関して、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)に従って、原子炉施設の安全の確保・維持・向上を図るための保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</u></p> <p>2. 適用範囲(省略) 3. 定義(省略) 4. 品質マネジメントシステム(省略) 4.1 一般要求事項(省略) 4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	原子力第1船原子炉施設保安規定改定案
	<p>制や手順書等の位置付けを含めて、試験研究用等原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように記載されていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的で、組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p> <p>その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p> <p>2) 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p> <p>3) 内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることとしてもよい。</p> <p>(3) 廃止措置に係る品質マネジメントシステム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験炉規則第15条第2項第3号 <ul style="list-style-type: none"> (2)に加え、廃止措置の実施に係る組織、文書規定等を定めること。廃止措置の段階に応じて、保安の方法等が明確に示されていること。 	<p><u>品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。</u></p> <p><u>また、別図第4に原子炉施設に係る品質マネジメントシステム文書体系を示す。</u></p> <p>(1) <u>品質方針及び品質目標</u></p> <p>(2) <u>品質マネジメントシステムを規定する文書（以下「品質マニュアル」という。）</u></p> <p><u>（一次文書）</u></p> <p><u>本品質マネジメント計画</u></p> <p><u>原子炉施設品質マネジメント計画書</u></p> <p>(3) <u>この規定が要求する手順及び組織が必要と判断した規則等の文書（二次文書）及び記録</u></p> <p>(4) <u>組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、二次文書以外に組織が必要と判断した指示書、図面等を含む文書（三次文書）及び記録</u></p> <p><u>4.2.2 品質マニュアル（省略）</u></p> <p><u>4.2.3 文書管理（省略）</u></p> <p><u>4.2.4 記録の管理（省略）</u></p> <p><u>5. 経営者等の責任（省略）</u></p> <p><u>6. 資源の運用管理（省略）</u></p> <p><u>7. 業務の計画及び実施（省略）</u></p> <p><u>8. 評価及び改善（省略）</u></p>
<p>四 廃止措置を行う者の職務及び組織に関すること</p>	<p>(4) 廃止措置を行う者の職務及び組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験炉規則第15条第2項第4号 	<p>【第1編 総則 第2章 保安管理体制】</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	原子力第1船原子炉施設保安規定改定案
	<p>1) 廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p> <p>2) 廃止措置主任者の選任に関すること。</p> <p>廃止措置に係る保安の監督に関する責任者（以下「廃止措置主任者」という。）として、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い及び管理に関する専門的知識及び実務経験を有する者を廃止措置の段階に応じて配置することが、その職務及び責任範囲と併せて定められていること。また、廃止措置主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p> <p>なお、法第43条の3の2の廃止措置計画の認可を受けるとともに、試験研究用等原子炉の機能停止措置を行った場合は、法第40条第1項の「試験研究用等原子炉の運転」を行うものではないことから、その旨の保安規定の変更認可を受けた原子炉設置者については、同項の規定による当該試験研究用等原子炉に係る試験研究用等原子炉主任技術者の選任を要しない。</p> <p>ただし、原子炉設置者は、廃止措置を行うに当たっては、一般公衆や放射線業務従事者の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないよう、その進捗に応じて、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い等に関し、適切に措置を講じる責任がある。</p> <p>すなわち、原子炉設置者は、施設内に核燃料物質が存在する場合には、核燃料物質の取扱い、放射性廃棄物の取扱い及び解体作業に係る被ばく管理に関する措置を、施設内から全ての核燃料物質を搬出した場合には放射性</p>	<p>第2章 保安管理体制</p> <p>第1節 組織及び職務</p> <p>（保安管理組織）</p> <p>第6条 原子炉施設の保安に関する組織は、別図第1のとおりとする。</p> <p>2 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長及び<u>契約部長</u>をいう。</p> <p>（職務）</p> <p>第7条 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、原子炉施設に係る保安に関する業務を総理する。</p> <p>(2) <u>統括監査の職は、原子炉施設の品質マネジメント活動に係る内部監査の業務を行う。</u></p> <p>(3) <u>管理責任者は、第15条「5.5.2 管理責任者」に定める業務を行う。</u></p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長は、原子炉施設の本部の品質マネジメント活動に係る業務、それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の運営に関する業務を行う。</p> <p>(5) <u>契約部長は、原子炉施設の調達管理に関する本部契約に係る業務を行う。</u></p> <p>(6) <u>青森研究開発センター担当理事（以下「担当理事」という。）は、理事長を補佐し、センターにおける原子炉施設の保安に関する業務を統理する。</u></p> <p>(7) 所長は、センターにおける原子炉施設に関する保安活動を統括するとともに、保安管理課長、<u>施設工務課長及び総務課長</u>が行う業務を統括する。</p> <p>(8) 保安管理課長は、<u>センターにおける関係法令及び規定の遵守並びに安全文化の育成・維持活動に係る事務に関する業務、放射線管理施設の管理、放射線管理の統括、保安教育訓練、保安管理等に関する業務及び周辺監視区域の管理、職員等以外の者の周辺監視区域への立ち入り時の保安措置に関する業務</u>を行う。</p> <p>(9) 施設工務課長は、放射性廃棄物の廃棄施設及びその他原子炉の附属施設の運転及び保守に関する業務、管理区域への出入管理及び作業に係る放射線管理、作業環境・管理区域内設備等の管理及び保全区域の管理、放射性廃棄物</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	原子力第1船原子炉施設保安規定改定案
	<p>廃棄物の取扱い及び解体作業に係る被ばく管理に関する措置を講じる責任がある。</p> <p>表1 廃止措置主任者の選任要件 廃止措置対象施設に核燃料物質が存在する場合 以下のいずれかに該当する者 イ 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状を有する者 ロ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者 ハ 技術士法第32条第1項の規定により技術士登録簿の原子力・放射線部門に登録を受けた者</p> <p>廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合 以下のいずれかに該当する者 イ 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状を有する者 ロ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者 ハ 技術士法第32条第1項の規定により技術士登録簿の原子力・放射線部門に登録を受けた者 ニ 放射性同位元素等の規制に関する法律第35条第1項の第1種放射線取扱主任者免状を有する者</p>	<p>の管理及び運搬等に関する業務並びに原子炉施設の廃止措置に関する計画及び関連する技術開発を行う。</p> <p>(10) <u>総務課長は、原子炉施設の調達管理に関するセンター契約に係る業務を行う。</u></p> <p>(11) <u>独立検査責任者は、第9条の3に定める検査委員会の検査責任者として、独立検査に関する業務を行う。</u></p> <p>第3節 廃止措置施設保安主務者 (廃止措置施設保安主務者の選任)</p> <p>第12条 所長は、原子炉施設の廃止措置に関する保安の監督を行わせるため、廃止措置施設保安主務者を次の各号に定める職員等のうちから選任しなければならない。ただし、第2号から第4号に掲げる者を選任する場合には、実務経験を考慮しなければならない。</p> <p>(1) 原子炉主任技術者免状を有する者。 (2) 核燃料取扱主任者免状を有する者。 (3) 技術士登録簿の原子力・放射線部門に登録を受けた者。 (4) 第1種放射線取扱主任者免状を有する者。</p> <p>2 所長は、廃止措置施設保安主務者が職務を行うことができない場合において、その職務を代行させるため必要に応じ、前項の規定を準用して代行者を選任する。</p> <p>(廃止措置施設保安主務者の職務)</p> <p>第13条 廃止措置施設保安主務者は、廃止措置に関する保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、その職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 原子炉施設の廃止措置に関し、保安上必要な場合には、所長に対し意見を具申する。 (2) 原子炉施設の廃止措置に関し、保安上必要な助言、勧告又は指示をする。 (3) 法及び法に關係する規則類（以下「法令」という。）に基づく定期報告を確認する。 (4) 第31条の保安に関する業務報告の記載内容を確認する。</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	原子力第1船原子炉施設保安規定改定案
		<p>(5) 第32条に該当する事象の原因調査に参画し報告書を確認する。</p> <p>(6) 第20条第1項に定める保安教育実施計画を確認する。</p> <p>(7) 原子炉施設等安全審査委員会において、原子炉施設の廃止措置に関し審議する場合は、原則として出席する。</p> <p>(8) この規定の改定及び保安上重要な規則等の制定、改定及び廃止に参画する。</p> <p>(9) 原子炉の廃止措置計画の改正に参画する。</p> <p>(意見の尊重等)</p> <p>第14条 所長は、前条第1号に基づく廃止措置施設保安主務者の意見を尊重しなければならない。</p> <p>2 原子炉施設の廃止措置に従事する者は、前条第2号の指示に従わなければならない。</p>
<p>五 廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであって次に掲げるもの</p> <p>イ 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関すること。</p> <p>ロ 保安教育の内容に関することであって次に掲げるもの</p> <p>(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>(2) 試験研究用等原子炉施設の構造及び性能に関すること。</p> <p>(3) 試験研究用等原子炉施設の廃止措置に関すること。</p> <p>(4) 放射線管理に関すること。</p> <p>(5) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。</p> <p>(6) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p>	<p>(5) 廃止措置を行う者に対する保安教育</p> <p>・試験炉規則第15条第2項第5号</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。</p> <p>2) 保安教育の内容に関して、以下の事項が定められていること。</p> <p>a) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>b) 試験研究用等原子炉施設の構造及び性能に関すること。</p> <p>c) 試験研究用等原子炉施設の廃止措置に関すること。</p> <p>d) 放射線管理に関すること。</p>	<p>【第1編 総則 第6章 保安教育及び保安訓練】</p> <p>(保安教育実施計画)</p> <p>第20条 所長は、原子炉施設の保安活動を行う者に対し、別表第2に定める保安教育を実施するため、保安教育の項目、内容及び実施時期を記載した保安教育実施計画を年度毎に作成し、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>2 保安管理課長及び施設工務課長は、前項の保安教育実施計画に関する教育を行うため、教育受講対象者を記載した課保安教育実施計画を作成しなければならない。</p> <p>3 保安管理課長及び施設工務課長は、前項の課保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施しなければならない。</p> <p>4 課長は、当該年度において別表第2の保安教育実施方針に定める教育内容と同等以上と認められる教育を他の事業所等で受けた者に対しては、その受講内容に応じた教育を免除することができる。</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	原子力第1船原子炉施設保安規定改定案
<p>ハ その他試験研究用等原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項</p>	<p>e) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。 f) 非常時の場合に講ずべき処置に関すること。 g) その他試験研究用等原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項</p> <p>3) 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。 4) 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。 5) 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。</p>	<p>5 課長は、前項に基づき保安教育の免除をするにあたっては、保安教育を実施した者の証明を確認しなければならない。</p> <p>6 所長は、当該施設に係る業務に新たに従事する者に対しては、第2項に定める教育を終了した後でなければ当該施設に係る業務に従事させてはならない。</p> <p>7 所長は、放射線業務従事者のうち原子炉施設の緊急作業に従事する者（以下「緊急作業従事者」という。）として選定を受けようとする者に対して、<u>別表第2の2</u>に定める緊急作業についての教育を実施しなければならない。ただし、同表に定める教育内容と同等以上と認められる教育を他の事業所等で受けた者については、その受講内容に応じた教育を免除することができる。</p> <p>8 保安管理課長及び施設工務課長は、第3項及び前項に基づく教育の実施結果を、所長に報告しなければならない。</p> <p>(保安訓練)</p> <p>第21条 所長は、毎年度、原子炉施設の保安活動を常時行う者に対し、非常事態を想定した総合訓練を実施しなければならない。</p> <p>2 保安管理課長及び施設工務課長は、毎年度2回以上、原子炉施設の保安活動を常時行う者に対し、消火訓練、通報訓練、招集訓練、避難訓練等の保安上必要な訓練を実施しなければならない。</p> <p>3 所長は、緊急作業従事者として選定を受けようとする者に対し、<u>別表第2の3</u>に定める緊急作業についての訓練を実施しなければならない。また、選定後は、毎年度1回以上、訓練を実施しなければならない。</p> <p>4 保安管理課長及び施設工務課長は、前2項の保安訓練の実施結果を所長に報告しなければならない。なお、前2項の保安訓練は、第1項の総合訓練と同等の項目については兼ねることができる。</p>
<p>六 試験研究用等原子炉施設の運転停止に関する恒久的な措置に関すること(廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。)</p>	<p>(6) 試験研究用等原子炉の運転停止に関する恒久的な措置</p> <p>・試験炉規則第15条第2項第6号 本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p>	<p>(該当なし)(核燃料物質が存在しない)</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	原子力第1船原子炉施設保安規定改定案
	1) 試験研究用等原子炉の恒久停止に関する事 2) 施設の運転上の遵守事項に関する事 こと。	
七 試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査に関する事 こと。	(7) 試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査 ・試験炉規則第15条第2項第7号 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 試験研究用等原子炉施設の保安に関する重要事項及び試験研究用等原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。	【第1編 総則 第2章 保安管理体制】 第2節 委員会 (中央安全審査・品質保証委員会) 第9条 機構に中央安全審査・品質保証委員会を設置する。 2 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について審議する。 (1) 施設の設置、運転等に伴う安全に関する基本事項（原子炉設置許可の変更に関する重要事項） (2) 事故又は非常事態に関する重大事項 (3) 品質マネジメント活動の基本事項 (4) その他理事長の諮問事項 3 中央安全審査・品質保証委員会の委員長及び委員は、理事長が任命する。 4 理事長は、中央安全審査・品質保証委員会の答申を尊重する。 (品質保証推進委員会等の設置) 第9条の2 センターに品質保証推進委員会を、原子力科学研究所に所長の諮問機関として原子炉施設等安全審査委員会を設置する。 2 原子炉施設等安全審査委員会の委員長及び委員は、機構の職員のうちから、原子力科学研究所長が指名する。 3 品質保証推進委員会の委員長及び委員は、センターの職員等のうちから所長が指名する。 (原子炉施設等安全審査委員会の審議事項) 第10条 原子炉施設等安全審査委員会は、所長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について審議する。

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	原子力第1船原子炉施設保安規定改定案
		<p>(1) 原子炉施設の設置許可及び設置許可の変更に関する事項 <u>(法第23条第2項第9号に係る事項を除く。)</u></p> <p>(2) この規定の改定に関する事項 <u>(第15条に係る事項を除く。)</u></p> <p>(3) 原子炉施設の設計及び工事の計画の認可申請等に関する事項</p> <p>(4) 原子炉施設の運転及び保守に係る規則等の制定、改定及び廃止に関する事項</p> <p>(5) 原子炉施設の廃止措置の認可申請に関する事項</p> <p>(6) 原子炉施設に係る事故原因及び再発防止に関し安全審査を必要とする事項</p> <p>(7) その他所長からの諮問する事項</p> <p>2 原子炉施設等安全審査委員会は、前項に掲げる事項について、所長に答申又は意見を具申することができる。</p> <p>3 所長は、前項の答申又は意見を尊重するものとする。</p> <p>(品質保証推進委員会の審議事項)</p> <p>第11条 品質保証推進委員会は、この規定に定める保安活動に係る品質マネジメント活動の円滑な推進を図るため、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 品質マネジメント活動に関する基本的事項</p> <p>(2) 不適合管理、是正処置及び未然防止処置に関する事項</p> <p>(3) 原子炉施設の修理及び改造計画に関する事項</p> <p>(4) 原子力第1船原子炉施設運転手引に関する事項</p> <p>(5) その他品質保証に関する事項及び所長からの諮問事項</p> <p>2 品質保証推進委員会は、前項に掲げる事項について、審議結果を所長に報告又は答申しなければならない。</p> <p>3 所長は、品質保証推進委員会の審議結果を尊重するものとする。</p>
<p>八 管理区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</p>	<p>(8) 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びに立入制限</p> <p>・試験炉規則第15条第2項第8号 本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p>	<p>【第2編 放射線管理 第2章 保安管理体制】</p> <p>第2章 管理区域等の管理</p> <p>第1節 管理区域</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	原子力第1船原子炉施設保安規定改定案
	<p>1) 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。</p> <p>2) 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びこれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。</p> <p>3) 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>4) 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。</p> <p>5) 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>6) 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</p> <p>7) 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。</p> <p>8) 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。</p> <p>9) 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。</p> <p>10) 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</p>	<p>(管理区域)</p> <p>第8条 原子炉施設の管理区域は、別図第1に示すとおりとする。ただし、原子炉施設に係る管理区域の詳細は、第3編第29条に示す。</p> <p>(管理区域の区分及び指定)</p> <p>第9条 前条の管理区域は、別表第1に掲げる基準により、第1種管理区域及び第2種管理区域に区分する。</p> <p>2 所長は、前条の管理区域以外の区域又は第1項の第2種管理区域において、次の各号に掲げる場合であつて、当該区域の線量当量率、表面密度又は空気中の放射性物質の濃度が、別表第1に掲げる基準に該当するときは、当該区域をその状況に応じて、第1種管理区域又は第2種管理区域に指定しなければならない。</p> <p>(1) 排気設備及び排水設備の保守</p> <p>(2) 放射線測定機器の校正</p> <p>(3) 被ばく低減のための核燃料物質によって汚染された物の一時的な移動</p> <p>(4) 予期し得ない放射線又は放射性物質の漏えい等があったとき、又はそのおそれが生じたとき</p> <p>3 所長は、前項の規定により第1種管理区域又は第2種管理区域に指定しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。ただし、前項第4号の場合であつて、緊急に指定する必要があるときは、指定した後速やかに廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>(1) 指定する期間</p> <p>(2) 第1種管理区域又は第2種管理区域の区別及びその範囲</p> <p>(3) 指定を必要とする理由</p> <p>(4) 当該区域において取り扱う核燃料物質によって汚染された物の種類及び数量</p> <p>(5) 指定する区域の施設工務課長の氏名</p> <p>4 所長は、第2項の規定により指定した管理区域を解除しようとするときは、保安管理課長に、線量当量率の測定、表面密度の測定等必要な検査を行</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	原子力第1船原子炉施設保安規定改定案
		<p>わせ、別表第1に掲げる基準に該当しないことを確認するとともに、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>5 所長は、第2項の規定により管理区域を指定したとき、又は第4項の規定により管理区域を解除したときは、施設工務課長及び保安管理課長に周知しなければならない。</p> <p>(管理区域の一時解除)</p> <p>第10条 所長は、第8条で定められた管理区域において改造工事等の作業を行う場合であつて、別表第1に掲げる基準に該当しないことを確認した区域について、次の各号に掲げる措置を講じたときは、期間を限定して管理区域を一時解除することができる。</p> <p>(1) 管理区域の一時解除をしようとするときは、隣接する管理区域と、さく、縄張り等により区画するとともに、管理区域外との出入口を設けること。</p> <p>(2) 前号の出入口及び一時解除をしようとする区域に接する区域との境界に、次に掲げる事項を掲示すること。</p> <p>イ 一時的に管理区域を解除する区域</p> <p>ロ 管理区域を解除する期間</p> <p>ハ 当該区域における作業に係る課長及び作業担当者の氏名</p> <p>2 所長は、前項の規定に基づき一部区域について管理区域を解除するときは、保安管理課長に、線量当量率及び表面密度の測定を行わせ、別表第1に掲げる基準に該当しないことを確認するとともに、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>3 所長は、第1項の規定により一部区域について管理区域を解除したとき、又は解除の期間が終了したときは、施設工務課長及び保安管理課長に周知しなければならない。</p> <p>(管理区域に係る保安の措置)</p> <p>第11条 施設工務課長は、第1種管理区域及び第2種管理区域について、次の各号に掲げる保安の措置を講じなければならない。</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	原子力第1船原子炉施設保安規定改定案
		<p>(1) 壁、さく等の区画物によって当該区域をその他の区域と区画するとともに、別記様式に示す標識を設けること。</p> <p>(2) 放射線業務従事者以外の者を当該区域に立ち入らせないこと。ただし、施設工務課長が見学者等として立ち入りを認めた者については、この限りでない。</p> <p>(3) 前号ただし書の規定により見学者等を当該区域に立ち入らせるときは、管理区域における遵守事項等の指示を与えるとともに、職員等である放射線業務従事者を付き添わせること。</p> <p>2 施設工務課長は、第2種管理区域において、非密封の放射性物質を取り扱わせないこと。</p> <p>第2節 管理区域の出入管理</p> <p>(管理区域に係る遵守事項)</p> <p>第12条 施設工務課長は、管理区域に立ち入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させなければならない。</p> <p>(1) 所定の出入口から出入りすること。</p> <p>(2) 個人線量計を着用すること。ただし、見学者等であって、代表者に着用させることをもって足りる場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 喫煙及び飲食を行わないこと。</p> <p>(4) 第1種管理区域に立ち入るときは、保護衣及び保護靴を着用すること。</p> <p>(5) 第1種管理区域から退出するときは、手、足、衣服等に汚染のないことを確認すること。</p> <p>2 区域管理者は、前項各号に掲げる事項を遵守させるため、管理区域における注意事項を管理区域の出入口等に掲示しなければならない。</p> <p>(一般物品の持出し管理)</p> <p>第13条 施設工務課長は、第1種管理区域から持ち出そうとする物品（核燃料物質によって汚染された物を除く。以下「一般物品」という。）について、</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	原子力第1船原子炉施設保安規定改定案
		<p>当該物品の表面密度が別表第2に掲げる値を超えているときは、持ち出させてはならない。</p> <p>2 課長は、その所属する職員等（以下この条において「持出者」という。）が、第1種管理区域から一般物品を持ち出そうとするときは、当該物品の表面密度が別表第3に掲げる値を超えないようにさせなければならない。ただし、汚染を除去することが困難な場合であって、別表第2に掲げる値を超えていないこと、かつ、放射線管理上必要な措置が講じられていることが、課長により確認されているときはこの限りでない。</p> <p>3 課長は、持出者が第1種管理区域から一般物品を持ち出そうとするときは、その者に施設工務課長の許可を受けさせなければならない。ただし、当該物品の表面密度が別表第3の値を超えていないことを保安管理課員によって確認されたときは、この限りでない。</p> <p>4 施設工務課長は、前項の許可をしようとするときは、保安管理課長の同意を得なければならない。</p> <p>5 保安管理課長は、前項の同意をしようとするときは、その表面密度が別表第2に掲げる値を超えていないことを確認しなければならない。</p> <p>第3節 保全区域の管理</p> <p>（保全区域の管理）</p> <p>第14条 第3編第5条に規定する保全区域の管理は、施設工務課長が行う。</p> <p>2 施設工務課長は、所管する保全区域について、別記様式に示す標識を設ける等の方法により保全区域を他の場所と区分するとともに、鍵の管理を行わなければならない。</p> <p>第4節 周辺監視区域の管理</p> <p>（周辺監視区域の指定）</p> <p>第15条 周辺監視区域は、別図第2に示すとおりとする。</p> <p>（周辺監視区域の管理）</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	原子力第1船原子炉施設保安規定改定案
		<p>第 16 条 保安管理課長は、周辺監視区域について、境界にさく等を設けるとともに、別記様式に示す標識を設けなければならない。</p> <p>2 保安管理課長は、周辺監視区域内において、人の居住を禁止しなければならない。</p> <p>3 保安管理課長は、職員等以外の者を周辺監視区域に立ち入らせるときは、その者に対し保安上必要な注意を与えなければならない。</p> <p>【第2編 放射線管理 第6章核燃料物質によって汚染された物の運搬】</p> <p>第6章 核燃料物質によって汚染された物の運搬</p> <p>(事業所内運搬に係る措置)</p> <p>第 36 条 課長は核燃料物質によって汚染された物（放射性廃棄物を除く。以下この章において同じ）を事業所内で運搬するときは、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、保安管理課長及び施設工務課長の同意を得なければならない。</p> <p>(1) 運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。</p> <p>(2) 同一の運搬機器に発火、爆発等の危険性のある物を混載しないこと。</p> <p>(3) 核燃料物質によって汚染された物の種類、数量、性状等に応じて容器に封入する等障害防止のための措置を講ずること。</p> <p>(4) 運搬経路においては、赤色灯の点灯、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>(5) 車両に積載して運搬する場合は、徐行すること。</p> <p>(6) 当該物質の運搬に係る課長が指名する者を同行させ、保安のための監督を行わせること。</p> <p>(7) 事業所内の運搬であることを示す所定の標識を運搬物及びこれを運搬する車両の所定の箇所に取り付けること。</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	原子力第1船原子炉施設保安規定改定案
		<p>(8) 運搬物の表面密度は別表第3に掲げる値を、線量当量率は別表第11に掲げる値を超えないように措置すること。</p> <p>(9) 当該運搬物を積載した車両に係る線量当量率が別表第12に掲げる値を超えないように措置すること。</p> <p>(事業所外運搬に係る措置)</p> <p>第37条 課長は、核燃料物質によって汚染された物を事業所外で運搬するときは、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、保安管理課長及び施設工務課長並びに搬出側又は搬入側の区域管理者の同意を得なければならない。</p> <p>(1) 運搬物の表面密度は別表第3及び別表第14に、線量当量率は別表第13に掲げる値を、当該運搬物を積載した車両に係る線量当量率は別表第12に掲げる値を超えないように措置すること。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）第3条から第17条まで、及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和53年運輸省令第72号）第3条から第19条までに規定する技術上の基準に従って措置を講ずること。</p> <p>(引取りに係る措置)</p> <p>第38条 施設工務課長は、施設外から運搬されてきた核燃料物質によって汚染された物を原子炉施設において引き取る場合は、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 運搬物の状態にき裂、破損、核燃料物質によって汚染された物の飛散、漏えい等のないことを確認すること。</p> <p>(2) 運搬物に異常な表面汚染のないことを確認すること。</p> <p>(3) 保安管理課長に通知すること。</p>
<p>九 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。</p>	<p>(9) 排気監視設備及び排水監視設備 ・試験炉規則第15条第2項第9号 本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p>	<p>第11号、第17号において記載</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	原子力第1船原子炉施設保安規定改定案
	<p>1) 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。</p> <p>これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体での管理方法の一部として、(17)における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、(11)における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	
<p>十 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</p>	<p>(10) 線量、線量当量、汚染の除去等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 試験炉規則第15条第2項第10号 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置(個人線量計の管理の方法を含む。)が定められていること。 2) 国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念(as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。)の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。 3) 試験炉規則第7条に基づく床・壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。 4) 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。 5) 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。 	<p>【第2編 放射線管理】</p> <p>第2章 管理区域等の管理</p> <p>第6節 放射線作業の管理</p> <p>(放射線作業前の措置)</p> <p>第19条 課長は、放射線作業を行うときは、線量が合理的に達成できる限り低くなるよう、当該作業に係る次の各号に掲げる事項を検討し、保安の措置を講じなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 作業場所及び作業期間 (2) 作業の内容 (3) 必要とする個人線量計及び防護具 (4) 線量を低くするための措置 (5) 作業に伴う線量 <p>2 課長は、前項の放射線作業を行うときは、あらかじめ、作業場所及び作業期間等について、施設工務課長の同意を得なければならない。</p> <p>(放射線作業届)</p> <p>第20条 課長は、放射線作業が別表第6に掲げる基準を超えるおそれがあるときは、次の各号に掲げる事項を記載した放射線作業届を作成し、施設工務課長の同意を得なければならない。</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	原子力第1船原子炉施設保安規定改定案
	<p>6) 核燃料物質等(新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。)の事業所外への運搬に関する行為(事業所外での運搬中に關するものを除く。)が定められていること。なお、この事項は、(12)又は(13)における運搬に關する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>7) 法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可において記載された内容を満足するよう、同法第61条の2第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分等を明確にするため、(13)における放射性廃棄物の管理に關する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>8) 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに關することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成20・04・21原院第1号(平成20年5月27日原子力安全・保安院制定(NISA-111a-08-1)))を参考として記載していること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分等を明確にするため、(13)における放射性廃棄物の管理に關する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>9) 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。</p>	<p>(1) 作業場所及び作業期間 (2) 作業責任者及び放射線業務従事者の氏名 (3) 作業の内容 (4) 作業に係る計画線量</p> <p>2 施設工務課長は、前項の同意をしようとするときは、保安管理課長の同意を得なければならない。</p> <p>3 保安管理課長は、放射線作業届に係る作業中において、放射線管理上の監視を必要とするときは、当該作業に立ち会わなければならない。 (放射線作業後の措置)</p> <p>第21条 課長は、前条第1項の放射線作業届に係る放射線作業が終了したときは、次の各号に掲げる事項を施設工務課長及び保安管理課長に通知しなければならない。</p> <p>(1) 補助線量計により測定した放射線業務従事者の線量 (2) 放射線業務従事者の身体汚染の有無 (3) 当該作業に係る計画線量を超えた場合は、その内容及び講じた措置 (4) 作業前後において線量当量率等に変化があった場合は、作業場所の線量当量率及び表面密度</p> <p>第3章 被ばく管理 第1節 被ばくの防止 (被ばくの防止)</p> <p>第23条 課長は、その課に所属する放射線業務従事者の線量を、別表第7に掲げる線量限度を超えないように管理しなければならない。 (緊急作業時の線量)</p> <p>第24条 所長は、緊急作業に従事する放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を理事長に書面で申し出た者に限る。)を、その作業による線量が別表第8に掲げる値を超えない範囲内において、緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる</p> <p>第2節 線量の測定</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	原子力第1船原子炉施設保安規定改定案
		<p>(外部被ばくに係る線量の測定)</p> <p>第 25 条 課長は、その課に所属する放射線業務従事者が使用した基本線量計を、次の各号に掲げる場合には、保安管理課長に送付しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 放射線業務従事者の指定を解除したとき。 (2) 4月1日を始期とする毎四半期の末日。ただし、その者の所属する課長を経て所長に妊娠を申し出た女子にあっては、出産までの間につき毎月の末日。 (3) 補助線量計による測定結果が別表第9に掲げる基準を超えたとき。 (4) 身体末端部位の測定に使用した個人線量計にあっては、その使用が終了したとき、又は当該作業が連続して行われる場合にあっては、前3号に該当するとき又は使用期限を超えたとき。 (5) 緊急作業に従事したとき。 <p>2 保安管理課長は、前項の規定により基本線量計の送付を受けたときは、外部被ばくの測定を行わなければならない。</p> <p>(内部被ばくに係る線量の測定)</p> <p>第 26 条 課長は、その課に所属する放射線業務従事者のうち、第1種管理区域において作業を行う者について、4月1日を始期とする四半期ごと（女子にあっては1月ごと）の内部被ばくに係る実効線量が2ミリシーベルトを超えるおそれのある者を当該四半期までに調査し、その者の当該四半期における内部被ばくに係る線量の測定を保安管理課長に依頼しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 課長は、その課に所属する放射線業務従事者である女子について、本人の申出等により、妊娠の事実を知ることとなった場合は、毎月その者の内部被ばくに係る調査を行い、その者の当該月における内部被ばくに係る線量の測定を、保安管理課長に依頼しなければならない。 3 課長は、その課に所属する放射線業務従事者のうち、緊急作業に従事した者について、内部被ばくに係る線量の測定を、保安管理課長に依頼しなければならない。 4 保安管理課長は、前3項の依頼を受けたときは、その者の内部被ばくの測定を行わなければならない。

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	原子力第1船原子炉施設保安規定改定案
		<p>第8章 異常時の措置</p> <p>第1節 線量当量率等に係る異常を認めた場合の措置 (線量当量率等に係る異常を認めた場合の措置)</p> <p>第43条 保安管理課長は、第17条に規定する測定において、新たに別表第5の立入制限区域若しくは別表第17の汚染の除去に該当する値を超える異常を認めたときは、施設工務課長に通報しなければならない。</p> <p>2 課長は、第21条の放射線作業後の測定において、線量当量率、表面密度、空気中の放射性物質の濃度等に係る異常を認めたときは、汚染拡大防止の措置、放射線被ばく防止の措置を講ずるとともに、施設工務課長及び保安管理課長に通報しなければならない。</p> <p>3 施設工務課長は、前2項の通報を受けたときは、保安管理課長の協力を得て、関係のある課長に原因を調査させ、正常な状態に復帰させるための措置を講じさせるとともに、当該異常が第1編第22条に定める法令報告事象等と判断した場合は、所長に通報しなければならない。</p> <p>第2章 管理区域等の管理</p> <p>第5節 作業環境の管理 (線量当量率等の測定)</p> <p>第17条 保安管理課長は、管理区域における線量当量率、線量当量、表面密度及び空気中の放射性物質の濃度を別表第4に掲げるところにより測定しなければならない。</p> <p>2 保安管理課長は、前項の測定を行ったときは、線量当量率及び表面密度を管理区域の出入口又は管理区域に立ち入る者の目につきやすい箇所に掲示しなければならない。</p> <p>第4章 環境放射能の管理 (気体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定)</p> <p>第30条 保安管理課長は、原子炉施設の排気設備から放出する気体廃棄物中の放射性物質の濃度を別表第4に掲げるところにより測定しなければならない。</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	原子力第1船原子炉施設保安規定改定案
		<p>2 保安管理課長は、前項の測定の結果に基づき、原子炉施設から放出される気体廃棄物中の放射性物質について、1日間及び3月間の平均濃度並びに3月間及び1年間の放出量を算出しなければならない。</p> <p>3 保安管理課長は、前項の規定により気体廃棄物中の放射性物質の平均濃度及び放出量を算出したときは、その結果を3月ごとに施設工務課長及び廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>(液体廃棄物中の放射性物質に係る放出管理目標値)</p> <p>第31条 施設工務課長は、周辺監視区域外に放出する液体廃棄物中に含まれる放射性物質の量が別表第10に掲げる放出管理目標値を超えないよう管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理しなければならない。</p> <p>(液体廃棄物の排水口への放出の基準)</p> <p>第32条 原子炉施設から排水口へ放出する液体廃棄物中の放射性物質の濃度は、3月間についての平均濃度が法令で定める周辺監視区域外の水の中濃度限度以下でなければならない。</p> <p>(液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定)</p> <p>第33条 施設工務課長は、原子炉施設の排水口から液体廃棄物を周辺監視区域外へ放出しようとするときは、保安管理課長の同意を得なければならない。</p> <p>2 保安管理課長は、前項の同意をしようとするときは、モニタタンク内における液体廃棄物中の放射性物質の濃度を別表第4に掲げるところにより測定し、排水口での放射性物質の濃度が前条に規定する濃度を超えないこと及び放出量が第31条に規定する放出管理目標値を超えないことを確認しなければならない。</p> <p>3 保安管理課長は、前項の測定の結果に基づき、放出される液体廃棄物中の放射性物質について、1日間及び3月間の平均濃度並びに3月間及び1年間</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	原子力第1船原子炉施設保安規定改定案
		<p>の放出量を算出し、その結果を施設工務課長及び廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>4 保安管理課長は、前項の放出量に基づき、周辺監視区域外における実効線量を算出し、その結果を所長に報告するとともに、廃止措置施設保安主務者及び施設工務課長に通知しなければならない。</p> <p>第2章 管理区域等の管理 (一般物品の持出し管理)</p> <p>第13条 施設工務課長は、第1種管理区域から持ち出そうとする物品(核燃料物質によって汚染された物を除く。以下「一般物品」という。)について、当該物品の表面密度が別表第2に掲げる値を超えているときは、持ち出させてはならない。</p> <p>2 課長は、その所属する職員等(以下この条において「持出者」という。)が、第1種管理区域から一般物品を持ち出そうとするときは、当該物品の表面密度が別表第3に掲げる値を超えないようにさせなければならない。ただし、汚染を除去することが困難な場合であって、別表第2に掲げる値を超えていないこと、かつ、放射線管理上必要な措置が講じられていることが、課長により確認されているときはこの限りでない。</p> <p>3 課長は、持出者が第1種管理区域から一般物品を持ち出そうとするときは、その者に施設工務課長の許可を受けさせなければならない。ただし、当該物品の表面密度が別表第3の値を超えていないことを保安管理課員によって確認されたときは、この限りでない。</p> <p>4 施設工務課長は、前項の許可をしようとするときは、保安管理課長の同意を得なければならない。</p> <p>5 保安管理課長は、前項の同意をしようとするときは、その表面密度が別表第2に掲げる値を超えていないことを確認しなければならない。</p> <p>第6章 核燃料物質によって汚染された物の運搬 (事業所内運搬に係る措置)</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	原子力第1船原子炉施設保安規定改定案
		<p>第 36 条 課長は核燃料物質によって汚染された物（放射性廃棄物を除く。以下この章において同じ）を事業所内で運搬するときは、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、保安管理課長及び施設工務課長の同意を得なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。 (2) 同一の運搬機器に発火、爆発等の危険性のある物を混載しないこと。 (3) 核燃料物質によって汚染された物の種類、数量、性状等に応じて容器に封入する等障害防止のための措置を講ずること。 (4) 運搬経路においては、赤色灯の点灯、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。 (5) 車両に積載して運搬する場合は、徐行すること。 (6) 当該物質の運搬に係る課長が指名する者を同行させ、保安のための監督を行わせること。 (7) 事業所内の運搬であることを示す所定の標識を運搬物及びこれを運搬する車両の所定の箇所に取り付けること。 (8) 運搬物の表面密度は別表第 3 に掲げる値を、線量当量率は別表第 11 に掲げる値を超えないように措置すること。 (9) 当該運搬物を積載した車両に係る線量当量率が別表第 12 に掲げる値を超えないように措置すること。 <p>(事業所外運搬に係る措置)</p> <p>第 37 条 課長は、核燃料物質によって汚染された物を事業所外で運搬するときは、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、保安管理課長及び施設工務課長並びに搬出側又は搬入側の区域管理者の同意を得なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 運搬物の表面密度は別表第 3 及び別表第 14 に、線量当量率は別表第 13 に掲げる値を、当該運搬物を積載した車両に係る線量当量率は別表第 12 に掲げる値を超えないように措置すること。

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	原子力第1船原子炉施設保安規定改定案
		<p>(2) 前号に掲げるもののほか、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）第3条から第17条まで、及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和53年運輸省令第72号）第3条から第19条までに規定する技術上の基準に従って措置を講ずること。</p> <p>(引取りに係る措置)</p> <p>第38条 施設工務課長は、施設外から運搬されてきた核燃料物質によって汚染された物を原子炉施設において引き取る時は、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 運搬物の状態にき裂、破損、核燃料物質によって汚染された物の飛散、漏えい等のないことを確認すること。</p> <p>(2) 運搬物に異常な表面汚染のないことを確認すること。</p> <p>(3) 保安管理課長に通知すること。</p>
<p>十一 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。</p>	<p>(11) 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 試験炉規則第15条第2項第11号 <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。</p> <p>2) 放射線測定器の機能維持の方法等については、施設全体での管理方法の一部として、(17)における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>【第2編 放射線管理 第5章 放射線管理施設の管理】</p> <p>第5章 放射線管理施設の管理</p> <p>（放射線管理施設の性能の維持）</p> <p>第34条 保安管理課長は、第3編第30条に規定する種類及び台数の放射線測定機器を備えつけるとともに、その性能を常に正常に維持するよう、<u>第3編に定める施設管理実施計画に定めるところにより管理しなければならない。</u></p> <p>（放射線測定機器の巡視）</p> <p>第35条 保安管理課長は、<u>施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより毎週1回の巡視により前条に定める放射線測定機器を確認しなければならない。</u>ただし、原子炉施設の運転が1週間以上連続して停止される場合において、当該測定機器による監視を必要としないときは、この限りでない。この場合にあっても、1月を超えない範囲内で1回、<u>施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより巡視によって確認するものとする。</u></p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	原子力第1船原子炉施設保安規定改定案
<p>十二 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関する事（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。</p>	<p>(12) 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験炉規則第15条第2項第12号 <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しない措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること及び貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。 2) 新燃料及び使用済燃料の事業所外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に関することが定められていること。なお、この事項は、(10)及び(13)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。 	<p>第17号における施設管理に関する事項として記載</p> <p>(該当なし) (廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない)</p>
<p>十三 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関する事。</p>	<p>(13) 放射性廃棄物の廃棄</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験炉規則第15条第2項第13号 <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。 2) 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。 3) 放射性固体廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、(10)及び(12)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。 	<p>【第2編 放射線管理】</p> <p>第7章 放射性廃棄物の管理</p> <p>(放射性廃棄物に係る措置)</p> <p>第39条 課長は、原子炉施設において発生した固体廃棄物を放射性廃棄物容器に収納しなければならない。ただし、容器に収納できない場合は、保安管理課長と協議し、放射性物質の飛散又は漏えいの防止等の措置を講じなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 課長は、原子炉施設において発生した液体廃棄物を容器に収納し、又は廃液貯槽に貯留しなければならない。 3 課長は、前2項の規定により放射性廃棄物を収納した容器若しくはこれを収納した輸送用のしゃへい容器又は第1項ただし書きの措置を講じた固体廃棄物表面の線量当量率の測定を行うとともに、放射性物質濃度等により別表第15に従って区分しなければならない。 <p>(放射性廃棄物に係る表示)</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	原子力第1船原子炉施設保安規定改定案
	<p>4) 放射性液体廃棄物の放出箇所、放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>5) 放射性気体廃棄物の放出箇所及び放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>6) 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。</p> <p>7) ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</p>	<p>第40条 課長は、前条の措置を講じた放射性廃棄物について、容器ごとに別表第16に掲げるところにより表示しなければならない。</p> <p>(放射性廃棄物の保管)</p> <p>第41条 課長は、前2条の措置を講じた放射性廃棄物について、第3編第29条に規定する管理区域を示す図において指定されている廃棄物保管場所に保管しなければならない。</p> <p>2 施設工務課長は、前項の廃棄物保管場所を示す標識を設け、当該区域を壁、さく等の区画物で区画しなければならない。</p> <p>(放射性廃棄物の運搬に係る措置)</p> <p>第42条 課長は、放射性廃棄物を引き渡そうとするときは、施設工務課長に依頼しなければならない。</p> <p>2 課長は、放射性廃棄物を収納した容器又は包装若しくはしゃへい容器の表面密度が別表第3、表面等の線量当量率が、別表第11に掲げる値を超えないよう措置しなければならない。ただし、汚染されていないことが明らかなポリエチレン袋等によって包装した放射性廃棄物については、表面密度の測定を省略することができる。</p> <p>3 施設工務課長は、放射性廃棄物を事業所内で運搬するときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 第36条第1号、第2号及び第7号に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(2) 当該運搬物を積載した車両に係る線量当量率が別表第12に掲げる値を超えないように措置すること。</p> <p>4 施設工務課長は、放射性廃棄物を事業所外で運搬するときは、第37条の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>第4章 環境放射能の管理 (周辺監視区域外における線量限度等)</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	原子力第1船原子炉施設保安規定改定案
		<p>第 28 条 周辺監視区域外における実効線量限度は、1 年間につき 1 ミリシーベルト並びに皮膚及び眼の水晶体の等価線量限度は、1 年間につき皮膚は 50 ミリシーベルト、眼の水晶体は 15 ミリシーベルトとする。</p> <p>2 気体廃棄物中及び液体廃棄物中の放射性物質の周辺監視区域外における 3 月間についての平均濃度は、それぞれ、法令で定める周辺監視区域外の空气中濃度限度及び周辺監視区域外の水中濃度限度以下でなければならない。</p> <p>(気体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定)</p> <p>第 30 条 保安管理課長は、原子炉施設の排気設備から放出する気体廃棄物中の放射性物質の濃度を別表第 4 に掲げるところにより測定しなければならない。</p> <p>2 保安管理課長は、前項の測定の結果に基づき、原子炉施設から放出される気体廃棄物中の放射性物質について、1 日間及び 3 月間の平均濃度並びに 3 月間及び 1 年間の放出量を算出しなければならない。</p> <p>3 保安管理課長は、前項の規定により気体廃棄物中の放射性物質の平均濃度及び放出量を算出したときは、その結果を 3 月ごとに施設工務課長及び廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>(液体廃棄物中の放射性物質に係る放出管理目標値)</p> <p>第 31 条 施設工務課長は、周辺監視区域外に放出する液体廃棄物中に含まれる放射性物質の量が別表第 10 に掲げる放出管理目標値を超えないよう管理するとともに、<u>その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理しなければならない。</u></p> <p>(液体廃棄物の排水口への放出の基準)</p> <p>第 32 条 原子炉施設から排水口へ放出する液体廃棄物中の放射性物質の濃度は、3 月間についての平均濃度が法令で定める周辺監視区域外の水中濃度限度以下でなければならない。</p> <p>(液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定)</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	原子力第1船原子炉施設保安規定改定案
		<p>第33条 施設工務課長は、原子炉施設の排水口から液体廃棄物を周辺監視区域外へ放出しようとするときは、保安管理課長の同意を得なければならない。</p> <p>2 保安管理課長は、前項の同意をしようとするときは、モニタタンク内における液体廃棄物中の放射性物質の濃度を別表第4に掲げるところにより測定し、排水口での放射性物質の濃度が前条に規定する濃度を超えないこと及び放出量が第31条に規定する放出管理目標値を超えないことを確認しなければならない。</p> <p>3 保安管理課長は、前項の測定の結果に基づき、放出される液体廃棄物中の放射性物質について、1日間及び3月間の平均濃度並びに3月間及び1年間の放出量を算出し、その結果を施設工務課長及び廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>4 保安管理課長は、前項の放出量に基づき、周辺監視区域外における実効線量を算出し、その結果を所長に報告するとともに、廃止措置施設保安主務者及び施設工務課長に通知しなければならない。</p> <p>【第3編 原子炉施設の管理】</p> <p>第2節 放射性廃棄物の引取り及び運搬</p> <p>(引取りに係る確認)</p> <p>第8条 施設工務課長は、放射性廃棄物の引取りを依頼された場合、所定の手続きが行われていることを放射性廃棄物記録票により確認しなければならない。</p> <p>2 施設工務課長は、所定の手続きにより引取りを依頼された放射性廃棄物が安全上支障があると認めるときは、当該放射性廃棄物を引取らないものとする。</p> <p>(放射性廃棄物の運搬)</p> <p>第9条 施設工務課長は、第2編第41条第1項の規定により保管されている放射性廃棄物を運搬しようとするときは、第2編第39条の措置及び第40条</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	原子力第1船原子炉施設保安規定改定案
		<p>の表示を確認しなければならない。なお、液体廃棄物にあつては、受皿、吸収材等を用い、漏えいの拡大を防止するための措置を講ずる。</p> <p>2 施設工務課長は、第15条第2項の液体廃棄物を所定の容器により運搬しなければならない。</p> <p>第3節 放射性廃棄物の一時保管及び貯蔵</p> <p>(処理前の一時保管及び貯蔵)</p> <p>第10条 施設工務課長は、処理前の固体廃棄物を燃料・廃棄物取扱棟、機材・排水管理棟及び保管建屋の廃棄物保管場所に一時保管する。</p> <p>2 施設工務課長は、液体廃棄物を燃料・廃棄物取扱棟の廃液タンクに貯蔵する。ただし、液体廃棄物を燃料・廃棄物取扱棟分析室において一時的に保管する場合は、容器に受皿、吸収材等を用い、漏えいによる汚染の拡大を防止するための措置を講じなければならない。</p> <p>第4節 放射性廃棄物の処理</p> <p>(作業開始前の巡視)</p> <p>第11条 施設工務課長は、処理作業を開始しようとするときは、別表第4に掲げるところにより、その処理作業に係る設備等を<u>巡視</u>しなければならない。</p> <p>(作業中の巡視)</p> <p>第12条 施設工務課長は、処理作業中、その処理作業に係る設備等が正常に運転されていることを監視するとともに別表第5に掲げるところにより<u>巡視</u>しなければならない。</p> <p>(作業終了後の巡視)</p> <p>第13条 施設工務課長は、処理作業を終えたときは、別表第6に掲げるところにより<u>巡視</u>しなければならない。</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	原子力第1船原子炉施設保安規定改定案
		<p>(固体廃棄物の処理)</p> <p>第14条 施設工務課長は、第10条第1項の規定により一時保管している固体廃棄物について、圧縮性の固体廃棄物は圧縮処理により処理し、処理済の固体廃棄物をドラム缶、金属容器等の容器に封入しなければならない。</p> <p>(液体廃棄物の処理)</p> <p>第15条 施設工務課長は、第10条第2項の規定により貯蔵している液体廃棄物について、液体廃棄物処理設備により処理し、処理した廃液（以下「処理済水」という。）は、処理済水タンクに貯留しなければならない。ただし、放射性物質の濃度が十分低いことを確認した廃液については、この限りではない。</p> <p>2 処理済水及び前項ただし書きの廃液は、モニタタンクに貯留しなければならない。</p> <p>3 施設工務課長は、第2編第33条第1項の規定による保安管理課長の同意を得た後、前項の廃液を海水で希釈し、放出しなければならない。</p> <p>(廃棄物パッケージの表示)</p> <p>第16条 施設工務課長は、第14条の規定により処理した容器（以下「廃棄物パッケージ」という。）及び包装等の措置を講じたものについて、次の各号に掲げる事項を廃棄物パッケージ及び包装等の表面に表示しなければならない。</p> <p>(1) 封入月日</p> <p>(2) 管理番号</p> <p>(3) 表面の線量当量率</p> <p>第5節 固体廃棄物の貯蔵及び気体廃棄物の廃棄</p> <p>(固体廃棄物の貯蔵)</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	原子力第1船原子炉施設保安規定改定案
		<p>第 17 条 施設工務課長は、廃棄物パッケージ及び包装等の措置を講じた廃棄物を貯蔵するときは、別表第 7 に定める設備において貯蔵しなければならない。また、原子炉室一括撤去物については、原子炉室保管室に貯蔵する。</p> <p>(廃棄物パッケージからの試料採取及び試料分析)</p> <p>第 17 条の 2 施設工務課長は、廃棄物パッケージから試料を採取し分析するときは、あらかじめ採取・分析計画を作成し、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>3 施設工務課長は、廃棄物パッケージから試料の採取及び分析を行うに当たっては、前 2 項の承認及び同意を受けた計画を遵守して実施しなければならない。</p> <p>4 施設工務課長は、第 1 項の作業が終了したときは、その結果を所長に報告するとともに、廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>(廃棄物パッケージの<u>内容物の取扱い</u>)</p> <p>第 17 条の 3 施設工務課長は、廃棄物パッケージの<u>内容物を取り扱う</u>ときは、別図第 2 に示す<u>廃棄物パッケージ取扱場所</u>で実施しなければならない。</p> <p>(<u>気体廃棄物の廃棄</u>)</p> <p>第 18 条 施設工務課長は、気体廃棄物を廃棄するときは、気体廃棄物処理設備及び換気設備により処理し、放出しなければならない。</p>

<p>十四 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p>	<p>(14) 非常の場合に講ずべき処置 ・試験炉規則第15条第2項第14号 本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。 2) 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。 3) 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報すること（事業所内の見学者、外部研究者等に対する避難指示等を含む。）が定められていること。 4) 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることと定められていること。 5) 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急処置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。 6) 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 <ol style="list-style-type: none"> a) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を試験研究用等原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 b) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 c) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する 	<p>【第1編 総則】</p> <p>第7章 非常の場合に講ずべき措置</p> <p>第1節 事前の措置 (事前の措置)</p> <p>第22条 所長は、非常の場合（火災等社会的影響のありうる事象、第33条に定める事象及び別表第1に定める非常事態に該当する事象（以下「法令報告事象等」という。）が発生した場合）に対処するため、あらかじめ次の各号に掲げる措置を講じておかなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 現地対策本部の体制の確立及び事故対策活動要員の確保 (2) 通信連絡機器、防護具、放射線測定機器等事故対策活動用品の整備 (3) 機構内及び関係機関への通報連絡系統の確立 (4) センター周辺の人口分布、道路等の社会環境の状況、放射能影響範囲等の事前調査及びその資料の整備 <p>2 所長は、緊急作業従事者を選定する場合は、次の各号に掲げる全ての要件に該当することを確認した上で、選定しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第20条第7項に定める教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を理事長に書面で申し出た者であること。 (2) 第21条第3項に定める緊急作業についての訓練を受けた者であること。 <p>第2節 通報及び現地対策本部の設置 (通報)</p> <p>第23条 原子炉施設又はその周辺の区域において、異常を発見した者は、周辺に居る者にこれを周知するとともに、施設工務課長又は保安管理課長に通報しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 施設工務課長又は保安管理課長は、前項の通報を受けたときは、それぞれ保安管理課長又は施設工務課長に通報しなければならない。 3 施設工務課長は、第1項又は前項の通報を受けたときは、その拡大を防止するための措置を講ずるとともに、その状況が法令報告事象等に該当すると判断した場合は、直ちに所長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。
-------------------------------	--	--

	<p>原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>7) 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理(放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。)、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。</p> <p>8) 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。</p> <p>9) 防災訓練の実施頻度について定められていること。</p>	<p>4 保安管理課長は、第1項又は第2項の通報を受けその状況が法令報告事象等に該当すると判断した場合は、直ちに、該当事象に関する第一報を、理事長及びあらかじめ定めた関係機関に通報しなければならない。</p> <p>(現地対策本部の設置)</p> <p>第24条 所長は、前条第3項の通報を受けたときは、直ちに、現地対策本部を設置しなければならない。</p> <p>2 現地対策本部の本部長は、所長をもってあてる。</p> <p>3 現地対策本部長は、事故現場防護組織が行う事故原因の除去、拡大防止等の措置について、必要に応じ指示、助言を行うものとする。</p> <p>4 現地対策本部長は、事故・故障等に係る情報を収集し、前条第4項の通報先に適宜通報しなければならない。</p> <p>第3節 非常事態における活動 (非常体制又は警戒体制の設定)</p> <p>第25条 所長は、第23条第3項の通報を受けた場合において、その状況が別表第1に定める非常事態に該当すると認めるときは非常体制を、非常事態に発展するおそれがあると認めるときは警戒体制を設定しなければならない。</p> <p>2 課長は、第23条第1項又は第2項の通報を受けた場合において、非常体制又は警戒体制を設定すべき状況と認め、かつ緊急を要する場合は、前項に係らず、非常体制又は警戒体制を設定することができる。</p> <p>(理事長への通報)</p> <p>第26条 現地対策本部長は、非常体制又は警戒体制を設定した場合は、理事長に通報しなければならない。</p> <p>(非常事態における活動)</p> <p>第27条 現地対策本部長は、非常体制又は警戒体制が設定された場合、人命救助、事故原因の除去、拡大防止、避難誘導等の防護活動を行わなければならない。</p>
--	---	--

		<p>2 緊急作業従事者の所属する課の課長は、職員を緊急作業に従事させるときは、当該作業に係る次の各号に掲げる事項を確認し、所要の措置を講じなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 緊急作業場所及び緊急作業期間 (2) 緊急作業の内容 (3) 周辺線量を低くするための措置 (4) 必要とする個人線量計及び防護具 (5) 緊急作業に係る計画線量 <p>3 緊急作業従事者の所属する課の課長は、職員を緊急作業に従事させるときは、保安管理課長と協議の上、次の各号に掲げる事項を記載した緊急作業計画を作成し、その計画に対して廃止措置施設保安主務者の同意を得たのち所長の承認を得なければならない。ただし、人命の救助等極めて緊急を要する場合はこの限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 緊急作業場所及び緊急作業期間 (2) 緊急作業の内容 (3) 緊急作業責任者及び緊急作業従事者の氏名 (4) 線量を低くするための措置 (5) 必要とする個人線量計及び防護具 (6) 緊急作業に係る計画線量 <p>4 緊急作業従事者の所属する課長は、前項ただし書により緊急作業を行った場合は、廃止措置施設保安主務者及び所長にその旨を報告しなければならない。</p> <p>5 所長は、緊急作業従事者に対し、緊急作業に係る業務に従事後1か月以内ごとに1回及び緊急作業に係る業務から離れる際に1回、医師による健康診断を受診させなければならない。</p> <p>(非常体制又は警戒体制の解除及び現地対策本部の解散)</p> <p>第28条 現地対策本部長は、非常体制又は警戒体制の設定要件が除去されたと判断した場合は、非常体制又は警戒体制を解除するものとする。</p>
--	--	--

		<p>2 現地対策本部長は、事故・故障等の事象が収束又は安定し、事故原因の究明及び復旧対策等について、通常組織によって対応できると認めるときは、現地対策本部を解散するものとする。</p> <p>第6章 保安教育及び保安訓練 (保安教育実施計画)</p> <p>第20条 所長は、原子炉施設の保安活動を行う者に対し、別表第2に定める保安教育を実施するため、保安教育の項目、内容及び実施時期を記載した保安教育実施計画を年度毎に作成し、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>2 保安管理課長及び施設工務課長は、前項の保安教育実施計画に関する教育を行うため、教育受講対象者を記載した課保安教育実施計画を作成しなければならない。</p> <p>3 保安管理課長及び施設工務課長は、前項の課保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施しなければならない。</p> <p>4 課長は、当該年度において別表第2の保安教育実施方針に定める教育内容と同等以上と認められる教育を他の事業所等で受けた者に対しては、その受講内容に応じた教育を免除することができる。</p> <p>5 課長は、前項に基づき保安教育の免除をするにあたっては、保安教育を実施した者の証明を確認しなければならない。</p> <p>6 所長は、当該施設に係る業務に新たに従事する者に対しては、第2項に定める教育を終了した後でなければ当該施設に係る業務に従事させてはならない。</p> <p>7 所長は、放射線業務従事者のうち原子炉施設の緊急作業に従事する者（以下「緊急作業従事者」という。）として選定を受けようとする者に対して、別表第2の2に定める緊急作業についての教育を実施しなければならない。ただし、同表に定める教育内容と同等以上と認められる教育を他の事業所等で受けた者については、その受講内容に応じた教育を免除することができる。</p> <p>8 保安管理課長及び施設工務課長は、第3項及び前項に基づく教育の実施結果を、所長に報告しなければならない。</p>
--	--	--

		<p>(保安訓練)</p> <p>第 21 条 所長は、毎年度、原子炉施設の保安活動を常時行う者に対し、非常事態を想定した総合訓練を実施しなければならない。</p> <p>2 保安管理課長及び施設工務課長は、毎年度 2 回以上、原子炉施設の保安活動を常時行う者に対し、消火訓練、通報訓練、招集訓練、避難訓練等の保安上必要な訓練を実施しなければならない。</p> <p>3 所長は、緊急作業従事者として選定を受けようとする者に対し、<u>別表第 2 の 3</u>に定める緊急作業についての訓練を実施しなければならない。また、選定後は、毎年度 1 回以上、訓練を実施しなければならない。</p> <p>4 保安管理課長及び施設工務課長は、前 2 項の保安訓練の実施結果を所長に報告しなければならない。なお、前 2 項の保安訓練は、第 1 項の総合訓練と同等の項目については兼ねることができる。</p> <p>(原子力災害対策特別措置法対象ではない)</p>
--	--	---

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	原子力第1船原子炉施設保安規定改定案
<p>十五 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故が発生した場合における試験研究用等原子炉施設の機能の保全に関する措置に関すること。</p>	<p>(15) 設計想定事象等に係る試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験炉規則第15条第2項第15号 <ul style="list-style-type: none"> 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針又は法第43条の3の2第2項の認可を受けた廃止措置計画に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。 a) 試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 火災 <ul style="list-style-type: none"> 可燃物管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。 ロ 発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるもの（以下「多量の放射性物質等を放出する事故」という。） <ul style="list-style-type: none"> 当該事故の拡大を防止するために必要な措置に関すること。 b) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に 	<p>【第2編 放射線管理】</p> <p>第8章 異常時の措置</p> <p>第1節 線量当量率等に係る異常を認めた場合の措置</p> <p>(線量当量率等に係る異常を認めた場合の措置)</p> <p>第43条 保安管理課長は、第17条に規定する測定において、新たに別表第5の立入制限区域若しくは別表第17の汚染の除去に該当する値を超える異常を認めるときは、施設工務課長に通報しなければならない。</p> <p>2 課長は、第21条の放射線作業後の測定において、線量当量率、表面密度、空気中の放射性物質の濃度等に係る異常を認めるときは、汚染拡大防止の措置、放射線被ばく防止の措置を講ずるとともに、施設工務課長及び保安管理課長に通報しなければならない。</p> <p>3 施設工務課長は、前2項の通報を受けたときは、保安管理課長の協力を得て、関係のある課長に原因を調査させ、正常な状態に復帰させるための措置を講じさせるとともに、当該異常が第1編第22条に定める法令報告事象等と判断した場合は、所長に通報しなければならない。</p> <p>第2節 放射線被ばくに係る異常の場合の措置</p> <p>(体内汚染又は皮膚汚染を受けたときの措置)</p> <p>第44条 課長は、その課に所属する放射線業務従事者が、体内汚染又は皮膚汚染を受けたとき、又はそのおそれがあると認めるときは、施設工務課長及び保安管理課長に通報しなければならない。</p> <p>2 施設工務課長は、前項の通報を受けたときは、その者の汚染を除去させるとともに、汚染原因の調査を行わせなければならない。</p> <p>3 保安管理課長は、第1項の通報を受けたときは、汚染の状況を調査し、その者の内部被ばく検査の必要があると認めるときは、内部被ばくの検査を行わなければならない。</p> <p>(警戒線量又は線量限度を超えた場合の措置)</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	原子力第1船原子炉施設保安規定改定案
	<p>については、毎年1回以上定期に実施すること。</p> <p>c) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。</p> <p>d) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>	<p>第45条 保安管理課長は、第25条第2項、第26条第3項及び前条第3項により放射線業務従事者の線量を測定した結果が、別表第18に掲げる警戒線量又は別表第7に掲げる線量限度を超えたときは、所長及びその者の所属する課長に通報しなければならない。</p> <p>2 課長は、第1項の通報を受けたときは、本人及び廃止措置施設保安主務者に通報するとともに、被ばく原因の調査を行い、その後の被ばくの防止の措置を講じなければならない。</p> <p>3 課長は、前項の調査の結果及び被ばくの防止の措置を所長に報告するとともに、保安管理課長及び廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>(放射線作業の制限等)</p> <p>第46条 所長は、前条第1項により当該放射線業務従事者の線量が、線量限度を超えた旨の通報を受けたとき、又は線量限度を超えるおそれがあると認めるときは、放射線作業の制限等の措置を講じなければならない。</p> <p>第3節 環境放射能に係る異常の場合の措置 (放出管理目標値を超えた場合等における措置)</p> <p>第47条 保安管理課長は、液体廃棄物中の放射性物質の放出量が別表第10の放出管理目標値を超え、又は超えるおそれがあると認めるときは、所長、施設工務課長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p> <p>2 保安管理課長は、前項の場合において、放出管理目標値の定められている核種の放出量に基づき、周辺監視区域外における1年間の実効線量を算出し、その結果を所長に報告するとともに、廃止措置施設保安主務者及び施設工務課長に通知しなければならない。</p> <p>3 施設工務課長は、第1項の通報を受けたときは、その原因の調査を行い、その結果を所長に報告しなければならない。</p> <p>4 所長は、前項の報告を受けたときは、施設工務課長に対し原子炉施設の運転計画の変更等の措置を指示しなければならない。</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	原子力第1船原子炉施設保安規定改定案
		<p>5 施設工務課長は、前項の指示、講じた措置及びその結果を廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>(放射性物質の濃度等に係る異常の場合の措置)</p> <p>第48条 保安管理課長は、第3編第26条第2項に定める当該測定機器の警報が作動したときは、施設工務課長に通報するとともに、気体廃棄物中の放射性物質の放出量を算出しなければならない。</p> <p>2 保安管理課長は、前項の測定結果が第28条第2項に定める値を超えるおそれがあると認めるとき、又は第33条第2項の測定結果が別表第10に定める値を超えるおそれがあると認めるときは、所長、施設工務課長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p> <p>3 所長は、第2項の通報を受けたときは、保安管理課長及び施設工務課長に原因の調査を指示し、放射性物質の濃度等の低減の措置を講じなければならない。</p> <p>4 保安管理課長及び施設工務課長は、前項の措置を講じたときは、その結果を所長に報告するとともに、廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>5 所長は、第2項の通報を受けたときは、施設工務課長に対し、原子炉施設運転計画の変更等の措置を指示しなければならない。</p> <p>6 施設工務課長は、前項の指示、講じた措置の結果を廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>第4節 放射線測定機器の<u>巡視</u>において異常を認めた場合の措置</p> <p>(放射線測定機器の<u>巡視</u>において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第49条 保安管理課長は、第35条の<u>巡視</u>を行った結果、放射線測定機器に故障を認めるときは、修理又は交換等の措置を講ずるとともに、気体廃棄物中の放射性物質の濃度を監視する放射線測定機器については、所長、廃止措置施設保安主務者及び施設工務課長に通報しなければならない。なお、交換等を要する場合は、<u>点検</u>実施後1年以内の機器を代替えるものとする。</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	原子力第1船原子炉施設保安規定改定案
		<p>第5節 運搬中において異常を認めた場合の措置</p> <p>(運搬中において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第50条 核燃料物質によって汚染された物の運搬に従事する者は、運搬中に事故等により安全な運搬が損なわれたときは、当該核燃料物質によって汚染された物を管理する課長、保安管理課長に通報するとともに、関係者以外の者を近づかせないための措置を講じなければならない。</p> <p>2 課長は、前項の通報を受けたときは、ただちに現場に赴き、線量当量率の異常の有無、放射性汚染の有無その他必要な調査を行うとともに、事故等の拡大を防止するための措置を講じるとともに、所長に通報しなければならない。</p> <p>3 保安管理課長は、第1項の通報を受けた場合において、その状況が第1編別表第1に掲げる非常事態に発展するおそれがあると認めたときは、同編第25条第2項の規定により措置しなければならない。</p> <p>【第3編 第3編 原子炉施設の管理】</p> <p>第4章 異常時の措置</p> <p>(警報装置が作動した場合の措置)</p> <p>第26条 施設工務課長は、別表第2に掲げる警報装置が作動したときは、その原因及び状況を調査し、正常に復旧させるための措置を講ずるとともに、その原因及び状況並びに講じた措置を所長に通報しなければならない。</p> <p>2 保安管理課長は、別表第3に掲げる警報装置が作動したときは、正常に復旧させるための措置を講ずるとともに、その原因及び状況並びに講じた措置を所長並びに施設工務課長に通報しなければならない。</p> <p>(巡視等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第27条 施設工務課長は、第11条、第12条、第13条、第25条及び第27条の2に係る巡視等の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常な状態へ復帰させるための措置を講じなければならない。</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	原子力第1船原子炉施設保安規定改定案
		<p>2 保安管理課長は、<u>第 27 条の 2</u>に係る<u>巡視</u>の結果、異常を認めるときは、その原因及び状況を調査し、正常な状態に復帰させるための措置を講じなければならない。この場合において、重要と認める異常については、その原因及び状況並びに講じた措置について、施設工務課長に通報しなければならない。</p> <p>3 施設工務課長は、第 1 項の<u>巡視</u>等の結果、異常を認めるとき並びに前項及び第 2 編第 49 条の規定により保安管理課長から<u>巡視</u>の結果、異常を認められた旨の通報を受けたときにおいて、その原因及び状況が原子炉施設の運転に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、所長、保安管理課長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p> <p>4 所長は、前項の通報を受けたときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得て原子炉施設の保安に必要な措置を講じるよう指示しなければならない。</p> <p><u>(地震後の措置)</u></p> <p><u>第 27 条の 2 震度 4 以上の地震が発生したときは、施設工務課長は放射性廃棄物の廃棄施設、その他原子炉の附属施設を、保安管理課長は放射線管理施設を巡視し、異常がないことを確認しなければならない。</u></p> <p><u>2 施設工務課長は、前項の巡視の結果を保安管理課長に通報しなければならない。</u></p> <p><u>(勤務時間外に異常が発生した場合の措置)</u></p> <p>第 28 条 勤務時間外において異常が発生した旨の通報を受けた者は、直ちに現場に赴き、通報連絡系統図により関係者を動員し、その原因及び状況を調査するとともに、適宜の措置を講じ、かつ、その原因及び状況を施設工務課長に通報しなければならない。</p> <p>2 施設工務課長は、前項の通報を受けた場合において、その異常が原子炉施設の保安に影響を及ぼすと認めるときは、所長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p> <p>3 所長は、前項の通報を受けたときは、原子炉施設の保安に必要な措置を講ずるよう指示しなければならない。</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	原子力第1船原子炉施設保安規定改定案
		<p>4 所長は、前項の措置を指示するときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>【第2編 放射線管理】 (保安訓練)</p> <p>第21条 所長は、毎年度、原子炉施設の保安活動を常時行う者に対し、非常事態を想定した総合訓練を実施しなければならない。</p> <p>2 保安管理課長及び施設工務課長は、毎年度2回以上、原子炉施設の保安活動を常時行う者に対し、消火訓練、通報訓練、招集訓練、避難訓練等の保安上必要な訓練を実施しなければならない。</p> <p>3 所長は、緊急作業従事者として選定を受けようとする者に対し、別表第2の3に定める緊急作業についての訓練を実施しなければならない。また、選定後は、毎年度1回以上、訓練を実施しなければならない。</p> <p>4 保安管理課長及び施設工務課長は、前2項の保安訓練の実施結果を所長に報告しなければならない。なお、前2項の保安訓練は、第1項の総合訓練と同等の項目については兼ねることができる。</p>
<p>十六 試験研究用等原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第十六条の十四各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関する事。</p> <p>十七 廃止措置に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第十六条の十四各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関する事。</p>	<p>(16) 試験研究用等原子炉施設及び廃止措置に係る保安に関する適正な記録及び報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験炉規則第15条第2項第16号及び第17号 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 試験研究用等原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。 2) 試験炉規則第6条に定める記録について、その記録の管理に関する事（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。 	<p>【第1編 総則】</p> <p>第9章 記録及び報告</p> <p>(記録及び保存)</p> <p>第30条 原子炉施設の保安に関する記録は、試験炉規則第6条に基づく別表第3に示すところにより記録し保存しなければならない。</p> <p>2 この規定に定める保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する記録は、第15条に定める文書及び記録の管理の方法に基づき記録し、保存しなければならない。</p> <p>(業務報告)</p> <p>第31条 施設工務課長は、四半期ごとに、所管する施設について、次の各号に掲げる事項を、所長に報告するとともに廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	原子力第1船原子炉施設保安規定改定案
	<p>3) 事業所長及び廃止措置主任者に報告すべき事項が定められていること。</p> <p>4) 特に、試験炉規則第16条の14各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が定められていること。</p> <p>5) 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。</p>	<p>(1) 廃止措置に係る保安の状況</p> <p>(2) 官庁検査の実施状況及び指摘事項の内容</p> <p>(3) 放射性廃棄物の廃棄の状況</p> <p>(4) 放射線被ばく又は汚染の状況</p> <p>(5) 異常の発生及びその処置の状況</p> <p>(6) 原子炉施設の保安活動を行う者に対する保安教育の実施状況</p> <p>(一般報告)</p> <p>第32条 保安管理課長は、法第67条及び試験炉規則第18条第1項に定める放射線管理等報告書を作成し、所長の承認を得るとともに、廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>2 所長は、前項の報告書を理事長に提出しなければならない。</p> <p>(故障等の報告)</p> <p>第33条 課長は、所管する原子炉施設において、試験炉規則第16条の14第1項に定める事象が発生した場合には、その旨を所長及び廃止措置施設保安主務者に報告しなければならない。</p> <p>2 所長は、前項に定める報告を受けた場合は、速やかに報告書を作成し、担当理事の確認を受けた後に、理事長に報告しなければならない。</p>
<p>十八 試験研究用等原子炉施設等の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することを含む。</p>	<p>(17) 試験研究用等原子炉施設の施設管理</p> <p>・試験炉規則第15条第2項第18号</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) 施設管理の方針の策定、施設管理の目標の策定、施設管理実施計画の策定・実施、これらの評価・改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原</p>	<p>【第1編 総則】</p> <p>(基本方針)</p> <p>第1条の2 前条の目的を達成するため、安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会による放射線防護の精神にのっとり、原子炉施設の運転等による災害防止のために適切な品質マネジメント活動のもと保安活動を実施する。</p> <p>2 法第35条第1項の規定に基づき、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（以下「試験炉規則」という。）第9条第1項第1号から第4号の定めに従って、試験研究用等原子炉施設の施設管理に関する方針</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	原子力第1船原子炉施設保安規定改定案
	<p>規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定）を参考として定められていること（廃止措置計画の認可後に安全機能を維持する必要のある施設の施設管理を含む。）。</p> <p>2) 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。</p> <p>なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に關与していない要員に検査を実施させることとしてもよい。</p>	<p><u>（以下「施設管理方針」という。）</u>、施設管理の目標（以下「施設管理目標」）及び施設管理の実施計画（以下「施設管理実施計画」という。）を定め、保全活動を実施する。</p> <p>【第3編 原子炉施設の管理】</p> <p><u>（施設管理目標の策定）</u></p> <p>第19条 施設工務課長及び保安管理課長は、原子力第1船原子炉施設について、第1編第1条第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って、達成すべき施設管理目標を策定しなければならない。</p> <p>2 施設工務課長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 施設工務課長は、前項の承認を受けたときは、保安管理課長に通知しなければならない。</p> <p><u>（施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定）</u></p> <p>第19条の2 施設工務課長及び保安管理課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、それぞれ所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定しなければならない。ただし、目標設定すべき重要度の高い設備・機器がない場合は、この限りでない。</p> <p>2 施設工務課長は、前項の定量的な施設管理目標をとりまとめ、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 所長は、前項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>4 施設工務課長は、第2項の承認を受けたときは、保安管理課長に通知しなければならない。</p> <p><u>（施設管理実施計画等の策定）</u></p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	原子力第1船原子炉施設保安規定改定案
		<p>第20条 施設工務課長及び保安管理課長は、それぞれ所掌する設備・機器（性能維持施設に限る。）について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関すること。</p> <p>ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 施設工務課長及び保安管理課長は、それぞれ所掌する設備・機器（性能維持施設に限る。）について、次の各号に掲げる事項を整理した「設備保全整理表」及び「検査要否整理表」を策定しなければならない。</p> <p>イ 原子炉施設の工事の方法及び時期</p> <p>ロ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</p> <p>3 施設工務課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表をとりまとめ、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>5 施設工務課長は、第2項の承認を受けたときは、保安管理課長に通知しなければならない。</p> <p><u>(保全活動の実施)</u></p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	原子力第1船原子炉施設保安規定改定案
		<p>第20条の2 <u>施設工務課長及び保安管理課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</u></p> <p>(保全活動の有効性評価及び改善)</p> <p>第20条の3 <u>施設工務課長及び保安管理課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、保全活動(工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。)の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u></p> <p>(定期事業者検査)</p> <p>第21条 <u>検査委員会は、定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>定期事業者検査計画</u></p> <p>イ <u>対象となる施設、設備、機器等の名称</u></p> <p>ロ <u>検査の項目及び実施体制</u></p> <p>ハ <u>予定期間</u></p> <p>ニ <u>定量的な施設管理目標(第19条の2規定により策定した場合に限る。)</u></p> <p>(2) <u>定期事業者検査要領</u></p> <p>イ <u>対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p>ロ <u>検査の項目及び検査場所</u></p> <p>ハ <u>検査前条件</u></p> <p>ニ <u>検査の確認方法及び検査手順</u></p> <p>ホ <u>検査の判定基準</u></p> <p>2 <u>施設工務課長及び保安管理課長は、検査委員会の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</u></p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	原子力第1船原子炉施設保安規定改定案
		<p>3 <u>検査委員会は、検査計画書及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、廃止措置施設保安主務者の確認を得なければならない。</u></p> <p>4 <u>検査委員会は、第1項の同意及び第3項の確認を得たときは、施設工務課長及び保安管理課長に通知しなければならない。</u></p> <p>(修理及び改造)</p> <p>第22条 <u>施設工務課長は本体施設等について、保安管理課長は放射線管理施設について、必要と認めた場合は、修理又は改造（改造には、新造その他工事を伴わない設計・評価のみの事項を含む。ただし、従前に新造したものと同等の場合は、この限りでない。以下同じ。）を行うことができる。</u></p> <p>2 <u>施設工務課長及び保安管理課長は、前項の修理及び改造を行おうとするときにおいて、その修理及び改造が法28条第1項の使用前事業者検査又は法43条の3の2第3項に定める廃止措置計画の変更認可申請を伴う場合は、次の各号を明らかにした修理及び改造計画を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>イ <u>修理及び改造をする施設、装置、機器等の名称</u></p> <p>ロ <u>修理及び改造の内容</u></p> <p>ハ <u>予定期間</u></p> <p>3 <u>所長は、前項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</u></p> <p>4 <u>施設工務課長及び保安管理課長は、第2項の承認を受けたときは、互いに通知しなければならない。</u></p> <p>(使用前事業者検査)</p> <p>第23条 <u>検査委員会は、使用前事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>使用前事業者検査計画</u></p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	原子力第1船原子炉施設保安規定改定案
		<p>イ <u>修理及び改造をする施設、設備、機器等の名称</u></p> <p>ロ <u>修理及び改造の内容</u></p> <p>ハ <u>予定期間</u></p> <p>(2) <u>使用前事業者検査要領</u></p> <p>イ <u>修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p>ロ <u>検査の項目及び検査場所</u></p> <p>ハ <u>検査前条件</u></p> <p>ニ <u>検査の確認方法及び検査手順</u></p> <p>ホ <u>検査の判定基準</u></p> <p>2 <u>施設工務課長及び保安管理課長は、検査委員会の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</u></p> <p>3 <u>検査委員会は、検査計画書及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、廃止措置施設保安主務者の確認を得なければならない。</u></p> <p>4 <u>検査委員会は、第1項の同意及び第3項の確認を得たときは、施設工務課長及び保安管理課長に通知しなければならない。</u></p> <p>5 <u>施設工務課長及び保安管理課長は、前項の通知を受けたときは、互いに通知しなければならない。</u></p> <p>(保守結果等の報告等)</p> <p>第24条 <u>施設工務課長及び保安管理課長は、第21条の定期事業者検査が終了したとき、第22条の修理及び改造計画の作業並びに前条の使用前事業者検査が終了したときは、その結果を所長に報告するとともに、廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</u></p> <p>(巡視)</p> <p>第25条 <u>施設工務課長は、所管する設備・機器について別表第8に掲げるところにより巡視しなければならない。</u></p> <p>【第2編 放射線管理】</p> <p>第5章 放射線管理施設の管理</p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	原子力第1船原子炉施設保安規定改定案
		<p>(放射線管理施設の性能の維持)</p> <p>第34条 保安管理課長は、第3編第30条に規定する種類及び台数の放射線測定機器を備えつけるとともに、その性能を常に正常に維持するよう、<u>第3編に定める施設管理実施計画に定めるところにより管理しなければならない。</u></p> <p>(放射線測定機器の巡視)</p> <p>第35条 保安管理課長は、<u>施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより毎週1回の巡視により前条に定める放射線測定機器を確認しなければならない。</u>ただし、原子炉施設の運転が1週間以上連続して停止される場合において、当該測定機器による監視を必要としないときは、この限りでない。この場合にあっても、1月を超えない範囲内で1回、<u>施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより巡視によって確認するものとする。</u></p>
<p>十九 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の試験研究用等原子炉設置者との共有に関すること。</p>	<p>(18) 保安に関する技術情報についての他の試験研究用等原子炉設置者との共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験炉規則第15条第2項第19号 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の試験研究用等原子炉設置者と共有し、自らの試験研究用等原子炉施設の保安を向上させるための措置が記載されていること。 	<p>【第1編 総則】</p> <p>第3章 品質マネジメント計画</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p><u>安全・核セキュリティ統括部長及び所長は、他の原子炉施設等から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、センターは「原子力第1船原子炉施設 不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</u></p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見（核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。）を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。</u></p> <p><u>この活用には、得られた知見や技術情報を他の原子炉設置者と共有することも含む。</u></p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	原子力第1船原子炉施設保安規定改定案
		<p>① <u>起こり得る不適合及びその原因についての調査</u></p> <p>② <u>不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</u></p> <p>③ <u>必要な処置の決定及び実施</u></p> <p>④ <u>とった未然防止処置の有効性のレビュー</u></p> <p>(2) <u>全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4参照)</u></p>
<p>二十 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。</p>	<p>(19) 不適合発生時の情報の公開</p> <p>・試験炉規則第15条第2項第20号</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) 試験研究用等原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。</p> <p>2) 情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要な事項が定められていること。</p>	<p>【第1編 総則】</p> <p>第3章 品質マネジメント計画</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p><u>安全・核セキュリティ統括部長又は所長は、不適合の処理に関する管理の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、センターは「原子力第1船原子炉施設 不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</u></p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</u></p> <p>(2) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</u></p> <p>① <u>不適合を除去するための処置を行う。</u></p> <p>② <u>不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限を持つ者が、特別採用によって、その使用、リリース(次工程への引渡し)又は合格と判定することを正式に許可する。</u></p> <p>③ <u>本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</u></p> <p>④ <u>外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</u></p>

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	原子力第1船原子炉施設保安規定改定案
		<p>(3) <u>不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</u></p> <p>(4) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する（4.2.4参照）。</u></p> <p>(5) <u>所長は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、「原子力第1船原子炉施設 不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。</u></p> <p>(6) <u>安全・核セキュリティ統括部長は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</u></p>

<p>二十一 廃止措置の管理に関すること。</p>	<p>(20) 廃止措置の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験炉規則第15条第2項第21号 廃止措置作業の計画、廃棄物の管理、廃止措置の実施の管理について、必要な事項が記録されていること。 	<p>【第3編 原子炉施設の管理】</p> <p>第1条 この編は、原子炉施設の廃止措置計画の「むつ」の解体工事の段階及び原子炉室一括撤去物の保管展示の段階に適用し、原子炉室一括撤去物及び附帯陸上施設の解体工事の段階に着手する前に変更しなければならない。</p> <p>(手引の作成)</p> <p>第3条 施設工務課長は、次の各号に掲げる事項について定めた原子力第1船原子炉施設運転手引を作成し、所長の承認を得なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設の設備の運転操作に関する事項 (2) 巡視点検に関する事項 (3) 異常時の措置に関する事項 <p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、第1編第9条の2第1項に定める品質保証推進委員会の審議を経て廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>(年間業務計画)</p> <p>第4条 施設工務課長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにした原子炉施設の年間業務計画を作成し、所長の承認を得なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 廃止措置に係る項目及びその予定期間 (2) 定期事業者検査の予定期間 (3) 第22条に定める修理及び改造を行う施設名並びに予定期間 <p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>3 施設工務課長は、第1項の承認を受けたときは、保安管理課長に通知しなければならない。</p>
---------------------------	---	---

試験炉規則	試験炉保安規定審査基準	原子力第1船原子炉施設保安規定改定案
<p>二十二 その他試験研究用等原子炉施設又は廃止措置に係る保安に関し必要な事項</p>	<p>(21) その他必要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験炉規則第15条第2項第22号前各項に加えて、以下の内容を定めていること。 1) 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、試験研究用等原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。 2) 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。 	<p>【第1編 総則】</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づき定める。</p> <p>2 この規定は、原子力第1船原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）の保安に関する基本的事項を定め、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）青森研究開発センター（以下「センター」という。）における核燃料物質によって汚染された物による災害の防止を図ることを目的とする。</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表（廃棄物管理施設）

廃棄物管理規則	廃棄物管理施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>廃棄物管理事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第51条の18第1項の規定に基づき、事業所ごとに保安規定を定め、廃棄物管理施設の設置の工事に着手する前に原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</p> <p>これを受け、認可を受けようとする廃棄物管理事業者は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和63年総理府令第47号。以下「廃棄物管理規則」という。）第34条第1項各号において規定されている事項について定め、申請書を提出することが求められている。</p> <p>申請書を受理した原子力規制委員会は、廃棄物管理事業者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第51条の18第2項に定める認可要件である</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉等規制法第51条の2第1項若しくは第51条の5第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定により届け出たところによるものでないと認められないこと ・核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でないものであると認められないことを確認するための審査を行うこととしている。 <p>したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。</p> <p>ただし、廃棄物管理規則第34条第1項各号において定められている事項の中には、設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、これらをその段階で定めなくても災害の防止上支障がない事項が存在することから、放射性廃棄物を初めて事業所に搬入するまでの間において適用される保安規定の審査に当たっては、これらの事項を定める時期が設定されていること及びその時期までにこれらの事項</p>	<p>○建設段階の固体廃棄物減容処理施設に係る記載の追加事項</p> <p>第1章 総則 （定義） 第3条《途中省略》 <u>(18) 「建設段階」とは、新設建家の建設、付帯設備の工事、設備機器の設計、製作、それらの検査、試運転、許認可等の業務を実施している段階をいう。</u></p> <p>第2章 保安管理体制 第1節 組織及び職務 （職務） 第6条《途中省略》 <u>(22) 減容処理施設準備室長は、固体廃棄物減容処理施設の建設段階における試運転、施設管理及び検査に関する業務等のこの規定に定める業務を行う。</u></p> <p>第3章 運転管理 第1節 通則 （鍵の管理） 第17条 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、<u>所掌する廃棄物管理施設に係る建家の出入口の鍵を管理しなければならない。</u> （要員の配置） 第18条 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、<u>所掌する廃棄物管理施設の保安に係る要員を配置しなければならない。</u> 《以下省略》</p> <p>第5節 異常時の措置 （勤務時間外に異常が発生した場合の措置） 第30条 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、第105条第1項の規定により<u>所掌する施設で勤務時間外に異常が発生した旨の通報を受けたときは、直ちに現場に赴き、又は第104条に定める勤務時間</u></p>

廃棄物管理規則	廃棄物管理施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>を定めることにより、災害の防止上支障がないものと認められることを審査において確認することとする。</p>	<p>外通報連絡システムにより関係者を動員し、その原因及び状況を調査し、拡大防止等の措置を講じなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項の調査の結果、その異常が所掌する廃棄物管理施設の保安に影響を及ぼすと認めるときは、環境保全部長、放射線管理第2課長及び環境監視線量計測課長へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>3 <u>減容処理施設準備室長は、第1項の調査の結果、その異常が所掌する廃棄物管理施設の保安に影響を及ぼすと認めるときは、環境保全部長へ直ちに通報しなければならない。</u></p> <p>4 放射線管理第2課長は、<u>第2項の通報を受けたときは、放射線管理部長へ直ちに通報しなければならない。</u></p> <p>5 放射線管理部長は、前項の通報を受けたときは、放射線管理第2課長又は環境監視線量計測課長に対し、放射線管理上必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が廃棄物管理施設の保安に重大な影響があると認めるときは、所長、センター長、保安管理部長、環境保全部長及び廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>6 環境保全部長は、第2項の通報を受けたときは、<u>所掌する廃棄物管理施設の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が廃棄物管理施設の保安に重大な影響があると認めるときは、所長、センター長、保安管理部長、放射線管理部長及び廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</u></p> <p>7 <u>環境保全部長は、第3項の通報を受けたときは、減容処理施設準備室長に対し、所掌する廃棄物管理施設の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が廃棄物管理施設の保安に重大な影響があると認めるときは、所長、センター長、保安管理部長及び廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</u></p> <p>8 環境保全部長又は放射線管理部長は、<u>第6項及び前項又は第5項の措置を指示するときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</u></p> <p>第7章 保守管理 <u>(施設管理実施計画等の策定)</u> <u>第99条の3 廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定め</u></p>

廃棄物管理規則	廃棄物管理施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p><u>た施設管理実施計画を策定しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</u></p> <p>(2) <u>廃棄物管理施設の設計及び工事に関すること。</u></p> <p>(3) <u>廃棄物管理施設の巡視（廃棄物管理施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</u></p> <p>(4) <u>廃棄物管理施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関すること。</u></p> <p>(5) <u>廃棄物管理施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</u></p> <p>(6) <u>廃棄物管理施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</u></p> <p>(7) <u>前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</u></p> <p>(8) <u>廃棄物管理施設の施設管理に関する記録に関すること。</u></p> <p>2 <u>廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>廃棄物管理施設の工事の方法及び時期</u></p> <p>(2) <u>廃棄物管理施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u></p> <p>3 <u>廃棄物管理課長は所掌する施設について、第1項及び前項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、環境保全部長の承認を得なければならない。減容処理施設準備室長は所掌する施設に関する第1項及び前項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表について、環境保全部長の承認を得なければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。</u></p> <p>4 <u>環境保全部長は、前項の承認をしようとする場合は、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</u></p> <p>5 <u>廃棄物管理課長は、第3項の承認を得た場合は、放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>（保全活動の実施）</u></p> <p>第99条の4 <u>廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第</u></p>

廃棄物管理規則	廃棄物管理施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p><u>2 課長は所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</u></p> <p><u>(保全活動の有効性評価及び改善)</u></p> <p><u>第99条の5 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。減容処理施設準備室長は所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u></p> <p><u>(修理及び改造)</u></p> <p><u>第102条 廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長は所掌する施設について、修理及び改造が必要と認めた場合は、修理及び改造を行うことができる。</u></p> <p><u>2 廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長は所掌する施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が使用前事業者検査を伴う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ統括する部長の同意を得なければならない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称 (2) 修理及び改造の内容 (3) 担当者の氏名 (4) 予定期間 <p><u>3 環境保全部長は、前項に同意した場合は、センター長の承認を得なければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。</u></p> <p><u>4 センター長は、前項の承認をしたときは、所長へ報告しなければならない。</u></p> <p><u>5 放射線管理部長は、第2項に同意した場合は、環境保全部長の同意を得たのちに、所長の承認を得なければならない。</u></p> <p><u>6 センター長及び所長は、第3項及び前項の承認をしようとする場合</u></p>

廃棄物管理規則	廃棄物管理施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>は、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p><u>7 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、第3項の承認を得た場合は、放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>8 放射線管理第2課長は、第5項の承認を得た場合は、修理及び改造をする設備等が設置されている施設を管理する課長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>(使用前事業者検査)</u></p> <p><u>第102条の2 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 使用前事業者検査計画</u></p> <p><u>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p><u>ロ 検査の内容</u></p> <p><u>ハ 予定期間</u></p> <p><u>(2) 使用前事業者検査要領</u></p> <p><u>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p><u>ロ 検査の項目及び検査場所</u></p> <p><u>ハ 検査前条件</u></p> <p><u>ニ 検査の確認方法及び検査手順</u></p> <p><u>ホ 検査の判定基準</u></p> <p><u>2 廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の使用前事業者検査に必要な情報を提供しなければならない。</u></p> <p><u>3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い使用前事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、廃棄物取扱主任者の確認を受けなければならない。</u></p> <p><u>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u></p>

廃棄物管理規則	廃棄物管理施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>5 <u>廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長は、前項の通知のうち、第1項の同意に係る通知を受けた場合は、それぞれ統括する部長に報告しなければならない。</u></p> <p>(保守結果の通知等)</p> <p>第103条 <u>廃棄物管理課長は、第100条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を環境保全部長に報告しなければならない。廃棄物管理課長が放射線管理第2課長より放射線管理施設に係る定期事業者検査結果の通知を受けた場合も、同様とする。</u></p> <p>2 <u>放射線管理第2課長は、第100条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を放射線管理部長に報告するとともに、廃棄物管理課長に通知しなければならない。</u></p> <p>3 <u>廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、第102条第2項の修理及び改造計画に基づく作業並びに第102条の2の使用前事業者検査を終了した場合は、その結果を環境保全部長に報告しなければならない。廃棄物管理課長が放射線管理第2課長より放射線管理施設に係る修理及び改造計画に基づく作業並びに使用前事業者検査の終了結果の通知を受けた場合も、同様とする。</u></p> <p>4 <u>廃棄物管理課長は、第1項及び前項の報告をする場合は、放射線管理第2課長に通知しなければならない。ただし、放射線管理第2課長により通知を受けた場合は、放射線管理第2課長への通知を省略できる。</u></p> <p>5 <u>環境保全部長は、第1項及び第3項の報告を受けた場合は、廃棄物取扱主任者に通知するとともに、所長及びセンター長に報告しなければならない。</u></p> <p>第8章 異常時の通報 (異常を発見した者の通報)</p> <p>第105条 <u>廃棄物管理施設(固体廃棄物減容処理施設を除く。)に係る異常を発見した者は、廃棄物管理課長へ直ちに通報しなければならない。廃棄物管理施設(固体廃棄物減容処理施設)に係る異常を発見した者は、減容処理施設準備室長へ直ちに通報しなければならない。</u></p> <p>2 <u>廃棄物管理課長は、前項の通報を受けたときは環境保全部長、放射線管理第2課長及び環境監視線量計測課長へ直ちに通報しなければならない。</u></p>

廃棄物管理規則	廃棄物管理施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>ない。<u>減容処理施設準備室長は、前項の通報を受けたときは環境保全部長へ通報しなければならない。</u></p> <p>3 環境保全部長は、前項の通報を受けたときは所長、センター長、保安管理部長、放射線管理部長及び廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>別表第12-1 記録及び保存 (減容処理施設準備室長の追加)</p> <p>別図第2-1 大洗研究所の廃棄物管理施設の保安管理組織図 (減容処理施設準備室長の追加)</p> <p>別図第6-33 周辺監視区域及び空気吸収線量率等測定点 (固体廃棄物減容処理施設の追加)</p>
<p>(保安規定)</p> <p>第三十四条 法第五十一条の十八第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者(廃棄物管理事業者に限る。)は、認可を受けようとする事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関すること。</p>	<p>廃棄物管理規則第34条第1項第1号</p> <p>関係法令及び保安規定の遵守のための体制</p> <p>1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p> <p>2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	<p>第2章 保安管理体制</p> <p>第1節 組織及び職務 (職務)</p> <p>第6条 廃棄物管理施設に係る職員等は、この規定を遵守して、保安に関する業務を遂行する。 《以下省略》</p> <p>第2章の2 <u>品質マネジメント計画</u></p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 経営者の関与</p> <p><u>理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムの構築、実施及びその有効性を継続的に改善していることを実証するために、次の事項を行う。</u></p> <p>a) 品質方針を設定する。</p> <p>b) 品質目標が設定されていることを確実にする。</p> <p>c) <u>要員が、健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整える。</u></p> <p>d) マネジメントレビューを実施する。</p>

廃棄物管理規則	廃棄物管理施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>e) <u>資源が使用できることを確実にする。</u></p> <p>f) <u>関係法令・規制要求事項を遵守すること及び原子力の安全を確保することの重要性を、組織内に周知する。</u></p> <p>g) <u>保安活動に関して、担当する業務について理解し、遂行する責任を持つことを要員に認識させる。</u></p> <p>h) <u>全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</u></p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) 理事長は、<u>監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括部長、大洗研究所においては大洗研究所担当理事を管理責任者とする。</u></p> <p>(2) 管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をもつ。</p> <p>a) <u>品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。</u></p> <p>c) <u>組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。</u></p> <p>d) <u>関係法令を遵守する。</u></p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 理事長は、<u>5.5.1 項に定める管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</u></p> <p>a) <u>業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</u></p> <p>b) <u>業務に従事する要員の、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項についての認識を高める。</u></p> <p>c) <u>成果を含む業務の実施状況について評価する。</u></p> <p>d) <u>健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。</u></p> <p>e) <u>関係法令を遵守する。</u></p> <p>(2) <u>管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のた</u></p>

廃棄物管理規則	廃棄物管理施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>めのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a) <u>品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</u></p> <p>b) <u>要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。</u></p> <p>c) <u>原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</u></p> <p>d) <u>要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に廃棄物管理施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</u></p> <p>e) <u>要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。</u></p> <p>(3) <u>管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上（年度末及び必要に応じて）、自己評価（安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。）を実施する。</u></p>
<p>二 品質マネジメントシステムに関すること（品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等（次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。</p>	<p>廃棄物管理規則第34条第1項第2号 品質マネジメントシステム</p> <p>1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第51条の2第1項又は第51条の5第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。</p> <p>2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、廃棄物管理施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に</p>	<p>第2章の2 <u>品質マネジメント計画</u> （品質マネジメント計画）</p> <p>第13条の2 <u>廃棄物管理施設に関する保安活動を適切に実施するため、廃棄物管理施設の事業許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</u></p> <p>1. 目的 <u>本品質マネジメント計画は、廃棄物管理施設における保安活動に関して、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）に従って、廃棄物管理施設の安全の確保・維持・向上を図るための保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</u></p> <p>2. 適用範囲</p> <p>3. 定義</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p>

廃棄物管理規則	廃棄物管理施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p> <p>3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p> <p>4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p> <p>5. 内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることとしてもよい。</p>	<p>4.1 一般要求事項</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p>4.2.3 文書管理</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 経営者の関与</p> <p>5.2 原子力の安全の重視</p> <p>5.3 品質方針</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>5.5.4 内部コミュニケーション</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット</p> <p>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p>6.3 インフラストラクチャ</p> <p>6.4 作業環境</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化</p>

廃棄物管理規則	廃棄物管理施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<ul style="list-style-type: none"> 7.2.2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー 7.2.3 外部とのコミュニケーション 7.3 設計・開発 <ul style="list-style-type: none"> 7.3.1 設計・開発の計画 7.3.2 設計・開発へのインプット 7.3.3 設計・開発からのアウトプット 7.3.4 設計・開発のレビュー 7.3.5 設計・開発の検証 7.3.6 設計・開発の妥当性確認 7.3.7 設計・開発の変更管理 7.4 調達 <ul style="list-style-type: none"> 7.4.1 調達プロセス 7.4.2 調達要求事項 7.4.3 調達製品等の検証 7.5 業務の実施 <ul style="list-style-type: none"> 7.5.1 個別業務の管理 7.5.2 個別業務に関するプロセスの妥当性確認 7.5.3 識別管理及びトレーサビリティ 7.5.4 組織外の所有物 7.5.5 調達製品の保存 7.6 監視機器及び測定機器の管理 8. 評価及び改善 <ul style="list-style-type: none"> 8.1 一般 8.2 監視及び測定 <ul style="list-style-type: none"> 8.2.1 組織の外部の者の意見 8.2.2 内部監査 8.2.3 プロセスの監視及び測定 8.2.4 検査及び試験 8.3 不適合管理 8.4 データの分析及び評価 8.5 改善 <ul style="list-style-type: none"> 8.5.1 継続的改善 8.5.2 是正処置等

廃棄物管理規則	廃棄物管理施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		8.5.3 <u>未然防止</u> 処置
<p>三 廃棄物管理施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織に関すること（次号に掲げるものを除く。）。</p>	<p>廃棄物管理規則第34条第1項第3号 操作及び管理を行う者の職務及び組織</p> <p>1. 廃棄物管理施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>	<p>第2章 保安管理体制 第1節 組織及び職務 (保安管理組織)</p> <p>第5条 廃棄物管理施設の保安管理組織は、第6条第2項に掲げる者、廃棄物取扱主任者及び第2節に掲げる委員会等で構成し、別図第2-1に示すとおりとする。</p> <p>2 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、理事長、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長及び中央安全審査・品質保証委員会をいう。</p> <p>(職務)</p> <p>第6条 廃棄物管理施設に係る職員等は、この規定を遵守して、保安に関する業務を遂行する。</p> <p>2 廃棄物管理施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、機構における廃棄物管理施設に係る保安に関する業務を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、廃棄物管理施設の保安に関する品質マネジメント活動の監査を統括するとともに、第13条の2 5.5.2 管理責任者に定める監査プロセスの業務を行う。</p> <p>(3) 安全・核セキュリティ統括部長は、理事長を補佐し、保安規定及び運用基準、安全審査、その他保安に関する企画及び総合調整等に関する業務を行うとともに、第13条の2 5.5.2 管理責任者に定める本部（監査プロセスを除く。）における業務を行う。</p> <p>(4) 契約部長は、調達業務における調達先の評価、選定に係る基準を定めるとともに、本部における廃棄物管理施設の保安に係る調達業務を行う。</p> <p>(5) 大洗研究所担当理事は、理事長を補佐し、廃棄物管理施設に係る保安に関する業務を統理するとともに、大洗研究所における管理責任者として第13条の2 5.5.2 管理責任者に定める業務を行う。</p> <p>(6) 所長は、大洗研究所の廃棄物管理施設に係る保安に関する業務を統括する。</p>

廃棄物管理規則	廃棄物管理施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>(7) 原子力施設検査室長は、第10条に定める独立検査組織の検査責任者として、事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>(8) センター長は、所長が行う廃棄物管理施設に係る保安に関する業務の統括を補佐するとともに、廃棄物管理施設に係る環境保全部長が行う年間処理計画、修理及び改造計画に係る業務を統括する。</p> <p>(9) 環境保全部長は、環境計画課長、廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長が行う業務を統括するとともに、施設管理統括者として廃棄物管理施設(第12号の規定により放射線管理部長がその管理を統括する放射線管理施設を除く。)の管理を統括する。</p> <p>(10) 管理部長は、調達課長が行う業務を統括する。</p> <p>(11) 保安管理部長は、安全対策課長、施設安全課長、危機管理課長及び核物質管理課長が行う業務を統括する。また、必要に応じセンター長及び各部長に対して品質マネジメント活動及び保安活動に関する指示又は助言を行う。</p> <p>(12) 放射線管理部長は、環境監視線量計測課長及び放射線管理第2課長が行う業務を統括するとともに、施設管理統括者として廃棄物管理施設のうち放射線管理施設に係る管理を統括する。</p> <p>(13) 環境計画課長は、環境保全部長が行う統括に関する業務を補佐する。</p> <p>(14) 調達課長は、大洗研究所における、廃棄物管理施設の保安に係る調達業務を行う。</p> <p>(15) 安全対策課長は、大洗研究所における安全文化の育成・維持活動及び関係法令等の遵守活動並びに保安教育の実施計画に関する業務を行う。</p> <p>(16) 施設安全課長は、大洗研究所の品質マネジメント活動の庶務に関する業務、原子炉施設等安全審査委員会の庶務に関する業務並びに許認可申請等の内容の確認及び指導に関する業務を行う。</p> <p>(17) 危機管理課長は、総合的な訓練に関する業務等のこの規定に定める業務を行う。</p> <p>(18) 核物質管理課長は、周辺監視区域の維持管理、周辺監視区域の出入管理、職員等以外の者の周辺監視区域立入時の保安措置等に関する業務を行う。</p> <p>(19) 環境監視線量計測課長は、周辺監視区域及びその周辺区域の放射</p>

廃棄物管理規則	廃棄物管理施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>線の監視に関する業務、環境放射能の測定業務並びに放射線業務従事者の線量の測定及び評価に関する業務等のこの規定に定める業務を行うとともに放射線管理施設の操作及び保守を行う。</p> <p>(20) 放射線管理第2課長は、線量当量率、表面密度及び空気中の放射性物質の濃度の測定、排気及び排水中の放射性物質の濃度の測定、放射線作業に係る線量の評価に関する事項の業務等のこの規定に定める業務を行うとともに施設管理者として放射線管理施設の操作及び保守を行う。</p> <p>(21) 廃棄物管理課長は、施設管理者として本体施設（<u>固体廃棄物減容処理施設を除く。</u>）の操作及び保守、特定施設（<u>固体廃棄物減容処理施設を除く。</u>）の操作及び保守、放射性廃棄物の受入れ及び処理並びに管理、廃棄物管理施設内で発生した放射性廃棄物の管理、廃棄物管理施設から環境へ放出する気体状放射性廃棄物の廃棄及び管理、廃棄物管理施設から一般排水溝により環境へ放出する液体状放射性廃棄物の廃棄及び管理、機器、保護衣等の汚染の除去、放射性廃棄物及び汚染の除去に係るものの運搬、区域管理としての出入管理、施設管理、作業環境の管理並びに検査及び試験に関する業務等のこの規定に定める業務を行う。</p> <p>(22) <u>減容処理施設準備室長は、固体廃棄物減容処理施設の建設段階における試運転、施設管理及び検査に関する業務等のこの規定に定める業務を行う。</u></p> <p>第2節 委員会等 <u>（独立検査組織の設置）</u></p> <p>第10条 <u>廃棄物管理施設の運転・保守担当課から独立性を持たせた者による事業者検査を行うために、大洗研究所に独立検査組織を設置する。</u></p> <p><u>（事業者検査の独立性の確保）</u></p> <p>第10条の2 <u>所長並びに廃棄物管理施設の運転・保守担当課及びその上司（部長等）は、独立検査組織の運営に不当な圧力や影響を与えてはならない。</u></p> <p>第2章の2 <u>品質マネジメント計画</u></p>

廃棄物管理規則	廃棄物管理施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>8.2.4 検査及び試験</p> <p>所長又は自主検査及び試験を行う部長は、検査・試験の管理要領を定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 部長及び課長は、廃棄物管理施設の要求事項が満たされていることを検証するために、個別業務の計画(7.1項参照)に従って、適切な段階で事業者検査又は自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠となる事業者検査又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。</p> <p>(3) 記録には、リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した人を明記する。</p> <p>(4) 個別業務の計画で決めた検査及び試験が支障なく完了するまでは、当該機器等や廃棄物管理施設を運転、使用しない。ただし、当該の権限をもつ者が、個別業務の計画に定める手順により承認する場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 原子力施設検査室長は、保安活動の重要度に応じて、事業者検査の中立性及び信頼性が損なわれないよう検査する要員の独立性を確保する。</p> <p>また、自主検査及び試験を行う部長及び課長は、自主検査等の検査及び試験要員の独立性について、これを準用する。</p>
<p>四 廃棄物取扱主任者の職務の範囲及びその内容並びに廃棄物取扱主任者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。</p>	<p>廃棄物管理規則第34条第1項第4号 廃棄物取扱主任者の職務の範囲等</p> <p>1. 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)の取扱いに関し、保安の監督を行う廃棄物取扱主任者の選任について定められていること。</p> <p>2. 廃棄物取扱主任者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第51条の21に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容(廃棄物管理設備の操作に従事する者は、廃棄物取扱主任者が保安のために行う指示に従うことを含む。)について適切に定められていること。また、廃棄物取扱主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位</p>	<p>第3節 廃棄物取扱主任者 (廃棄物取扱主任者の選任)</p> <p>第11条《省略》</p> <p>(廃棄物取扱主任者の職務)</p> <p>第12条 廃棄物取扱主任者は、当該廃棄物管理施設の操作に係る保安(建設段階における保安のために行われる業務を含む。以下この条において同じ。)の監督を行うことを任務とし、その職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 廃棄物管理施設の操作に関する業務を行う者への指示</p> <p>(2) 廃棄物管理施設の操作に関し、理事長又は大洗研究所担当理事に対しての意見の具申</p> <p>(3) 廃棄物管理施設の操作に関し、必要な助言、勧告又は指示</p>

廃棄物管理規則	廃棄物管理施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>置付けがなされていること。</p> <p>3. 特に、廃棄物取扱主任者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも廃棄物管理施設の保安組織から廃棄物取扱主任者が独立していることが求められるものではない。</p>	<p>(4) 廃棄物管理施設の操作に関する<u>施設管理実施計画</u>（設備保全整理表及び検査要否整理表を含む。）の作成への参画</p> <p>(5) 本規定及び本規定に基づく規定並びに手引きの制定及び改廃への参画</p> <p>(6) 法及び法に關係する規則類（以下「法令」という。）に基づく報告の確認</p> <p>(7) 第124条に規定する業務報告の記載内容の確認</p> <p>(8) 異常及び故障原因の調査並びに故障報告等の作成への参画</p> <p>(9) 保安教育実施計画の作成への参画</p> <p>(10) 中央安全審査・品質保証委員会、原子炉施設等安全審査委員会及び品質保証推進委員会等への出席</p> <p>(11) 部長が定める通達の作成への参画</p> <p>(12) 定期的な評価の実施計画等の確認</p> <p>(13) その他保安の監督を行うために必要な職務の遂行</p> <p>（指示の遵守等）</p> <p>第13条《省略》</p>
<p>五 廃棄物管理施設の操作及び管理を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの</p> <p>イ 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関すること。</p> <p>ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの</p> <p>(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>(2) 廃棄物管理施設の構造、性能及び操作に関すること。</p> <p>(3) 放射線管理に関すること。</p>	<p>廃棄物管理規則第34条第1項第5号</p> <p>保安教育</p> <p>1. 廃棄物管理施設の操作及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。</p> <p>2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p> <p>4. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。</p>	<p>第2章の2 <u>品質マネジメント計画</u></p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p>(1) <u>所長及び部長は、要員の力量を確保するために、教育・訓練に関する管理要領及び保安活動の重要度に応じて、次の事項を確実に実施する。</u></p> <p>a) <u>保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</u></p> <p>b) <u>必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。</u></p> <p>c) <u>教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。</u></p> <p>d) <u>要員が、品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識及び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にする。</u></p> <p>e) <u>要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</u></p> <p>《以下省略》</p> <p>第11章 保安教育</p>

廃棄物管理規則	廃棄物管理施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
<p>(4) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関すること。</p> <p>(5) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>ハ その他廃棄物管理施設に係る保安教育に関し必要な事項</p>		<p>(放射線業務従事者に対する保安教育)</p> <p>第120条《省略》</p> <p>(放射線業務従事者以外の者に対する保安教育)</p> <p>第121条《省略》</p> <p>別表第11-1 保安教育実施方針</p> <p>別表第11-2 緊急作業従事者選定教育</p>
<p>六 廃棄物管理施設の操作に関することであつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 廃棄物管理施設の操作を行う体制の整備に関すること。</p>	<p>廃棄物管理規則第34条第1項第6号</p> <p>廃棄物管理施設の操作</p> <p>1. 廃棄物管理施設の操作に必要な操作員の確保について定められていること。</p> <p>2. 廃棄物管理施設の操作及び管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。</p> <p>(つづく)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(規則、基準等の制定、改定及び廃止)</p> <p>第4条 所長は、事故異常時の通報連絡に関する規定その他この規定を施行するため、通達により規則等を定めることができる。</p> <p>2 所長は、前項の規定に基づき規則等を定めるときは、原子炉施設等安全審査委員会又は品質保証推進委員会の同意を得なければならない。</p> <p>3 部長は、この規定を施行するため、通達を定めることができる。</p> <p>4 部長は、前項の規定に基づき通達を定めるときは、廃棄物取扱主任者の参画又は同意を得なければならない。</p> <p>5 部長は、第3項の規定に基づき通達を定めたときは、所長に報告しなければならない。</p> <p>6 環境保全部長は、前項の報告をするときは、センター長に報告しなければならない。</p> <p>7 廃棄物管理課長は、本体施設及び特定施設(固体廃棄物減容処理施設を除く。)について手引きを作成し、又はこれを変更することができる。</p> <p>8 廃棄物管理課長は、前項の手引きを作成するときは、環境保全部長の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>9 環境保全部長は、前項の規定に基づき手引きの作成又は変更を承認するときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>第3章 運転管理</p> <p>第1節 通則</p> <p>(定義)</p> <p>第14条《省略》</p> <p>(年間処理計画)</p> <p>第15条 環境保全部長は、毎年度、当該年度に先立ち、放射性廃棄物を受け入れる原子炉施設及び核燃料使用施設等(以下「原子炉施設等」という。)から通知を受けた年間放射性廃棄物処理依頼量、第40条の規</p>

廃棄物管理規則	廃棄物管理施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>定により推定した廃棄物管理施設内で発生する放射性廃棄物の種類及び数量、年間最大受入れ量、当該年度における処理能力等を勘案して、次の各号に掲げる事項を明らかにした年間放射性廃棄物処理計画（以下この章において「年間処理計画」という。）を放射線管理部長と協議して作成し、センター長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 廃棄物管理施設（<u>固体廃棄物減容処理施設を除く。</u>）ごとの稼働予定期間及び予定受入れ・処理量</p> <p>(2) 廃棄物管理設備本体の管理施設の収納余裕量</p> <p>(3) 定期事業者検査の予定期間</p> <p>(4) 主要な修理及び改造の項目並びに予定期間</p> <p>2 センター長は、前項の承認をしようとするときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>3 センター長は、第1項の承認をしたときは、所長へ報告しなければならない。</p> <p>4 環境保全部長は、第1項の承認を受けたときは、放射線管理部長に通知するとともに、廃棄物管理課長に周知しなければならない。</p> <p>5 放射線管理部長は、前項の通知を受けたときは、放射線管理第2課長に周知しなければならない。</p> <p>(処理実施計画)</p> <p>第16条《省略》</p> <p>(鍵の管理)</p> <p>第17条 <u>廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、所掌する廃棄物管理施設に係る建家の出入口の鍵を管理しなければならない。</u></p> <p>(要員の配置)</p> <p>第18条 <u>廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、所掌する廃棄物管理施設の保安に係る要員を配置しなければならない。</u></p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項の要員の配置において、別表第3-1の左欄に掲げる設備を操作するときは、当該設備に、それぞれ1人以上の監視要員を配置しなければならない。</p>
<p>□ 廃棄物管理施設の操作に当たって確認すべき事項及び操作に必要な事項</p>	<p>(つづき)</p> <p>3. 操作員の引継時に実施すべき事項について定められていること。</p> <p>4. 廃棄物管理設備の操作に当たって確認すべき事項について</p>	<p>(放射性廃棄物の受入れ施設、管理施設等の巡視)</p> <p>第19条《省略》</p> <p>(作業開始前の点検)</p> <p>第20条《省略》</p>

廃棄物管理規則	廃棄物管理施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>て定められていること。 (つづく)</p>	<p>(作業中の巡視) 第21条《省略》 (作業終了後の点検) 第22条《省略》 (放射性廃棄物の処理に係る試験) 第23条《省略》 第2節 運転上の留意事項 (警報装置の作動条件) 第24条《省略》 第3節 運転上の制限 (放射性廃棄物の受入れ施設及び廃棄物管理設備本体の管理施設の制限) 第25条《省略》 第4節 運転上の条件 (操作の条件) 第26条《省略》 (非常系電源) 第27条《省略》</p>
<p>ハ 異状があつた場合の措置に関すること(第十二号に掲げるものを除く。)</p>	<p>(つづき) 6. 地震、火災等の発生時等に講ずべき措置について定められていること。</p>	<p>第5節 異常時の措置 (警報装置が作動した場合の措置) 第28条《省略》 (巡視等において異常を認めた場合の措置) 第29条《省略》 <u>(自然現象等が発生した場合の措置)</u> 第29条の2 震度4以上の地震が発生したときは、廃棄物管理課長は本体施設(固体廃棄物減容処理施設を除く。)を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ点検する。 2 竜巻に対して、次の各号に掲げる課長は、それぞれ当該各号に定める措置を講じる。</p>

廃棄物管理規則	廃棄物管理施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>(1) 竜巻により廃棄物管理施設に影響が及ぶおそれがある場合、廃棄物管理課長は、所掌する廃棄物管理施設の運転中であつては、廃棄物管理施設を停止する。</p> <p>(2) 竜巻が廃棄物管理施設周辺を通過した場合又は通過したおそれがある場合、廃棄物管理課長は本体施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ点検する。</p> <p>3 火山の噴火に対して、次の各号に掲げる課長は、それぞれ当該各号に定める措置を講じる。</p> <p>(1) 廃棄物管理施設に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合、廃棄物管理課長は、所掌する廃棄物管理施設の運転中であつては、廃棄物管理施設を停止する。</p> <p>(2) 廃棄物管理施設に影響を及ぼす降灰があつた場合、廃棄物管理課長は本体施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ点検する。</p> <p>(3) 降下火砕物の荷重により、廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）に損傷を及ぼすおそれがある場合、廃棄物管理課長は、降下火砕物の除去を行う。</p> <p>(4) 廃棄物管理課長は、前号の降下火砕物を除去するための資機材について管理する。</p> <p>4 大洗研究所内の森林火災、その他外部火災又は爆発が発生し、廃棄物管理施設に影響を及ぼすおそれがある場合、次の各号に掲げる課長は、それぞれ当該各号に定める措置を講じる。</p> <p>(1) 廃棄物管理課長は、所掌する廃棄物管理施設の運転中であつては、廃棄物管理施設を停止する。</p> <p>(2) 廃棄物管理課長は本体施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ点検する。</p> <p>5 放射線管理第2課長は、第1項から前項までの点検の結果を廃棄物管理課長に通報する。</p> <p>6 廃棄物管理課長は、第1項から第4項までの確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、環境保全部長及び危機管理課長に通報する。</p> <p>(勤務時間外に異常が発生した場合の措置)</p>

廃棄物管理規則	廃棄物管理施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>第30条 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、第105条第1項の規定により所掌する施設で勤務時間外に異常が発生した旨の通報を受けたときは、直ちに現場に赴き、又は第104条に定める勤務時間外通報連絡システムにより関係者を動員し、その原因及び状況を調査し、拡大防止等の措置を講じなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項の調査の結果、その異常が所掌する廃棄物管理施設の保安に影響を及ぼすと認めるときは、環境保全部長、放射線管理第2課長及び環境監視線量計測課長へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>3 減容処理施設準備室長は、第1項の調査の結果、その異常が所掌する廃棄物管理施設の保安に影響を及ぼすと認めるときは、環境保全部長へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>4 放射線管理第2課長は、第2項の通報を受けたときは、放射線管理部長へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>5 放射線管理部長は、前項の通報を受けたときは、放射線管理第2課長又は環境監視線量計測課長に対し、放射線管理上必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が廃棄物管理施設の保安に重大な影響があると認めるときは、所長、センター長、保安管理部長、環境保全部長及び廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>6 環境保全部長は、第2項の通報を受けたときは、廃棄物管理課長に対し、所掌する廃棄物管理施設の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が廃棄物管理施設の保安に重大な影響があると認めるときは、所長、センター長、保安管理部長、放射線管理部長及び廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>7 環境保全部長は、第3項の通報を受けたときは、減容処理施設準備室長に対し、所掌する廃棄物管理施設の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が廃棄物管理施設の保安に重大な影響があると認めるときは、所長、センター長、保安管理部長及び廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>8 環境保全部長又は放射線管理部長は、第6項及び前項又は第5項の措置を指示するときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p>
七 管理区域及び周辺監視区域の	廃棄物管理規則第34条第1項第7号	第4章 核燃料物質等の運搬

廃棄物管理規則	廃棄物管理施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
<p>設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</p>	<p>管理区域及び周辺監視区域の設定等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。 2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。 3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他の人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。 4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。 5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。 6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。 7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。 8. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。 9. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。 	<p>(管理区域内運搬に係る措置) 第32条《省略》 (周辺監視区域内運搬に係る措置) 第33条《省略》</p> <p>第6章 放射線管理 第2節 管理区域等の管理 第1款 管理区域 (管理区域) 第56条《省略》 (管理区域の区分及び指定) 第57条《省略》 (管理区域の一時解除) 第58条《省略》 (管理区域に係る保安の措置) 第59条《省略》</p> <p>第2款 管理区域の出入管理 (管理区域に係る遵守事項) 第60条《省略》 (一般物品の持出し管理) 第61条《省略》</p> <p>第3款 周辺監視区域の管理 (周辺監視区域の指定) 第62条《省略》 (周辺監視区域の管理) 第63条《省略》</p> <p>第10章 職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理 (保安措置及び放射線管理) 第119条《省略》</p>
<p>八 排気監視設備及び排水監視設</p>	<p>廃棄物管理規則第34条第1項第8号</p>	<p>第10号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事</p>

廃棄物管理規則	廃棄物管理施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
備に関すること。	排気監視設備及び排水監視設備 1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。 2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第15号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第10号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	項及び第15号における施設管理に関する事項として記載
九 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。	廃棄物管理規則第34条第1項第9号 線量、線量当量、汚染の除去等 1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。 2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。 3. 廃棄物管理規則第27条第1号ハに基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。 4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。 5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。 6. 核燃料物質等（放射性固体廃棄物を除く。）の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第11号における運搬に関する事項と併せて定められてい	第1節 放射線管理の業務区分 （作業に係る放射線管理） 第54条《省略》 （職員等の線量の管理） 第55条《省略》 第2節 管理区域等の管理 第1款 管理区域 （管理区域に係る保安の措置） 第59条《省略》 第4款 作業環境の管理 （線量当量率等の測定） 第64条《省略》 （放射線測定機器の警報装置の作動条件） 第65条《省略》 （表面汚染に係る措置） 第66条《省略》 （立入制限区域に係る措置） 第67条《省略》 第5款 放射線作業の管理

廃棄物管理規則	廃棄物管理施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>もよい。</p> <p>7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第11号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第11号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。</p>	<p>（放射線作業前の措置）</p> <p>第68条 廃棄物管理課長は、放射線作業を行うときは、<u>線量が合理的に達成できる限り低くなるよう、あらかじめ次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>（1） 必要とする個人線量計及び防護具の着用</p> <p>（2） 線量を低くするための措置</p> <p>（3） 作業に伴う線量の確認</p> <p>2 放射線管理第2課長は、放射線作業を行うときは、<u>線量が合理的に達成できる限り低くなるよう、前項各号の措置を講ずるとともに、あらかじめ作業場所及び作業期間について廃棄物管理課長の同意を得なければならない。</u></p> <p>（放射線作業届）</p> <p>第69条《省略》</p> <p>（放射線作業後の措置）</p> <p>第70条《省略》</p> <p>第3節 被ばく管理</p> <p>第1款 被ばくの防止</p> <p>（放射線業務従事者の指定及び解除）</p> <p>第71条《省略》</p> <p>（被ばくの防止）</p> <p>第72条《省略》</p> <p>（緊急作業時の線量）</p> <p>第73条《省略》</p> <p>第2款 線量の測定及び評価</p> <p>（外部被ばくに係る線量の測定及び評価）</p> <p>第74条《省略》</p> <p>（内部被ばくに係る線量の測定及び評価）</p> <p>第75条《省略》</p> <p>（個人の線量の通知）</p> <p>第76条《省略》</p>

廃棄物管理規則	廃棄物管理施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>第4節 環境放射能の管理 (周辺監視区域外における線量限度等) 第77条《省略》 (気体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定) 第80条《省略》 (液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定) 第83条《省略》 (周辺監視区域内外における線量等の測定) 第84条《省略》</p> <p>第5章 放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理 第4節 廃棄物管理施設で発生した放射性廃棄物でない廃棄物の管理 (放射性廃棄物でない廃棄物の管理) 第53条の3《省略》 (事故由来放射性物質の降下物の影響確認) 第53条の4《省略》</p>
<p>十 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法に関すること。</p>	<p>廃棄物管理規則第34条第1項第10号 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法 1. 放射線測定器(放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。)の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法(測定及び評価の方法を含む。)が定められていること。 2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第15号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>第5節 放射線管理施設の管理 (放射線測定機器) 第85条《省略》 (点検及び性能の維持) 第86条 放射線管理第2課長及び環境監視線量計測課長は、廃棄物管理施設の放射線測定機器を毎週1回以上<u>巡視</u>し、その性能を正常に維持するように管理しなければならない。ただし、廃棄物管理施設の操作が1週間以上連続して停止される場合において、当該測定機器による監視を必要としないときは、この限りでない。 2 環境監視線量計測課長は、別表第6-17に掲げる放射線測定機器について、<u>設備保全整理表に定めるところにより</u>年1回の点検を行わなければならない。</p> <p>その他、第15号における施設管理に関する事項として記載</p>
<p>十一 放射性廃棄物の受払い、運搬、廃棄その他の取扱い(事業所</p>	<p>廃棄物管理規則第34条第1項第11号 放射性廃棄物の受払い、運搬、廃棄等</p>	<p>第4章 核燃料物質等の運搬 (管理区域内運搬に係る措置)</p>

廃棄物管理規則	廃棄物管理施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
<p>の外において行う場合を含む。)に関すること。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業所内における放射性廃棄物の運搬に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること及び廃棄施設における廃棄の条件等が定められていること。 2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。 3. 放射性廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第9号における運搬に関する事項と併せて定められているもよい。 4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。 7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。 	<p>第32条《省略》 （周辺監視区域内運搬に係る措置）</p> <p>第33条《省略》 （周辺監視区域内の運搬中における異常時の措置）</p> <p>第34条《省略》</p> <p>第5章 放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理</p> <p>第1節 受入れ</p> <p>第1款 受入れ （受入れに係る安全の確認）</p> <p>第35条《省略》 （協議を要する放射性廃棄物に係る措置）</p> <p>第36条《省略》</p> <p>第2款 一時貯留又は保管 （放射性廃棄物の一時貯留又は保管）</p> <p>第37条《省略》</p> <p>第3款 放射性廃棄物の運搬及び輸送 （車両による放射性廃棄物の運搬に係る措置）</p> <p>第38条《省略》 （液体廃棄物の廃液輸送管等による輸送時の確認）</p> <p>第39条《省略》</p> <p>第2節 廃棄物管理施設内で発生した放射性廃棄物の管理 （放射性廃棄物の発生量の推定等）</p> <p>第40条《省略》 （固体廃棄物の受入れ前の措置）</p> <p>第41条《省略》 （液体廃棄物の受入れ前の措置）</p> <p>第42条《省略》 （容器表面の線量当量率等の測定）</p> <p>第43条《省略》</p>

廃棄物管理規則	廃棄物管理施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>(放射性廃棄物に係る表示) 第44条《省略》 (放射性廃棄物の保管) 第45条《省略》 (放射性廃棄物の受入れ手続き) 第46条《省略》</p> <p>第3節 放射性廃棄物の処理 第1款 処理 (β・γ固体廃棄物の処理) 第47条《省略》 (α固体廃棄物Aの処理) 第48条《省略》 (α固体廃棄物Bの封入措置) 第49条《省略》 (液体廃棄物の処理) 第50条《省略》 (廃棄物パッケージの表示等) 第51条《省略》</p> <p>第2款 保管及び貯蔵 (廃棄物パッケージの集積保管) 第52条《省略》 (α固体廃棄物Bの貯蔵) 第53条《省略》 (放射性廃棄物の保管及び貯蔵) 第53条の2《省略》</p> <p>第6章 放射線管理 第4節 環境放射能の管理 (環境へ放出する放射性物質に係る線量目標値) 第78条《省略》</p>

廃棄物管理規則	廃棄物管理施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>(気体廃棄物中の放射性物質に係る放出管理基準値)</p> <p>第79条 廃棄物管理課長は、廃棄物管理施設から気体廃棄物を放出するときは、気体廃棄物中の放射性物質の濃度が別表第6-13に掲げる放出管理基準値を超えないように管理するとともに、<u>その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理しなければならない。</u></p> <p>(気体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定)</p> <p>第80条《省略》</p> <p>(液体廃棄物中の放射性物質に係る放出管理目標値)</p> <p>第81条 廃棄物管理課長は、周辺監視区域外に放出する液体廃棄物に含まれる放射性物質の量が別表第6-14に掲げる放出管理目標値を超えないように管理するとともに、<u>その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理しなければならない。</u></p> <p>(液体廃棄物の一般排水溝への放出の基準)</p> <p>第82条《省略》</p> <p>(液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定)</p> <p>第83条《省略》</p> <p>(周辺監視区域内外における線量等の測定)</p> <p>第84条《省略》</p>
<p>十二 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p>	<p>廃棄物管理規則第34条第1項第12号</p> <p>非常の場合に講ずべき処置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。 2. 緊急時における操作に関する組織内規程類を作成することが定められていること。 3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。 4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。 	<p>第2章の2 品質マネジメント計画</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p><u>品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。</u></p> <p><u>また、別表第2の2-3に廃棄物管理施設に係る品質マネジメントシステム文書体系を示す。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 品質方針及び品質目標 (2) 品質マニュアル（一次文書） <p><u>本品質マネジメント計画</u></p> <p><u>廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（以下「施設品質マネジメント計画書」という。）</u></p>

廃棄物管理規則	廃棄物管理施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</p> <p>6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</p> <p>(1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を廃棄物管理事業者に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。</p> <p>8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。</p> <p>9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。</p>	<p>(3) この規定が要求する手順及び組織が必要と判断した規則等の文書（二次文書）及び記録</p> <p>(4) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、二次文書以外に組織が必要と判断した指示書、図面等を含む文書（三次文書）及び記録</p> <p>第6章 放射線管理 （緊急作業時の線量）</p> <p>第73条《省略》</p> <p>第8章 異常時の通報 （勤務時間外通報連絡系統）</p> <p>第104条《省略》 （異常を発見した者の通報）</p> <p>第105条《省略》 （理事長及び関係諸機関への通報）</p> <p>第106条《省略》</p> <p>第9章 非常事態の措置</p> <p>第1節 通則 （事前の措置）</p> <p>第107条《省略》</p> <p>第2節 防護活動 （現地対策本部の設置）</p> <p>第112条《省略》 （理事長及び関係諸機関への通報）</p> <p>第115条《省略》 （非常事態の解除）</p> <p>第116条《省略》</p> <p>第3節 原子力災害対策特別措置法に基づく措置 （事象発生時の措置）</p>

廃棄物管理規則	廃棄物管理施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>第117条《省略》</p> <p>第11章 保安教育 (保安訓練)</p> <p>第122条 所長は、毎年度、廃棄物管理施設に係る業務を行う者に対し、非常事態を想定した総合訓練を実施しなければならない。なお、総合訓練は、原子力事業者防災業務計画に基づく防災訓練と併せて実施することができる。</p> <p>2 環境保全部長は、毎年度2回以上、当該廃棄物管理施設に係る業務を行う者に対し、消火訓練、通報訓練、召集訓練、避難訓練等保安上必要な訓練を実施しなければならない。</p> <p>3 部長は、緊急作業に従事する要員として選定を受けようとする者に対し、別表第11-3に掲げる緊急作業に係る訓練を実施しなければならない。また、選定後は、毎年度1回以上、訓練を実施しなければならない。</p> <p>4 前項の訓練は、第1項の総合的な訓練と同等である場合は、兼ねることができる。</p> <p>5 環境保全部長は、第2項及び第3項の保安訓練の実施結果を所長、センター長及び廃棄物取扱主任者に報告しなければならない。</p>
<p>十三 設計想定事象に係る廃棄物管理施設の保全に関する措置に関すること。</p>	<p>廃棄物管理規則第34条第1項第13号 設計想定事象に係る廃棄物管理施設の保全に関する措置</p> <p>1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p> <p>(1) 廃棄物管理施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、火災が発生した場合に対しては、可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含めて計画していること。</p> <p>(2) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。</p>	<p>第2章の2 品質マネジメント計画</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p><u>品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に</u> <u>応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。</u></p> <p><u>また、別表第2の2-3に廃棄物管理施設に係る品質マネジメントシステム文書体系を示す。</u></p> <p>(1) <u>品質方針及び品質目標</u></p> <p>(2) <u>品質マニュアル（一次文書）</u></p> <p><u>本品質マネジメント計画</u> <u>廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（以下「施設品質マネジメント計画書」という。）</u></p> <p>(3) <u>この規定が要求する手順及び組織が必要と判断した規則等の文書</u></p>

廃棄物管理規則	廃棄物管理施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>(3) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>	<p><u>(二次文書) 及び記録</u></p> <p><u>(4) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、二次文書以外に組織が必要と判断した指示書、図面等を含む文書（三次文書）及び記録</u></p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p><u>(1) 所長及び部長は、要員の力量を確保するために、教育・訓練に関する管理要領を定め、保安活動の重要度に応じて、次の事項を確実に実施する。</u></p> <p>a) <u>保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</u></p> <p>b) <u>必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。</u></p> <p>c) <u>教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。</u></p> <p>d) <u>要員が、品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識及び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にする。</u></p> <p>e) <u>要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し、管理する（4.2.4 項参照）。</u></p> <p>《以下省略》</p> <p>第3章 運転管理</p> <p>第5節 異常時の措置</p> <p>（警報装置が作動した場合の措置）</p> <p>第28条《省略》</p> <p>（巡視等において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第29条《省略》</p> <p><u>（自然現象等が発生した場合の措置）</u></p> <p><u>第29条の2 震度4以上の地震が発生したときは、廃棄物管理課長は本体施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ点検する。</u></p> <p><u>2 竜巻に対して、次の各号に掲げる課長は、それぞれ当該各号に定める措置を講じる。</u></p> <p><u>(1) 竜巻により廃棄物管理施設に影響が及ぶおそれがある場合、廃棄</u></p>

廃棄物管理規則	廃棄物管理施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>物管理課長は、所掌する廃棄物管理施設の運転中であつては、<u>廃棄物管理施設を停止する。</u></p> <p>(2) <u>竜巻が廃棄物管理施設周辺を通過した場合又は通過したおそれがある場合、廃棄物管理課長は本体施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ点検する。</u></p> <p>3 <u>火山の噴火に対して、次の各号に掲げる課長は、それぞれ当該各号に定める措置を講じる。</u></p> <p>(1) <u>廃棄物管理施設に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合、廃棄物管理課長は、所掌する廃棄物管理施設の運転中であつては、廃棄物管理施設を停止する。</u></p> <p>(2) <u>廃棄物管理施設に影響を及ぼす降灰があつた場合、廃棄物管理課長は本体施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ点検する。</u></p> <p>(3) <u>降下火砕物の荷重により、廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）に損傷を及ぼすおそれがある場合、廃棄物管理課長は、降下火砕物の除去を行う。</u></p> <p>(4) <u>廃棄物管理課長は、前号の降下火砕物を除去するための資機材について管理する。</u></p> <p>4 <u>大洗研究所内の森林火災、その他外部火災又は爆発が発生し、廃棄物管理施設に影響を及ぼすおそれがある場合、次の各号に掲げる課長は、それぞれ当該各号に定める措置を講じる。</u></p> <p>(1) <u>廃棄物管理課長は、所掌する廃棄物管理施設の運転中であつては、廃棄物管理施設を停止する。</u></p> <p>(2) <u>廃棄物管理課長は本体施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ点検する。</u></p> <p>5 <u>放射線管理第2課長は、第1項から前項までの点検の結果を廃棄物管理課長に通報する。</u></p> <p>6 <u>廃棄物管理課長は、第1項から第4項までの確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、環境保全部長及び危機管理課長に通報する。</u></p> <p>(勤務時間外に異常が発生した場合の措置)</p> <p>第30条 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、第105条第1</p>

廃棄物管理規則	廃棄物管理施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>項の規定により所掌する施設で勤務時間外に異常が発生した旨の通報を受けたときは、直ちに現場に赴き、又は第104条に定める勤務時間外通報連絡システムにより関係者を動員し、その原因及び状況を調査し、拡大防止等の措置を講じなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項の調査の結果、その異常が所掌する廃棄物管理施設の保安に影響を及ぼすと認めるときは、環境保全部長、放射線管理第2課長及び環境監視線量計測課長へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>3 減容処理施設準備室長は、第1項の調査の結果、その異常が所掌する廃棄物管理施設の保安に影響を及ぼすと認めるときは、環境保全部長へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>4 放射線管理第2課長は、第2項の通報を受けたときは、放射線管理部長へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>5 放射線管理部長は、前項の通報を受けたときは、放射線管理第2課長又は環境監視線量計測課長に対し、放射線管理上必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が廃棄物管理施設の保安に重大な影響があると認めるときは、所長、センター長、保安管理部長、環境保全部長及び廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>6 環境保全部長は、第2項の通報を受けたときは、廃棄物管理課長に対し、所掌する廃棄物管理施設の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が廃棄物管理施設の保安に重大な影響があると認めるときは、所長、センター長、保安管理部長、放射線管理部長及び廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>7 環境保全部長は、第3項の通報を受けたときは、減容処理施設準備室長に対し、所掌する廃棄物管理施設の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が廃棄物管理施設の保安に重大な影響があると認めるときは、所長、センター長、保安管理部長及び廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>8 環境保全部長又は放射線管理部長は、第6項及び前項又は第5項の措置を指示するときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p>
<p>十四 廃棄物管理施設に係る保安 (保安規定の遵守状況を含む。)</p>	<p>廃棄物管理規則第34条第1項第14号 記録及び報告</p>	<p>第2章の2 品質マネジメント計画 4.2.4 記録の管理</p>

廃棄物管理規則	廃棄物管理施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
<p>に関する適正な記録及び報告（第三十五条の十六各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 廃棄物管理施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。 2. 廃棄物管理規則第26条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。 3. 事業所長及び廃棄物取扱主任者に報告すべき事項が定められていること。 4. 特に、廃棄物管理規則第35条の16各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。 5. 当該事故故障等の事象に準ずる事象について、具体的に明記されていること。 	<ol style="list-style-type: none"> (1) <u>保安に係る各組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。</u> (2) <u>安全・核セキュリティ統括部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、大洗研究所の「大洗研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。</u> <ol style="list-style-type: none"> a) <u>記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する管理を行う。</u> b) <u>記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</u> <p>第12章 記録及び報告 （記録及び保存）</p> <p>第123条 （業務報告）</p> <p>第124条 （故障等の報告）</p> <p>第126条</p>
<p>十五 廃棄物管理施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに経年劣化に係る技術的な評価に関すること及び長期施設管理方針を含む。）。</p>	<p>廃棄物管理規則第34条第1項第15号 廃棄物管理施設の施設管理</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号ー7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。 	<p>第1章 総則 （基本方針）</p> <p>第1条の2 大洗研究所の廃棄物管理施設における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による職員等及び職員等以外の者並びに公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、核燃料物質等による災害の防止のために、適切な品質マネジメント活動に基づき、実施する。</p> <p>2 <u>法第51条の16第3項の規定に基づき、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和63年総理府令第47号。以下「管理規則」という。）第29条第1項第1号から第4号までの定めに従って、廃棄物管理施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関する施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を定め、保全活動を実施する。</u></p>

廃棄物管理規則	廃棄物管理施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>第6章 放射線管理</p> <p>第5節 放射線管理施設の管理</p> <p><u>(施設管理目標の策定)</u></p> <p><u>第84条の2 放射線管理部長は、環境監視線量計測課が所掌する放射線管理施設について、第1条の2第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標を策定しなければならない。</u></p> <p><u>2 放射線管理部長は、前項の施設管理目標について所長の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p><u>3 放射線管理部長は、前項の承認を得たときは、施設管理統括者に通知しなければならない。</u></p> <p><u>(施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定)</u></p> <p><u>第84条の3 環境監視線量計測課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定しなければならない。ただし、目標設定すべき重要度の高い設備・機器がない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 環境監視線量計測課長は、前項の定量的な施設管理目標（策定した場合に限る。）について、放射線管理部長の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</u></p> <p><u>3 放射線管理部長は、前項の承認をしようとするときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>4 環境監視線量計測課長は、第2項の承認を得たときは、廃棄物管理課長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>(施設管理実施計画等の策定)</u></p> <p><u>第84条の4 環境監視線量計測課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。ただし、施設管理上必要としない事項については、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</u></p> <p><u>(2) 廃棄物管理施設の設計及び工事に関すること。</u></p> <p><u>(3) 廃棄物管理施設の巡視（廃棄物管理施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</u></p>

廃棄物管理規則	廃棄物管理施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>(4) <u>廃棄物管理施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関すること。</u></p> <p>(5) <u>廃棄物管理施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</u></p> <p>(6) <u>廃棄物管理施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</u></p> <p>(7) <u>前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</u></p> <p>(8) <u>廃棄物管理施設の施設管理に関する記録に関すること。</u></p> <p>2 <u>環境監視線量計測課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>廃棄物管理施設の工事の方法及び時期</u></p> <p>(2) <u>廃棄物管理施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u></p> <p>3 <u>環境監視線量計測課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表について、放射線管理部長の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</u></p> <p>4 <u>放射線管理部長は、前項の承認をしようとするときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</u></p> <p>5 <u>環境監視線量計測課長は、第3項の承認を得たときは、廃棄物管理課長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>（保全活動の実施）</u></p> <p>第84条の5 <u>環境監視線量計測課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</u></p> <p><u>（保全活動の有効性評価及び改善）</u></p> <p>第84条の6 <u>環境監視線量計測課長は、所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u></p>

廃棄物管理規則	廃棄物管理施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>第7章 保守管理</p> <p>(施設管理目標の策定)</p> <p>第99条 環境保全部長及び放射線管理部長は、廃棄物管理施設について、第1条の2第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標を策定しなければならない。</p> <p>2 環境保全部長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、センター長の確認を受けたのちに所長の承認を得なければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>3 環境保全部長は、前項の承認を得た場合は、放射線管理部長に通知しなければならない。</p> <p>(施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定)</p> <p>第99条の2 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定しなければならない。ただし、目標設定すべき重要度の高い設備・機器がない場合は、この限りでない。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項の定量的な施設管理目標（策定した場合に限る。）を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、環境保全部長の承認を得なければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>3 環境保全部長は、前項の承認をしようとする場合は、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>4 廃棄物管理課長は、第2項の承認を得た場合は、放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>(施設管理実施計画等の策定)</p> <p>第99条の3 廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>(2) 廃棄物管理施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>(3) 廃棄物管理施設の巡視（廃棄物管理施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p>

廃棄物管理規則	廃棄物管理施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>(4) <u>廃棄物管理施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関すること。</u></p> <p>(5) <u>廃棄物管理施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</u></p> <p>(6) <u>廃棄物管理施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</u></p> <p>(7) <u>前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</u></p> <p>(8) <u>廃棄物管理施設の施設管理に関する記録に関すること。</u></p> <p>2 <u>廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>廃棄物管理施設の工事の方法及び時期</u></p> <p>(2) <u>廃棄物管理施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u></p> <p>3 <u>廃棄物管理課長は所掌する施設について、第1項及び前項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、環境保全部長の承認を得なければならない。減容処理施設準備室長は所掌する施設に関する第1項及び前項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表について、環境保全部長の承認を得なければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。</u></p> <p>4 <u>環境保全部長は、前項の承認をしようとする場合は、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</u></p> <p>5 <u>廃棄物管理課長は、第3項の承認を得た場合は、放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>(保全活動の実施)</u></p> <p>第99条の4 <u>廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長は所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</u></p> <p><u>(保全活動の有効性評価及び改善)</u></p>

廃棄物管理規則	廃棄物管理施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>第99条の5 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。減容処理施設準備室長は所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</p>
	<p>2. 廃棄物管理施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「廃棄物管理施設の定期的な評価に関する運用ガイド」（原管廃発第13112713号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））等を参考とし、廃棄物管理規則第29条の2に規定された廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。</p> <p>3. 事業を開始した日以後20年を経過した廃棄物管理施設については、長期施設管理方針が定められていること。</p> <p>4. 廃棄物管理規則第34条第1項第15号に掲げる廃棄物管理施設の施設管理に関することを変更しようとする場合（廃棄物管理規則第29条の2第1項若しくは第2項の規定により長期施設管理方針を策定し、又は第3項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。）は、申請書に廃棄物管理規則第29条の2第1項若しくは第2項の評価の結果又は第3項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること。</p> <p>5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「廃棄物管理施設の定期的な評価に関するガイド」を参考として記載されていること。</p>	<p>第13章 定期的な評価 （定期的な評価の実施に係る措置）</p> <p>第127条 所長は、次の各号に掲げるところにより定期的な評価を施設管理統括者に行わせる。</p> <p>（1） 保安活動に関する評価</p> <p>イ 廃棄物管理施設の保安活動の実施状況の評価を行い、評価後10年を超えない期間ごとに再評価を行う。</p> <p>ロ 廃棄物管理施設の保安活動の最新技術知見の反映状況の評価を行い、評価後10年を超えない期間ごとに再評価を行う。</p> <p>（2） 高経年化に関する評価</p> <p>イ 廃棄物管理施設の経年変化に関する技術的な評価を行い、その評価結果に基づき、施設の保全のために実施すべき措置に関する評価後10年間の長期施設管理方針を策定する。</p> <p>ロ 本号イの評価及び計画について、10年を超えない期間ごとに再評価を行う。</p> <p>（高経年化に関する評価に伴う長期施設管理方針の遵守）</p> <p>第131条 施設管理統括者は、第127条第2号の評価結果に基づき、保安管理部長と協議の上、評価後10年間の長期施設管理方針を策定し、センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得て、長期施設管理方針に従い保全活動を実施しなければならない。</p> <p>2 施設管理統括者は、前項の評価後10年間の長期施設管理方針について変更が必要となった場合は、センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得て長期施設管理方針を変更することができる。</p> <p>3 所長は、第1項及び前項の承認をしようとするときは、原子炉施設等</p>

廃棄物管理規則	廃棄物管理施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>安全審査委員会の審議を経なければならない。</p> <p>4 所長は、第1項及び第2項の承認をしようとするときは、あらかじめ廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 所長は、第1項及び第2項の規定により承認をしたときは、理事長に報告しなければならない。</p>
	<p>6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。</p> <p>なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に検査を実施させる体制でもよい。</p>	<p>第7章 保守管理 (定期事業者検査)</p> <p>第100条 <u>原子力施設検査室長は、廃棄物管理施設の定期事業者検査を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>定期事業者検査計画</u></p> <p>イ <u>対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u> ロ <u>検査の項目及び実施体制</u> ハ <u>予定期間</u> ニ <u>定量的な施設管理目標（第99条の2の規定により策定した場合に限る。）</u></p> <p>(2) <u>定期事業者検査要領</u></p> <p>イ <u>対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u> ロ <u>検査の項目及び検査場所</u> ハ <u>検査前条件</u> ニ <u>検査の確認方法及び検査手順</u> ホ <u>検査の判定基準</u></p> <p>2 <u>廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の定期事業者検査に必要な情報を提供しなければならない。</u></p> <p>3 <u>原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い定期事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、廃棄物取扱主任者の確認を受けなければならない。</u></p> <p>4 <u>原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、</u></p>

廃棄物管理規則	廃棄物管理施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p><u>廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>5 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、前項の通知を受けた場合は、それぞれ環境保全部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。</u></p> <p>(修理及び改造)</p> <p><u>第102条 廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長は所掌する施設について、修理及び改造が必要と認めた場合は、修理及び改造を行うことができる。</u></p> <p><u>2 廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長は所掌する施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が使用前事業者検査を伴う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ統括する部長の同意を得なければならない。</u></p> <p>(1) 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>(2) 修理及び改造の内容</p> <p>(3) 担当者の氏名</p> <p>(4) 予定期間</p> <p><u>3 環境保全部長は、前項に同意した場合は、センター長の承認を得なければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。</u></p> <p><u>4 センター長は、前項の承認をしたときは、所長へ報告しなければならない。</u></p> <p><u>5 放射線管理部長は、第2項に同意した場合は、環境保全部長の同意を得たのちに、所長の承認を得なければならない。</u></p> <p><u>6 センター長及び所長は、第3項及び前項の承認をしようとする場合は、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>7 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、第3項の承認を得た場合は、放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>8 放射線管理第2課長は、第5項の承認を得た場合は、修理及び改造をする設備等が設置されている施設を管理する課長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>(使用前事業者検査)</u></p>

廃棄物管理規則	廃棄物管理施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>第102条の2 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 使用前事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の内容</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>(2) 使用前事業者検査要領</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の使用前事業者検査に必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い使用前事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、廃棄物取扱主任者の確認を受けなければならない。</p> <p>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>5 廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長は、前項の通知のうち、第1項の同意に係る通知を受けた場合は、それぞれ統括する部長に報告しなければならない。</p> <p>(保守結果の通知等)</p> <p>第103条 廃棄物管理課長は、第100条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を環境保全部長に報告しなければならない。廃棄物管理課長が放射線管理第2課長より放射線管理施設に係る定期事業者検</p>

廃棄物管理規則	廃棄物管理施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p><u>査結果の通知を受けた場合も、同様とする。</u></p> <p><u>2 放射線管理第2課長は、第100条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を放射線管理部長に報告するとともに、廃棄物管理課長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>3 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、第102条第2項の修理及び改造計画に基づく作業並びに第102条の2の使用前事業者検査を終了した場合は、その結果を環境保全部長に報告しなければならない。廃棄物管理課長が放射線管理第2課長より放射線管理施設に係る修理及び改造計画に基づく作業並びに使用前事業者検査の終了結果の通知を受けた場合も、同様とする。</u></p> <p><u>4 廃棄物管理課長は、第1項及び前項の報告をする場合は、放射線管理第2課長に通知しなければならない。ただし、放射線管理第2課長により通知を受けた場合は、放射線管理第2課長への通知を省略できる。</u></p> <p><u>5 環境保全部長は、第1項及び第3項の報告を受けた場合は、廃棄物取扱主任者に通知するとともに、所長及びセンター長に報告しなければならない。</u></p>
<p>十六 廃棄物管理施設の定期的な評価に関すること。</p>	<p>廃棄物管理規則第34条第1項第16号 廃棄物管理施設の定期的な評価</p> <p>1. 廃棄物管理施設の定期的な評価に関することについては、「廃棄物管理施設の定期的な評価に関するガイド」を参考に、廃棄物管理規則第33条の2に規定された廃棄物管理施設の定期的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。</p> <p>2. 廃棄物管理施設の定期的な評価に関することについては、廃棄物管理規則第33条の2の規定に基づく措置を講じたときは、同条各項に掲げる評価の結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価及び改善並びにQMSの改善を行うことが定められていること。</p>	<p>第13章 定期的な評価 (定期的な評価の実施に係る措置)</p> <p>第127条 (定期的な評価の実施計画)</p> <p>第128条 (定期的な評価の結果の報告)</p> <p>第129条 (保安活動に関する評価の結果の反映)</p> <p>第130条</p>
<p>十七 保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の廃棄物管理事</p>	<p>廃棄物管理規則第34条第1項第17号 技術情報の共有</p> <p>1. メーカーなどの保守点検を行つた事業者から得られた保</p>	<p>第2章の2 <u>品質マネジメント計画</u></p> <p>8.5.3 <u>未然防止処置</u></p> <p><u>安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長及び部長は、他の廃</u></p>

廃棄物管理規則	廃棄物管理施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
<p>業者との共有に関すること。</p>	<p>安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の廃棄物管理事業者と共有し、自らの廃棄物管理施設の保安を向上させるための措置が記載されていること。</p>	<p>棄物管理施設から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「<u>不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領</u>」に、大洗研究所は「<u>大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領</u>」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見（核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。）を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。</u></p> <p><u>この活用には、得られた知見や技術情報を他の廃棄事業者と共有することも含む。</u></p> <p>a) <u>起こり得る不適合及びその原因についての調査</u> b) <u>不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</u> c) <u>必要な処置の決定及び実施</u> d) <u>とった未然防止処置の有効性のレビュー</u></p> <p>(2) <u>全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</u></p>
<p>十八 不適合（品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第十九号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。</p>	<p>廃棄物管理規則第34条第1項第18号 不適合発生時の情報の公開</p> <p>1. 廃棄物管理施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。</p> <p>2. 情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要な事項が定められていること。</p>	<p>第2章の2 品質マネジメント計画</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p><u>安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長又は部長は、不適合の処理に関する管理の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</u></p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</u></p> <p>(2) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</u></p> <p>a) <u>不適合を除去するための処置を行う。</u></p>

廃棄物管理規則	廃棄物管理施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>b) <u>不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース(次工程への引渡し)又は合格と判定することを正式に許可する。</u></p> <p>c) <u>本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</u></p> <p>d) <u>外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</u></p> <p>(3) <u>不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</u></p> <p>(4) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。</u></p> <p>(5) <u>所長は、廃棄物管理施設の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。</u></p> <p>(6) <u>安全・核セキュリティ統括部長は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</u></p>
<p>十九 その他廃棄物管理施設に係る保安に関し必要な事項</p>	<p>廃棄物管理規則第34条第1項第19号</p> <p>その他必要な事項</p> <p>1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、廃棄物管理施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</p> <p>2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止を図るものとして定められていること。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「法」という。)第51条の18第1項に基づき定める。</p> <p>2 この規定は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(以下「大洗研究所」という。)の廃棄物管理施設における保安に関する基本的事項を定め、廃棄物管理施設による災害の防止を図ることを目的とする。</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定改定案の対比表（核サ研_使用施設）

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
<p>(保安規定)</p> <p>第二条の十二 法第五十七条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関する事。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第1号</p> <p>関係法令及び保安規定の遵守のための体制</p> <p>1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関する事については、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p>	<p><1.について></p> <p>第I編第4条（関係箇所のみ抜粋） （組 織）</p> <p>第4条 使用施設等に係る保安に関する組織は、次の各号に掲げる各職位、核燃料取扱主務者及び委員会で構成し、第I-1図のとおりとする。機構の本部組織（以下「本部」という。）は、理事長、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長及び中央安全審査・品質保証委員会をいう。</p> <p>第I編第5条（関係箇所のみ抜粋） （職 務）</p> <p>第5条 使用施設等の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、使用施設等の保安に係る業務を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、使用施設等の品質マネジメント活動に係る内部監査の業務を行う。</p> <p>(3) 管理責任者は、第12条の「5.5.2 管理責任者」に定める業務を行う。なお、管理責任者は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括部長、研究所においては研究所担当理事とする。</p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長は、使用施設等の本部の品質マネジメント活動に係る業務、それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(4)の2 契約部長は、本部における使用施設等の保安に係る調達業務を行う。</p> <p>(5) 研究所担当理事は、理事長を補佐し、使用施設等の保安に係る業務を総理する。</p> <p>(6) 所長は、使用施設等の保安に係る業務を統括する。</p> <p>(9) 環境・計画管理課長は、環境技術開発センターの保安に関する調整業務、第11条の2に定める独立検査に関する業務、第45条に定める非常事態の措置に係る通報連絡責任者としての業務並びに周辺監視区域外における核燃料物質等の運搬に係る業務を行うとともに、この規定の制定及び改廃の調整に係る業務のうち、環境技術開発センターにおける調整業務を行う。</p> <p>(20) 品質保証課長は、プルトニウム燃料技術開発センターの保安に関する調整業務、第11条の2に定める独立検査に関する業務及び保安</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
		<p>管理（放射線管理を除く。）の支援・推進、保安に関する業務のうち、他の課室長及びリーダーの所掌に属さない業務並びにプルトニウム燃料の検査に係る調整業務（ただし、品質管理課長の所掌するものは除く。）を行う。</p> <p>2. 前項に掲げる各職位は、<u>品質マネジメント</u>の考え方のもとその所掌する保安上の業務を行う。</p> <p>第Ⅱ編第1条（関係箇所のみ抜粋） （使用等における留意事項）</p> <p>第1条 理事長は、核燃料物質の安全な使用及び貯蔵に関する基本的な要求事項として、核燃料物質の取扱いに関する管理基準を定めなければならない。</p> <p>2. 所長及び環境技術開発センター長は、核燃料物質等の使用等について、次の各号に掲げる事項を明確にし、作業の安全を確保しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 管理基準に基づく要求事項 (2) 業務遂行上の作業範囲及びその内容 (3) 安全確保上の遵守事項 (4) 異常発生時にとるべき措置、対応 (5) その他保安の確保に必要な事項 <p>第Ⅲ編第1条（関係箇所のみ抜粋） （使用等における留意事項）</p> <p>第1条 理事長は、核燃料物質の安全な使用及び貯蔵に関する基本的な要求事項として、核燃料物質の取扱いに関する管理基準を定めなければならない。</p> <p>2. 所長及びプルトニウム燃料技術開発センター長は、核燃料物質等の使用等について、次の各号に掲げる事項を明確にし、作業の安全を確保しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 管理基準に基づく要求事項 (2) 業務遂行上の作業範囲及びその内容 (3) 安全確保上の遵守事項 (4) 異常発生時にとるべき措置、対応 (5) その他保安の確保に必要な事項 <p>第Ⅰ編第12条（関係箇所のみ抜粋）</p> <p>5. <u>経営者等の責任</u></p> <p>5.1 <u>経営者の関与</u></p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
		<p>理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムの構築、実施及びその有効性を継続的に改善していることを実証するために、次の事項を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 品質方針を設定する。 b) 品質目標が設定されていることを確実にする。 c) 要員が、健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整える。 d) マネジメントレビューを実施する。 e) 資源が使用できることを確実にする。 f) 関係法令・規制要求事項を遵守すること及び原子力の安全を確保することの重要性を、組織内に周知する。 g) 保安活動に関して、担当する業務について理解し、遂行する責任を持つことを要員に認識させる。 h) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、優先順位及び説明する責任を考慮して確実に実行されるようにする。 <p>5.5.2 管理責任者</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括部長、研究所においては研究所担当理事を管理責任者とする。 (2) 管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をもつ。 <ul style="list-style-type: none"> a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。 b) 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。 c) 組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。 d) 関係法令を遵守する。 <p>5.5.3 管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 理事長は、第4条第1項第1号から第46号に掲げる者（以下この条において、「管理者」という。）に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。 <ul style="list-style-type: none"> a) 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。 b) 業務に従事する要員の、業務・使用施設等に対する要求事項についての認識を高める。 c) 成果を含む業務の実施状況について評価する。 d) 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
	<p>2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	<p><u>e) 関係法令を遵守する。</u></p> <p>(2) <u>管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を実施する。</u></p> <p><u>a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</u></p> <p><u>b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。</u></p> <p><u>c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に伝達する。</u></p> <p><u>d) 要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に使用施設等の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</u></p> <p><u>e) 要員が、積極的に業務の改善への貢献を行えるようにする。</u></p> <p>(3) <u>管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上（年度末及び必要に応じて）、自己評価（安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。）を実施する。</u></p> <p><2.について></p> <p>第I編第3条 (規定の遵守)</p> <p>第3条 使用施設等に係る業務を行う者（以下「従業員」という。）は、この規定を遵守しなければならない。</p> <p>2. 第4条第1項に掲げる各職位は、機構の役員及び職員、嘱託、常勤職員等の機構と雇用関係にある者以外の者に使用施設等に係る業務を行わせる場合は、契約の締結に当たって、この規定を遵守させる措置を講じなければならない。</p>
<p>二 品質マネジメントシステムに関すること（品質管理基準規則第5条第4号に規定する手順書等（次項第2号及び第3号において単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第2号 品質マネジメントシステム</p> <p>1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第52条第1項又は第55条第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定</p>	<p><1.～5.について></p> <p>第I編第12条（関係箇所のみ抜粋） <u>(品質マネジメント計画)</u></p> <p>第12条 使用施設等の保安活動を適切に実施するため、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>1. <u>目的</u></p> <p>2. <u>適用範囲</u></p> <p>3. <u>定義</u></p> <p>4. <u>品質マネジメントシステム</u></p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
	<p>められていること。</p> <p>2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成・維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、使用施設等の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p> <p>3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p> <p>4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p> <p>5. 内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることとしてもよい。</p>	<p>4.1 一般要求事項</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p>4.2.3 文書管理</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 経営者の関与</p> <p>5.2 原子力の安全の重視</p> <p>5.3 品質方針</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>5.5.4 内部コミュニケーション</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット</p> <p>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p>6.3 インフラストラクチャ</p> <p>6.4 作業環境</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>7.2 業務・使用施設等に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 業務・使用施設等に対する要求事項の明確化</p> <p>7.2.2 業務・使用施設等に対する要求事項のレビュー</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション</p> <p>7.3 設計・開発</p> <p>7.3.1 設計・開発の計画</p> <p>7.3.2 設計・開発へのインプット</p> <p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
		<p>7.3.4 <u>設計・開発のレビュー</u></p> <p>7.3.5 <u>設計・開発の検証</u></p> <p>7.3.6 <u>設計・開発の妥当性確認</u></p> <p>7.3.7 <u>設計・開発の変更管理</u></p> <p>7.4 <u>調 達</u></p> <p>7.4.1 <u>調達プロセス</u></p> <p>7.4.2 <u>調達要求事項</u></p> <p>7.4.3 <u>調達製品等の検証</u></p> <p>7.5 <u>業務の実施</u></p> <p>7.5.1 <u>個別業務の管理</u></p> <p>7.5.2 <u>個別業務に関するプロセスの妥当性確認</u></p> <p>7.5.3 <u>識別管理及びトレーサビリティ</u></p> <p>7.5.4 <u>組織外の所有物</u></p> <p>7.5.5 <u>調達製品の保存</u></p> <p>7.6 <u>監視機器及び測定機器の管理</u></p> <p>8. <u>評価及び改善</u></p> <p>8.1 <u>一 般</u></p> <p>8.2 <u>監視及び測定</u></p> <p>8.2.1 <u>組織の外部の者の意見</u></p> <p>8.2.2 <u>内部監査</u></p> <p>8.2.3 <u>プロセスの監視及び測定</u></p> <p>8.2.4 <u>検査及び試験</u></p> <p>8.3 <u>不適合管理</u></p> <p>8.4 <u>データの分析及び評価</u></p> <p>8.5 <u>改 善</u></p> <p>8.5.1 <u>継続的改善</u></p> <p>8.5.2 <u>是正処置等</u></p> <p>8.5.3 <u>未然防止処置</u></p>
<p>三 使用施設等の操作及び管理を行う者の職務及び組織に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第3号 使用施設の操作を行う者の職務及び組織 1. 使用施設等に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>	<p><1.について> 第I編第4条（第1項本文のみ抜粋） （組 織） 第4条 使用施設等に係る保安に関する組織は、次の各号に掲げる各職位、核燃料取扱主務者及び委員会で構成し、第I-1図のとおりとする。機</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
		<p>構の本部組織（以下「本部」という。）は、理事長、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長及び中央安全審査・品質保証委員会をいう。</p> <p>第 I 編第 5 条（関係箇所のみ抜粋） （職 務）</p> <p>第 5 条 使用施設等の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）理事長は、使用施設等の保安に係る業務を総理する。</p> <p>（2）統括監査の職は、使用施設等の品質マネジメント活動に係る内部監査の業務を行う。</p> <p>（3）管理責任者は、<u>第 12 条の「5.5.2 管理責任者」に定める業務を行う。</u>なお、管理責任者は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括部長、研究所においては研究所担当理事とする。</p> <p>（4）安全・核セキュリティ統括部長は、使用施設等の本部の品質マネジメント活動に係る業務、それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p><u>（4）の 2 契約部長は、本部における使用施設等の保安に係る調達業務を行う。</u></p> <p>（5）研究所担当理事は、理事長を補佐し、使用施設等の保安に係る業務を総理する。</p> <p>（6）所長は、使用施設等の保安に係る業務を統括する。</p> <p>（9）環境・計画管理課長は、環境技術開発センターの保安に関する調整業務、<u>第 11 条の 2 に定める独立検査に関する業務、</u>第 45 条に定める非常事態の措置に係る通報連絡責任者としての業務並びに周辺監視区域外における核燃料物質等の運搬に係る業務を行うとともに、この規定の制定及び改廃の調整に係る業務のうち、環境技術開発センターにおける調整業務を行う。</p> <p>（20）品質保証課長は、プルトニウム燃料技術開発センターの保安に関する調整業務、<u>第 11 条の 2 に定める独立検査に関する業務及び</u>保安管理（放射線管理を除く。）の支援・推進、保安に関する業務のうち、他の課室長及びリーダーの所掌に属さない業務並びにプルトニウム燃料の検査に係る調整業務（ただし、品質管理課長の所掌するものは除く。）を行う。</p> <p>2. 前項に掲げる各職位は、<u>品質マネジメントの考え方のもとその所掌する保安上の業務を行う。</u></p> <p>第 I 編第 11 条の 2 <u>（独立検査組織）</u></p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
	<p>ここで、使用者については、加工事業者や再処理事業者のように、核燃料物質の取扱いに関して保安の監督を行わせる責任者として、核燃料取扱主任者免状を有する者を選任</p>	<p>第 11 条の 2 <u>使用施設等に係る使用前検査及び第 12 条の 4 に定める施設管理のための検査（以下「事業者検査」という。）について、使用施設等の運転・保守担当課から独立性を持たせた者による検査を行うため、環境技術開発センター及びプルトニウム燃料技術開発センターに、それぞれ独立検査組織を置く。</u></p> <p>2. <u>環境技術開発センター長及びプルトニウム燃料技術開発センター長は、所掌する施設に係る独立検査組織の体制及び運営に関する事項を定めなければならない。</u></p> <p>第 I 編第 11 条の 3 (事業者検査の独立性の確保)</p> <p>第 11 条の 3 第 4 条第 1 項に掲げる各職位は、<u>独立検査組織の運営に不当な圧力や影響を与えてはならない。</u></p> <p>2. <u>独立検査に関係する者は、公衆及び放射線業務従事者の安全並びに機構の使命を念頭に、法令や社会との約束を遵守し、与えられた職務の範囲内で誠実に業務を履行しなければならない。</u></p> <p>第 I 編第 12 条（関係箇所のみ抜粋）</p> <p>8.2.4 <u>検査及び試験</u></p> <p><u>環境・計画管理課長及び品質保証課長は、事業者検査責任者として、事業者検査を行う。また、統括者は、試験・検査の管理要領を定め、次の事項を管理する。</u></p> <p>(1) <u>検査責任者は、使用施設等の要求事項が満たされていることを検証するために、個別業務の計画（7.1 参照）に従って、適切な段階で事業者検査を実施する。</u></p> <p>(2) <u>検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠となる事業者検査の結果に係る記録を作成し、管理する（4.2.4 参照）。</u></p> <p>(3) <u>記録には、リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人を明記する。</u></p> <p>(4) <u>個別業務の計画で決めた検査及び試験が支障なく完了するまでは、当該機器等や使用施設等を運転、使用しない。ただし、当該の権限をもつ者が、個別業務の計画に定める手順により承認する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(5) <u>検査責任者は、保安活動の重要度に応じて、事業者検査の中立性及び信頼性が損なわれないよう検査する要員の独立性を確保する。</u></p> <p>第 I 編第 7 条 (核燃料取扱主務者の選任)</p> <p>第 7 条 所長は、使用施設等に係る核燃料物質等の使用等に関する保安の</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
	<p>する義務は課せられていない。</p> <p>しかしながら、令第41条が、周辺監視区域外における一般公衆の放射線被ばくの観点から核燃料物質の数量及び組成を規定したものであることに鑑みれば、同条に定める核燃料物質の使用においては、自らの保安活動をより確実に遂行していくため、核燃料物質の取扱いに関して指導・助言を行うに足りる知識及び経験等を有する者を保安の監督に関する責任者に選任すること並びにその職務及び責任範囲が保安規定に明記されていることが望ましい。これを踏まえ、以下の事項が明記されていること。</p> <p>(1) 保安の監督に関する責任者の選任及び配置に関すること。</p> <p>ここで、保安の監督に関する責任者は、組織の長（代表者、工場長又は事業所の長等）が、使用施設等の構造、核燃料物質の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者の中から選任すること及び当該責任者は、その職務の重要性から、工場又は事業所の長等に対し、意見具申できる立場に配置することが明記されていること。</p> <p>(2) 保安の監督に関する責任者の職務に関すること。</p> <p>ここで、職務については、以下の事項が明記されていること。</p> <p>① 組織の長（代表者、工場長又は事業所の長等）に対し、意見具申等を行うこと。</p> <p>② 使用施設等の使用又は管理に従事する者に対して、指導・助言を行うこと。</p> <p>③ 保安教育の実施計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>④ 各種マニュアルの制定、改廃に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>⑤ 使用計画、保全計画等の保安上重要な計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>⑥ 保安規定に係る記録の確認を行うこと。</p> <p>⑦ 法令に基づく報告について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>(3) 保安の監督に関する責任者の意見等の尊重</p> <p>① 組織の長（代表者、工場長又は事業所の長等）は、保安の監督に関する責任者の意見具申等を尊重すること。</p>	<p>監督を行わせるため、環境技術開発センターに1名、プルトニウム燃料技術開発センターに1名、原則として核燃料取扱主任者免状を有する者のうちから、核燃料取扱主務者をあらかじめ選任する。</p> <p>2. 所長は、核燃料取扱主務者の代理者を、原則として核燃料取扱主任者免状を有する者のうちから、あらかじめ選任する。</p> <p>第I編第8条 (核燃料取扱主務者の職務)</p> <p>第8条 核燃料取扱主務者は、使用施設等に係る保安を確保するため、次の各号に掲げる職務を行わなければならない。</p> <p>(1) 保安上必要な場合は、所長、統括者、放射線管理部長、保安管理部長又は工務技術部長に対し、意見を具申すること。</p> <p>(2) 保安上必要な場合は、環境センター内各部長、当直長又はプルセンター内各部長に対して勧告すること。</p> <p>(3) 保安上必要な場合は、使用施設内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長に対して、説明を求め保安のための指示を行うこと。</p> <p><u>(4) 原子炉等規制法第55条の2第3項の規定に基づく原子力規制委員会の確認（使用前確認）に、原則として立ち会うこと。</u></p> <p>(5) 使用規則第6条の10及び第7条の規定に基づく報告について審査すること。</p> <p><u>(6) 第12条の4第4項、第12条の7第3項、第II編第21条の2第3項及び第III編第20条の2第3項に定める事項</u></p> <p><u>(7) 第18条第2項に定める事項</u></p> <p><u>(8) 第51条に定める事項</u></p> <p><u>(9) 本規定及び第11条第2項第3号に定める基準類の制定・改廃に参画すること。</u></p> <p><u>(10) 第52条第1項に定める事態が発生した場合は、必要な指示及び助言を行うとともに、その原因の調査及び報告書の作成に参画すること。</u></p> <p><u>(11) その他、使用施設等の保安の監督を行うために必要な職務</u></p> <p>第I編第9条 (意見等の尊重)</p> <p>第9条 所長、統括者、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、核燃料取扱主務者の意見具申を受けた場合は、その意見を尊重しなければならない。</p> <p>2. 環境センター内各部長、当直長及びプルセンター内各部長は、核燃料取扱主務者の勧告を尊重しなければならない。</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
	<p>② 使用施設等の使用等又は管理に従事する者は、保安の監督に関する責任者の指導・助言を尊重すること。</p> <p>(4) 保安の監督に関する責任者を補佐する組織 核燃料物質の使用等を行う工場又は事業所の組織規模、一工場又は事業所当たりに複数の使用施設等が存在する等の場合には、保安の監督に関する責任者の補佐組織を設けることが望ましい。この場合、補佐組織が他の職務を兼務するときには、当該組織による補佐業務が影響を受けないよう指揮命令系統が明記されていること。</p> <p>(5) 保安の監督に関する責任者の代行者の選任及び配置 核燃料物質の使用等を行う工場又は事業所の組織規模、一工場又は事業所当たりに複数の使用施設等が存在する等の場合には、十分な保安監督業務を行う観点から、保安の監督に関する責任者の代行者をあらかじめ選任し、配置しておくことが望ましい。この場合、保安の監督に関する代行者の選任及び配置については、(1)と同様の事項が明記されていること。</p>	<p>3. 使用施設内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、核燃料取扱主務者の指示に従うとともに、所掌する従業員に対し、その指示を遵守させなければならない。</p>
<p>四 使用施設等の操作及び管理を行う者に対する保安教育に関することであって次に掲げるもの</p> <p>イ 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関すること。</p> <p>ロ 保安教育の内容に関することであって次に掲げるもの</p> <p>(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>(2) 使用施設等の構造、性能及び操作に関すること。</p> <p>(3) 放射線管理に関すること。</p> <p>(4) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。</p> <p>(5) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>ハ その他使用施設等に係る保安教育に関し必要な事項</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第4号 保安教育</p> <p>1. 使用施設等の管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。</p> <p>2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p> <p>4. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起ささないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。</p>	<p><1.～4.について></p> <p>第I編第18条 (保安教育)</p> <p>第18条 所長は、保安教育の実施に係る基本的事項をあらかじめ定めなければならない。</p> <p>2. 使用施設内各課長は、<u>第I-1-1(1)表に従い</u>、保安教育に係る年度計画を策定し、核燃料取扱主務者の同意を得た後、環境技術開発センター長又はプルトニウム燃料技術開発センター長の承認を得なければならない。</p> <p>3. 使用施設内各課長は、<u>前項に基づき</u>、従業員に対する保安教育を実施しなければならない。</p> <p>4. 使用施設内各課長は、新たに業務を行う従業員に対し、<u>第I-1-1(1)表に掲げる保安教育を実施</u>しなければならない。ただし、同表に掲げる項目について、十分な知識技能を有していると認められる者及び既に教育を施されている項目については、省略することができる。</p> <p>5. <u>統括者は</u>、第29条第3項に基づき緊急作業に従事する要員（以下「緊急作業に従事する要員」という。）として選定を受けようとする者に対し、<u>第I-1-1(2)表に基づき</u>、必要な保安教育を緊急作業に従事させる前に実施させなければならない。</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
		<p>6. 放射線管理部長及び工務技術部長は、<u>所掌する従業員及び緊急作業に従事する要員に対して行う保安教育については、第Ⅰ－1－(1)表に従うほか、第3項、第4項及び第5項を準用する。</u></p> <p>7. 保安管理部長は、従業員に対して行う保安教育については、<u>第Ⅰ－1－(1)表に従うほか、第3項及び第4項を準用する。</u></p> <p>8. <u>統括者、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、第3項から前項に掲げる保安教育の実施状況を確認し、必要に応じて保安教育内容を見直させなければならない。</u></p> <p>9. <u>第4条第1項第6号から第46号に掲げる者は、従業員に対し、必要に応じて保安に関する意識向上のための啓発を行う。</u></p> <p>第Ⅰ編第12条（関係箇所のみ抜粋）</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p>(1) <u>所長、統括者及び各部長は、要員の力量を確保するために、教育・訓練に関する管理要領を定め、保安活動の重要度に応じて、次の事項を確実に実施する。</u></p> <p>a) <u>保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</u></p> <p>b) <u>必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。</u></p> <p>c) <u>教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。</u></p> <p>d) <u>要員が、品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識及び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にする。</u></p> <p>e) <u>要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し、管理する（4.2.4参照）。</u></p> <p>(2) <u>理事長は、監査員の力量について、「原子力安全監査実施要領」に定める。</u></p> <p>(3) <u>安全・核セキュリティ統括部長は、本部における原子力の安全に影響を及ぼす業務のプロセスを明確にし、(1)のa)からe)に準じた管理を行う。</u></p>
<p>五 使用施設等の操作に関することであつて、次に掲げるもの。</p> <p>イ 使用施設等の操作を行う体制の整備に関すること。</p> <p>ロ 使用施設等の操作に当たって確認すべき事項及び操作に必要な事項</p> <p>ハ 異状があった場合の措置に</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第5号</p> <p>使用施設等の操作</p> <p>1. 核燃料物質の使用等に必要な従業員の確保について定められていること。</p>	<p><1.について></p> <p>第Ⅱ編第1条の2</p> <p>(要員の確保)</p> <p>第1条の2 <u>核燃料管理者、放射線管理部内各課長及び運転課長は、所掌する核燃料物質等の使用等に関し、必要な要員を確保し配置しなければならない。</u></p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
<p>関すること（第十二号に掲げるものを除く。）。</p>	<p>2. 使用施設等の管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。</p>	<p>第Ⅲ編第1条の2 (要員の確保) 第1条の2 核燃料管理者、放射線管理部内各課長及び運転課長は、所掌する核燃料物質等の使用等に関し、必要な要員を確保し配置しなければならない。</p> <p><2.について></p> <p>第Ⅱ編第1条（関係箇所のみ抜粋） (使用等における留意事項) 第1条 2. 所長及び環境技術開発センター長は、核燃料物質等の使用等について、次の各号に掲げる事項を明確にし、作業の安全を確保しなければならない。 (1) 管理基準に基づく要求事項 (2) 業務遂行上の作業範囲及びその内容 (3) 安全確保上の遵守事項 (4) 異常発生時にとるべき措置、対応 (5) その他保安の確保に必要な事項</p> <p>第Ⅲ編第1条（関係箇所のみ抜粋） (使用等における留意事項) 第1条 2. 所長及びプルトニウム燃料技術開発センター長は、核燃料物質等の使用等について、次の各号に掲げる事項を明確にし、作業の安全を確保しなければならない。 (1) 管理基準に基づく要求事項 (2) 業務遂行上の作業範囲及びその内容 (3) 安全確保上の遵守事項 (4) 異常発生時にとるべき措置、対応 (5) その他保安の確保に必要な事項</p> <p>第Ⅰ編第12条（関係箇所のみ抜粋） 4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。 また、第Ⅰ-1の3図に使用施設等に係る品質マネジメントシステム文書体系を示す。</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
		<p>(1) <u>品質方針及び品質目標</u></p> <p>(2) <u>品質マニュアル（一次文書）</u> <u>品質マネジメント計画</u> <u>研究所核燃料物質使用施設品質マネジメント計画書（以下「品質マネジメント計画書」という。）</u></p> <p>(3) <u>この規定が要求する手順及び組織が必要と判断した規則等の文書（二次文書）及び記録</u></p> <p>(4) <u>組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を実施するために、二次文書以外に組織が必要と判断した指示書、図面等を含む文書（三次文書）及び記録</u></p> <p>4.2.2 <u>品質マニュアル</u> <u>理事長は、品質マニュアルとして、次の事項を含む品質マネジメント計画を策定し、必要に応じ見直し、維持する。また、品質マネジメント計画の運営を具体化するために、品質マネジメント計画書を作成する。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメントシステムの適用範囲（適用組織を含む。）</u></p> <p>b) <u>保安活動の計画、実施、評価、改善に関する事項</u></p> <p>c) <u>品質マネジメントシステムのために作成した文書の参照情報</u></p> <p>d) <u>品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</u></p> <p>4.2.3 <u>文書管理</u></p> <p>(1) <u>保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理し、不適切な使用又は変更を防止する。ただし、記録となる文書は、4.2.4に規定する要求事項に従って管理する。</u></p> <p>(2) <u>安全・核セキュリティ統括部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、研究所の「文書・記録管理要領書」を定め、統括者、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長（以下この条において、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長を「各部長」という。）は、所掌する組織の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。</u></p> <p>a) <u>発行前に、適切かどうかの観点から文書の妥当性をレビューし、承認する。</u></p> <p>b) <u>文書は定期的に改訂の必要性についてレビューする。また、改訂する場合は、文書作成時と同様の手続で承認する。</u></p> <p>c) <u>文書の妥当性のレビュー及び見直しを行う場合は、対象となる実施部門の要員を参加させる。</u></p> <p>d) <u>文書の変更内容の識別及び最新の改訂版の識別を確実にする。</u></p> <p>e) <u>該当する文書の最新の改訂版又は適切な版が、必要などときに、必要などところで使用可能な状態にあることを確実にする。</u></p> <p>f) <u>文書は、読みやすかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</u></p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
	<p>3. 核燃料物質の臨界管理について定められていること。</p>	<p>g) <u>品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</u></p> <p>h) <u>廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切に識別し、管理する。</u></p> <p>i) <u>文書の改訂時等の必要などに文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できるようにする。</u></p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) <u>保安に係る各組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。</u></p> <p>(2) <u>安全・核セキュリティ統括部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、研究所の「文書・記録管理要領書」を定め、統括者及び各部長は、所掌する組織の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。</u></p> <p>a) <u>記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する管理を行う。</u></p> <p>b) <u>記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</u></p> <p><3.について></p> <p>第Ⅱ編第2条 (臨界管理)</p> <p>第2条 環境技術開発センター長は、核燃料物質等の使用等に当たっては、いかなる場合においても臨界に達しないよう核燃料管理者に管理させなければならない。</p> <p>2. 核燃料管理者は、核燃料物質等の使用等を行う場合は、第Ⅱ-1-(1)イ及び第Ⅱ-1-(2)表に基づき管理しなければならない。</p> <p>3. 環境技術開発センター長は、CPF においては臨界警報装置が正常に機能しているときでなければ、核燃料物質の移動及び核燃料物質を取り扱う作業を行わせてはならない。ただし、第Ⅰ編第34条第3項及び第5項の規定に基づく臨界警報装置の交換、修理等の期間中に、保障措置検査及び保障措置検査に必要となる計量管理のために核燃料物質を使用する場合又は環境技術開発センター長が第Ⅰ編第41条に定める非常事態又は第Ⅰ編第52条第4号から第9号に相当する事象の発生若しくは拡大の防止上特に必要があると認めた場合はこの限りではない。</p> <p>4. 環境技術開発センター長は、前項ただし書の規定により、臨界管理ユニット間での核燃料物質の移動、若しくは核燃料物質を取り扱っての設備・装置の運転を行う場合は、核燃料管理者に対して入室制限等の保安措置を必要に応じて講じさせなければならない。</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
	<p>4. 従業員の引継時に実施すべき事項について定められていること。</p>	<p>5. <u>環境技術開発センター長は、CPF の臨界警報装置又は無停電電源装置（臨界警報装置に給電するものに限る。）について、施設管理実施計画に定める点検、検査に際しては、核燃料物質の移動及び核燃料物質を取り扱う作業を行わせてはならない。</u></p> <p>第Ⅲ編第2条 (臨界管理)</p> <p>第2条 プルトニウム燃料技術開発センター長は、核燃料物質等の使用等に当たっては、いかなる場合においても臨界に達しないよう核燃料管理者に管理させなければならない。</p> <p>2. 核燃料管理者は、核燃料物質等の使用等を行う場合は、第Ⅲ-1-(2)表から第Ⅲ-1-(12)表に基づき、管理しなければならない。</p> <p>3. プルトニウム燃料技術開発センター長は、臨界警報装置が正常に機能していない場合は、臨界管理ユニット間での核燃料物質の移動、若しくは核燃料物質を取り扱っての設備・装置の運転を行わないよう管理しなければならない。ただし、第Ⅰ編第34条第3項及び第5項の規定に基づく臨界警報装置の交換、修理等の期間中に、保障措置検査及び保障措置検査に必要となる計量管理のために核燃料物質を使用する場合又はプルトニウム燃料技術開発センター長が第Ⅰ編第41条に定める非常事態又は第Ⅰ編第52条第4号から第9号に相当する事象の発生若しくは拡大の防止上特に必要があると認めた場合はこの限りではない。</p> <p>4. プルトニウム燃料技術開発センター長は、前項ただし書の規定により、臨界管理ユニット間での核燃料物質の移動、若しくは核燃料物質を取り扱っての設備・装置の運転を行う場合は、核燃料管理者に対して入室制限等の保安措置を必要に応じて講じさせなければならない。</p> <p>5. <u>プルトニウム燃料技術開発センター長は、臨界警報装置又は無停電電源装置（臨界警報装置に給電するものに限る。）について、施設管理実施計画に基づく点検、検査に際しては、核燃料物質の臨界管理ユニット間での移動及び核燃料物質を取り扱っての設備・装置の運転を行わないよう管理しなければならない。</u></p> <p><4. について></p> <p>第Ⅱ編第6条（関係箇所のみ抜粋） (機器の操作)</p> <p>第6条</p> <p>3. <u>核燃料管理者（環境・計画管理課長を除く。）、施設運転管理者、放射線管理部内各課長及び運転課長は、引継ぎを必要とする業務については、あらかじめその内容を明確にしておかなければならない。</u></p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
	<p>5. 核燃料物質等の使用前及び使用後に確認すべき取扱いに必要な事項について定められていること。</p> <p>6. 地震・火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。</p>	<p>第Ⅲ編第9条（関係箇所のみ抜粋） （機器の操作） 第9条 <u>3. 核燃料管理者、放射線管理部内各課長及び運転課長は、引継ぎを必要とする業務については、あらかじめその内容を明確にしておかなければならない。</u></p> <p><5. について> 第Ⅱ編第1条（関係箇所のみ抜粋） （使用等における留意事項） 第1条 2. 所長及び環境技術開発センター長は、核燃料物質等の使用等について、次の各号に掲げる事項を明確にし、作業の安全を確保しなければならない。 （1） 管理基準に基づく要求事項 （2） 業務遂行上の作業範囲及びその内容 （3） 安全確保上の遵守事項 （4） 異常発生時にとるべき措置、対応 （5） その他保安の確保に必要な事項 4. 核燃料物質等の使用等を行う者は、施設の安全を確保するため、第2項に掲げる事項及び前項の注意事項を遵守しなければならない。</p> <p>第Ⅲ編第1条（関係箇所のみ抜粋） （使用等における留意事項） 第1条 2. 所長及びプルトニウム燃料技術開発センター長は、核燃料物質等の使用等について、次の各号に掲げる事項を明確にし、作業の安全を確保しなければならない。 （1） 管理基準に基づく要求事項 （2） 業務遂行上の作業範囲及びその内容 （3） 安全確保上の遵守事項 （4） 異常発生時にとるべき措置、対応 （5） その他保安の確保に必要な事項 4. 核燃料物質等の使用等を行う者は、施設の安全を確保するため、第2項に掲げる事項及び前項の注意事項を遵守しなければならない。</p> <p><6. について> 第Ⅰ編第41条 （非常事態）</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
		<p>第 41 条 非常事態とは、地震、火災及びその他の原因により、使用施設等において事故が発生した場合、又は発生するおそれがある場合であって、通常の組織では、原因の除去、拡大防止等のための活動を迅速に行うことができない事態をいう。</p> <p>第 I 編第 42 条 (非常時の組織)</p> <p>第 42 条 所長は、非常事態に備え、災害の発生又は拡大防止を図るための組織及びその要員をあらかじめ定めておかななければならない。</p> <p>第 I 編第 45 条 (非常事態の措置)</p> <p>第 45 条 従業員は、非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認めた場合は、応急の措置を行うとともに、次の各号に定める通報を行わなければならない。</p> <p>(1) 環境技術開発センターの使用施設等にあつては担当課長に通報すること。</p> <p>(2) プルトニウム燃料技術開発センターの使用施設等にあつては当直長又は担当課長(核種移行研究グループリーダー及びプルトニウム燃料施設整備室長を含む。)に通報すること。</p> <p>2. 当直長又は担当課長(核種移行研究グループリーダー及びプルトニウム燃料施設整備室長を含む。)は、前項の通報を受け、その状況が非常事態に該当し、又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、直ちに非常事態を防止し、又は非常事態の拡大を防止するために必要な措置(避難指示等を含む。)を講ずるとともに、通報連絡責任者に通報しなければならない。</p> <p>3. 通報連絡責任者は、前項の通報を受けた場合は、研究所連絡責任者に通報しなければならない。</p> <p>4. 研究所連絡責任者は、前項の通報を受けた場合は、第 44 条に定める通報連絡系統に従い通報しなければならない。</p> <p>第 I 編第 46 条 (非常時の組織の設置)</p> <p>第 46 条 所長は、前条第 4 項に基づく通報を受け非常事態に該当すると判断した場合は、<u>研究所</u>に非常時の組織を設置しなければならない。</p>
<p>六 管理区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</p>	<p>使用規則第 2 条の 12 第 1 項第 6 号 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等 1. 管理区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること。</p>	<p><1. について></p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
	<p>2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びこれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空气中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。</p> <p>3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空气中の放射性物質濃度及び床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</p>	<p>第 I 編第 20 条（関係箇所のみ抜粋） （管理区域） 第 20 条 2. 管理区域は、第 I - 2 図に掲げる区域とする。 3. 統括者は、前項に定める管理区域を、壁、さく等の区画物によって区画するほか、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別しなければならない。</p> <p>第 I 編第 26 条（関係開所のみ抜粋） （管理区域の出入管理） 第 26 条 統括者は、前条第 2 項及び第 3 項により指名された者以外の者を管理区域に立ち入らせない措置を講じなければならない。</p> <p><2. について> 第 I 編第 20 条（関係箇所のみ抜粋） （管理区域） 第 20 条 所長は、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成 27 年原子力規制委員会告示第 8 号。以下「線量告示」という。）第 1 条に定める管理区域に係る線量等の値を超え、又は超えるおそれのある区域を管理区域として指定しなければならない。</p> <p><3. について> 第 I 編第 22 条 （立入制限区域） 第 22 条 環境センター内各部長、当直長又はプルセンター内各部長は、その所掌する管理区域について汚染の拡大を防止し、又は放射線による被ばくを制限する必要がある区域が生じた場合は、立入制限区域として設定しなければならない。 2. 環境センター内各部長、当直長又はプルセンター内各部長は、前項に定める立入制限区域をさく、縄張等により区画し、標識を設けなければならない。 3. 環境センター内各部長、当直長又はプルセンター内各部長は、第 1 項の立入制限区域を設定し、又はこれを解除する場合は、あらかじめ核燃料取扱主務者及び放射線管理第 1 課長と協議するとともに、統括者に報告しなければならない。 4. 環境センター内各部長、当直長又はプルセンター内各部長は、第 1 項の規定により、立入制限区域を設定した場合は、その旨を従業員に周知しなければならない。</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
	<p>4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。</p> <p>5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</p>	<p><4. について> 第 I 編第26条（関係箇所のみ抜粋） （管理区域の<u>出入管理</u>） 第 26 条 統括者は、前条第 2 項及び第 3 項により指名された者以外の者を管理区域に立ち入らせない措置を講じなければならない。 2. 使用施設内各課長及び放射線管理部内各課長は、一時立入者を管理区域に立ち入らせる場合は立会者をつけ、その指示に従わせなければならない。 3. 環境センター内各部長、当直長又はプルセンター内各部長は、立入制限区域への人の立入りを制限しなければならない。 4. 使用施設内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域に立ち入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させなければならない。 （1） あらかじめ定められた出入口から出入りすること。 （2） 定められた個人線量計を着用すること。 （3） 定められた作業衣服類を着用すること。なお、作業衣服類は、定められた区域以外で着用しないこと。 （4） 管理区域において飲食又は喫煙をしないこと。ただし、第 I - 2 表に定める場所における飲水については、この限りでない。 （5） 退出するときは、身体、衣服等の汚染検査を行い、汚染が検出されたときは放射線管理第 1 課長に通報すること。 （6） 業務上必要でない物品を管理区域内に持ち込まないこと。</p> <p><5. について> 第 I 編第26条（関係箇所のみ抜粋） （管理区域の<u>出入管理</u>） 第 26 条 4. 使用施設内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域に立ち入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させなければならない。 （5） 退出するときは、身体、衣服等の汚染検査を行い、汚染が検出されたときは放射線管理第 1 課長に通報すること。</p> <p><6. について> 第 I 編第26条（関係箇所のみ抜粋） （管理区域の<u>出入管理</u>） 第 26 条 4. 使用施設内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域に立ち入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させなければならない。 （1） あらかじめ定められた出入口から出入りすること。</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
	<p>7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。</p>	<p>(2) 定められた個人線量計を着用すること。 (3) 定められた作業衣服類を着用すること。なお、作業衣服類は、定められた区域以外で着用しないこと。 (4) 管理区域において飲食又は喫煙をしないこと。ただし、第 I - 2 表に定める場所における飲水については、この限りでない。 (5) 退出するときは、身体、衣服等の汚染検査を行い、汚染が検出されたときは放射線管理第 1 課長に通報すること。 (6) 業務上必要でない物品を管理区域内に持ち込まないこと。</p> <p><7. について> 第 I 編第 27 条 (管理区域外への物品の持ち出し) 第 27 条 使用施設内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域から物品を持ち出す場合は、当該物品の表面密度が第 I - 3 表に掲げる値以下であることについて放射線管理第 1 課長の確認を受けなければならない。</p> <p>第 I 編第 35 条 (管理区域外への搬出) 第 35 条 核燃料管理者及び放射線管理部内各課長は、核燃料物質等を管理区域から搬出する場合は、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。なお、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和 53 年総理府令第 57 号。以下「事業所外運搬規則」という。)に定める輸送物の基準に適合したものにあってはこの限りでない。 (1) 核燃料物質等の種類、数量及び性状に応じた容器を使用すること。ただし、大型の機械等で容器に梱包することが著しく困難な物であって障害防止の措置を講じたものは、この限りでない。 (2) 容器、機器等をできるだけ除染し、表面密度、線量率について周辺監視区域内運搬は第 I - 9 表及び第 I - 10 表並びに周辺監視区域外運搬は第 I - 9 表及び第 I - 11 表に定める値を超えないようにすること。 (3) 前各号のほか、使用規則第 2 条の 11 の 10 に定める措置を講ずること。</p> <p>2. 核燃料管理者及び放射線管理部内各課長は、核燃料物質等を管理区域から搬出する場合は放射線管理第 1 課長に通知しなければならない。 3. 放射線管理第 1 課長は、前項の通知を受けたときは、搬出に係る表面密度及び線量率が第 1 項第 2 号に規定する値を超えないことを確認しなければならない。</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
		<p>第 I 編第 36 条 (周辺監視区域内に係る運搬)</p> <p>第 36 条 核燃料管理者及び放射線管理部内各課長は、周辺監視区域内において、核燃料物質等を運搬（周辺監視区域外からの搬入及び周辺監視区域外への搬出は除く。）するときは、前条第 1 項に掲げるほか、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 定められた経路以外は使用しないこと。 (2) 運搬車両の走行制限速度を遵守すること。 (3) 核燃料物質の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。 (4) 運搬に係る標識を取り付けること。 (5) 異常を発見した者は、直ちに応急措置、通報等必要な措置を講ずること。 (6) その他、運搬に関し、必要な措置を講ずること。 <p>2. 核燃料管理者及び放射線管理部内各課長は、周辺監視区域内において、事業所外運搬規則に定める BM 型輸送物、BU 型輸送物及び核分裂性輸送物並びに収納される六ふっ化ウランの重量が 0.1 キログラム以上となる核燃料輸送物を運搬するときは、周辺監視区域内に係る運搬計画書を作成し、担当部長の承認を得なければならない。</p> <p>3. 担当部長は、前項の承認を行う場合は、あらかじめ核燃料取扱主務者及び保安管理部長の同意を得なければならない。</p> <p>4. 環境センター内各部長及びプルセンター内各部長は、第 2 項の承認を行った場合は、統括者に報告しなければならない。</p> <p>5. 核燃料管理者及び放射線管理部内各課長は、第 2 項の運搬計画書に基づく運搬を行った場合は、その結果を担当部長及び核燃料取扱主務者に報告しなければならない。</p> <p>第 I 編第 37 条 (周辺監視区域外への運搬)</p> <p>第 37 条 核燃料管理者は、核燃料物質等を周辺監視区域外へ運搬する場合は、その業務を環境技術開発センターにおいては環境・計画管理課長へ、プルトニウム燃料技術開発センターにおいては核物質管理課長へ依頼しなければならない。ただし、新燃料集合体等については核物質管理課長が実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 核燃料管理者は、前項の依頼を行う場合は、担当部長の承認を得なければならない。 3. 担当部長は、前項の承認を行う場合は、核燃料取扱主務者の同意を得なければならない。

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
	<p>8. 周辺監視区域の設定及び措置並びに立入制限等に関する こと。</p> <p>9. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の 必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</p>	<p>4. 環境・計画管理課長及び核物質管理課長は、事業所外運搬規則に定め る BM 型輸送物、BU 型輸送物及び核分裂性輸送物並びに収納される六ふっ 化ウランの重量が 0.1 キログラム以上となる核燃料輸送物を運搬する場 合は、あらかじめ運搬計画書を作成し、統括者の確認を受けるとともに、 核燃料取扱主務者の同意を得た後、所長の承認を得なければならない。</p> <p>5. 環境・計画管理課長及び核物質管理課長は、核燃料物質等を周辺監視 区域外へ運搬する場合は、事業所外運搬規則及び核燃料物質等車両運搬 規則（昭和 53 年運輸省令第 72 号）並びにその他関係法令に従って行わ なければならない。</p> <p>6. 環境・計画管理課長又は核物質管理課長は、輸送物を運搬した場合は、 その結果を統括者に報告するとともに、核燃料取扱主務者に通知しなけ ればならない。</p> <p>7. 統括者は、前項の報告のうち、第 4 項に規定する輸送物に係る運搬結 果を所長に報告しなければならない。</p> <p>8. 所長は、第 5 項の運搬に当たり、運搬関係者及び機構外関係機関への 連絡方法をあらかじめ定めておかななければならない。</p> <p>9. 前各項の規定にかかわらず、環境・計画管理課長又は核物質管理課長 以外の者が運搬を行う場合は、環境・計画管理課長又は核物質管理課長 は、運搬計画、運搬の際に講ずる措置及び運搬結果について確認し、統 括者に報告するとともに、核燃料取扱主務者に通知しなければならない。</p> <p>10. 統括者は、前項のうち、BM 型輸送物、BU 型輸送物及び核分裂性輸送物 並びに収納される六ふっ化ウランの重量が 0.1 キログラム以上となる核 燃料輸送物に係る運搬計画及び運搬結果について、所長に報告しなけれ ばならない。</p> <p><8.について> 第 I 編第 24 条 (周辺監視区域) 第 24 条 周辺監視区域は、第 I - 3 図に掲げる区域とする。 2. 危機管理課長は、前項の周辺監視区域境界に原則としてさくを設ける か又は標識掲げることにより、業務上立ち入る者以外の者の立入りを制 限しなければならない。</p> <p><9.について> 第 I 編第 3 条 (規定の遵守) 第 3 条 使用施設等に係る業務を行う者（以下「従業員」という。）は、こ の規定を遵守しなければならない。 2. 第 4 条第 1 項に掲げる各職位は、<u>機構</u>の役員及び職員、嘱託、常勤職</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
		<p>員等の機構と雇用関係にある者以外の者に使用施設等に係る業務を行わせる場合は、契約の締結に当たって、この規定を遵守させる措置を講じなければならない。</p>
<p>七 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第8号 線量、線量当量、汚染の除去等</p> <p>1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。</p> <p>2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。</p>	<p><1.について></p> <p>第I編第28条 （作業に伴う放射線管理）</p> <p>第28条 使用施設内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域内で有意な放射線被ばく又は汚染を伴う作業を行う場合は、<u>作業による線量が合理的に達成できる限り低くなるよう、作業区域の放射線環境に応じた作業方法等を記載した放射線作業計画を作成し、その実施にあたっては、計画に記載した放射線防護上の措置を講じなければならない。</u></p> <p>2. 放射線管理第1課長は、作業計画の作成及び実施に際し、指導・助言を行わなければならない。</p> <p>第I編第33条（関係箇所のみ抜粋） （線量の評価）</p> <p>第33条</p> <p>4. 担当部長は、放射線業務従事者の線量があらかじめ予想される値より著しく過大であった場合は、放射線管理部長と協議して原因を調査し、必要があれば適切な措置を講じなければならない。</p> <p><2.について></p> <p>第I編第1条の2（関係箇所のみ抜粋） （基本方針）</p> <p>第1条の2 前条の目的を達成するため、安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会による放射線防護の精神にのっとり、核燃料物質の使用等による災害防止のために適切な品質マネジメント活動（品質管理を含む。以下同じ。）のもと保安活動を実施する。</p> <p>第I編第28条（関係箇所のみ抜粋） （作業に伴う放射線管理）</p> <p>第28条 使用施設内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域内で有意な放射線被ばく又は汚染を伴う作業を行う場合は、<u>作業による線量が合理的に達成できる限り低くなるよう、作業区域の放射線環境に応じた作業方法等を記載した放射線作業計画を作成し、その実施にあたっては、計画に記載した放射線防護上の措置を講じなければならない。</u></p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
	<p>3. 使用規則第2条の11の4第1号ハに基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</p> <p>4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。</p> <p>5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。</p> <p>6. 核燃料物質等（核燃料物質及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所外への運搬に関する行為（工場又は事業所外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第10号又は第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p><3. について> 第I編第31条（関係箇所のみ抜粋） （床、壁等の除染） 第31条 使用施設内各課長及び放射線管理部内各課長は、表面密度が第I-6表に掲げる値を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合又は発見した場合は、汚染拡大防止の応急措置を講じるとともに、放射線管理第1課長に連絡しなければならない。</p> <p><4. について> 第I編第30条（関係箇所のみ抜粋） （外部放射線に係る線量率等の測定） 第30条 放射線管理第1課長は、第I-4表に定めるところにより、管理区域に係る線量率等を測定しなければならない。 2. 環境監視課長は、第I-5表に定めるところにより、周辺監視区域の境界付近における線量率を測定しなければならない。</p> <p><5. について> （該当なし）</p> <p><6. について> 第I編第37条 （周辺監視区域外への運搬） 第37条 核燃料管理者は、核燃料物質等を周辺監視区域外へ運搬する場合は、その業務を環境技術開発センターにおいては環境・計画管理課長へ、プルトニウム燃料技術開発センターにおいては核物質管理課長へ依頼しなければならない。ただし、新燃料集合体等については核物質管理課長が実施する。 2. 核燃料管理者は、前項の依頼を行う場合は、担当部長の承認を得なければならない。 3. 担当部長は、前項の承認を行う場合は、核燃料取扱主務者の同意を得なければならない。 4. 環境・計画管理課長及び核物質管理課長は、事業所外運搬規則に定めるBM型輸送物、BU型輸送物及び核分裂性輸送物並びに収納される六ふっ化ウランの重量が0.1キログラム以上となる核燃料輸送物を運搬する場合は、あらかじめ運搬計画書を作成し、統括者の確認を受けるとともに、核燃料取扱主務者の同意を得た後、所長の承認を得なければならない。 5. 環境・計画管理課長及び核物質管理課長は、核燃料物質等を周辺監視</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
	<p>7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分等を明確にするため、第11号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として定められていること。なお、放射性廃棄物との仕分等を明確にするため、第11号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。</p>	<p>区域外へ運搬する場合は、事業所外運搬規則及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和53年運輸省令第72号）並びにその他関係法令に従って行わなければならない。</p> <p>6. 環境・計画管理課長又は核物質管理課長は、輸送物を運搬した場合は、その結果を統括者に報告するとともに、核燃料取扱主務者に通知しなければならない。</p> <p>7. 統括者は、前項の報告のうち、第4項に規定する輸送物に係る運搬結果を所長に報告しなければならない。</p> <p>8. 所長は、第5項の運搬に当たり、運搬関係者及び機構外関係機関への連絡方法をあらかじめ定めておかななければならない。</p> <p>9. 前各項の規定にかかわらず、環境・計画管理課長又は核物質管理課長以外の者が運搬を行う場合は、環境・計画管理課長又は核物質管理課長は、運搬計画、運搬の際に講ずる措置及び運搬結果について確認し、統括者に報告するとともに、核燃料取扱主務者に通知しなければならない。</p> <p>10. 統括者は、前項のうち、BM型輸送物、BU型輸送物及び核分裂性輸送物並びに収納される六ふっ化ウランの重量が0.1キログラム以上となる核燃料輸送物に係る運搬計画及び運搬結果について、所長に報告しなければならない。</p> <p><7.～8.について> （サイクル研においては適用していない）</p> <p><9.について> 第I編第22条（関係箇所のみ抜粋） （立入制限区域）</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
		<p>第 22 条 環境センター内各部長、当直長又はプルセンター内各部長は、その所掌する管理区域について汚染の拡大を防止し、又は放射線による被ばくを制限する必要がある区域が生じた場合は、立入制限区域として設定しなければならない。</p> <p>第 I 編第 28 条（関係箇所のみ抜粋） （作業に伴う放射線管理）</p> <p>第 28 条 使用施設内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域内で有意な放射線被ばく又は汚染を伴う作業を行う場合は、<u>作業による線量が合理的に達成できる限り低くなるよう、作業区域の放射線環境に応じた作業方法等を記載した放射線作業計画を作成し、その実施にあたっては、計画に記載した放射線防護上の措置を講じなければならない。</u></p> <p>第 I 編第 30 条（関係箇所のみ抜粋） （外部放射線に係る線量率等の測定）</p> <p>第 30 条 7. 使用施設内各課長又は放射線管理部内各課長は、第 5 項の通知を受けた場合は、原因の究明、汚染の除去等の適切な措置を講じなければならない。</p> <p>第 I 編第 31 条（関係箇所のみ抜粋） （床、壁等の除染）</p> <p>第 31 条 使用施設内各課長及び放射線管理部内各課長は、表面密度が第 I-6 表に掲げる値を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合又は発見した場合は、汚染拡大防止の応急措置を講じるとともに、放射線管理第 1 課長に連絡しなければならない。</p> <p>2. 放射線管理第 1 課長は、汚染状況を確認するとともに、除染が必要となった場合は、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等に関し指導・助言を行わなければならない。</p> <p>3. 使用施設内各課長及び放射線管理部内各課長は、前項の確認の結果除染が必要となった場合は、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等、放射線防護上の措置を講じなければならない。</p> <p>第 I 編第 32 条 （再使用する物品の保管に係る措置）</p> <p>第 32 条 使用施設内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域内において核燃料物質によって汚染された物であって、再使用する物品を保管する場合は、汚染の拡大防止措置を講じ、あらかじめ当該区域を管理する使用施設内各課長が指定する場所において行うとともに、物品名、担</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
		<p>当課長又はリーダー名等を表示しなければならない。</p> <p>第Ⅰ編第40条（関係箇所のみ抜粋） （廃棄物の仕掛品の管理）</p> <p>第40条</p> <p>2. 使用施設内各課長及び放射線管理部内各課長は、前項において、汚染の広がりを防止する措置が必要な廃棄物の仕掛品は、ビニルバッグ、ビニルシート又はビニル袋等により梱包するなどの措置を講じ、所定の容器に収納しなければならない。</p> <p>4. 使用施設内各課長及び放射線管理部内各課長は、第1項において、所定の容器に入れることが困難な大型機械等は、ビニルシート又はビニル袋等により多重梱包するなど汚染の広がりを防止する措置を講じなければならない。</p> <p>第Ⅰ編第40条の2（関係箇所のみ抜粋） （放射性固体廃棄物の処理）</p> <p>第40条の2</p> <p>2. 使用施設内各課長及び放射線管理部内各課長は、前項の放射性廃棄物について、廃棄物容器に入れることが困難な大型機械等は、ビニルシート又はビニル袋等により多重梱包するなど汚染の広がりを防止する措置を講じなければならない。</p> <p>第Ⅱ編第35条（関係箇所のみ抜粋） （ウラン系固体廃棄物の処理及び保管）</p> <p>第35条</p> <p>11. B棟、J棟、第2ウラン貯蔵庫及びウラン廃棄物廃棄施設の核燃料管理者は、容器に封入する前の固体廃棄物の分別、詰替え、入替え、容器への収納等を行う場合は、固体廃棄物施設における汚染拡大防止措置を講じたエリアで行わなければならない。</p> <p>第Ⅱ編第36条（関係箇所のみ抜粋） （プルトニウム系固体廃棄物の保管）</p> <p>第36条</p> <p>2. 研究開発第2課長は、固体廃棄物の分別、入替え、容器への収納等を行う場合は、固体廃棄物施設における汚染拡大防止措置を講じたエリアで行わなければならない。</p> <p>第Ⅱ編第37条（関係箇所のみ抜粋） （βγ系固体廃棄物の保管）</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
		<p>第 37 条 2. 研究開発第 2 課長は、固体廃棄物の分別、入替え、容器への収納等を行う場合は、固体廃棄施設における汚染拡大防止措置を講じたエリアで行わなければならない。</p> <p>第Ⅱ編第 39 条（関係箇所のみ抜粋） （低レベル固体廃棄物の保管） 第 39 条 2. 研究開発第 1 課長は、固体廃棄物の分別、入替え、容器への収納等を行う場合は、固体廃棄施設における汚染拡大防止措置を講じたエリアで行わなければならない。</p> <p>第Ⅲ編第 12 条（関係箇所のみ抜粋） （グローブボックス等の管理） 第 12 条 3. 核燃料管理者は、グローブボックス（使用を終了し維持管理中の設備を含む。）の外表面に汚染を検出し、汚染が除去できなかった場合は、汚染箇所の固定など、汚染の広がりを防止するための措置を講じるとともに、当該箇所を半年に 1 回以上点検しなければならない。点検の結果、異常を認めた場合は、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第Ⅲ編第 27 条（関係箇所のみ抜粋） （容器に封入する前の固体廃棄物の保管等） 第 27 条 2. 使用施設内各課長及び放射線管理第 1 課長は、前項において、ビニルバッグ等に収納することが困難な場合には、ビニルシート等により梱包するなど汚染の広がりを防止する措置を講じなければならない。</p>
<p>八 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。</p>	<p>使用規則第 2 条の 12 第 1 項第 7 号 排気監視設備及び排水監視設備 1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能維持の方法並びにその使用方法が定められていること。 2. これらの設備の機能維持の方法については、施設全体での管理方法の一部として、第 15 号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るもの使用方法については、施設全体での管理方法の一部として、第 9 号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定</p>	<p><1. ～2. について> 第Ⅰ編第 34 条（関係箇所のみ抜粋） （放射線管理用機器の管理） 第 34 条 統括者は、第 1－8 表に基づき放射線管理部長が指定する放射線管理用機器を常備しなければならない。 2. 放射線管理第 1 課長は、前項に定める放射線管理用機器の作動状況について<u>施設管理実施計画、設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより巡視及び点検し、異常を認めた場合は、速やかにその機能が正常に作動するよう適切な措置を講じなければならない。臨界警報装</u></p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
	められていてもよい。	<p><u>置の機能が維持できない状態になった場合は、環境技術開発センター長又はプルトニウム燃料技術開発センター長に通報しなければならない。</u></p> <p>4. 線量計測課長は、第1項に定める放射線管理用機器について、<u>施設管理実施計画、設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、点検を行わなければならない。</u></p> <p>第I編第38条（関係箇所のみ抜粋） （放射性気体廃棄物の放出管理） 第38条</p> <p>2. 放射線管理第1課長は、排気中の放射性物質濃度を、排気モニタにより連続的に測定又は捕集試料により測定しなければならない。 （排水監視設備については、該当する測定器なし）</p>
<p>九 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第9号 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法</p> <p>1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。</p> <p>2. 放射線測定器の機能維持の方法については、施設全体での管理方法の一部等として、第15号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p><1.～2.について></p> <p>第I編第34条 （放射線管理用機器の管理）</p> <p>第34条 統括者は、第I－8表に基づき放射線管理部長が指定する放射線管理用機器を常備しなければならない。</p> <p>2. 放射線管理第1課長は、前項に定める放射線管理用機器の作動状況について<u>施設管理実施計画、設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより巡視及び点検し、異常を認めた場合は、速やかにその機能が正常に作動するよう適切な措置を講じなければならない。臨界警報装置の機能が維持できない状態になった場合は、環境技術開発センター長又はプルトニウム燃料技術開発センター長に通報しなければならない。</u></p> <p>3. 線量計測課長は、前項においてその機能を正常に作動させることができない旨放射線管理第1課長から依頼を受けた場合は、交換、修理等の措置を講じなければならない。</p> <p>4. 線量計測課長は、第1項に定める放射線管理用機器について、<u>施設管理実施計画、設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、点検を行わなければならない。</u></p> <p>5. 線量計測課長は、前項の点検を行った結果、異常を認めた場合は、交換、修理等の措置を講じなければならない。</p> <p>6. 線量計測課長は、第3項の措置、第4項の点検結果及び前項の措置について、放射線管理第1課長に通知しなければならない。</p> <p>7. 放射線管理第1課長は、<u>定置式モニタ類の更新に際しては、同等の性能及び機能を有する機器等を設置し、定置式モニタ類の機能を代替させ、定置式モニタ類の機能を代替している期間中、正常に機能するよう管理</u></p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
		<p>しなければならない。<u>また、第3項及び第5項による交換、修理等に際しては、必要に応じて同等の性能又は機能を有する機器等を設置し、定置式モニタ類の機能を代替させ、定置式モニタ類の機能を代替している期間中、正常に機能するよう管理しなければならない。</u></p> <p>なお、核燃料管理者は、<u>定置式モニタ類の機能を代替している期間中に、保障措置検査及び保障措置検査に必要となる計量管理のために核燃料物質を使用する場合は、防護具着用等の保安措置を講ずるとともに、統括者の承認を得なければならない。また、統括者は、第41条に定める非常事態又は第52条第4号から第9号に相当する事象の発生若しくは拡大の防止上特に必要があると認めた場合は、防護具着用等の保安措置を講じた上で、核燃料管理者に対して核燃料物質を使用させることができる。</u></p>
<p>十 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第10号 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等</p> <p>1. 工場又は事業所内における核燃料物質の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しない措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。</p>	<p><1.について></p> <p>第Ⅱ編第2条 (臨界管理)</p> <p>第2条 環境技術開発センター長は、核燃料物質等の使用等に当たっては、いかなる場合においても臨界に達しないよう核燃料管理者に管理させなければならない。</p> <p>2. 核燃料管理者は、核燃料物質等の使用等を行う場合は、第Ⅱ－1－(1)－イ及び第Ⅱ－1－(2)表に基づき管理しなければならない。</p> <p>3. 環境技術開発センター長は、CPF においては臨界警報装置が正常に機能しているときでなければ、核燃料物質の移動及び核燃料物質を取り扱う作業を行わせてはならない。ただし、第Ⅰ編第34条第3項及び第5項の規定に基づく臨界警報装置の交換、修理等の期間中に、保障措置検査及び保障措置検査に必要となる計量管理のために核燃料物質を使用する場合又は環境技術開発センター長が第Ⅰ編第41条に定める非常事態又は第Ⅰ編第52条第4号から第9号に相当する事象の発生若しくは拡大の防止上特に必要があると認めた場合はこの限りではない。</p> <p>4. 環境技術開発センター長は、前項ただし書の規定により、臨界管理ユニット間での核燃料物質の移動、若しくは核燃料物質を取り扱っての設備・装置の運転を行う場合は、核燃料管理者に対して入室制限等の保安措置を必要に応じて講じさせなければならない。</p> <p>5. 環境技術開発センター長は、CPF の臨界警報装置又は無停電電源装置（<u>臨界警報装置に給電するものに限る。</u>）について、<u>施設管理実施計画に定める点検、検査に際しては、核燃料物質の移動及び核燃料物質を取り扱う作業を行わせてはならない。</u></p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
		<p>第Ⅲ編第2条 (臨界管理)</p> <p>第2条 プルトニウム燃料技術開発センター長は、核燃料物質等の使用等に当たっては、いかなる場合においても臨界に達しないよう核燃料管理者に管理させなければならない。</p> <p>2. 核燃料管理者は、核燃料物質等の使用等を行う場合は、第Ⅲ－1－(2)表から第Ⅲ－1－(12)表に基づき、管理しなければならない。</p> <p>3. プルトニウム燃料技術開発センター長は、<u>臨界警報装置が正常に機能していない場合は、臨界管理ユニット間での核燃料物質の移動、若しくは核燃料物質を取り扱っての設備・装置の運転を行わないよう管理しなければならない。</u>ただし、第Ⅰ編第34条第3項及び第5項の規定に基づく臨界警報装置の交換、修理等の<u>期間中に</u>、保障措置検査及び保障措置検査に必要となる計量管理のために核燃料物質を使用する場合又はプルトニウム燃料技術開発センター長が第Ⅰ編第41条に定める非常事態又は第Ⅰ編第52条第4号から第9号に相当する事象の発生若しくは拡大の防止上特に必要があると認めた場合はこの限りではない。</p> <p>4. プルトニウム燃料技術開発センター長は、前項ただし書の規定により、<u>臨界管理ユニット間での核燃料物質の移動、若しくは核燃料物質を取り扱っての設備・装置の運転を行う場合は、核燃料管理者に対して入室制限等の保安措置を必要に応じて講じさせなければならない。</u></p> <p>5. <u>プルトニウム燃料技術開発センター長は、臨界警報装置又は無停電電源装置(臨界警報装置に給電するものに限る。)について、施設管理実施計画に基づく点検、検査に際しては、核燃料物質の臨界管理ユニット間での移動及び核燃料物質を取り扱っての設備・装置の運転を行わないよう管理しなければならない。</u></p> <p>第Ⅰ編第35条 (管理区域外への搬出)</p> <p>第35条 核燃料管理者及び放射線管理部内各課長は、核燃料物質等を管理区域から搬出する場合は、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。なお、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和53年総理府令第57号。以下「事業所外運搬規則」という。)に定める輸送物の基準に適合したものにあってはこの限りでない。</p> <p>(1) 核燃料物質等の種類、数量及び性状に応じた容器を使用すること。 ただし、大型の機械等で容器に梱包することが著しく困難な物であって障害防止の措置を講じたものは、この限りでない。</p> <p>(2) 容器、機器等をできるだけ除染し、表面密度、線量率について周辺監視区域内運搬は第Ⅰ－9表及び第Ⅰ－10表並びに周辺監視区域</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
		<p>外運搬は第 I - 9 表及び第 I - 11 表に定める値を超えないようにすること。</p> <p>(3) 前各号のほか、使用規則第 2 条の 11 の 10 に定める措置を講ずること。</p> <p>2. 核燃料管理者及び放射線管理部内各課長は、核燃料物質等を管理区域から搬出する場合は放射線管理第 1 課長に通知しなければならない。</p> <p>3. 放射線管理第 1 課長は、前項の通知を受けたときは、搬出に係る表面密度及び線量率が第 1 項第 2 号に規定する値を超えないことを確認しなければならない。</p> <p>第 I 編第 36 条 (周辺監視区域内に係る運搬)</p> <p>第 36 条 核燃料管理者及び放射線管理部内各課長は、周辺監視区域内において、核燃料物質等を運搬（周辺監視区域外からの搬入及び周辺監視区域外への搬出は除く。）するときは、前条第 1 項に掲げるほか、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 定められた経路以外は使用しないこと。</p> <p>(2) 運搬車両の走行制限速度を遵守すること。</p> <p>(3) 核燃料物質の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(4) 運搬に係る標識を取り付けること。</p> <p>(5) 異常を発見した者は、直ちに応急措置、通報等必要な措置を講ずること。</p> <p>(6) その他、運搬に関し、必要な措置を講ずること。</p> <p>2. 核燃料管理者及び放射線管理部内各課長は、周辺監視区域内において、事業所外運搬規則に定める BM 型輸送物、BU 型輸送物及び核分裂性輸送物並びに収納される六ふっ化ウランの重量が 0.1 キログラム以上となる核燃料輸送物を運搬するときは、周辺監視区域内に係る運搬計画書を作成し、担当部長の承認を得なければならない。</p> <p>3. 担当部長は、前項の承認を行う場合は、あらかじめ核燃料取扱主務者及び保安管理部長の同意を得なければならない。</p> <p>4. 環境センター内各部長及びプルセンター内各部長は、第 2 項の承認を行った場合は、統括者に報告しなければならない。</p> <p>5. 核燃料管理者及び放射線管理部内各課長は、第 2 項の運搬計画書に基づく運搬を行った場合は、その結果を担当部長及び核燃料取扱主務者に報告しなければならない。</p> <p>第 II 編第 8 条 (貯蔵の制限)</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
	<p>2. 核燃料物質の工場又は事業所外への運搬に関する行為（工場又は事業所外での運搬中に関するものを除く。）に関することが定められていること。なお、この事項は、第8号又は第11号における運搬に関する事項と併せて定められているもよい。</p>	<p>第8条 環境センター内各部長は、第Ⅱ－2表に掲げる最大貯蔵能力を超えて貯蔵させてはならない。</p> <p>2. 核燃料管理者は、貯蔵施設の入口付近に、第Ⅱ－2表に掲げる最大貯蔵能力を表示するとともに、同表の貯蔵設備に、最大貯蔵能力を超えて貯蔵してはならない。</p> <p>3. 研究開発第1課長は、CPFのセル内貯蔵施設(1)及びセル内貯蔵施設(2)で貯蔵する核燃料物質の容器には、液体が漏れにくい又はこぼれにくいステンレス鋼等の金属容器を用いなければならない。</p> <p>4. B棟、CPF及び第2ウラン貯蔵庫の核燃料管理者は、貯蔵室、貯蔵庫等を施錠管理しなければならない。</p> <p>第Ⅲ編第8条 （貯蔵の制限等）</p> <p>第8条 核燃料管理者は核燃料物質を貯蔵する場合は、第Ⅲ－2－(1)表から第Ⅲ－2－(4)表に掲げる各貯蔵施設における最大貯蔵量を超え、かつ、同表に掲げたもの以外のものを貯蔵してはならない。</p> <p>2. 核燃料管理者は、各貯蔵施設に第Ⅲ－2－(1)表から第Ⅲ－2－(4)表に掲げる最大貯蔵量を表示しなければならない。</p> <p>3. 核燃料管理者は、搬出入を行う場合等を除き、貯蔵施設又は貯蔵施設に通じる室に施錠又は立入り制限等の措置をとらなければならない。</p> <p><2.について></p> <p>第Ⅰ編第37条 （周辺監視区域外への運搬）</p> <p>第37条 核燃料管理者は、核燃料物質等を周辺監視区域外へ運搬する場合は、その業務を環境技術開発センターにおいては環境・計画管理課長へ、プルトニウム燃料技術開発センターにおいては核物質管理課長へ依頼しなければならない。ただし、新燃料集合体等については核物質管理課長が実施する。</p> <p>2. 核燃料管理者は、前項の依頼を行う場合は、担当部長の承認を得なければならない。</p> <p>3. 担当部長は、前項の承認を行う場合は、核燃料取扱主務者の同意を得なければならない。</p> <p>4. 環境・計画管理課長及び核物質管理課長は、事業所外運搬規則に定めるBM型輸送物、BU型輸送物及び核分裂性輸送物並びに収納される六ふっ化ウランの重量が0.1キログラム以上となる核燃料輸送物を運搬する場合は、あらかじめ運搬計画書を作成し、統括者の確認を受けるとともに、核燃料取扱主務者の同意を得た後、所長の承認を得なければならない。</p> <p>5. 環境・計画管理課長及び核物質管理課長は、核燃料物質等を周辺監視</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
		<p>区域外へ運搬する場合は、事業所外運搬規則及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和 53 年運輸省令第 72 号）並びにその他関係法令に従って行わなければならない。</p> <p>6. 環境・計画管理課長又は核物質管理課長は、輸送物を運搬した場合は、その結果を統括者に報告するとともに、核燃料取扱主務者に通知しなければならない。</p> <p>7. 統括者は、前項の報告のうち、第 4 項に規定する輸送物に係る運搬結果を所長に報告しなければならない。</p> <p>8. 所長は、第 5 項の運搬に当たり、運搬関係者及び機構外関係機関への連絡方法をあらかじめ定めておかななければならない。</p> <p>9. 前各項の規定にかかわらず、環境・計画管理課長又は核物質管理課長以外の者が運搬を行う場合は、環境・計画管理課長又は核物質管理課長は、運搬計画、運搬の際に講ずる措置及び運搬結果について確認し、統括者に報告するとともに、核燃料取扱主務者に通知しなければならない。</p> <p>10. 統括者は、前項のうち、BM 型輸送物、BU 型輸送物及び核分裂性輸送物並びに収納される六ふっ化ウランの重量が 0.1 キログラム以上となる核燃料輸送物に係る運搬計画及び運搬結果について、所長に報告しなければならない。</p>
<p>十一 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。</p>	<p>使用規則第 2 条の12第 1 項第11号 放射性廃棄物の廃棄 1. 放射性固体廃棄物の保管廃棄に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。</p>	<p><1.について> 第 I 編第40条の 2 (放射性固体廃棄物の処理) 第 40 条の 2 使用施設内各課長及び放射線管理部内各課長は、放射性固体廃棄物を廃棄する場合は、廃棄物容器に封入し、所定の表示をしなければならない。なお、当該容器が可燃性の場合は、可燃性の容器を金属製容器又は金属製保管庫に収納しなければならない。</p> <p>2. 使用施設内各課長及び放射線管理部内各課長は、前項の放射性廃棄物について、廃棄物容器に入れることが困難な大型機械等は、ビニルシート又はビニル袋等により多重梱包するなど汚染の広がりを防止する措置を講じなければならない。</p> <p>3. 核燃料管理者は、放射性固体廃棄物を焼却処理する場合は、所定の焼却設備で行わなければならない。</p> <p>4. 核燃料管理者は、放射性固体廃棄物を保管する場合は、その所掌する廃棄施設に保管しなければならない。</p> <p>第 II 編第34条 (固体廃棄物の管理)</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
		<p>第 34 条 環境技術開発センター長及び放射線管理部長は、B 棟で発生する固体廃棄物について、ウラン系、プルトニウム系及びβγ系に区分し、さらに可燃性、難燃性及び不燃性に区分して管理しなければならない。</p> <p>2. 環境技術開発センター長及び放射線管理部長は、CPF で発生する固体廃棄物について、高レベル固体廃棄物及び低レベル固体廃棄物に区分して管理しなければならない。</p> <p>3. 環境技術開発センター長及び放射線管理部長は、前項の低レベル廃棄物について、プルトニウム系、ウラン系及びβγ系に区分し、さらに可燃性、難燃性及び不燃性に区分して管理しなければならない。</p> <p>4. 環境技術開発センター長及び放射線管理部長は、J 棟、第 2 ウラン貯蔵庫及びウラン廃棄物廃棄施設で発生するウラン系固体廃棄物について、可燃性、難燃性及び不燃性に区分して管理しなければならない。</p> <p>5. 環境保全課長、廃止措置技術課長、研究開発第 1 課長及び研究開発第 2 課長は、固体廃棄物を、第 II - 7 表に示す所定の場所に保管しなければならない。</p> <p>6. 環境保全課長、廃止措置技術課長、研究開発第 1 課長及び研究開発第 2 課長は、第 5 項に定める保管場所（CPF の廃棄物貯蔵庫を除く。）において、次の第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる措置を講じなければならない。また、研究開発第 1 課長は、CPF の廃棄物貯蔵庫において、次の第 3 号及び第 4 号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 消火設備の設置 (2) 巡視 (3) 高レベル固体廃棄物用の廃棄物缶の点検 (4) その他保安上必要な措置 <p>7. 環境保全課長、廃止措置技術課長、研究開発第 1 課長及び研究開発第 2 課長は、固体廃棄物を封入又は容器に固型化する場合は、第 I - 12 表ヌ. に示す記録を作成しなければならない。</p> <p>8. 環境保全課長及び研究開発第 1 課長は、固体廃棄物を焼却処理する場合又は容器に封入若しくは容器に固型化した固体廃棄物を保管廃棄する場合は、第 I - 12 表リ. に示す記録を作成しなければならない。</p> <p>9. 環境保全課長、廃止措置技術課長、研究開発第 1 課長及び研究開発第 2 課長は、容器に封入する前又は容器に固型化する前の固体廃棄物を保管する場合は、第 I - 12 表リ. ヌ. に示す記録を作成するために必要な情報を記録しなければならない。</p> <p>第 II 編第 35 条 (ウラン系固体廃棄物の処理及び保管)</p> <p>第 35 条 研究開発第 2 課長は、B 棟のウラン系固体廃棄物を廃棄しようとする場合は、第 I 編第 40 条の 2 第 1 項又は第 2 項に定める措置を講じ、</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
		<p>その焼却処理又は保管廃棄を環境保全課長に依頼しなければならない。</p> <p>また、研究開発第2課長は、B棟のウラン系固体廃棄物をウラン系廃棄物貯蔵施設、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設又は焼却施設へ運搬するまでの間、当該施設の第34条第5項に示す場所に保管しなければならない。</p> <p>2. 核燃料管理者は、J棟、第2ウラン貯蔵庫及びウラン廃棄物廃棄施設のウラン系固体廃棄物を廃棄しようとする場合は、第I編第40条の2第1項又は第2項の措置を講じ、その焼却処理又は保管廃棄を環境保全課長に依頼しなければならない。</p> <p>3. 環境保全課長は、第1項、第2項及び第39条第3項並びに第III編第27条第7項及び第27条の2第5項の依頼により焼却処理又は保管廃棄をする場合は、必要な記録を確認しなければならない。</p> <p>4. 環境保全課長は、ウラン系の可燃性廃棄物を焼却処理する場合は、焼却施設で行うとともに、焼却処理のために受け入れた可燃性廃棄物は、処理までの間、当該施設の第34条第5項に示す場所に保管しなければならない。</p> <p>5. 環境保全課長は、前項の焼却処理により発生した焼却灰を廃棄する場合は、廃棄物容器に封入し、不燃性固体廃棄物としなければならない。</p> <p>6. 環境保全課長は、保管廃棄されたウラン系固体廃棄物のうち金属及びフィルタを減容処理する場合は、M棟のパネルボックス内で行うとともに、減容処理のために受け入れたウラン系固体廃棄物は、処理までの間、当該施設の第34条第5項に示す場所に保管しなければならない。なお、プラズマによる切断を行う場合は、専用の金属製作業台の上で行わなければならない。</p> <p>7. 環境保全課長は、ウラン廃棄物廃棄施設で発生するウラン系固体廃棄物をウラン系廃棄物貯蔵施設、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設又は焼却施設に運搬するまでの間、当該施設の第34条第5項に示す場所に保管しなければならない。</p> <p>8. 廃止措置技術課長は、J棟及び第2ウラン貯蔵庫で発生するウラン系固体廃棄物をウラン系廃棄物貯蔵施設、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設又は焼却施設に運搬するまでの間、当該施設の第34条第5項に示す場所に保管しなければならない。</p> <p>9. 環境保全課長は、第1項、第7項及び第8項のウラン系固体廃棄物を保管廃棄する場合は、ウラン系廃棄物貯蔵施設又は第2ウラン系廃棄物貯蔵施設に保管廃棄しなければならない。</p> <p>10. 環境保全課長は、ウラン系廃棄物貯蔵施設又は第2ウラン系廃棄物貯蔵施設に保管廃棄したウラン系固体廃棄物の詰替えをする場合は、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設詰替室のパネルハウス内で行わなければならない。なお、金属等のプラズマによる切断を行う場合は、金属製トレイの</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
		<p>中で行わなければならない。</p> <p>11. B棟、J棟、第2ウラン貯蔵庫及びウラン廃棄物廃棄施設の核燃料管理者は、容器に封入する前の固体廃棄物の分別、詰替え、入替え、容器への収納等を行う場合は、固体廃棄施設における汚染拡大防止措置を講じたエリアで行わなければならない。</p> <p>第II編第36条 (プルトニウム系固体廃棄物の保管)</p> <p>第36条 研究開発第2課長は、B棟のプルトニウム系固体廃棄物を廃棄しようとする場合は、第I編第40条の2第1項又は第2項に定める措置を講じ、プルトニウム廃棄物処理開発施設又は第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設への受入れを環境管理課長に依頼するか、低レベル固体廃棄物としてCPFへの受入れを研究開発第1課長に依頼しなければならない。</p> <p>また、研究開発第2課長は、B棟のプルトニウム系固体廃棄物をプルトニウム廃棄物処理開発施設、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設又はCPFに運搬するまでの間、当該施設の第34条第5項に示す場所に保管しなければならない。</p> <p>2. 研究開発第2課長は、固体廃棄物の分別、入替え、容器への収納等を行う場合は、固体廃棄施設における汚染拡大防止措置を講じたエリアで行わなければならない。</p> <p>第II編第37条 ($\beta\gamma$系固体廃棄物の保管)</p> <p>第37条 研究開発第2課長は、B棟の$\beta\gamma$系の固体廃棄物を廃棄しようとする場合は、第I編第40条の2第1項又は第2項に定める措置を講じ、低レベル固体廃棄物としてCPFへの受入れを研究開発第1課長に依頼しなければならない。</p> <p>また、研究開発第2課長は、B棟の$\beta\gamma$系固体廃棄物をCPFに運搬するまでの間、当該施設の第34条第5項に示す場所に保管しなければならない。</p> <p>2. 研究開発第2課長は、固体廃棄物の分別、入替え、容器への収納等を行う場合は、固体廃棄施設における汚染拡大防止措置を講じたエリアで行わなければならない。</p> <p>第II編第38条 (高レベル固体廃棄物の保管)</p> <p>第38条 研究開発第1課長は、CPFの高レベル固体廃棄物を廃棄する場合は第II-6表のレベル区分に従うとともに、高レベル固体廃棄物用の廃棄物缶に収納し、固体廃棄物用キャスクにて廃棄物貯蔵庫に移動し、保</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
		<p>管廃棄するか、又は再処理施設の担当課長に受入れを依頼しなければならない。</p> <p>2. 研究開発第1課長は、前項の依頼に基づく運搬を行う場合は、HWキャスクに収納して、再処理施設の担当課長へ引き渡さなければならない。</p> <p>第II編第39条 (低レベル固体廃棄物の保管)</p> <p>第39条 研究開発第1課長は、CPFの低レベル固体廃棄物及びB棟からCPFへ受け入れた低レベル固体廃棄物を廃棄する場合は第II-6表のレベル区分に従うとともに、廃棄物倉庫(1)又は廃棄物倉庫(2)に保管廃棄するか、第I編第40条の2第1項又は第2項に定める措置を講じ、運搬するまでの間、当該施設の第34条第5項に示す場所に保管しなければならない。</p> <p>2. 研究開発第1課長は、固体廃棄物の分別、入替え、容器への収納等を行う場合は、固体廃棄施設における汚染拡大防止措置を講じたエリアで行わなければならない。</p> <p>3. 研究開発第1課長は、第1項の廃棄物のうちウラン系固体廃棄物の受入れを環境保全課長に依頼することができる。</p> <p>4. 研究開発第1課長は、第1項の廃棄物のうちβγ系固体廃棄物の受入れを再処理施設の担当課長に依頼することができる。</p> <p>5. 研究開発第1課長は、前項の依頼に基づく運搬を行う場合は、再処理施設の担当課長へ引き渡さなければならない。</p> <p>第III編第26条 (固体廃棄物の管理)</p> <p>第26条 プルトニウム燃料技術開発センター長は、固体廃棄物について、プルトニウム系固体廃棄物及びウラン系固体廃棄物に区分し、さらに可燃性、難燃性及び不燃性に区分して管理しなければならない。</p> <p>第III編第27条 (容器に封入する前の固体廃棄物の保管等)</p> <p>第27条 使用施設内各課長及び放射線管理第1課長は、ドラム缶又はコンテナに封入する前の固体廃棄物をビニルバッグ又はビニル袋に収納し、これをカートンボックスに収納又はビニルバッグ若しくはビニルシートで二重梱包しなければならない。</p> <p>2. 使用施設内各課長及び放射線管理第1課長は、前項において、ビニルバッグ等に収納することが困難な場合には、ビニルシート等により梱包するなど汚染の広がりを防止する措置を講じなければならない。</p> <p>3. 使用施設内各課長及び放射線管理第1課長は、前各項の容器に封入す</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
		<p>る前の固体廃棄物を金属製容器又は金属製保管庫に収納し保管しなければならない。</p> <p>4. 使用施設内各課長及び放射線管理第1課長は、容器に封入する前の固体廃棄物を<u>第Ⅲ-4-(1)表から第Ⅲ-4-(4)表</u>に示す固体廃棄物保管場所に前項の措置を講じて保管しなければならない。</p> <p>5. 使用施設内各課長及び放射線管理第1課長は、前項に定める保管場所において、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 消火設備の設置</p> <p>(2) 巡視</p> <p>(3) その他保安上必要な措置</p> <p>6. 使用施設内各課長及び放射線管理第1課長は、プルトニウム燃料第一開発室、プルトニウム燃料第二開発室、プルトニウム燃料第三開発室及びプルトニウム廃棄物処理開発施設で発生した容器に封入する前の固体廃棄物を保管する場合は線量率等を測定、記録しなければならない。</p> <p>7. 使用施設内各課長及び放射線管理第1課長は、プルトニウム燃料第一開発室で発生したウラン系固体廃棄物を廃棄しようとする場合は、環境保全課長に受入れを依頼しなければならない。</p> <p>第Ⅲ編第27条の2 (容器に封入した固体廃棄物の保管等)</p> <p>第27条の2 環境管理課長は、プルトニウム燃料第一開発室、プルトニウム燃料第二開発室、プルトニウム燃料第三開発室及びプルトニウム廃棄物処理開発施設で発生し、又は、第Ⅱ編第36条第1項の規定により受け入れてドラム缶又はコンテナに封入したプルトニウム系固体廃棄物を保管廃棄する場合は線量率等を測定、記録しなければならない。</p> <p>2. 環境管理課長は、前項の容器に封入したプルトニウム系固体廃棄物について、プルトニウム燃料第二開発室、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設に保管廃棄しなければならない。</p> <p>3. 環境管理課長は、容器に封入したプルトニウム系固体廃棄物をプルトニウム燃料第二開発室、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設に運搬するまでの間、<u>第Ⅲ-4-(1)表から第Ⅲ-4-(4)表</u>に示す固体廃棄物保管場所に保管することができる。</p> <p>4. 環境管理課長は、プルトニウム燃料第二開発室、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設に保管廃棄した固体廃棄物を、必要に応じて<u>第Ⅲ-4-(2)表、第Ⅲ-4-(3)表若しくは第Ⅲ-4-(4)表</u>に示す固体廃棄物保管場所へ運搬し、保管することができる。</p> <p>5. 使用施設内各課長及び放射線管理第1課長は、プルトニウム燃料第一開発室で発生したウラン系固体廃棄物を封入し、廃棄しようとする場合は、線量率等を測定、記録し環境保全課長に受入れを依頼しなければな</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
		<p>らない。また、受入れまでの間、第Ⅲ－５－(1)表に示す固体廃棄物保管場所に保管することができる。</p> <p>6. 環境技術課長は、プルトニウム廃棄物処理開発施設の解体前廃棄物一時保管設備(1)、解体前廃棄物一時保管設備(2)及び解体前廃棄物一時保管設備(3)に保管している固体廃棄物について必要な記録を作成し、それらを解体撤去しドラム缶又はコンテナに封入するまで保存しなければならない。また、解体前廃棄物一時保管設備(1)、解体前廃棄物一時保管設備(2)及び解体前廃棄物一時保管設備(3)に核燃料物質等(ただし、再使用する物品を除く。)を搬入してはならない。</p> <p>7. 試験第1課長は、プルトニウム燃料第三開発室の解体前廃棄物一時保管設備1から12に保管している固体廃棄物について必要な記録を作成し、それらを解体撤去しドラム缶又はコンテナに封入するまで保存しなければならない。また、解体前廃棄物一時保管設備1から12に核燃料物質等(ただし、再使用する物品を除く。)を搬入してはならない。</p> <p>第Ⅰ編第35条 (管理区域外への搬出)</p> <p>第35条 核燃料管理者及び放射線管理部内各課長は、核燃料物質等を管理区域から搬出する場合は、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。なお、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和53年総理府令第57号。以下「事業所外運搬規則」という。)に定める輸送物の基準に適合したものにあってはこの限りでない。</p> <p>(1) 核燃料物質等の種類、数量及び性状に応じた容器を使用すること。ただし、大型の機械等で容器に梱包することが著しく困難な物であって障害防止の措置を講じたものは、この限りでない。</p> <p>(2) 容器、機器等をできるだけ除染し、表面密度、線量率について周辺監視区域内運搬は第Ⅰ－9表及び第Ⅰ－10表並びに周辺監視区域外運搬は第Ⅰ－9表及び第Ⅰ－11表に定める値を超えないようにすること。</p> <p>(3) 前各号のほか、使用規則第2条の11の10に定める措置を講ずること。</p> <p>2. 核燃料管理者及び放射線管理部内各課長は、核燃料物質等を管理区域から搬出する場合は放射線管理第1課長に通知しなければならない。</p> <p>3. 放射線管理第1課長は、前項の通知を受けたときは、搬出に係る表面密度及び線量率が第1項第2号に規定する値を超えないことを確認しなければならない。</p> <p>第Ⅰ編第36条 (周辺監視区域内に係る運搬)</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
		<p>第 36 条 核燃料管理者及び放射線管理部内各課長は、周辺監視区域内において、核燃料物質等を運搬（周辺監視区域外からの搬入及び周辺監視区域外への搬出は除く。）するときは、前条第 1 項に掲げるほか、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 定められた経路以外は使用しないこと。 (2) 運搬車両の走行制限速度を遵守すること。 (3) 核燃料物質の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。 (4) 運搬に係る標識を取り付けること。 (5) 異常を発見した者は、直ちに応急措置、通報等必要な措置を講ずること。 (6) その他、運搬に関し、必要な措置を講ずること。 <p>2. 核燃料管理者及び放射線管理部内各課長は、周辺監視区域内において、事業所外運搬規則に定める BM 型輸送物、BU 型輸送物及び核分裂性輸送物並びに収納される六ふっ化ウランの重量が 0.1 キログラム以上となる核燃料輸送物を運搬するときは、周辺監視区域内に係る運搬計画書を作成し、担当部長の承認を得なければならない。</p> <p>3. 担当部長は、前項の承認を行う場合は、あらかじめ核燃料取扱主務者及び保安管理部長の同意を得なければならない。</p> <p>4. 環境センター内各部長及びプルセンター内各部長は、第 2 項の承認を行った場合は、統括者に報告しなければならない。</p> <p>5. 核燃料管理者及び放射線管理部内各課長は、第 2 項の運搬計画書に基づく運搬を行った場合は、その結果を担当部長及び核燃料取扱主務者に報告しなければならない。</p> <p>第 I 編第 37 条 (周辺監視区域外への運搬)</p> <p>第 37 条 核燃料管理者は、核燃料物質等を周辺監視区域外へ運搬する場合は、その業務を環境技術開発センターにおいては環境・計画管理課長へ、プルトニウム燃料技術開発センターにおいては核物質管理課長へ依頼しなければならない。ただし、新燃料集合体等については核物質管理課長が実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 核燃料管理者は、前項の依頼を行う場合は、担当部長の承認を得なければならない。 3. 担当部長は、前項の承認を行う場合は、核燃料取扱主務者の同意を得なければならない。 4. 環境・計画管理課長及び核物質管理課長は、事業所外運搬規則に定める BM 型輸送物、BU 型輸送物及び核分裂性輸送物並びに収納される六ふっ化ウランの重量が 0.1 キログラム以上となる核燃料輸送物を運搬する場

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
	<p>2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。</p>	<p>合は、あらかじめ運搬計画書を作成し、統括者の確認を受けるとともに、核燃料取扱主務者の同意を得た後、所長の承認を得なければならない。</p> <p>5. 環境・計画管理課長及び核物質管理課長は、核燃料物質等を周辺監視区域外へ運搬する場合は、事業所外運搬規則及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和 53 年運輸省令第 72 号）並びにその他関係法令に従って行わなければならない。</p> <p>6. 環境・計画管理課長又は核物質管理課長は、輸送物を運搬した場合は、その結果を統括者に報告するとともに、核燃料取扱主務者に通知しなければならない。</p> <p>7. 統括者は、前項の報告のうち、第 4 項に規定する輸送物に係る運搬結果を所長に報告しなければならない。</p> <p>8. 所長は、第 5 項の運搬に当たり、運搬関係者及び機構外関係機関への連絡方法をあらかじめ定めておかななければならない。</p> <p>9. 前各項の規定にかかわらず、環境・計画管理課長又は核物質管理課長以外の者が運搬を行う場合は、環境・計画管理課長又は核物質管理課長は、運搬計画、運搬の際に講ずる措置及び運搬結果について確認し、統括者に報告するとともに、核燃料取扱主務者に通知しなければならない。</p> <p>10. 統括者は、前項のうち、BM 型輸送物、BU 型輸送物及び核分裂性輸送物並びに収納される六ふっ化ウランの重量が 0.1 キログラム以上となる核燃料輸送物に係る運搬計画及び運搬結果について、所長に報告しなければならない。</p> <p><2.について> 第Ⅱ編第24条 (液体廃棄物の管理) 第 24 条 環境技術開発センター長は、B 棟で発生する液体廃棄物について、ウラン系及びプルトニウム系に区分し、さらに水溶液及び有機溶液に区分して管理しなければならない。</p> <p>2. 環境技術開発センター長は、CPF で発生する液体廃棄物及び B 棟から CPF へ受け入れるプルトニウム系液体廃棄物について、高レベル廃液、中レベル廃液、低レベル廃液、極低レベル廃液及び廃溶媒に区分して管理しなければならない。</p> <p>3. 環境技術開発センター長は、J 棟で発生するウラン系液体廃棄物について、廃水と廃油に区分して管理しなければならない。</p> <p>4. 環境技術開発センター長は、第 2 ウラン貯蔵庫、ウラン系廃棄物貯蔵施設、第 2 ウラン系廃棄物貯蔵施設、焼却施設及び M 棟で発生する廃水をウラン系液体廃棄物として管理しなければならない。</p> <p>第Ⅱ編第 25 条</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
		<p>(ウラン系液体廃棄物の処理及び保管)</p> <p>第 25 条 研究開発第 2 課長は、B 棟のウラン系の水溶液を廃棄しようとする場合は、化学処理等により放射性物質を回収又は除去した後、B 棟排水受槽に溜めなければならない。</p> <p>2. 研究開発第 2 課長は、前項の B 棟排水受槽に溜めた排水を排出する場合は、第 I 編第 39 条の定めるところによらなければならない。</p> <p>3. 研究開発第 2 課長は、B 棟のウラン系有機溶液を廃棄しようとする場合は、固型化処理等必要な処理を行った後、所定の表示をして B-17 室に保管しなければならない。</p> <p>4. 廃止措置技術課長は、ウラン系液体廃棄物を J 棟の補修調整室及び第一保管室に一時保管することができる。</p> <p>第 II 編第 26 条 (プルトニウム系液体廃棄物の処理及び保管)</p> <p>第 26 条 研究開発第 2 課長は、B 棟のプルトニウム系の水溶液を廃棄しようとする場合は、ポリエチレン容器等に収納し、ビニルバッグに密封するとともに、その処理を環境技術課長又は研究開発第 1 課長に依頼するか、又は保管しなければならない。</p> <p>2. 研究開発第 2 課長は、B 棟のプルトニウム系有機溶液を廃棄しようとする場合は、ポリエチレン容器等に収納し、ビニルバッグに密封するとともに、その処理を研究開発第 1 課長に依頼するか、保管を行うか、又は固型化処理等必要な処理を行った後、所定の表示をして B-17 室に保管しなければならない。</p> <p>第 II 編第 27 条 (高レベル廃液の保管)</p> <p>第 27 条 研究開発第 1 課長は、CPF の高レベル廃液を保管する場合は、貯槽内への吹込空気量及び貯槽内冷却水を確保し、貯槽を安全に維持しなければならない。</p> <p>第 II 編第 28 条 (中レベル廃液の保管)</p> <p>第 28 条 研究開発第 1 課長は、CPF の中レベル廃液を保管する場合は、第 II-5 表に定める値を超えないようにしなければならない。</p> <p>2. 研究開発第 1 課長は、B 棟から CPF へ受入れた廃液を保管する場合は、第 II-5 表に定める値を超えないようにしなければならない。</p> <p>第 II 編第 29 条 (低レベル廃液の処理)</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
		<p>第 29 条 研究開発第 1 課長は、CPF の低レベル廃液を廃棄しようとする場合は、第 II - 5 表に従うとともに、その処理を行わなければならない。</p> <p>2. 研究開発第 1 課長は、低レベル廃液を蒸発処理した場合の濃縮液は、中レベル廃液として管理しなければならない。</p> <p>第 II 編第 30 条 (極低レベル廃液の処理)</p> <p>第 30 条 研究開発第 1 課長は、CPF の極低レベル廃液を廃棄しようとする場合は、第 II - 5 表に従うとともに、その処理を再処理施設の担当課長に依頼しなければならない。</p> <p>第 II 編第 31 条 (廃溶媒の保管)</p> <p>第 31 条 研究開発第 1 課長は、CPF の廃溶媒及び B 棟から CPF へ受け入れた廃溶媒を CPF の廃溶媒貯槽に保管しなければならない。</p> <p>第 II 編第 32 条 (廃水の処理及び保管)</p> <p>第 32 条 研究開発第 2 課長は、B 棟の廃水を放出する場合は、第 I 編第 39 条の定めるところによらなければならない。</p> <p>2. 廃止措置技術課長は、第 2 ウラン貯蔵庫の廃水を J 棟へ廃棄しようとする場合は、当該廃水の放射性物質濃度を測定しなければならない。</p> <p>3. 環境保全課長は、第 2 ウラン系廃棄物貯蔵施設及び M 棟の廃水を J 棟へ廃棄しようとする場合は、当該廃水の放射性物質濃度の測定及び当該廃水の受け入れを廃止措置技術課長へ依頼しなければならない。</p> <p>4. 廃止措置技術課長は、第 3 項に定める廃水の測定の依頼を受けた場合は、当該廃水の放射性物質濃度を測定しなければならない。</p> <p>5. 廃止措置技術課長は、J 棟で発生する廃水及び J 棟に受け入れた廃水について、必要に応じて濃縮処理、吸着処理、希釈処理等を行わなければならない。</p> <p>6. 廃止措置技術課長は、J 棟の廃水を放出しようとする場合は、第 I 編第 39 条の定めるところによらなければならない。</p> <p>7. 環境保全課長は、ウラン系廃棄物貯蔵施設、第 2 ウラン系廃棄物貯蔵施設、焼却施設及び M 棟の廃水を放出しようとする場合は、第 I 編第 39 条の定めるところによらなければならない。</p> <p>第 II 編第 33 条 (廃油の処理及び保管)</p> <p>第 33 条 廃止措置技術課長は、J 棟の廃油を廃棄しようとする場合は、ポ</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
		<p>リエチレンで耐食性を持たせ、所定の表示をしたドラム缶に封入し、保管を環境保全課長に依頼しなければならない。</p> <p>2. 環境保全課長は、廃油を保管廃棄する場合は、廃油保管庫に保管しなければならない。また、廃油保管庫の廃油の詰替えをする場合は、廃止措置技術課長へ依頼するとともに、J棟へ廃油を運搬しなければならない。</p> <p>3. 環境保全課長は、廃油を焼却する場合は、焼却施設で行わなければならない。</p> <p>4. 廃止措置技術課長は、ウラン系液体廃棄物の処理技術開発のため、廃油保管庫の廃油を分析する場合は、J棟の化学分析室で行わなければならない。なお、J棟への廃油の運搬は、環境保全課長に依頼しなければならない。</p> <p>5. 廃止措置技術課長は、廃油保管庫の廃油の詰替えをする場合は、J棟の除染場で行わなければならない。</p> <p>第Ⅲ編第23条 (液体廃棄物の管理)</p> <p>第23条 プルトニウム燃料技術開発センター長は、液体廃棄物について、低レベル放射性廃水、施設廃水及び洗濯廃水に区分して管理しなければならない。</p> <p>第Ⅲ編第24条 (低レベル放射性廃水及び施設廃水の処理)</p> <p>第24条 環境技術課長は、プルトニウム燃料第一開発室、プルトニウム燃料第二開発室、プルトニウム燃料第三開発室(分析廃液処理設備を除く。)で発生した低レベル放射性廃水及び第Ⅱ編第26条の規定により受け入れる低レベル放射性廃水をプルトニウム燃料第一開発室の廃水処理室に、プルトニウム燃料第三開発室の分析廃液処理設備及びプルトニウム廃棄物処理開発施設から発生した低レベル放射性廃水をプルトニウム廃棄物処理開発施設の廃水処理室に受け入れなければならない。</p> <p>2. 環境技術課長は、プルトニウム燃料第一開発室、プルトニウム燃料第二開発室で発生した施設廃水をプルトニウム燃料第一開発室の廃水処理室に、プルトニウム燃料第三開発室で発生した施設廃水をプルトニウム燃料第一開発室の廃水処理室又はプルトニウム廃棄物処理開発施設の廃水処理室に、プルトニウム廃棄物処理開発施設、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設で発生した施設廃水をプルトニウム廃棄物処理開発施設の廃水処理室に受け入れなければならない。</p> <p>3. 環境技術課長は、プルトニウム燃料第一開発室の廃水処理室及びプルトニウム廃棄物処理開発施設の廃水処理室に受け入れた廃水を廃水処理</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
		<p>室間で相互に送水することができる。</p> <p>4. 環境技術課長は、受け入れた廃水をプルトニウム燃料第一開発室の廃水処理室又はプルトニウム廃棄物処理開発施設の廃水処理室から放出することができる。ただし、放出しようとする場合は、第 I 編第 39 条の定めるところによらなければならない。</p> <p>5. 環境技術課長は、前項において放出しようとする液体廃棄物が線量告示第 8 条第 1 項に定める基準を超えていた場合は、希釈等の処理をしなければならない。</p> <p>第 III 編第 25 条 (洗濯廃水の処理)</p> <p>第 25 条 環境技術課長は、洗濯室で発生する洗濯廃水を洗濯廃水ピットに受け入れなければならない。</p> <p>2. 環境技術課長は、洗濯廃水ピットに受け入れた洗濯廃水を放出する場合は、第 I 編第 39 条の定めるところによらなければならない。</p> <p>第 I 編第 39 条 (放射性液体廃棄物の放出管理)</p> <p>第 39 条 統括者は、排水を周辺監視区域外に放出する場合は、線量告示第 8 条第 1 項に定める基準を超えないように<u>管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理しなければならない。</u></p> <p>2. 排水管理を所掌する核燃料管理者は、排水を廃水処理設備等から放出する場合は、環境監視課長の承認を<u>得た後</u>、統括者の放出の許可を得なければならない。</p> <p>3. 環境監視課長は、前項の承認に当たり、排水の試料について測定を行い、線量告示第 8 条第 1 項に定める値以下であることを確認しなければならない。</p> <p>4. 環境監視課長は、前項の測定結果をとりまとめ、放射線管理部長に報告するとともに、当該施設の核燃料取扱主務者に通知しなければならない。</p> <p>5. 環境監視課長は、第 3 項の測定の結果、異常を認めるときは、放射線管理部長にその旨を報告しなければならない。</p> <p>6. 放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、当該施設の統括者にその原因の調査、原因の除去等の安全上必要な措置を講ずるよう勧告するとともに、当該施設の核燃料取扱主務者にその旨を通知しなければならない。</p> <p>7. 統括者は、前項の勧告を受けた場合は、必要な措置を講じなければならない。</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
	<p>3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所外への運搬に関する行為（工場又は事業所外での運搬中に関するものを除く。）の実施体制が定められていること。なお、この事項は、第8号又は第10号における運搬に関する事項と併せて定められ</p>	<p>第Ⅱ編第25条（関係箇所のみ抜粋） （ウラン系液体廃棄物の処理及び保管） 第25条 2. 研究開発第2課長は、前項のB棟排水受槽に溜めた排水を排出する場合は、第Ⅰ編第39条の定めるところによらなければならない。</p> <p>第Ⅱ編第32条（関係箇所のみ抜粋） （廃水の処理及び保管） 第32条 研究開発第2課長は、B棟の廃水を放出する場合は、第Ⅰ編第39条の定めるところによらなければならない。 6. 廃止措置技術課長は、J棟の廃水を放出しようとする場合は、第Ⅰ編第39条の定めるところによらなければならない。 7. 環境保全課長は、ウラン系廃棄物貯蔵施設、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設、焼却施設及びM棟の廃水を放出しようとする場合は、第Ⅰ編第39条の定めるところによらなければならない。</p> <p>第Ⅲ編第24条（関係箇所のみ抜粋） （低レベル放射性廃水及び施設廃水の処理） 第24条 4. 環境技術課長は、受け入れた廃水をプルトニウム燃料第一開発室の廃水処理室又はプルトニウム廃棄物処理開発施設の廃水処理室から放出することができる。ただし、放出しようとする場合は、第Ⅰ編第39条の定めるところによらなければならない。 5. 環境技術課長は、前項において放出しようとする液体廃棄物が線量告示第8条第1項に定める基準を超えていた場合は、希釈等の処理をしなければならない。</p> <p>第Ⅲ編第25条（関係箇所のみ抜粋） （洗濯廃水の処理） 第25条 2. 環境技術課長は、洗濯廃水ピットに受け入れた洗濯廃水を放出する場合は、第Ⅰ編第39条の定めるところによらなければならない。</p> <p><3. について> 第Ⅰ編第37条 （周辺監視区域外への運搬） 第37条 核燃料管理者は、核燃料物質等を周辺監視区域外へ運搬する場合</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
	<p>ていてもよい。</p> <p>4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p>	<p>は、その業務を環境技術開発センターにおいては環境・計画管理課長へ、ブルトニウム燃料技術開発センターにおいては核物質管理課長へ依頼しなければならない。ただし、新燃料集合体等については核物質管理課長が実施する。</p> <p>2. 核燃料管理者は、前項の依頼を行う場合は、担当部長の承認を得なければならない。</p> <p>3. 担当部長は、前項の承認を行う場合は、核燃料取扱主務者の同意を得なければならない。</p> <p>4. 環境・計画管理課長及び核物質管理課長は、事業所外運搬規則に定めるBM型輸送物、BU型輸送物及び核分裂性輸送物並びに収納される六ふっ化ウランの重量が0.1キログラム以上となる核燃料輸送物を運搬する場合は、あらかじめ運搬計画書を作成し、統括者の確認を受けるとともに、核燃料取扱主務者の同意を得た後、所長の承認を得なければならない。</p> <p>5. 環境・計画管理課長及び核物質管理課長は、核燃料物質等を周辺監視区域外へ運搬する場合は、事業所外運搬規則及び核燃料物質等車両運搬規則(昭和53年運輸省令第72号)並びにその他関係法令に従って行わなければならない。</p> <p>6. 環境・計画管理課長又は核物質管理課長は、輸送物を運搬した場合は、その結果を統括者に報告するとともに、核燃料取扱主務者に通知しなければならない。</p> <p>7. 統括者は、前項の報告のうち、第4項に規定する輸送物に係る運搬結果を所長に報告しなければならない。</p> <p>8. 所長は、第5項の運搬に当たり、運搬関係者及び機構外関係機関への連絡方法をあらかじめ定めておかななければならない。</p> <p>9. 前各項の規定にかかわらず、環境・計画管理課長又は核物質管理課長以外の者が運搬を行う場合は、環境・計画管理課長又は核物質管理課長は、運搬計画、運搬の際に講ずる措置及び運搬結果について確認し、統括者に報告するとともに、核燃料取扱主務者に通知しなければならない。</p> <p>10. 統括者は、前項のうち、BM型輸送物、BU型輸送物及び核分裂性輸送物並びに収納される六ふっ化ウランの重量が0.1キログラム以上となる核燃料輸送物に係る運搬計画及び運搬結果について、所長に報告しなければならない。</p> <p><4.について> 第I編第39条 (放射性液体廃棄物の放出管理) 第39条 統括者は、排水を周辺監視区域外に放出する場合は、線量告示第8条第1項に定める基準を超えないように管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理しなければならない。</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
	<p>5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p>	<p>2. 排水管理を所掌する核燃料管理者は、排水を廃水処理設備等から放出する場合は、環境監視課長の承認を得た後、統括者の放出の許可を得なければならない。</p> <p>3. 環境監視課長は、前項の承認に当たり、排水の試料について測定を行い、線量告示第8条第1項に定める値以下であることを確認しなければならない。</p> <p>4. 環境監視課長は、前項の測定結果をとりまとめ、放射線管理部長に報告するとともに、当該施設の核燃料取扱主務者に通知しなければならない。</p> <p>5. 環境監視課長は、第3項の測定の結果、異常を認めるときは、放射線管理部長にその旨を報告しなければならない。</p> <p>6. 放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、当該施設の統括者にその原因の調査、原因の除去等の安全上必要な措置を講ずるよう勧告するとともに、当該施設の核燃料取扱主務者にその旨を通知しなければならない。</p> <p>7. 統括者は、前項の勧告を受けた場合は、必要な措置を講じなければならない。</p> <p><5.について> 第I編第38条 (放射性気体廃棄物の放出管理) 第38条 統括者は、排気設備からの放射性気体廃棄物の放出によって、周辺監視区域外における空気中の放射性物質の3か月間の平均濃度が、線量告示第8条第1項に定める基準を超えないように<u>管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理しなければならない。</u></p> <p>2. 放射線管理第1課長は、排気中の放射性物質濃度を、排気モニタにより連続的に測定又は捕集試料により測定しなければならない。</p> <p>3. 放射線管理第1課長は、前項の測定結果をとりまとめ、放射線管理部長に報告するとともに、当該施設の統括者及び核燃料取扱主務者に通知しなければならない。</p> <p>4. 放射線管理第1課長は、排気中の放射性物質濃度が異常に高くなったとき、又は、そのおそれがあるときは、放射線管理部長にその旨を報告しなければならない。</p> <p>5. 放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、当該施設の統括者にその原因の除去等、必要な措置を講ずるよう勧告するとともに、当該施設の核燃料取扱主務者に通知しなければならない。</p> <p>6. 統括者は、前項の勧告を受けた場合は、必要な措置を講じなければならない。</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
	<p>6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。</p> <p>7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</p>	<p>第Ⅱ編第22条 （気体廃棄物の管理） 第 22 条 環境技術開発センター長は、B棟の気体廃棄物について、フードの排気系及び屋内排気系に区分して管理しなければならない。 2. 環境技術開発センター長は、CPFの気体廃棄物について、排気第1系統から排気第6系統に区分して管理しなければならない。 3. 環境技術開発センター長は、J棟、第2ウラン貯蔵庫、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設、焼却施設、廃水処理室及びM棟の気体廃棄物について、排気系により管理しなければならない。</p> <p>第Ⅱ編第23条 （気体廃棄物の処理） 第 23 条 施設運転管理者は、気体廃棄物を排気する場合は、高性能エアフィルタ等により処理しなければならない。 2. 環境保全課長は、焼却装置の排気を処理する場合は、高性能エアフィルタ等により処理しなければならない。</p> <p>第Ⅲ編第21条 （気体廃棄物の管理） 第 21 条 プルトニウム燃料技術開発センター長は、気体廃棄物について、プロセス、グローブボックス等の排気系及び建家換気系に区分して管理しなければならない。</p> <p>第Ⅲ編第22条 （気体廃棄物の処理） 第 22 条 プラント保全課長は、グローブボックス等の排気を、高性能エアフィルタ等により処理しなければならない。 2. 環境技術課長は、第2難燃物焼却工程設備の焼却時の排気を処理する場合は、セラミックフィルタ、高性能エアフィルタ及びスクラバにより処理しなければならない。</p> <p><6. について> (該当なし)</p> <p><7. について> 第Ⅰ編第38条（関係箇所のみ抜粋）</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
		<p>(放射性気体廃棄物の放出管理)</p> <p>第 38 条 統括者は、排気設備からの放射性気体廃棄物の放出によって、周辺監視区域外における空気中の放射性物質の 3 か月間の平均濃度が、線量告示第 8 条第 1 項に定める基準を超えないように<u>管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理しなければならない。</u></p> <p>第 I 編第 39 条 (関係箇所のみ抜粋) (放射性液体廃棄物の放出管理)</p> <p>第 39 条 統括者は、排水を周辺監視区域外に放出する場合は、線量告示第 8 条第 1 項に定める基準を超えないように<u>管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理しなければならない。</u></p>
<p>十二 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p>	<p>使用規則第 2 条の 12 第 1 項第 12 号 非常の場合に講ずべき処置</p> <p>1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</p> <p>2. 緊急時における核燃料物質の使用に関する組織内規程類を作成することが定められていること。</p> <p>3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報すること(工場等内の見学者、外部研究者等に対する避</p>	<p><1. について></p> <p>第 I 編第 42 条 (非常時の組織)</p> <p>第 42 条 所長は、非常事態に備え、災害の発生又は拡大防止を図るための組織及びその要員をあらかじめ定めておかなければならない。</p> <p>第 I 編第 43 条 (非常時対応資機材の整備)</p> <p>第 43 条 所長は、前条に定める組織が活動するにあたって必要な放射線防護用機材、通信連絡機器等をあらかじめ準備しておかなければならない。</p> <p>第 I 編第 44 条 (通報系統)</p> <p>第 44 条 所長は、非常事態が発生したときの機構内部及び外部関係機関への通報連絡系統をあらかじめ定めておかなければならない。</p> <p><2. について></p> <p>第 I 編第 3 条の 2 <u>(他の規程との関係)</u></p> <p><u>第 3 条の 2 使用施設等に係る保安については、この規定に定めるもののほか、研究所の規則等に定めるところによる。</u></p> <p><3. について></p> <p>第 I 編第 45 条</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
	<p>難指示等を含む。)が定められていること。</p> <p>4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。</p> <p>5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</p> <p>6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</p> <p>(1) 緊急作業時の放射線の生体を与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を使用者に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p>	<p>(非常事態の措置)</p> <p>第45条 従業員は、非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められた場合は、応急の措置を行うとともに、次の各号に定める通報を行わなければならない。</p> <p>(1) 環境技術開発センターの使用施設等にあつては担当課長に通報すること。</p> <p>(2) プルトニウム燃料技術開発センターの使用施設等にあつては当直長又は担当課長（核種移行研究グループリーダー及びプルトニウム燃料施設整備室長を含む。）に通報すること。</p> <p>2. 当直長又は担当課長（核種移行研究グループリーダー及びプルトニウム燃料施設整備室長を含む。）は、前項の通報を受け、その状況が非常事態に該当し、又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、直ちに非常事態を防止し、又は非常事態の拡大を防止するために必要な措置（避難指示等を含む。）を講ずるとともに、通報連絡責任者に通報しなければならない。</p> <p>3. 通報連絡責任者は、前項の通報を受けた場合は、研究所連絡責任者に通報しなければならない。</p> <p>4. 研究所連絡責任者は、前項の通報を受けた場合は、第44条に定める通報連絡系統に従い通報しなければならない。</p> <p><4.～5.について></p> <p>第I編第48条 (防災体制の発令)</p> <p>第48条 所長は、第45条第4項に基づく通報を受けた場合において、原子力災害対策特別措置法に基づく事象に該当すると判断した場合は、直ちに<u>研究所</u>に防災体制を発令しなければならない。</p> <p><6.について></p> <p>第I編第19条（関係箇所のみ抜粋） (保安訓練)</p> <p>第19条</p> <p>3. 統括者、放射線管理部長及び工務技術部長は、緊急作業に従事する要員として選定を受けようとする者に対し、<u>第I-1-1-(2)表</u>に基づき、必要な保安訓練を実施しなければならない。また、選定後は、毎年度1回以上、訓練を実施しなければならない。なお、本項及び前項の訓練は、第1項の総合的な実地訓練と同等の項目については兼ねることができる。</p> <p>第I編第29条（関係箇所のみ抜粋）</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
	<p>7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。</p>	<p>（緊急作業に係る線量限度）</p> <p>第 29 条 所長は、緊急やむを得ない場合は、放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）を、その実効線量が 100 ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量が 300 ミリシーベルト及び皮膚の等価線量が 1 シーベルトを超えない範囲において、緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>2. 所長は、前項の規定にかかわらず、線量告示第 7 条第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に示すいずれかの事象が発生した場合は、放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）を、その実効線量が 250 ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量が 300 ミリシーベルト及び皮膚の等価線量が 1 シーベルトを超えない範囲において、緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>3. 所長は、前二項の規定により、緊急作業に従事させる放射線業務従事者の選定にあたっては、次の各号に掲げる全ての要件に該当する者であることを確認する。</p> <p>(1) 第 I-1-②表の緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を理事長に書面で申し出た者</p> <p>(2) 第 I-1-②表の緊急作業についての訓練を受けた者</p> <p>(3) 前項の場合にあつては、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力防災要員、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者</p> <p>4. 統括者は、放射線業務従事者を第 1 項又は第 2 項の規定により緊急作業に従事させる場合は、作業計画を作成し、核燃料取扱主務者及び放射線管理部長の同意を得なければならない。ただし、極めて緊急を要する場合は、この限りでない。</p> <p>5. 統括者は、前項ただし書きの規定により緊急作業に従事させた場合は、核燃料取扱主務者及び放射線管理部長に通知しなければならない。</p> <p>11. 放射線管理部長及び工務技術部長は、放射線業務従事者を緊急作業に従事させる場合、第 4 項から第 6 項及び第 8 項から第 10 項を準用する。</p> <p><7. について></p> <p>第 I 編第 29 条（関係箇所のみ抜粋）</p> <p>（緊急作業に係る線量限度）</p> <p>第 29 条</p> <p>6. 統括者は、放射線業務従事者を第 1 項又は第 2 項の規定により緊急作業に従事させる場合は、放射線管理部長に当該作業に係る外部被ばく及び内部被ばくによる線量の測定（1 月以内ごとに 1 回）を依頼しなければならない。</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
	<p>8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。</p> <p>9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。</p>	<p>7. 放射線管理部長は、前項の依頼を受けた場合は、緊急作業に係る線量について線量計測課長に測定及び評価を行わせ、その結果を統括者及び核燃料取扱主務者に報告しなければならない。</p> <p>8. 統括者は、前項の評価結果により、緊急作業に従事させた放射線業務従事者の緊急作業期間中の実効線量及び等価線量が、第1項及び第2項に定める線量限度を超えていないことを確認するとともに超えないよう管理しなければならない。</p> <p>9. 統括者は、緊急作業に従事させる放射線業務従事者の外部被ばくの低減及び内部被ばくの防止を図るため、施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じなければならない。</p> <p>10. 統括者は、緊急作業に従事した放射線業務従事者に対し、緊急作業に係る業務に従事後1月以内ごとに1回及び緊急作業に係る業務から離れる際、医師による健康診断を受診させなければならない。</p> <p>11. 放射線管理部長及び工務技術部長は、放射線業務従事者を緊急作業に従事させる場合、第4項から第6項及び第8項から第10項を準用する。</p> <p><8.について> 第I編第47条 (非常事態の解除) 第47条 所長は、非常事態の原因が除去され、拡大防止等の非常事態対応活動が終了したと判断した場合は、非常事態を解除し、非常時の組織を解散する。</p> <p><9.について> 第I編第19条(関係箇所のみ抜粋) (保安訓練) 第19条 所長は、使用施設等について、第45条に定める非常事態の措置に関する総合的な実地訓練を毎年度1回以上実施しなければならない。 <u>なお、本訓練は、原子力事業者防災業務計画に基づき、年1回実施する防災訓練と併せて実施することができる。</u></p>
<p>十三 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る使用施設等の保安に関する措置に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第13号 設計想定事象等に係る使用施設等の保安に関する措置 1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。 (1) 使用施設等の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲</p>	<p><1.について> 第I編第42条 (非常時の組織) 第42条 所長は、非常事態に備え、災害の発生又は拡大防止を図るための組織及びその要員をあらかじめ定めておかななければならない。</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
	<p>げる事項を含めること。</p> <p>イ 火災 可燃物管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止 その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動 に関すること。</p> <p>ロ 発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、使用施設等から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるもの（以下「多量の放射性物質等を放出する事故」という。） 当該事故の拡大を防止するために必要な措置に関すること。</p> <p>(2) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における使用施設等の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、毎年1回以上定期に実施すること。</p> <p>(3) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>	<p>第I編第43条 (非常時対応資機材の整備)</p> <p>第43条 所長は、前条に定める組織が活動するにあたって必要な放射線防護用機材、通信連絡機器等をあらかじめ準備しておかなければならない。</p> <p>第I編第44条 (通報系統)</p> <p>第44条 所長は、非常事態が発生したときの機構内部及び外部関係機関への通報連絡系統をあらかじめ定めておかなければならない。</p> <p>第I編第18条 (保安教育)</p> <p>第18条 所長は、保安教育の実施に係る基本的事項をあらかじめ定めておかなければならない。</p> <p>2. 使用施設内各課長は、<u>第I-1-1(1)表に従い、保安教育に係る年度計画を策定し、核燃料取扱主務者の同意を得た後、環境技術開発センター長又はプルトニウム燃料技術開発センター長の承認を得なければならない。</u></p> <p>3. <u>使用施設内各課長は、前項に基づき、従業員に対する保安教育を実施しなければならない。</u></p> <p>4. <u>使用施設内各課長は、新たに業務を行う従業員に対し、第I-1-1(1)表に掲げる保安教育を実施しなければならない。ただし、同表に掲げる項目について、十分な知識技能を有していると認められる者及び既に教育を施されている項目については、省略することができる。</u></p> <p>5. 統括者は、第29条第3項に基づき緊急作業に従事する要員（以下「緊急作業に従事する要員」という。）として選定を受けようとする者に対し、<u>第I-1-1(2)表に基づき、必要な保安教育を緊急作業に従事させる前に実施させなければならない。</u></p> <p>6. 放射線管理部長及び工務技術部長は、<u>所掌する従業員及び緊急作業に従事する要員に対して行う保安教育については、第I-1-1(1)表に従うほか、第3項、第4項及び第5項を準用する。</u></p> <p>7. 保安管理部長は、従業員に対して行う保安教育については、<u>第I-1-1(1)表に従うほか、第3項及び第4項を準用する。</u></p> <p>8. 統括者、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、<u>第3項から前項に掲げる保安教育の実施状況を確認し、必要に応じて保安教育内容を見直させなければならない。</u></p> <p>9. <u>第4条第1項第6号から第46号に掲げる者は、従業員に対し、必要に応じて保安に関する意識向上のための啓発を行う。</u></p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
		<p>第 I 編第19条 (保安訓練)</p> <p>第 19 条 所長は、使用施設等について、第 45 条に定める非常事態の措置に関する総合的な実地訓練を毎年度 1 回以上実施しなければならない。 <u>なお、本訓練は、原子力事業者防災業務計画に基づき、年 1 回実施する防災訓練と併せて実施することができる。</u></p> <p>2. 統括者、放射線管理部長及び工務技術部長は、使用施設等について、異常時の措置、消火訓練、退避訓練等保安上必要な訓練を毎年度 2 回以上実施しなければならない。</p> <p>3. 統括者、放射線管理部長及び工務技術部長は、緊急作業に従事する要員として選定を受けようとする者に対し、<u>第 I-1-(2)表に基づき、必要な保安訓練を実施しなければならない。</u>また、選定後は、毎年度 1 回以上、訓練を実施しなければならない。なお、本項及び前項の訓練は、第 1 項の総合的な実地訓練と同等の項目については兼ねることができる。</p>
<p>十四 使用施設等に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第六条の十各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。</p>	<p>使用規則第 2 条の12第 1 項第14号 記録及び報告</p> <p>1. 使用施設等に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</p> <p>2. 使用規則第 2 条の11に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。</p>	<p><1.について></p> <p>第 I 編第12条（関係箇所のみ抜粋）</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p><u>(1) 保安に係る各組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。</u></p> <p><u>(2) 安全・核セキュリティ統括部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、研究所の「文書・記録管理要領書」を定め、統括者及び各部長は、所掌する組織の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。</u></p> <p>a) <u>記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する管理を行う。</u></p> <p>b) <u>記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</u></p> <p><2.について></p> <p>第 I 編第50条 (記録)</p> <p>第 50 条 統括者、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、その所掌する業務に関し、第 I-12 表に定める事項について記録し、<u>保管させなければならない。</u></p> <p>2. 担当課長（核種移行研究グループリーダー及びプルトニウム燃料施設</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
	<p>3. 工場又は事業所の長及び保安の監督に関する責任者に報告すべき事項が定められていること。</p>	<p>整備室長を含む。)は、第 I-12 表に掲げる事項のうち、その所掌する事項について記録し、保管しなければならない。</p> <p>3. 本部(監査プロセスを除く。)の管理責任者は、第 I-12 表に掲げる品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録を保管しなければならない。</p> <p>4. この規定に定める保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する記録については、第 12 条の「4.2.4 記録の管理」に定める文書及び記録の管理の方法に基づき記録し、保管しなければならない。</p> <p><3.について></p> <p>第 I 編第 30 条(関係箇所のみ抜粋) (外部放射線に係る線量率等の測定)</p> <p>第 30 条</p> <p>10. 統括者は、第 8 項の措置を講じた場合は、所長及び放射線管理部長に報告するとともに、核燃料取扱主務者に通知しなければならない。</p> <p>第 I 編第 31 条(関係箇所のみ抜粋) (床、壁等の除染)</p> <p>第 31 条</p> <p>8. 統括者は、前項の報告を受けた場合は、所長に報告しなければならない。</p> <p>第 I 編第 33 条(関係箇所のみ抜粋) (線量の評価)</p> <p>第 33 条</p> <p>6. 統括者は、前項の報告を受けた場合は、所長に報告しなければならない。</p> <p>第 I 編第 37 条(関係箇所のみ抜粋) (周辺監視区域外への運搬)</p> <p>第 37 条</p> <p>7. 統括者は、前項の報告のうち、第 4 項に規定する輸送物に係る運搬結果を所長に報告しなければならない。</p> <p>10. 統括者は、前項のうち、BM 型輸送物、BU 型輸送物及び核分裂性輸送物並びに収納される六ふっ化ウランの重量が 0.1 キログラム以上となる核燃料輸送物に係る運搬計画及び運搬結果について、所長に報告しなければならない。</p> <p>第 I 編第 29 条(関係箇所のみ抜粋)</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
	<p>4. 特に、使用規則第6条の10各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。</p>	<p>(緊急作業に係る線量限度) 第29条 7. 放射線管理部長は、前項の依頼を受けた場合は、緊急作業に係る線量について線量計測課長に測定及び評価を行わせ、その結果を統括者及び核燃料取扱主務者に報告しなければならない。</p> <p>第I編第36条（関係箇所のみ抜粋） (周辺監視区域内に係る運搬) 第36条 5. 核燃料管理者及び放射線管理部内各課長は、第2項の運搬計画書に基づく運搬を行った場合は、その結果を担当部長及び核燃料取扱主務者に報告しなければならない。</p> <p><4. について> 第I編第52条 (報告) 第52条 所長は、次の各号の一に掲げる事項に該当する場合は、直ちに理事長に報告しなければならない。 (1) 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。 (2) 使用施設等の故障があった場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とする場合であって、核燃料物質の使用等に支障を及ぼしたとき。 (3) 使用施設等の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能若しくは使用施設等における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあったことにより、核燃料物質の使用等に支障を及ぼしたとき。 (4) 使用施設等の故障その他の不測の事態が生じたことにより、気体状の放射性廃棄物の排气施設又は液体状の放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異状が認められたとき。 (5) 気体状の放射性廃棄物を排气施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外側の空気中の放射性物質の濃度が使用規則第2条の11の12第4号の濃度限度を超えたとき。 (6) 液体状の放射性廃棄物を排水施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が使用規則第2条の11の12第7号の濃度限度を超えたとき。 (7) 核燃料物質等が管理区域外で漏えいしたとき。 (8) 使用施設等の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
	<p>5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。</p>	<p>該当するとき（漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。</p> <p>イ) 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。</p> <p>ロ) 気体状の核燃料物質等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る換気設備の機能が適正に維持されているとき。</p> <p>ハ) 漏えいした核燃料物質等の放射エネルギーが微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。</p> <p>(9) 核燃料物質が臨界に達し、又は達するおそれがあるとき。</p> <p>(10) 使用施設等の故障その他の不測の事態が生じたことにより、管理区域に立ち入る者について被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては5ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては0.5ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき。</p> <p>(11) 放射線業務従事者について使用規則第2条の11の5第1項第1号の線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。</p> <p>(12) 前各号のほか、使用施設等に関し人の障害（放射線障害以外の障害であつて入院治療を必要としないものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。</p> <p>2. 所長は、前項の報告の後、速やかに次の各号に掲げる事項を明らかにした報告書を作成し、研究所担当理事の確認を受けた後に、理事長に報告しなければならない。</p> <p>(1) 事故の発生日時、場所</p> <p>(2) 状況及び発生に際して採った処置</p> <p>(3) 原因</p> <p>(4) その後の対策及び処置</p> <p>(5) その他、必要な事項</p> <p><5. について></p> <p>第II編第40条 (異常時の措置)</p> <p>第40条 従業員は、使用施設等の安全又は第18条第1項に定めるユーティリティの供給に影響を及ぼすおそれが生じた場合、若しくは火災警報、第II-4表に示す警報装置並びに第I編第34条第1項に定める放射線管理用機器のうち排気モニタ、α線用空気モニタ及びβ線用空気モニタの警報設備が作動した場合は、直ちに当該施設の核燃料管理者、施設運転管理者、運転課長又は放射線管理第1課長に通報しなければならない</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
		<p>い。</p> <p>2. 核燃料管理者、施設運転管理者、運転課長又は放射線管理第1課長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに原因を調査し、保安上必要な措置を講ずるとともに、必要と認めた場合は担当部長に通報しなければならない。</p> <p>3. 担当部長は、前項の通報を受けた場合は、必要な措置を講ずるとともに、環境技術開発センター長に通報し、核燃料取扱主務者に通知しなければならない。</p> <p>第Ⅲ編第29条 (異常時の措置)</p> <p>第29条 従業員は、使用施設等の安全及び運転又は第16条第1項に規定するユーティリティの供給に影響を及ぼすおそれが生じた場合、若しくは火災警報、第15条第1項に定める警報設備等並びに第Ⅰ編第34条第1項に定める放射線管理用機器のうち排気モニタ、α線用空気モニタの警報設備が作動した場合は、直ちに当直長(ただし、休日、夜間に限る。)並びに使用施設内各課長、プラント保全課長、運転課長又は放射線管理第1課長に通報しなければならない。</p> <p>2. 核燃料管理者、プラント保全課長、運転課長、放射線管理第1課長又は当直長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに原因を調査し、必要な措置を講ずるとともに、必要と認めた場合は担当部長に通報しなければならない。</p> <p>3. 当直長及び担当部長は、第1項又は前項の通報を受けた場合は、必要な措置を講ずるとともに、担当部長はプルトニウム燃料技術開発センター長に通報し、核燃料取扱主務者に通知しなければならない。</p>
<p>十五 使用施設等の施設管理に関すること(使用前検査の実施に関することを含む。)</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第15号 使用施設等の施設管理</p> <p>1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号-7(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること。</p>	<p><1.について></p> <p>第Ⅰ編第1条の2(関係箇所のみ抜粋) (基本方針)</p> <p>第1条の2</p> <p>2. 原子炉等規制法第56条の3第1項の規定に基づき、核燃料物質の使用等に関する規則(昭和32年総理府令第84号。以下「使用規則」という。)第2条の11の7第1項第1号から第4号の定めに従って、使用施設等の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理(以下「施設管理」という。)に関する方針(以下「施設管理方針」という。)、施設管理方針に従って達成すべき施設管理の目標(使用施設等及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める目標を含む。以下「施</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
		<p><u>設管理目標」という。)及び施設管理の実施に関する計画(以下「施設管理実施計画」という。)を定め、保全活動を実施する。</u></p> <p>第 I 編第12条の2 <u>(施設管理方針の策定)</u></p> <p>第 12 条の2 <u>理事長は、使用施設等が原子炉等規制法第 52 条第 1 項又は第 55 条第 1 項の許可を受けたところによるものであり、かつ、原子炉等規制法第 55 条の 2 第 2 項第 2 号の技術上の基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理方針を定めなければならない。</u></p> <p>2. <u>理事長は、定期に施設管理方針の評価を行い、必要に応じて見直しを実施しなければならない。</u></p> <p>第 I 編第12条の3 <u>(施設管理目標の策定)</u></p> <p>第 12 条の3 <u>所長は、前条の規定により定められた施設管理方針に従って達成すべき研究所の施設管理目標を定めなければならない。</u></p> <p>2. <u>所長は、定期に及び必要に応じて、研究所の施設管理目標の評価を行い、必要に応じて見直しを実施しなければならない。</u></p> <p>3. <u>統括者、放射線管理部長及び工務技術部長は、第 1 項の研究所の施設管理目標を踏まえ、達成すべき施設管理目標を定めなければならない。</u></p> <p>4. <u>統括者、放射線管理部長及び工務技術部長は、定期に及び必要に応じて、施設管理目標の評価を行い、必要に応じて見直しを実施しなければならない。</u></p> <p>第 I 編第12条の4 <u>(施設管理実施計画の策定)</u></p> <p>第 12 条の4 <u>統括者、放射線管理部長及び工務技術部長は、前条により定められた施設管理目標を達成するため、所掌する設備・機器について、次の各号の事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>施設管理の実施に関する始期及び期間に関すること。</u></p> <p>(2) <u>使用施設等の設計及び工事に関すること。</u></p> <p>(3) <u>使用施設等の巡視(使用施設等の保全のために実施するものに限る。)に関すること。</u></p> <p>(4) <u>使用施設等の点検・検査等の方法、実施頻度及び時期に関すること。</u></p> <p>(5) <u>使用施設等の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のため</u></p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
		<p><u>めの措置に関すること。</u></p> <p>(6) <u>使用施設等の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。</u></p> <p>(7) <u>前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置に関すること。</u></p> <p>(8) <u>使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</u></p> <p>2. <u>統括者、放射線管理部長及び工務技術部長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>使用施設等の工事の方法及び時期</u></p> <p>(2) <u>使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u></p> <p>3. <u>統括者、放射線管理部長及び工務技術部長は、使用施設等の操作を相当期間行わない場合その他使用施設等がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該使用施設等の状態に応じて、使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画及び特別な設備保全整理表及び検査要否整理表を定めることができる。</u></p> <p>4. <u>統括者、放射線管理部長及び工務技術部長は、前三項の施設管理実施計画、設備保全整理表及び検査要否整理表について、核燃料取扱主務者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</u></p> <p>5. <u>放射線管理部長及び工務技術部長は施設管理実施計画を策定した場合は、施設を所掌する統括者に通知しなければならない。これを変更したときも同様とする。</u></p> <p>第I編第12条の5 <u>(保全活動の実施)</u></p> <p>第12条の5 <u>核燃料管理者（環境・計画管理課長を除く。）、施設運転管理者、放射線管理部内各課長及び運転課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画、設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</u></p> <p>第I編第12条の6 <u>(保全活動の有効性評価及び改善)</u></p> <p>第12条の6 <u>統括者、放射線管理部長及び工務技術部長は、所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を年1回及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u></p> <p>第I編第12条の7</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
		<p>(施設管理に関する定期的な検査)</p> <p><u>第 12 条の 7 独立検査組織は、施設管理に関する定期的な検査を実施するに当たり、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>定期的な検査計画</u></p> <p>イ) <u>対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p>ロ) <u>検査の項目及び実施体制</u></p> <p>ハ) <u>予定期間</u></p> <p>ニ) <u>定量的な施設管理目標（重要度の高い設備・機器に限る。）</u></p> <p>(2) <u>定期的な検査要領</u></p> <p>イ) <u>対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p>ロ) <u>検査の項目及び検査場所</u></p> <p>ハ) <u>検査前条件</u></p> <p>ニ) <u>検査の確認方法及び検査手順</u></p> <p>ホ) <u>検査の判定基準</u></p> <p>2. <u>核燃料管理者（環境・計画管理課長を除く。）、施設運転管理者、放射線管理部内各課長及び運転課長は、独立検査組織の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</u></p> <p>3. <u>独立検査組織は、第 1 項の検査計画書及び検査要領書を策定した場合は、核燃料取扱主務者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、第 1 項第 1 号ハ) の予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p>4. <u>独立検査組織は、検査計画書及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主務者の確認を得なければならない。</u></p> <p>5. <u>独立検査組織は、第 3 項の同意及び前項の確認を得たときは、所掌する核燃料管理者（環境・計画管理課長を除く。）、施設運転管理者、放射線管理部内各課長又は運転課長に通知しなければならない。</u></p> <p>6. <u>核燃料管理者（環境・計画管理課長を除く。）、施設運転管理者、放射線管理部内各課長及び運転課長は、前項の通知を受けた場合は、それぞれ統括者、放射線管理部長及び工務技術部長に報告しなければならない。</u></p> <p>第 I 編第 11 条の 2 (独立検査組織)</p> <p><u>第 11 条の 2 使用施設等に係る使用前検査及び第 12 条の 4 に定める施設管理のための検査（以下「事業者検査」という。）について、使用施設等の運転・保守担当課から独立性を持たせた者による検査を行うため、環境技術開発センター及びプルトニウム燃料技術開発センターに、それぞれ独立検査組織を置く。</u></p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
	<p>2. 使用前検査の実施に関することが定められていること。 なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に検査を実施させることとしてもよい。</p>	<p>2. <u>環境技術開発センター長及びプルトニウム燃料技術開発センター長は、所掌する施設に係る独立検査組織の体制及び運営に関する事項を定めなければならない。</u></p> <p><2.について> 第Ⅱ編第21条の2 <u>(使用前検査)</u> 第21条の2 独立検査組織は、使用前検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした使用前検査計画書及び使用前検査要領書を策定しなければならない。</p> <p>(1) <u>使用前検査計画書</u> イ) <u>対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u> ロ) <u>検査の内容</u> ハ) <u>予定期間</u></p> <p>(2) <u>使用前検査要領書</u> イ) <u>対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u> ロ) <u>検査の項目及び検査場所</u> ハ) <u>検査前条件</u> ニ) <u>検査の確認方法及び検査手順</u> ホ) <u>検査の判定基準</u></p> <p>2. <u>核燃料管理者（環境・計画管理課長を除く。）、施設運転管理者、放射線管理部内各課長及び運転課長は、独立検査組織の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</u></p> <p>3. <u>独立検査組織は、第1項の使用前検査計画書及び使用前検査要領書を策定した場合は、核燃料取扱主務者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、第1項第1号ハ)の予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p>4. <u>独立検査組織は、使用前検査計画書及び使用前検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主務者の確認を得なければならない。</u></p> <p>5. <u>独立検査組織は、第3項の同意及び前項の確認を得たときは、所掌する核燃料管理者（環境・計画管理課長を除く。）、施設運転管理者、放射線管理部内各課長又は運転課長に通知しなければならない。</u></p> <p>6. <u>核燃料管理者（環境・計画管理課長を除く。）、施設運転管理者、放射線管理部内各課長及び運転課長は、前項の通知を受けた場合は、それぞれ統括者、放射線管理部長及び工務技術部長に報告しなければならない。</u></p> <p>第Ⅲ編第20条の2</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
		<p>(使用前検査)</p> <p>第20条の2 独立検査組織は、使用前検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした使用前検査計画書及び使用前検査要領書を策定しなければならない。</p> <p>(1) 使用前検査計画書</p> <p>イ) 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ) 検査の内容</p> <p>ハ) 予定期間</p> <p>(2) 使用前検査要領書</p> <p>イ) 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ) 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ) 検査前条件</p> <p>ニ) 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ) 検査の判定基準</p> <p>2. 核燃料管理者、施設運転管理者、放射線管理部内各課長及び運転課長は、独立検査組織の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>3. 独立検査組織は、第1項の使用前検査計画書及び使用前検査要領書を策定した場合は、核燃料取扱主務者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、第1項第1号ハ)の予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>4. 独立検査組織は、使用前検査計画書及び使用前検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主務者の確認を得なければならない。</p> <p>5. 独立検査組織は、第3項の同意及び前項の確認を得たときは、所掌する核燃料管理者、施設運転管理者、放射線管理部内各課長又は運転課長に通知しなければならない。</p> <p>6. 核燃料管理者、施設運転管理者、放射線管理部内各課長及び運転課長は、前項の通知を受けた場合は、それぞれ統括者、放射線管理部長及び工務技術部長に報告しなければならない。</p> <p>第I編第11条の3</p> <p>(事業者検査の独立性の確保)</p> <p>第11条の3 第4条第1項に掲げる各職位は、独立検査組織の運営に不当な圧力や影響を与えてはならない。</p> <p>2. 独立検査に関係する者は、公衆及び放射線業務従事者の安全並びに機構の使命を念頭に、法令や社会との約束を遵守し、与えられた職務の範囲内で誠実に業務を履行しなければならない。</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
<p>十六 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の使用者との共有に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第16号 技術情報の共有 1. メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の使用者等と共有し、自らの使用施設等の保安を向上させるための措置が記載されていること。</p>	<p><1.について> 第I編第12条（関係箇所のみ抜粋） 7.4.1 調達プロセス <u>(6) 所長、統括者又は各部長は、調達製品等の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の使用者と共有する場合に必要な処置に関する方法を研究所の調達に関する管理要領に定める。</u> 8.5.3 未然防止処置 <u>安全・核セキュリティ統括部長、所長、統括者及び各部長は、他の原子力施設等から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、研究所は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領書」及び「水平展開実施要領」に定め、次の事項を管理する。</u> <u>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、統括者、各部長及び各課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見（核燃料物質等の使用等に係る技術情報を含む。）を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。</u> <u>この活用には、得られた知見や技術情報を他の原子力施設等と共有することも含む。</u> <u>a) 起こり得る不適合及びその原因についての調査</u> <u>b) 未然防止処置の必要性の評価</u> <u>c) 必要な処置の決定及び実施</u> <u>d) とった未然防止処置の有効性のレビュー</u> <u>(2) 全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する（4.2.4参照）。</u></p>
<p>十七 不適合（品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第二十号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第17号 不適合発生時の情報の公開 1. 使用施設等の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。 2. 情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要な事項が定められていること。</p>	<p><1.～2.について> 第I編第12条（関係箇所のみ抜粋） 8.3 不適合管理 <u>安全・核セキュリティ統括部長、所長、統括者又は各部長は、不適合の処理に関する管理の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、研究所は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領書」に定め、次の事項を管理する。</u> <u>(5) 所長は、使用施設等の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含</u></p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
		<p>む不適合をその内容に応じて、不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。</p> <p>(6) <u>安全・核セキュリティ統括部長は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</u></p>
<p>十八 その他使用施設等に係る保安に関し必要な事項</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第18号 その他必要な事項</p> <p>1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、使用施設等に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</p>	<p><1.について></p> <p>第I編第12条（関係箇所のみ抜粋）</p> <p><u>8. 評価及び改善</u></p> <p><u>8.1 一般</u></p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、統括者、各部長及び各課長は、次の事項のために必要となる監視測定、分析、評価及び改善のプロセスを8.2から8.5に従って計画し、実施する。なお、改善のプロセスには、関係する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。</u></p> <p>a) <u>業務に対する要求事項への適合を実証する。</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</u></p> <p>c) <u>品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</u></p> <p>(2) <u>監視測定の結果は、必要な際に、要員が利用できるようにする。</u></p> <p><u>8.2 監視及び測定</u></p> <p><u>8.2.1 組織の外部の者の意見</u></p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、統括者、各部長及び各課長は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力の安全を確保しているかどうかに関して組織の外部の者がどのように受け止めているかについての情報を外部コミュニケーション（7.2.3参照）により入手し、監視する。</u></p> <p>(2) <u>この情報は、分析し、マネジメントレビュー等による改善のための情報に反映する。</u></p> <p><u>8.2.2 内部監査</u></p> <p>(1) <u>理事長は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを確認するため、毎年度1回以上、内部監査の対象業務に関与しない要員により、統括監査の職に内部監査を実施させる。</u></p> <p>a) <u>4.2.2において定める品質マネジメント計画書</u></p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
		<p>b) 実効性のある実施及び実効性の維持</p> <p>(2) 理事長は、内部監査の判定基準、監査対象、頻度、方法及び責任を定める。</p> <p>(3) 理事長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセス、その他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定するとともに、内部監査に関する基本計画を策定し、実施させることにより、内部監査の実効性を維持する。また、統括監査の職は、前述の基本計画を受けて実施計画を策定し内部監査を行う。</p> <p>(4) 統括監査の職は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施において、客観性及び公平性を確保する。</p> <p>(5) 統括監査の職は、内部監査員に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</p> <p>(6) 理事長は、監査に関する計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに監査に係る要求事項を「原子力安全監査実施要領」に定める。</p> <p>(7) 統括監査の職は、理事長に監査結果を報告し、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</p> <p>(8) 内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者は、前項において不適合が発見された場合には、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じるとともに、当該措置の検証を行い、それらの結果を統括監査の職に報告する。</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 理事長、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、統括者、各部長及び各課長は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を行う。</p> <p>この監視及び測定の対象には機器等及び保安活動に係る不適合についての強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には、次の事項を定める。</p> <p>a) 監視及び測定の時期</p> <p>b) 監視及び測定の結果の分析及び評価の方法</p> <p>(2) これらの実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>(3) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</p> <p>(4) 所長、統括者、各部長及び各課長は、プロセスの監視及び測定の実況について情報を共有し、その結果に応じて、保安活動の改善のために必要な処置を行う。</p> <p>(5) 計画どおりの結果が達成できない又は達成できないおそれがある</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
		<p>場合には、当該プロセスの問題を特定し、適切に、修正及び是正処置を行う。</p> <p>8.2.4 検査及び試験</p> <p>環境・計画管理課長及び品質保証課長は、事業者検査責任者として、事業者検査を行う。また、統括者は、試験・検査の管理要領を定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 検査責任者は、使用施設等の要求事項が満たされていることを検証するために、個別業務の計画（7.1 参照）に従って、適切な段階で事業者検査を実施する。</p> <p>(2) 検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠となる事業者検査の結果に係る記録を作成し、管理する（4.2.4 参照）。</p> <p>(3) 記録には、リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人を明記する。</p> <p>(4) 個別業務の計画で決めた検査及び試験が支障なく完了するまでは、当該機器等や使用施設等を運転、使用しない。ただし、当該の権限をもつ者が、個別業務の計画に定める手順により承認する場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 検査責任者は、保安活動の重要度に応じて、事業者検査の中立性及び信頼性が損なわれないよう検査する要員の独立性を確保する。</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>安全・核セキュリティ統括部長、所長、統括者又は各部長は、不適合の処理に関する管理の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、研究所は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領書」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、統括者、各部長及び各課長は、業務・使用施設等に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、統括者、各部長及び各課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</p> <p>a) 不適合を除去するための処置を行う。</p> <p>b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース（次工程への引渡し）又は合格と判定することを正式に許可する。</p> <p>c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</p> <p>d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
		<p><u>処置をとる。</u></p> <p>(3) <u>不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</u></p> <p>(4) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、統括者、各部長及び各課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する（4.2.4参照）。</u></p> <p>(5) <u>所長は、使用施設等の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。</u></p> <p>(6) <u>安全・核セキュリティ統括部長は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</u></p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、統括者、各部長及び各課長は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の必要性を評価するために、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の不適合管理等の情報源からのデータを含める。</u></p> <p>(2) <u>前項のデータの分析及びこれらに基づく評価を行い、次の事項に関連する改善のための情報を得る。</u></p> <p>a) <u>機構の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析より得られる知見（8.2.1参照）</u></p> <p>b) <u>業務・使用施設等に対する要求事項への適合性（8.2.3及び8.2.4参照）</u></p> <p>c) <u>是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び使用施設等の特性及び傾向（8.2.3及び8.2.4参照）</u></p> <p>d) <u>供給者の能力（7.4参照）</u></p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p><u>理事長、管理責任者、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、統括者、各部長及び各課長は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために継続的に改善する。</u></p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p><u>安全・核セキュリティ統括部長、所長、統括者及び各部長は、不適合等の是正処置の手順（根本的な原因を究明するための分析に関する手順</u></p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
		<p>を含む。) に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、研究所は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領書」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、統括者、各部長及び各課長は、検出された不適合及びその他の事象(以下「不適合等」という。)の再発防止のため、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、不適合等の原因を除去する是正処置を行う。</p> <p>(2) 是正処置の必要性の評価及び実施について、次に掲げる手順により行う。</p> <p>a) 不適合等のレビュー及び分析</p> <p>b) 不適合等の原因(関連する要因を含む。)の特定</p> <p>c) 類似の不適合等の有無又は当該不適合等が発生する可能性の明確化</p> <p>d) 必要な処置の決定及び実施</p> <p>e) とった是正処置の有効性のレビュー</p> <p>(3) 必要に応じ、次の事項を考慮する。</p> <p>a) 計画において決定した保安活動の改善のために実施した処置の変更</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの変更</p> <p>(4) 原子力の安全に及ぼす影響が大きい不適合に関しては、根本的な原因を究明するための分析に関する手順に従い、分析を実施する。</p> <p>(5) 全ての是正処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</p> <p>(6) 保安に係る組織は、前項までの不適合等の是正処置の手順(根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。)を定め、これを管理する。</p> <p>(7) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、統括者、各部長及び各課長は、複数の不適合等の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分析を行い、その結果から共通する原因が認められた場合、適切な処置を行う。</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>安全・核セキュリティ統括部長、所長、統括者及び各部長は、他の原子力施設等から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、研究所は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領書」及び「水平展開実施要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、統括者、各部長及び各課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見(核燃料物質等の使用等に係る技術情報を含む。)を収集</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	サイクル研使用施設保安規定改定版
	<p>2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止を図るものとして定められていること。</p>	<p><u>し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。</u> <u>この活用には、得られた知見や技術情報を他の原子力施設等と共有することも含む。</u></p> <p>a) <u>起こり得る不適合及びその原因についての調査</u> b) <u>未然防止処置の必要性の評価</u> c) <u>必要な処置の決定及び実施</u> d) <u>とった未然防止処置の有効性のレビュー</u></p> <p>(2) <u>全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4 参照)。</u></p> <p><2.について> 第I編第1条 (目的) 第1条 この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第57条第1項の規定に基づき、<u>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)</u><u>核燃料サイクル工学研究所(以下「研究所」という。)</u><u>における核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)</u>の使用、貯蔵、廃棄及び運搬(以下「使用等」という。)に係る保安について定め、もってこれに関する災害の防止を図ることを目的とする。</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表（北地区・使用施設）

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
<p>(保安規定)</p> <p>第二条の十二 法第五十七条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第1号</p> <p>関係法令及び保安規定の遵守のための体制</p> <p>1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p> <p>2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	<p>【第1編 総則】</p> <p>第1章 通則 （遵守義務）</p> <p>第4条 職員等は、使用施設等に関する保安活動を行う場合は、この規定を遵守する。</p> <p>2 第5条の2に掲げる各職位は、職員等以外の者に使用施設等に関し、所掌する保安活動において、この規定を遵守させる。</p> <p>第3章 品質マネジメント計画 （品質マネジメント計画）</p> <p>第13条 <u>使用施設等に関する保安活動を適切に実施するため、核燃料物質の使用の許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</u></p> <p>5. <u>経営者等の責任</u></p> <p>5.1 <u>経営者の関与</u></p> <p><u>理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムの構築、実施及びその有効性を継続的に改善していることを実証するために、次の事項を行う。</u></p> <p>a) <u>品質方針を設定する。</u></p> <p>b) <u>品質目標が設定されていることを確実にする。</u></p> <p>c) <u>要員が、健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整える。</u></p> <p>d) <u>マネジメントレビューを実施する。</u></p> <p>e) <u>資源が使用できることを確実にする。</u></p> <p>f) <u>関係法令・規制要求事項を遵守すること及び原子力の安全を確保することの重要性を、組織内に周知する。</u></p> <p>g) <u>保安活動に関して、担当する業務について理解し、遂行する責任を持つことを要員に認識させる。</u></p> <p>h) <u>全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</u></p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
		<p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) <u>理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括部長、大洗研究所においては大洗研究所担当理事を管理責任者とする。</u></p> <p>(2) <u>管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をもつ。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。</u></p> <p>c) <u>組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。</u></p> <p>d) <u>関係法令を遵守する。</u></p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) <u>理事長は、5.5.1項に定める管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</u></p> <p>a) <u>業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</u></p> <p>b) <u>業務に従事する要員の、業務・使用施設等に対する要求事項についての認識を高める。</u></p> <p>c) <u>成果を含む業務の実施状況について評価する。</u></p> <p>d) <u>健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。</u></p> <p>e) <u>関係法令を遵守する。</u></p> <p>(2) <u>管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</u></p> <p>a) <u>品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</u></p> <p>b) <u>要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。</u></p> <p>c) <u>原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</u></p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
		<p>d) <u>要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に使用施設等の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</u></p> <p>e) <u>要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。</u></p> <p>(3) <u>管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上（年度末及び必要に応じて）、自己評価（安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。）を実施する。</u></p>
<p>二 品質マネジメントシステムに関すること（品質管理規則第四条第四号に規定する手順書等（以下単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第2号 品質マネジメントシステム</p> <p>1. <u>品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第52条第1項又は第55条第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。</u></p> <p>2. <u>具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成・維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、使用施設等の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</u></p> <p>3. <u>その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</u></p>	<p>第3章 品質マネジメント計画 （品質マネジメント計画）</p> <p>第13条 <u>使用施設等に関する保安活動を適切に実施するため、核燃料物質の使用の許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</u></p> <p>1. <u>目的</u> <u>本品質マネジメント計画は、使用施設等における保安活動に関して、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）に従って、使用施設等の安全の確保・維持・向上を図るための保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</u></p> <p>2. <u>適用範囲</u></p> <p>3. <u>定義</u></p> <p>4. <u>品質マネジメントシステム</u></p> <p>4.1 <u>一般要求事項</u></p> <p>4.2 <u>文書化に関する要求事項</u></p> <p>4.2.1 <u>一般</u></p> <p>4.2.2 <u>品質マニュアル</u></p> <p>4.2.3 <u>文書管理</u></p> <p>4.2.4 <u>記録の管理</u></p> <p>5. <u>経営者等の責任</u></p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
	<p>4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p> <p>5. 内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることとしてもよい。</p>	<p>5.1 <u>経営者の関与</u></p> <p>5.2 <u>原子力の安全の重視</u></p> <p>5.3 <u>品質方針</u></p> <p>5.4 <u>計画</u></p> <p>5.4.1 <u>品質目標</u></p> <p>5.4.2 <u>品質マネジメントシステムの計画</u></p> <p>5.5 <u>責任、権限及びコミュニケーション</u></p> <p>5.5.1 <u>責任及び権限</u></p> <p>5.5.2 <u>管理責任者</u></p> <p>5.5.3 <u>管理者</u></p> <p>5.5.4 <u>内部コミュニケーション</u></p> <p>5.6 <u>マネジメントレビュー</u></p> <p>5.6.1 <u>一般</u></p> <p>5.6.2 <u>マネジメントレビューへのインプット</u></p> <p>5.6.3 <u>マネジメントレビューからのアウトプット</u></p> <p>6. <u>資源の運用管理</u></p> <p>6.1 <u>資源の確保</u></p> <p>6.2 <u>人的資源</u></p> <p>6.2.1 <u>一般</u></p> <p>6.2.2 <u>力量、教育・訓練及び認識</u></p> <p>6.3 <u>インフラストラクチャ</u></p> <p>6.4 <u>作業環境</u></p> <p>7. <u>業務の計画及び実施</u></p> <p>7.1 <u>業務の計画</u></p> <p>7.2 <u>業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス</u></p> <p>7.2.1 <u>業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化</u></p> <p>7.2.2 <u>業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー</u></p> <p>7.2.3 <u>外部とのコミュニケーション</u></p> <p>7.3 <u>設計・開発</u></p> <p>7.3.1 <u>設計・開発の計画</u></p> <p>7.3.2 <u>設計・開発へのインプット</u></p> <p>7.3.3 <u>設計・開発からのアウトプット</u></p> <p>7.3.4 <u>設計・開発のレビュー</u></p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
		<p>7.3.5 設計・開発の検証</p> <p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>7.3.7 設計・開発の変更管理</p> <p>7.4 調達</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>7.4.2 調達要求事項</p> <p>7.4.3 調達製品等の検証</p> <p>7.5 業務の実施</p> <p>7.5.1 個別業務の管理</p> <p>7.5.2 個別業務に関するプロセスの妥当性確認</p> <p>7.5.3 識別管理及びトレーサビリティ</p> <p>7.5.4 組織外の所有物</p> <p>7.5.5 調達製品の保存</p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理</p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 一般</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>8.2.4 検査及び試験</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p>
<p>三 使用施設等の管理を行う者の職務及び組織に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第3号</p> <p>使用施設等の管理を行う者の職務及び組織</p> <p>1. 使用施設等に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p> <p>ここで、使用者については、加工事業者や再処理事業者のように、核燃料物質の取扱いに関して保安の監督を行わせ</p>	<p>【第1編 総則】</p> <p>第2章 管理体制</p> <p>第1節 組織及び職務 (組織)</p> <p>第5条 大洗研究所の使用施設等の保安に関する組織は、<u>別図第1</u>のとおりとする。</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
	<p>る責任者として、核燃料取扱主任者免状を有する者を選任する義務は課せられていない。</p> <p>しかしながら、令第41条が、周辺監視区域外における一般公衆の放射線被ばくの観点から核燃料物質の数量及び組成を規定したものであることに鑑みれば、同条に定める核燃料物質の使用者においては、自らの保安活動をより確実に遂行していくため、核燃料物質の取扱いに関して指導・助言を行うに足りる知識及び経験等を有する者を保安の監督に関する責任者に選任すること並びにその職務及び責任範囲が保安規定に明記されていることが望ましい。これを踏まえ、以下の事項が明記されていること。</p> <p>(1) 保安の監督に関する責任者の選任及び配置に関すること。</p> <p>ここで、保安の監督に関する責任者は、組織の長（代表者、工場長又は事業所の長等）が、使用施設等の構造、核燃料物質の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者の中から選任すること及び当該責任者は、その職務の重要性から、工場又は事業所の長等に対し、意見具申できる立場に配置することが明記されていること。</p> <p>(2) 保安の監督に関する責任者の職務に関すること。</p> <p>ここで、職務については、以下の事項が明記されていること。</p> <p>① 組織の長（代表者、工場長又は事業所の長等）に対し、意見具申等を行うこと。</p> <p>② 使用施設等の使用又は管理に従事する者に対して、指導・助言を行うこと。</p> <p>③ 保安教育の実施計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>④ 各種マニュアルの制定、改廃に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>⑤ 使用計画、保全計画等の保安上重要な計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。</p>	<p>2 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、理事長、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長及び中央安全審査・品質保証委員会をいう。</p> <p>（職務）</p> <p>第5条の2 使用施設等の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、使用施設等に関する保安活動を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、使用施設等の品質マネジメント活動に係る内部監査の業務を行う。</p> <p>(3) 管理責任者は、<u>第13条の「5.5.2 管理責任者」に定める業務を行う。</u></p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長は、使用施設等の本部の品質マネジメント活動に係る業務、それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(5) <u>契約部長は、本部における使用施設等の保安に係る調達業務を行う。</u></p> <p>(6) 大洗研究所担当理事は、理事長を補佐し、大洗研究所における使用施設等に関する保安活動を統理する。</p> <p>(7) 大洗研究所長（以下「所長」という。）は、大洗研究所における使用施設等に関する保安活動を統括する。</p> <p>(8) <u>原子力施設検査室長は、第12条の2に定める独立検査組織の検査責任者として、事業者検査に関する業務を行う。</u></p> <p>《途中省略》</p> <p>(12) 保安管理部長は、次号から第16号までに掲げる保安活動を統括するとともに、第32条第3項に規定する業務を行う。また、センター長、放射線管理部長、燃料材料開発部長、材料試験炉部長、高温工学試験研究炉部長及び環境保全部長に対し、<u>品質マネジメント活動及び保安活動に関する指示又は助言を行うことができる。</u></p> <p>(13) 安全対策課長は、大洗研究所における<u>安全文化の育成・維持活動及び関係法令等の遵守活動並びに保安教育の庶務に関する業務を行う。</u></p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
	<p>⑥ 保安規定に係る記録の確認を行うこと。</p> <p>⑦ 法令に基づく報告について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>(3) 保安の監督に関する責任者の意見等の尊重</p> <p>① 組織の長（代表者、工場長又は事業所の長等）は、保安の監督に関する責任者の意見具申等を尊重すること。</p> <p>② 使用施設等の使用等又は管理に従事する者は、保安の監督に関する責任者の指導・助言を尊重すること。</p> <p>(4) 保安の監督に関する責任者を補佐する組織</p> <p>核燃料物質の使用等を行う工場又は事業所の組織規模、一工場又は事業所あたりに複数の使用施設等が存在する等の場合には、保安の監督に関する責任者の補佐組織を設けることが望ましい。この場合、補佐組織が他の職務を兼務するときには、当該組織による補佐業務が影響を受けないよう指揮命令系統が明記されていること。</p> <p>(5) 保安の監督に関する責任者の代行者の選任及び配置</p> <p>核燃料物質の使用等を行う工場又は事業所の組織規模、一工場又は事業所あたりに複数の使用施設等が存在する等の場合には、十分な保安監督業務を行う観点から、保安の監督に関する責任者の代行者をあらかじめ選任し、配置しておくことが望ましい。この場合、保安の監督に関する代行者の選任及び配置については、(1)と同様の事項が明記されていること。</p>	<p>(14) 施設安全課長は、大洗研究所における品質マネジメント活動の庶務に関する業務及び使用施設等安全審査委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(15) 危機管理課長は、非常の場合に講ずべき処置に関する整備及び支援に関する業務、並びに総合的な訓練に関する業務を行う。</p> <p>《途中省略》</p> <p>(20) 管理部長は、調達課長が行う業務を統括する。</p> <p>(21) 調達課長は、大洗研究所における使用施設等の保安に係る調達業務を行う。</p> <p>《以下省略》</p> <p>第2節 核燃料取扱主務者 （核燃料取扱主務者の選任）</p> <p>第6条《省略》 （核燃料取扱主務者の職務）</p> <p>第6条の2《省略》 （意見の尊重等）</p> <p>第6条の3《省略》</p> <p>第3節 委員会 （中央安全審査・品質保証委員会）</p> <p>第7条《省略》 （使用施設等安全審査委員会の設置及び構成）</p> <p>第7条の2《省略》 （使用施設等安全審査委員会の審議事項）</p> <p>第8条《省略》 （品質保証推進委員会の設置及び構成）</p> <p>第9条《省略》 （品質保証推進委員会の審議事項）</p> <p>第10条《省略》 （JMTRキャプセル等審査委員会の設置及び構成）</p> <p>第11条《省略》 （JMTRキャプセル等審査委員会の審議事項）</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
		<p>第12条《省略》</p> <p><u>第4節 独立検査組織</u> <u>(独立検査組織の設置)</u></p> <p><u>第12条の2 使用施設等の運転・保守担当課から独立性を持たせた者による事業者検査を行うために、大洗研究所に独立検査組織を設置する。</u></p> <p><u>(事業者検査の独立性の確保)</u></p> <p><u>第12条の3 所長並びに使用施設等の運転・保守担当課及びその上司(部長等)は、独立検査組織の運営に不当な圧力や影響を与えてはならない。</u></p> <p>第3章 品質マネジメント計画</p> <p>8.2.4 検査及び試験</p> <p><u>所長又は自主検査及び試験を行う部長は、検査・試験の管理要領を定め、次の事項を管理する。</u></p> <p><u>(1) 部長及び課長は、使用施設等の要求事項が満たされていることを検証するために、個別業務の計画(7.1項参照)に従って、適切な段階で事業者検査又は自主検査等を実施する。</u></p> <p><u>(2) 検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠となる事業者検査又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。</u></p> <p><u>(3) 記録には、リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した人を明記する。</u></p> <p><u>(4) 個別業務の計画で決めた検査及び試験が支障なく完了するまでは、当該機器等や使用施設等を運転、使用しない。ただし、当該の権限をもつ者が、個別業務の計画に定める手順により承認する場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(5) 原子力施設検査室長は、保安活動の重要度に応じて、事業者検査の中立性及び信頼性が損なわれないよう検査する要員の独立性を確保する。</u></p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
		<p align="center"><u>また、自主検査及び試験を行う部長及び課長は、自主検査等の検査及び試験要員の独立性について、これを準用する。</u></p>
<p>四 使用施設等の操作及び管理を行う者に対する保安教育に関することであって次に掲げるもの</p> <p>イ 保安教育の実施方針(実施計画の策定を含む。)に関すること。</p> <p>ロ 保安教育の内容に関することであって次に掲げるもの</p> <p>(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>(2) 使用施設等の構造、性能及び操作に関すること。</p> <p>(3) 放射線管理に関すること。</p> <p>(4) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。</p> <p>(5) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>ハ その他使用施設等に係る保安教育に関し必要な事項</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第4号</p> <p>保安教育</p> <p>1. 使用施設等の管理を行う者(役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。)について、保安教育実施方針が定められていること。</p> <p>2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p> <p>4. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。</p>	<p>【第1編 総則】</p> <p>第4章 保安教育訓練 (保安教育等)</p> <p>第22条《省略》</p> <p>別表第6 使用施設等に関する保安活動を行う者の保安教育(第22条関係)</p> <p>別表第8 放射線業務従事者指定教育(第22条関係)</p> <p>別表第8の2 緊急作業従事者選定教育(第22条関係)</p> <p>第3章 品質マネジメント計画</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p><u>(1) 所長及び部長は、要員の力量を確保するために、教育・訓練に関する管理要領を定め、保安活動の重要度に応じて、次の事項を確実に実施する。</u></p> <p>a) <u>保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</u></p> <p>b) <u>必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。</u></p> <p>c) <u>教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。</u></p> <p>d) <u>要員が、品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識及び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にする。</u></p> <p>e) <u>要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。</u></p> <p>《以下省略》</p>
<p>五 使用施設等の操作に関することであって、次に掲げるもの。</p> <p>イ 使用施設等の操作を行う体制の整備に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第5号</p> <p>使用施設等の操作</p> <p>1. 核燃料物質の使用等に必要な従業員の確保について定められていること。</p> <p>2. 使用施設等の管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。</p>	<p>【第1編 総則】</p> <p>第3章 品質マネジメント計画</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p><u>品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。</u></p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
	(つづく)	<p>また、別表第4に原子炉施設に係る品質マネジメントシステム文書体系を示す。</p> <p>(1) <u>品質方針及び品質目標</u></p> <p>(2) <u>品質マニュアル（一次文書）</u></p> <p style="padding-left: 2em;">本品質マネジメント計画 大洗研究所原子炉施設等品質マネジメント計画書（以下「施設品質マネジメント計画書」という。）</p> <p>(3) <u>この規定が要求する手順及び組織が必要と判断した規則等の文書（二次文書）及び記録</u></p> <p>(4) <u>組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、二次文書以外に組織が必要と判断した指示書、図面等を含む文書（三次文書）及び記録</u></p> <p>【第4編 廃棄物移送設備の管理】</p> <p>第1章 通則 （要員の配置）</p> <p>第2条《省略》 （手引の作成）</p> <p>第4条《省略》</p> <p>【第5編 JMTRの管理】</p> <p>第1章 通則 （要員の配置）</p> <p>第2条《省略》 （手引の作成）</p> <p>第3条《省略》</p> <p>【第6編 ホットラボの管理】</p> <p>第1章 通則 （要員の配置）</p> <p>第1条《省略》 （手引の作成）</p> <p>第2条《省略》</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
		<p>【第7編 燃料研究棟の管理】</p> <p>第1章 通則 (要員の配置)</p> <p>第1条《省略》 (手引の作成)</p> <p>第2条《省略》</p> <p>【第8編 H T T Rの管理】</p> <p>第1章 通則 (要員の配置)</p> <p>第2条《省略》 (手引の作成)</p> <p>第3条《省略》</p>
<p>ロ 使用施設等の操作に当たって確認すべき事項及び操作に必要な事項</p> <p>ハ 異状があった場合の措置に関すること(第十二号に掲げるものを除く。)</p>	<p>(つづき)</p> <p>3. 核燃料物質の臨界管理について定められていること。</p> <p>4. 従業員の引継時に実施すべき事項について定められていること。</p> <p>5. 核燃料物質等の使用前及び使用後に確認すべき取扱いに必要な事項について定められていること。</p> <p>6. 地震・火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。</p>	<p>【第5編 J M T Rの管理】</p> <p>第1章 通則 (年間使用計画)</p> <p>第4条《省略》 (使用実施計画)</p> <p>第5条《省略》 (臨界管理)</p> <p>第6条《省略》</p> <p>第2章 使用の管理</p> <p>第1節 使用上の制限 (使用上の制限)</p> <p>第7条《省略》</p> <p>第2節 使用上の条件 (照射設備の警報の作動条件)</p> <p>第8条《省略》 (負圧の維持)</p> <p>第9条《省略》</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
		<p>(カナル等の水位の維持) 第10条《省略》 (カナル等の水質の維持) 第11条《省略》</p> <p>第3節 作業上の確認 (重要な設備等の操作) 第12条《省略》 (使用開始前点検) 第13条《省略》 (巡視) 第14条《省略》 (使用停止後点検) 第15条《省略》</p> <p>第5章キャプセル等の管理 (キャプセル等の製作) 第23条《省略》 (キャプセル等の検査) 第24条《省略》 (キャプセル等の挿入及び取出し) 第25条《省略》 (照射済のキャプセル等の引渡し) 第26条《省略》 (キャプセル等の所在管理) 第27条《省略》</p> <p>第6章 異常時の措置 第1節 警報が作動した場合の措置 (警報が作動した場合の措置) 第28条《省略》 (負圧の維持ができなくなった場合の措置) 第29条《省略》</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
		<p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置 (巡視及び点検等において異常を認めた場合の措置) 第30条《省略》</p> <p>第3節 キャプセル等の異常を認めた場合の措置 (キャプセル等の点検等において異常を認めた場合の措置) 第31条《省略》</p> <p>【第6編 ホットラボの管理】</p> <p>第1章 通則 (年間使用計画) 第3条《省略》 (使用実施計画) 第4条《省略》</p> <p>第2章 使用の管理</p> <p>第1節 使用上の制限 (使用施設の使用上の制限) 第6条《省略》</p> <p>第2節 使用上の条件 (安全装置及び警報装置の作動条件) 第7条《省略》 (負圧の維持) 第8条《省略》</p> <p>第3節 作業上の確認 (重要な設備等の操作) 第9条《省略》 (作業開始前及び終了後の措置) 第10条《省略》 (作業中の設備等の監視) 第11条《省略》</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
		<p>第4章 核燃料物質の管理 (臨界管理) 第19条《省略》</p> <p>第5章 異常時の措置 第1節 警報装置が作動した場合の措置 (警報装置が作動した場合の措置) 第20条《省略》 第2節 巡視において異常を認めた場合の措置 (巡視において異常を認めた場合の措置) 第21条《省略》</p> <p>【第7編 燃料研究棟の管理】 第1章 通則 (年間使用計画) 第3条《省略》 (使用実施計画) 第4条《省略》</p> <p>第2章 使用の管理 第1節 使用上の制限 (使用施設の使用上の制限) 第6条《省略》 (フード及び108号室の保安措置) 第6条の2《省略》 (貯蔵容器開封点検に係る施設外への搬出前点検) 第6条の3《省略》</p> <p>第2節 使用上の条件 (安全装置及び警報装置の作動条件) 第7条《省略》 (負圧の維持)</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
		<p>第8条《省略》</p> <p>第3節 作業上の確認 (重要な設備等の操作)</p> <p>第9条《省略》 (表示)</p> <p>第10条《省略》 (作業開始前及び終了後の措置)</p> <p>第11条《省略》 (作業中の設備等の監視)</p> <p>第12条《省略》</p> <p>第4章 核燃料物質の管理 (臨界管理)</p> <p>第20条《省略》</p> <p>第5章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報装置が作動した場合の措置 (警報装置が作動した場合の措置)</p> <p>第21条《省略》</p> <p>第2節 巡視、点検等において異常を認めた場合の措置 (巡視、点検等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第22条《省略》</p> <p>【第8編 H T T Rの管理】</p> <p>第1章 通則 (年間使用計画)</p> <p>第4条《省略》 (使用実施計画)</p> <p>第5条《省略》 (臨界管理)</p> <p>第6条《省略》</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
		<p>第2章 使用の管理</p> <p>第1節 使用上の制限 (負圧の条件)</p> <p>第7条《省略》 (貯水プールの水位)</p> <p>第8条《省略》</p> <p>第2節 作業上の確認 (重要な設備等の運転)</p> <p>第9条《省略》 (取扱作業開始前点検)</p> <p>第10条《省略》 (巡視)</p> <p>第11条《省略》 (取扱作業終了後点検)</p> <p>第12条《省略》</p> <p>第5章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報が作動した場合の措置 (警報が作動した場合の措置)</p> <p>第20条《省略》 (負圧の維持に異常を生じた場合の措置)</p> <p>第21条《省略》</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置 (巡視及び点検等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第22条《省略》</p>
<p>六 管理区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第6号 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等</p> <p>1. 管理区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること。</p> <p>2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びこれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。</p>	<p>【第1編 総則】</p> <p>第6章職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理 (職員等以外の者に対する保安措置)</p> <p>第31条《省略》 (職員等以外の者に対する放射線管理)</p> <p>第32条《省略》</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
	<p>3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。</p> <p>5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</p> <p>7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。</p> <p>8. 周辺監視区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること。</p> <p>9. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</p>	<p>【第2編 放射線管理】</p> <p>第1章 管理区域等の管理</p> <p>第1節 管理区域等 (区域管理)</p> <p>第1条《省略》 (管理区域)</p> <p>第2条《省略》 (管理区域の一時解除)</p> <p>第3条《省略》 (一時管理区域)</p> <p>第4条《省略》 (立入制限区域)</p> <p>第5条《省略》 (周辺監視区域)</p> <p>第6条《省略》 (管理区域等の表示)</p> <p>第7条《省略》</p> <p>第2節 管理区域等の出入管理 (管理区域に立ち入る者の区分)</p> <p>第8条《省略》 (放射線業務従事者の指定及び解除)</p> <p>第9条《省略》 (管理区域の出入り管理)</p> <p>第10条《省略》 (立入制限区域への立入り)</p> <p>第11条《省略》 (低レベル区域に係る出入り管理)</p> <p>第12条《省略》 (周辺監視区域への立入り制限)</p> <p>第13条《省略》 (管理区域外への物品の持ち出し)</p> <p>第15条《省略》</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
		<p>【第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理】</p> <p>第1章 核燃料物質等の運搬 (周辺監視区域内運搬に係る措置)</p> <p>第1条《省略》 (周辺監視区域外運搬に係る措置)</p> <p>第2条《省略》</p>
<p>七 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第7号</p> <p>排気監視設備及び排水監視設備</p> <p>1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能維持の方法並びにその使用方法が定められていること。</p> <p>2. これらの設備の機能維持の方法については、施設全体での管理方法の一部として、第15号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体での管理方法の一部として、第9号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>第9号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項及び第15号における施設管理に関する事項として記載</p>
<p>八 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第8号</p> <p>線量、線量当量、汚染の除去等</p> <p>1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。</p> <p>2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。</p> <p>3. 使用規則第2条の11の4第1号ハに基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</p>	<p>【第2編 放射線管理】</p> <p>第1章 管理区域等の管理</p> <p>第2節 管理区域等の出入管理 (低レベル区域に係る出入り管理)</p> <p>第12条《省略》</p> <p>第3節 管理区域内の作業及び作業管理等 (放射線作業計画)</p> <p>第16条 放射線業務従事者の作業に係る放射線管理は、その者の所属する課長が行う。</p> <p>2 課長は、放射線作業を行うときは、<u>線量が合理的に達成できる限り低くなるよう、当該作業に係る次の各号に掲げる事項を検討し、保安の措置を講ずる。</u></p> <p>(1) 作業場所及び作業期間</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
	<p>4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。</p> <p>5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。</p> <p>6. 核燃料物質等（核燃料物質及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所外への運搬に関する行為（工場又は事業所外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第10号又は第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分等を明確にするため、第11号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として定められていること。なお、放射性廃棄物との仕分等を明確にするため、第11号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。</p>	<p>(2) 作業の内容</p> <p>(3) 必要とする個人線量計及び防護具の着用</p> <p>(4) 線量を低くするための措置</p> <p>(5) 作業に伴う線量</p> <p>3 課長は、前項の放射線作業を行うときは、あらかじめ、作業場所及び作業期間について、管理区域管理者の同意を得る。</p> <p>（放射線作業の実施）</p> <p>第17条《省略》 （線量当量率等の測定）</p> <p>第18条《省略》 （測定に異常を認めた場合の措置）</p> <p>第19条《省略》 （放射線業務従事者等の測定に異常を認めた場合の措置）</p> <p>第19条の2《省略》 （機器、保護衣等の汚染の除去）</p> <p>第20条《省略》</p> <p>第2章 被ばく管理</p> <p>第1節 被ばくの防止 （線量限度）</p> <p>第21条《省略》 （緊急作業上の被ばく管理）</p> <p>第22条《省略》</p> <p>第2節 線量の評価 （外部被ばくによる線量の評価）</p> <p>第23条《省略》 （内部被ばくによる線量の評価）</p> <p>第24条《省略》 （評価に異常を認めた場合の措置）</p> <p>第25条《省略》 （個人線量の通知）</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
		<p>第26条《省略》</p> <p>第3節 被ばくに対する措置 (被ばく原因の調査)</p> <p>第27条《省略》 (管理区域内作業の制限)</p> <p>第28条《省略》</p>
<p>九 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第9号 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法</p> <p>1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。</p> <p>2. 放射線測定器の機能維持の方法については、施設全体での管理方法の一部等として、第15号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>【第2編 放射線管理】</p> <p>第4章 放射線管理設備等の管理 (放射線測定機器の管理)</p> <p>第32条 放射線管理第2課長は、第5編第33条、第6編第23条、第7編第24条及び第8編第24条に規定する放射線測定機器を備えつける。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項に規定する放射線測定機器を毎週1回<u>巡視</u>する。ただし、使用施設等における作業が1週間以上連続して停止される場合において、当該測定機器による監視を必要としないときは、この限りでない。この場合にあっても、毎月1回<u>巡視</u>する。</p> <p>3 環境監視線量計測課長は、別表第13に掲げる放射線測定機器を備えつける。</p> <p>4 環境監視線量計測課長は、前項に規定する放射線測定機器について<u>設備保全整理表に定めるところにより年1回の点検</u>を行う。</p> <p>5 環境監視線量計測課長は、前項の結果について、放射線管理部長に報告する。</p> <p>その他、第15号における施設管理に関する事項として記載</p>
<p>十 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第10号 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等</p> <p>1. 工場又は事業所内における核燃料物質の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しない措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。</p> <p>2. 核燃料物質の工場又は事業所外への運搬に関する行為（工場又は事業所外での運搬中に関するものを除く。）に関する</p>	<p>【第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理】</p> <p>第1章 核燃料物質等の運搬 (周辺監視区域内運搬に係る措置)</p> <p>第1条《省略》 (周辺監視区域外運搬に係る措置)</p> <p>第2条《省略》</p> <p>【第5編 JMTRの管理】</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
	<p>ことが定められていること。なお、この事項は、第8号又は第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>第4章 核燃料物質の管理 (年間予定使用量) 第20条《省略》 (未照射核燃料物質の受入れ検査) 第21条《省略》 (核燃料物質の貯蔵) 第22条《省略》</p> <p>【第6編 ホットラボの管理】 第4章 核燃料物質の管理 (使用等の制限) 第17条《省略》 (貯蔵) 第18条《省略》</p> <p>【第7編 燃料研究棟の管理】 第4章 核燃料物質の管理 (使用等の制限) 第18条《省略》 (一時的な保管状態にある核燃料物質の管理) 第18条の2《省略》 (貯蔵) 第19条《省略》</p> <p>【第8編 H T T Rの管理】 第4章 核燃料物質の管理 (核燃料物質の使用等の制限) 第17条《省略》 (未照射核燃料物質の受入れ検査) 第18条《省略》 (核燃料物質の貯蔵) 第19条《省略》</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
<p>十一 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第11号 放射性廃棄物の廃棄</p> <ol style="list-style-type: none"> 放射性固体廃棄物の保管廃棄に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。 放射性固体廃棄物の工場又は事業所外への運搬に関する行為（工場又は事業所外での運搬中に関するものを除く。）の実施体制が定められていること。なお、この事項は、第8号又は第10号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。 ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。 	<p>【第2編 放射線管理】 第3章 環境監視 （周辺監視区域内外における線量率の測定） 第30条《省略》 （環境監視に係る措置） 第31条《省略》</p> <p>【第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理】 第2章 放射性廃棄物の管理 （放射性廃棄物の廃棄及び管理） 第3条《省略》 （液体廃棄物中の放射性物質に係る放出管理基準値） 第4条《省略》</p> <p>（液体廃棄物の一般排水溝への放出の基準） 第5条 使用施設等から一般排水溝へ放出する液体廃棄物中の放射性物質の濃度は、3月間についての平均濃度が法令で定める周辺監視区域外の水中濃度限度以下とする。</p> <p><u>2 液体廃棄物の管理者は、周辺監視区域外に放出する液体廃棄物中の放射性物質の量が別表第6に掲げる放出管理基準値を超えないように管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理する。</u></p> <p>（液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定） 第6条《省略》</p> <p>（気体廃棄物中の放射性物質に係る放出管理基準値） 第7条 気体廃棄物の管理者は、使用施設等から気体廃棄物を放出するときは、排気口における気体廃棄物中の放射性物質の3月間の平均濃度が別表第8に掲げる放出管理基準値を超えないように管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理する。</p> <p>（気体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定） 第8条《省略》</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
		<p>(液体廃棄物に係る放出管理基準値を超えた場合等における措置) 第9条《省略》</p> <p>(気体廃棄物に係る放出管理基準値を超えた場合等における措置) 第10条《省略》</p> <p>第3章 廃棄物管理施設へ引き渡す放射性廃棄物等の管理 (放射性廃棄物の発生量の推定等) 第11条《省略》 (廃棄物の仕掛品の管理) 第11条の2《省略》 (固体廃棄物の廃棄) 第11条の3《省略》 (放射性廃棄物の引き渡し前の措置) 第12条《省略》 (放射性廃棄物に係る表示) 第13条《省略》 (固体廃棄物の保管) 第14条《省略》 (放射性廃棄物の引取りの依頼等) 第15条《省略》</p> <p>【第4編 廃棄物移送設備の管理】 第2章 管理 第1節 運搬 (放射性廃棄物の運搬に係る受取りの場所及び受取りにおける安全の確認) 第5条《省略》 (車両による放射性廃棄物の運搬に係る措置) 第6条《省略》</p>
<p>十二 非常の場合に講ずべき処置 に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第12号 非常の場合に講ずべき処置 1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定め られていること。</p>	<p>【第1編 総則】 第3章 品質マネジメント計画 4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
	<p>2. 緊急時における核燃料物質の使用に関する組織内規程類を作成することが定められていること。</p> <p>3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報すること（工場等内の見学者、外部研究者等に対する避難指示等を含む。）が定められていること。</p> <p>4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。</p> <p>5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</p> <p>6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</p> <p>(1) 緊急作業時の放射線の生体と与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を使用者に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。</p> <p>8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。</p> <p>9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。</p>	<p><u>品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。</u></p> <p><u>また、別表第5に使用施設等に係る品質マネジメントシステム文書体系を示す。</u></p> <p>(1) <u>品質方針及び品質目標</u></p> <p>(2) <u>品質マニュアル（一次文書）</u> 本品質マネジメント計画 大洗研究所原子炉施設等品質マネジメント計画書（以下「施設品質マネジメント計画書」という。）</p> <p>(3) <u>この規定が要求する手順及び組織が必要と判断した規則等の文書（二次文書）及び記録</u></p> <p>(4) <u>組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、二次文書以外に組織が必要と判断した指示書、図面等を含む文書（三次文書）及び記録</u></p> <p>第4章 保安教育訓練 （保安訓練）</p> <p>第23条 所長は、別表第10（1）に掲げる総合的な訓練を実施する。なお、総合的な訓練は、「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所原子力事業者防災業務計画」（以下「原子力事業者防災業務計画」という。）に基づく防災訓練と併せて実施することができる。</p> <p>2 施設管理統括者は、使用施設等に常時立ち入り保安活動を行う者に対して、別表第10（2）に掲げる保安訓練を実施する。</p> <p>3 施設管理統括者は、前項の保安訓練の実施結果を年1回、所長及び当該施設を所掌するセンター長に報告する。</p> <p>4 第2項の訓練は、第1項の総合的な訓練と兼ねることができる。</p> <p>5 施設管理統括者は、緊急作業に従事する要員として選定を受けようとする者について、別表第10（3）に掲げる緊急作業に係る訓練を実施する。また、選定後は、毎年度1回以上、訓練を実施する。</p> <p>6 前項の訓練は、第1項の総合的な訓練と同等の項目については、兼ねることができる。</p> <p>第5章 非常の場合に講ずべき処置</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
		<p>第1節 事前の措置 (事前措置)</p> <p>第24条《省略》</p> <p>第2節 非常事態における活動 (通報及び応急措置)</p> <p>第25条 (現地対策本部の設置)</p> <p>第26条 (理事長及び関係機関への通報)</p> <p>第27条 (非常事態における活動)</p> <p>第28条 (非常事態の解除)</p> <p>第29条</p> <p><u>(原子力災害対策特別措置法に基づく措置)</u></p> <p>第30条 <u>原子力災害対策特別措置法に定める事象が発生した場合は、この規定によらずに原子力事業者防災業務計画に基づき措置するものとする。</u></p> <p>【第2編 放射線管理】</p> <p>第2章 被ばく管理</p> <p>第1節 被ばくの防止 (線量限度)</p> <p>第21条《省略》 (緊急作業上の被ばく管理)</p> <p>第22条《省略》</p>
<p>十三 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故が発生した場合における使用施設等の機能の保安に関する措置に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第13号</p> <p>設計想定事象等に係る使用施設等の保安に関する措置</p> <p>1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p>	<p>【第1編 総則】</p> <p>第3章 品質マネジメント計画</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p><u>品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。</u></p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
	<p>(1) 使用施設等の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。</p> <p>イ 火災 可燃物管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。</p> <p>ロ 発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、使用施設等から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるもの（以下「多量の放射性物質等を放出する事故」という。） 当該事故の拡大を防止するために必要な措置に関すること。</p> <p>(2) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における使用施設等の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、毎年1回以上定期に実施すること。</p> <p>(3) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>	<p>また、別表第5に使用施設等に係る品質マネジメントシステム文書体系を示す。</p> <p>(1) <u>品質方針及び品質目標</u></p> <p>(2) <u>品質マニュアル（一次文書）</u> 本品質マネジメント計画 大洗研究所原子炉施設等品質マネジメント計画書（以下「施設品質マネジメント計画書」という。）</p> <p>(3) <u>この規定が要求する手順及び組織が必要と判断した規則等の文書（二次文書）及び記録</u></p> <p>(4) <u>組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、二次文書以外に組織が必要と判断した指示書、図面等を含む文書（三次文書）及び記録</u></p> <p>6.2.2 <u>力量、教育・訓練及び認識</u></p> <p>(1) <u>所長及び部長は、要員の力量を確保するために、教育・訓練に関する管理要領を定め、保安活動の重要度に応じて、次の事項を確実に実施する。</u></p> <p>a) <u>保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</u></p> <p>b) <u>必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。</u></p> <p>c) <u>教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。</u></p> <p>d) <u>要員が、品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識及び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にする。</u></p> <p>e) <u>要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</u></p> <p>《以下省略》</p> <p>【第5編 JMTRの管理】 第1章 通則 （手引の作成） 第3条《途中省略》 (4) 異常時の措置に関する事項</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
		<p>《以下省略》</p> <p>第6章 異常時の措置 第1節 警報が作動した場合の措置 （警報が作動した場合の措置） 第28条《省略》 （負圧の維持ができなくなった場合の措置） 第29条《省略》</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置 （巡視及び点検等において異常を認めた場合の措置） 第30条《省略》</p> <p>第3節 キャプセル等の異常を認めた場合の措置 （キャプセル等の点検等において異常を認めた場合の措置） 第31条《省略》</p> <p>【第6編 ホットラボの管理】 第1章 通則 （手引の作成） 第2条《途中省略》 （4）異常時の措置に関する事項 《以下省略》</p> <p>第5章 異常時の措置 第1節 警報装置が作動した場合の措置 （警報装置が作動した場合の措置） 第20条《省略》</p> <p>第2節 巡視において異常を認めた場合の措置 （巡視において異常を認めた場合の措置） 第21条《省略》</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
		<p>【第7編 燃料研究棟の管理】</p> <p>第1章 通則 （手引の作成）</p> <p>第2条《途中省略》 （4）異常時の措置に関する事項 《以下省略》</p> <p>第5章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報装置が作動した場合の措置 （警報装置が作動した場合の措置）</p> <p>第21条《省略》</p> <p>第2節 巡視、点検等において異常を認めた場合の措置 （巡視、点検等において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第22条《省略》</p> <p>【第8編 H T T Rの管理】</p> <p>第1章 通則 （手引の作成）</p> <p>第3条《途中省略》 （4）異常時の措置に関する事項 《以下省略》</p> <p>第1章 通則</p> <p>第5章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報が作動した場合の措置 （警報が作動した場合の措置）</p> <p>第20条《省略》 （負圧の維持に異常を生じた場合の措置）</p> <p>第21条《省略》</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置 （巡視及び点検等において異常を認めた場合の措置）</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
<p>十四 使用施設等に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第六条の十各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第14号 記録及び報告</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 使用施設等に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。 2. 使用規則第2条の11に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。 3. 工場又は事業所の長及び保安の監督に関する責任者に報告すべき事項が定められていること。 4. 特に、使用規則第6条の10各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。 5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。 	<p>第22条《省略》</p> <p>【第1編 総則】</p> <p>第3章 品質マネジメント計画</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) <u>保安に係る各組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。</u></p> <p>(2) <u>安全・核セキュリティ統括部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、大洗研究所の「大洗研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。</u></p> <p>a) <u>記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する管理を行う。</u></p> <p>b) <u>記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</u></p> <p>第7章 記録及び報告 (記録及び保存)</p> <p>第33条 使用施設等の保安に関する記録事項を、核燃料使用規則第2条の11に基づく別表第11(1)に示す記録及びその他の記録として別表第11(2)に示すところにより記録し保存する。</p> <p>2 この規定に定める保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する記録は、第13条「4.2.4 記録の管理」に基づき記録し保存する。</p> <p>(故障等の報告)</p> <p>第34条《省略》 (業務報告)</p> <p>第35条《省略》</p>
<p>十五 使用施設等の施設管理に関すること（使用前検査の実施に関することを含む。）。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第15号 使用施設等の施設管理</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年 	<p>【第1編 総則】</p> <p>第1章 通則 (基本方針)</p> <p>第1条の2 前条の目的を達成するため、安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会による放射線防護の精神にのっとり、核燃料物質の使用</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
	<p>12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること。</p> <p>2. 使用前検査の実施にすることが定められていること。</p> <p>なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない要員に検査を実施させることとしてもよい。</p>	<p>等による災害防止のために適切な品質マネジメント活動のもと保安活動を実施する。</p> <p><u>2 法第56条の3第1項の規定に基づき、核燃料物質の使用等に関する規則(昭和32年総理府令第84号。以下「核燃料使用規則」という。)第2条の11の7第1項第1号から第4号までの定めに従って、使用施設等の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理(以下「施設管理」という。)に関する施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を定め、保全活動を実施する。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第3条《途中省略》</p> <p>(20) 「保全活動」とは、保安活動のうち、使用施設等の設備の機能又は性能を確認、維持又は向上させる活動をいう。</p> <p>(21) 「事業者検査」とは、法第55条の2第1項に基づき事業者が行う使用前検査(溶接検査を含む。以下「使用前事業者検査」という。)及び法第56条の3第1項第1号の定めにより核燃料使用規則第2条の11の7第1項第4号二に基づき事業者が行う施設管理に関する定期的な検査(以下「定期事業者検査」という。)をいう。</p> <p>(22) 「施設管理方針」とは、使用施設等が法第52条第1項又は第55条第1項の許可を受けたところによるものであり、かつ、「使用施設等の技術基準に関する規則」(令和2年原子力規制委員会規則第11号。以下「技術基準規則」という。)に定める技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するために、策定する方針をいう。</p> <p>(23) 「施設管理目標」とは、施設管理方針に従って達成すべき、使用施設等ごとの施設管理の目標(施設管理の重要度が高い設備について定量的に定める目標を含む。)をいう。</p> <p>(24) 「施設管理実施計画」とは、施設管理目標を達成するために、使用施設等ごとに策定する計画(施設管理の総体としての文書体系)をいい、次の①から⑧までに掲げる事項を含む。</p> <p>① 施設管理実施計画の始期及び期間に関する事項</p> <p>② 使用施設等の設計及び工事に関する事項</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
		<p>③ <u>使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関する事項</u></p> <p>④ <u>使用施設等の点検、検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関する事項</u></p> <p>⑤ <u>使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関する事項</u></p> <p>⑥ <u>使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関する事項</u></p> <p>⑦ <u>⑥の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関する事項</u></p> <p>⑧ <u>使用施設等の施設管理に係る記録に関する事項</u></p> <p>(25) <u>「設備保全整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、使用施設等の工事の方法及び時期に関する事項並びに使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関する事項について、設備・機器単位で整理した表をいう。</u></p> <p>(26) <u>「検査要否整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、使用施設等の検査の方法に関する事項について、技術基準規則の条項単位で整理した表をいう。</u></p> <p>《以下省略》</p> <p>【第2編 放射線管理】</p> <p>第4章 放射線管理設備等の管理</p> <p><u>（施設管理目標の策定）</u></p> <p>第31条の2 <u>放射線管理部長は、環境監視線量計測課が所掌する放射線管理施設について、第1編第1条の2第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標を策定する。</u></p> <p>2 <u>放射線管理部長は、前項の施設管理目標について所長の承認を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>3 <u>放射線管理部長は、前項の承認を得たときは、施設管理統括者に通知する。</u></p> <p><u>（施設管理の重要度が高いシステムに対する定量的な目標の策定）</u></p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
		<p>第31条の3 環境監視線量計測課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定する。ただし、目標設定すべき重要度の高い設備・機器がない場合は、この限りでない。</p> <p>2 環境監視線量計測課長は、前項の定量的な施設管理目標（策定した場合に限る。）について、放射線管理部長の承認を得る。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>3 放射線管理部長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>4 環境監視線量計測課長は、第2項の承認を得たときは、本体施設の施設管理者に通知する。</p> <p>（施設管理実施計画等の策定）</p> <p>第31条の4 環境監視線量計測課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定する。ただし、施設管理上必要としない事項については、この限りでない。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>(2) 使用施設等の設計及び工事に関すること。</p> <p>(3) 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>(4) 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p>(5) 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>(6) 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>(8) 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 環境監視線量計測課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定する。</p> <p>(1) 使用施設等の工事の方法及び時期</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
		<p>(2) <u>使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u></p> <p>3 <u>環境監視線量計測課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表について、放射線管理部長の承認を得る。これを変更しようとするときも同様とする。</u></p> <p>4 <u>放射線管理部長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主務者の同意を得る。</u></p> <p>5 <u>環境監視線量計測課長は、第3項の承認を得たときは、本体施設の施設管理者に通知する。</u></p> <p><u>(保全活動の実施)</u></p> <p>第31条の5 <u>環境監視線量計測課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施する。</u></p> <p><u>(保全活動の有効性評価及び改善)</u></p> <p>第31条の6 <u>環境監視線量計測課長は、所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行う。</u></p> <p><u>(修理及び改造)</u></p> <p>第34条 <u>放射線管理第2課長は、当該施設に係る放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めた場合は、修理及び改造を行うことができる。</u></p> <p>2 <u>放射線管理第2課長は、放射線管理施設について、修理及び改造を行うおうとする場合において、その修理及び改造が使用前事業者検査を伴う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、放射線管理部長の同意を得る。</u></p> <p>(1) <u>修理及び改造する施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p>(2) <u>修理及び改造の内容</u></p> <p>(3) <u>予定期間</u></p> <p>3 <u>放射線管理部長は、前項の同意をした場合は、所長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</u></p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
		<p>4 <u>所長は、前項の承認をしようとする場合は、当該施設に係る部長及び核燃料取扱主務者の同意を得る。</u></p> <p>5 <u>放射線管理第2課長は、第3項の承認を得たとき並びに修理及び改造計画に基づく作業が終了したときは、放射線管理部長に報告するとともに、関係のある課長に通知する。</u></p> <p><u>(使用前事業者検査)</u></p> <p>第34条の2 <u>原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、核燃料取扱主務者の同意を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 使用前事業者検査計画</u></p> <p>イ <u>対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p>ロ <u>検査の内容</u></p> <p>ハ <u>予定期間</u></p> <p><u>(2) 使用前事業者検査要領</u></p> <p>イ <u>対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p>ロ <u>検査の項目及び検査場所</u></p> <p>ハ <u>検査前条件</u></p> <p>ニ <u>検査の確認方法及び検査手順</u></p> <p>ホ <u>検査の判定基準</u></p> <p>2 <u>放射線管理第2課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の使用前事業者検査に必要な情報を提供する。</u></p> <p>3 <u>原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い使用前事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主務者の確認を受ける。</u></p> <p>4 <u>原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、放射線管理第2課長に通知する。</u></p> <p>5 <u>放射線管理第2課長は、前項の通知のうち、第1項の同意に係る通知を受けた場合は、放射線管理部長に通知するとともに、関係のある課長に通知する。</u></p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
		<p>6 <u>放射線管理第2課長は、使用前事業者検査計画に基づく作業が終了したときは、放射線管理部長に報告するとともに、関係のある課長に通知する。</u></p> <p>【第4編 廃棄物移送設備の管理】</p> <p>第3章 保守管理 (施設管理目標の策定)</p> <p>第7条の2 <u>環境保全部長は、廃棄物移送設備について、第1編第1条の2第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標を策定し、環境センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</u></p> <p>(施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定)</p> <p>第7条の3 <u>廃棄物管理課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定し、環境保全部長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、目標設定すべき重要度の高い設備・機器がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>環境保全部長は、前項の承認をしようとする場合は、核燃料取扱主務者の同意を得る。</u></p> <p>(施設管理実施計画等の策定)</p> <p>第7条の4 <u>廃棄物管理課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定する。</u></p> <p>(1) <u>施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</u></p> <p>(2) <u>廃棄物移送設備の設計及び工事に関すること。</u></p> <p>(3) <u>廃棄物移送設備の巡視(使用施設の保全のために実施するものに限る。)に関すること。</u></p> <p>(4) <u>廃棄物移送設備の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期(廃棄物移送設備の操作中及び操作停止中の区別を含む。)に関すること。</u></p> <p>(5) <u>廃棄物移送設備の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</u></p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
		<p>(6) <u>廃棄物移送設備の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</u></p> <p>(7) <u>前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</u></p> <p>(8) <u>廃棄物移送設備の施設管理に関する記録に関すること。</u></p> <p>2 <u>廃棄物管理課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定する。</u></p> <p>(1) <u>廃棄物移送設備の工事の方法及び時期</u></p> <p>(2) <u>廃棄物移送設備の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u></p> <p>3 <u>廃棄物管理課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表について、環境保全部長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</u></p> <p>4 <u>環境保全部長は、前項の承認をしようとする場合は、核燃料取扱主務者の同意を得る。</u></p> <p><u>（保全活動の実施）</u></p> <p>第7条の5 <u>廃棄物管理課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施する。</u></p> <p><u>（保全活動の有効性評価及び改善）</u></p> <p>第7条の6 <u>廃棄物管理課長は、所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行う。</u></p> <p><u>（定期事業者検査）</u></p> <p>第8条 <u>原子力施設検査室長は、定期事業者検査を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、核燃料取扱主務者の同意を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>定期事業者検査計画</u></p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
		<p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>ニ 定量的な施設管理目標（第7条の3第2項の規定により策定した場合に限る。）</p> <p>(2) 定期事業者検査要領</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 廃棄物管理課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の定期事業者検査に必要な情報を提供する。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い定期事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主務者の確認を受ける。</p> <p>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、廃棄物管理課長に通知する。</p> <p>5 廃棄物管理課長は、前項の通知を受けた場合は、環境保全部長に報告する。</p> <p>（修理及び改造）</p> <p>第9条 廃棄物管理課長は所掌する施設について、修理及び改造が必要と認めた場合は、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>2 廃棄物管理課長は所掌する施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が使用前事業者検査の対象である場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、環境保全部長の同意を得る。</p> <p>(1) 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>(2) 修理及び改造の内容</p> <p>(3) 担当者の氏名</p> <p>(4) 予定期間</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
		<p>3 環境保全部長は、前項の同意をした場合は、環境センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。<u>これを変更しようとする場合も、同様とする。</u></p> <p>4 所長は前項の承認を行おうとする場合は、核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>5 廃棄物管理課長は、<u>第3項の承認を得た場合は</u>、放射線管理第2課長に通知する。</p> <p><u>(使用前事業者検査)</u></p> <p>第9条の2 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、核燃料取扱主務者の同意を得る。<u>これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 使用前事業者検査計画</u></p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の内容</p> <p>ハ 予定期間</p> <p><u>(2) 使用前事業者検査要領</u></p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 廃棄物管理課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の使用前事業者検査に必要な情報を提供する。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い使用前事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主務者の確認を受ける。</p> <p>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、廃棄物管理課長に通知する。</p> <p>5 廃棄物管理課長は、前項の通知のうち、第1項の同意に係る通知を受けた場合は、環境保全部長に報告する。</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
		<p>(保守結果の通知等)</p> <p>第10条 廃棄物管理課長は、第8条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を環境保全部長に報告する。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、第9条第2項の修理及び改造計画に基づく作業並びに第9条の2の使用前事業者検査を終了した場合は、その結果を環境保全部長に報告する。</p> <p>3 廃棄物管理課長は、第1項及び前項の報告をする場合は、放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>4 環境保全部長は、第1項及び第2項の報告を受けた場合は、核燃料取扱主務者に通知するとともに、所長及び環境センター長に報告する。</p> <p>【第5編 JMTRの管理】</p> <p>第3章 保守管理</p> <p>(施設管理目標の策定)</p> <p>第16条の2 材料試験炉部長及び放射線管理部長は、JMTRについて、第1編第1条の2第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標を策定する。</p> <p>2 材料試験炉部長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、環境センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>3 材料試験炉部長は、前項の承認を得た場合は、放射線管理部長に通知する。</p> <p>(施設管理の重要度が高いシステムに対する定量的な目標の策定)</p> <p>第16条の3 原子炉課長、照射課長及び放射線管理第2課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定する。ただし、目標設定すべき重要度の高い設備・機器がない場合は、この限りでない。</p> <p>2 原子炉課長は、前項の定量的な施設管理目標(策定した場合に限る。)を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、材料試験炉部長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
		<p>3 <u>材料試験炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、核燃料取扱主務者の同意を得る。</u></p> <p>4 <u>原子炉課長は、第2項の承認を得た場合は、照射課長及び放射線管理第2課長に通知する。</u></p> <p><u>(施設管理実施計画等の策定)</u></p> <p>第16条の4 <u>原子炉課長、照射課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定する。</u></p> <p>(1) <u>施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</u></p> <p>(2) <u>使用施設等の設計及び工事に関すること。</u></p> <p>(3) <u>使用施設等の巡視(使用施設等の保全のために実施するものに限る。)に関すること。</u></p> <p>(4) <u>使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期(使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。)に関すること。</u></p> <p>(5) <u>使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</u></p> <p>(6) <u>使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</u></p> <p>(7) <u>前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)に関すること。</u></p> <p>(8) <u>使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</u></p> <p>2 <u>原子炉課長、照射課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定する。</u></p> <p>(1) <u>使用施設等の工事の方法及び時期</u></p> <p>(2) <u>使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u></p> <p>3 <u>第1項及び前項において、第4条の定めにより作成する年間使用計画において特別な措置を講ずる期間とその内容を示した上で、核燃料使用規則第2条の11の7第7項の規定に基づき特別な施設管理実施計画並びに特別な設備保全整理表及び特別な検査要否整理表を定めることができる。</u></p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
		<p>4 <u>原子炉課長は、第1項から前項までの施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、材料試験炉部長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</u></p> <p>5 <u>材料試験炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、核燃料取扱主務者の同意を得る。</u></p> <p>6 <u>原子炉課長は、第4項の承認を得た場合は、照射課長及び放射線管理第2課長に通知する。</u></p> <p><u>(保全活動の実施)</u></p> <p>第16条の5 <u>原子炉課長、照射課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施する。</u></p> <p><u>(保全活動の有効性評価及び改善)</u></p> <p>第16条の6 <u>原子炉課長、照射課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行う。</u></p> <p><u>(定期事業者検査)</u></p> <p>第17条 <u>原子力施設検査室長は、定期事業者検査を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、核燃料取扱主務者の同意を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>定期事業者検査計画</u></p> <p>イ <u>対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p>ロ <u>検査の項目及び実施体制</u></p> <p>ハ <u>予定期間</u></p> <p>ニ <u>定量的な施設管理目標（第16条の3の規定により策定した場合に限る。）</u></p> <p>(2) <u>定期事業者検査要領</u></p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
		<p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 原子炉課長、照射課長及び放射線管理第2課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の定期事業者検査に必要な情報を提供する。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い定期事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主務者の確認を受ける。</p> <p>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、原子炉課長、照射課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>5 原子炉課長及び照射課長は、前項の通知を受けた場合は、材料試験炉部長に、放射線管理第2課長は、前項の通知を受けた場合は、放射線管理部長に報告する。</p> <p>(修理及び改造)</p> <p>第18条 照射課長は照射設備について、原子炉課長は本体施設(照射設備を除く。)及び特定施設について、修理及び改造が必要と認めた場合は、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>2 照射課長は照射設備について、原子炉課長は本体施設(照射設備を除く。)及び特定施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が使用前事業者検査の対象である場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、材料試験炉部長の同意を得る。</p> <p>(1) 修理及び改造をする施設、設備、機器等の名称</p> <p>(2) 修理及び改造の内容</p> <p>(3) 担当者の氏名</p> <p>(4) 予定期間</p> <p>3 材料試験炉部長は、前項の同意をした場合は、環境センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
		<p>4 所長は前項の承認を行おうとする場合は、核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>5 照射課長は、第3項の承認を得た場合は、原子炉課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>6 原子炉課長は、第3項の承認を得た場合は、照射課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>(使用前事業者検査)</p> <p>第18条の2 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、核燃料取扱主務者の同意を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 使用前事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の内容</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>(2) 使用前事業者検査要領</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 原子炉課長及び照射課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の使用前事業者検査に必要な情報を提供する。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い使用前事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主務者の確認を受ける。</p> <p>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、原子炉課長及び照射課長に通知する。</p> <p>5 原子炉課長及び照射課長は、前項の通知のうち、第1項の同意に係る通知を受けた場合は、材料試験炉部長に報告する。</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
		<p>(保守結果の通知等)</p> <p>第19条 原子炉課長及び照射課長は、第17条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を材料試験炉部長に報告する。原子炉課長が放射線管理第2課長より放射線管理施設に係る定期事業者検査の結果の通知を受けた場合も、同様とする。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、第17条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を放射線管理部長に報告するとともに、原子炉課長に通知する。</p> <p>3 原子炉課長及び照射課長は、第18条第2項の修理及び改造計画に基づく作業並びに第18条の2の使用前事業者検査を終了した場合は、その結果を材料試験炉部長に報告する。原子炉課長が第2編第34条第5項の定めにより放射線管理施設に係る修理及び改造計画に基づく作業並びに第2編第34条の2の使用前事業者検査の終了結果の通知を受けた場合も、同様とする。</p> <p>4 原子炉課長は、第1項及び前項の報告をする場合は、照射課長及び放射線管理第2課長に通知する。ただし、放射線管理第2課長により通知を受けた場合は、放射線管理第2課長への通知を省略できる。</p> <p>5 照射課長は、第1項及び第3項の報告をする場合は、原子炉課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>6 材料試験炉部長は、第1項及び第3項の報告を受けた場合は、核燃料取扱主務者に通知するとともに、所長及び環境センター長に報告する。</p> <p>第6編 ホットラボの管理】 第3章 保守管理 (施設管理目標の策定)</p> <p>第12条の2 材料試験炉部長及び放射線管理部長は、ホットラボについて、第1編第1条の2第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標を策定する。</p> <p>2 材料試験炉部長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、環境センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>3 材料試験炉部長は、前項の承認を得た場合は、放射線管理部長に通知する。</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
		<p><u>(施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定)</u></p> <p><u>第12条の3 ホットラボ課長及び放射線管理第2課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定する。ただし、目標設定すべき重要度の高い設備・機器がない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 ホットラボ課長は、前項の定量的な施設管理目標（策定した場合に限る。）を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、材料試験炉部長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</u></p> <p><u>3 材料試験炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、核燃料取扱主務者の同意を得る。</u></p> <p><u>4 ホットラボ課長は、第2項の承認を得た場合は、放射線管理第2課長に通知する。</u></p> <p><u>(施設管理実施計画等の策定)</u></p> <p><u>第12条の4 ホットラボ課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定する。</u></p> <p><u>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</u></p> <p><u>(2) 使用施設等の設計及び工事に関すること。</u></p> <p><u>(3) 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</u></p> <p><u>(4) 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。</u></p> <p><u>(5) 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</u></p> <p><u>(6) 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</u></p> <p><u>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</u></p> <p><u>(8) 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</u></p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
		<p>2 <u>ホットラボ課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定する。</u></p> <p>(1) <u>使用施設等の工事の方法及び時期</u></p> <p>(2) <u>使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u></p> <p>3 <u>第1項及び前項において、第3条の定めにより作成する年間使用計画において特別な措置を講ずる期間とその内容を示した上で、核燃料使用規則第2条の11の7第7項の規定に基づき特別な施設管理実施計画並びに特別な設備保全整理表及び特別な検査要否整理表を定めることができる。</u></p> <p>4 <u>ホットラボ課長は、第1項から前項までの施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、材料試験炉部長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</u></p> <p>5 <u>材料試験炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、核燃料取扱主務者の同意を得る。</u></p> <p>6 <u>ホットラボ課長は、第4項の承認を得た場合は、放射線管理第2課長に通知する。</u></p> <p><u>(保全活動の実施)</u></p> <p>第12条の5 <u>ホットラボ課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施する。</u></p> <p><u>(保全活動の有効性評価及び改善)</u></p> <p>第12条の6 <u>ホットラボ課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、保全活動(工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。)の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行う。</u></p> <p><u>(定期事業者検査)</u></p> <p>第13条 <u>原子力施設検査室長は、定期事業者検査を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要</u></p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
		<p>領書を策定し、核燃料取扱主務者の同意を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 定期事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>ニ 定量的な施設管理目標（第12条の3第2項の規定により策定した場合に限る。）</p> <p>(2) 定期事業者検査要領</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 ホットラボ課長及び放射線管理第2課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の定期事業者検査に必要な情報を提供する。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い定期事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主務者の確認を受ける。</p> <p>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、ホットラボ課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>5 ホットラボ課長は、前項の通知を受けた場合は、材料試験炉部長に、放射線管理第2課長は、前項の通知を受けた場合は、放射線管理部長に報告する。</p> <p>(修理及び改造)</p> <p>第14条 ホットラボ課長は本体施設及び特定施設について、修理及び改造が必要と認めた場合は、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>2 ホットラボ課長は、本体施設及び特定施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が使用前事業者検査に該当する場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、材料試験炉部長の同意を得る。</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
		<p>(1) 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>(2) 修理及び改造の内容</p> <p>(3) 担当者の氏名</p> <p>(4) 予定期間</p> <p>3 材料試験炉部長は、前項の同意をした場合は、環境センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>4 所長は前項の承認を行おうとするときは、核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>5 ホットラボ課長は、第3項の承認を得たときは、放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>(使用前事業者検査)</p> <p>第14条の2 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、核燃料取扱主務者の同意を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 使用前事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の内容</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>(2) 使用前事業者検査要領</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 ホットラボ課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の使用前事業者検査に必要な情報を提供する。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い使用前事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主務者の確認を受ける。</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
		<p>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、<u>ホットラボ課長に通知する。</u></p> <p>5 <u>ホットラボ課長は、前項の通知のうち、第1項の同意に係る通知を受けた場合は、材料試験炉部長に報告する。</u></p> <p>(保守結果の通知等)</p> <p>第15条 ホットラボ課長は、第13条の<u>定期事業者検査</u>を終了した場合は、その結果を材料試験炉部長に報告する。ホットラボ課長が<u>放射線管理第2課長より放射線管理施設に係る定期事業者検査の結果の通知</u>を受けた場合も、<u>同様とする。</u></p> <p>2 <u>放射線管理第2課長は、第13条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を放射線管理部長に報告するとともに、ホットラボ課長に通知する。</u></p> <p>3 <u>ホットラボ課長は、第14条第2項の修理及び改造計画に基づく作業並びに第14条の2の使用前事業者検査を終了した場合は、その結果を材料試験炉部長に報告する。ホットラボ課長が第2編第34条第5項の定めにより放射線管理施設に係る修理及び改造計画に基づく作業並びに第2編第34条の2の使用前事業者検査の終了結果の通知を受けた場合も、同様とする。</u></p> <p>4 <u>ホットラボ課長は、第1項及び前項の報告をする場合は、放射線管理第2課長に通知する。ただし、放射線管理第2課長により通知を受けた場合は、放射線管理第2課長への通知を省略できる。</u></p> <p>5 <u>材料試験炉部長は、第1項及び第3項の報告を受けた場合は、核燃料取扱主務者に通知するとともに、所長及び環境センター長に報告する。</u></p> <p>【第7編 燃料研究棟の管理】</p> <p>第3章 保守管理</p> <p>(施設管理目標の策定)</p> <p>第13条の2 <u>燃料材料開発部長及び放射線管理部長は、燃料研究棟について、第1編第1条の2第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標を策定する。</u></p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
		<p>2 燃料材料開発部長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、高速炉センタ一長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 燃料材料開発部長は、前項の承認を得たときは、放射線管理部長に通知する。</p> <p>(施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定)</p> <p>第13条の3 燃料研究施設保安課長及び放射線管理第2課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定する。ただし、目標設定すべき重要度の高い設備・機器がない場合は、この限りでない。</p> <p>2 燃料研究施設保安課長は、前項の定量的な施設管理目標(策定した場合に限る。)を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、燃料材料開発部長の承認を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 燃料材料開発部長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>4 燃料研究施設保安課長は、第2項の承認を得たときは、放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>(施設管理実施計画等の策定)</p> <p>第13条の4 燃料研究施設保安課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定する。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>(2) 使用施設等の設計及び工事に関すること。</p> <p>(3) 使用施設等の巡視(使用施設等の保全のために実施するものに限る。)に関すること。</p> <p>(4) 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期(使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。)に関すること。</p> <p>(5) 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
		<p>(6) <u>使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</u></p> <p>(7) <u>前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</u></p> <p>(8) <u>使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</u></p> <p>2 <u>燃料研究施設保安課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定する。</u></p> <p>(1) <u>使用施設等の工事の方法及び時期</u></p> <p>(2) <u>使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u></p> <p>3 <u>第1項及び前項において、第3条の定めにより作成する年間使用計画において特別な措置を講ずる期間とその内容を示した上で、核燃料使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画並びに特別な設備保全整理表及び特別な検査要否整理表を定めることができる。</u></p> <p>4 <u>燃料研究施設保安課長は、第1項から前項までの施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、燃料材料開発部長の承認を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>5 <u>燃料材料開発部長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主務者の同意を得る。</u></p> <p>6 <u>燃料研究施設保安課長は、第4項の承認を得たときは、放射線管理第2課長に通知する。</u></p> <p><u>（保全活動の実施）</u></p> <p>第13条の5 <u>燃料研究施設保安課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施する。</u></p> <p><u>（保全活動の有効性評価及び改善）</u></p> <p>第13条の6 <u>燃料研究施設保安課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査）に関する</u></p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
		<p>る事項に限る。)の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じ て行い、必要と認める場合には改善を行う。</p> <p>(定期事業者検査)</p> <p>第14条 原子力施設検査室長は、定期事業者検査を実施しようとする ときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要 領書を策定し、核燃料取扱主務者の同意を得る。これを変更しようと するときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他 施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 定期事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>ニ 定量的な施設管理目標（第13条の3の規定により策定した場 合に限る。）</p> <p>(2) 定期事業者検査要領</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 燃料研究施設保安課長及び放射線管理第2課長は、原子力施設検査 室長の求めに応じ、前項の定期事業者検査に必要な情報を提供する。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い 定期事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主務者 の確認を受ける。</p> <p>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、 燃料研究施設保安課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>5 燃料研究施設保安課長は、前項の通知を受けたときは、燃料材料開発 部長に、放射線管理第2課長は、前項の通知を受けたときは、放射線管 理部長に報告する。</p> <p>(修理及び改造)</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
		<p>第15条 燃料研究施設保安課長は、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が<u>使用前事業者検査を伴う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、燃料材料開発部長の同意を得る。</u></p> <p>(1) 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称 (2) 修理及び改造の内容 (3) 担当者の氏名 (4) 予定期間</p> <p>2 燃料材料開発部長は、前項の同意をしたときは、高速炉センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。<u>これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>3 所長は前項の承認を行おうとする場合は、核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>4 燃料研究施設保安課長は、<u>第3項の承認を得たときは、放射線管理第2課長に通知する。</u></p> <p><u>(使用前事業者検査)</u></p> <p>第15条の2 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、核燃料取扱主務者の同意を得る。<u>これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>使用前事業者検査計画</u> イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の内容 ハ 予定期間</p> <p>(2) <u>使用前事業者検査要領</u> イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び検査場所 ハ 検査前条件 ニ 検査の確認方法及び検査手順 ホ 検査の判定基準</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
		<p>2 燃料研究施設保安課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の使用前事業者検査に必要な情報を提供する。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い使用前事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主務者の確認を受ける。</p> <p>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、燃料研究施設保安課長に通知する。</p> <p>5 燃料研究施設保安課長は、前項の通知のうち、第1項の同意に係る通知を受けたときは、燃料材料開発部長に報告する。</p> <p>(保守結果の通知等)</p> <p>第16条 燃料研究施設保安課長は、第14条の定期事業者検査を終了したときは、その結果を燃料材料開発部長に報告する。燃料研究施設保安課長が放射線管理第2課長より放射線管理施設に係る定期事業者検査の結果の通知を受けたときも、同様とする。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、第14条の定期事業者検査を終了したときは、その結果を放射線管理部長に報告するとともに、燃料研究施設保安課長に通知する。</p> <p>3 燃料研究施設保安課長は、第15条第1項の修理及び改造計画に基づく作業並びに前条の使用前事業者検査を終了したときは、その結果を燃料材料開発部長に報告する。燃料研究施設保安課長が第2編第34条第5項の定めにより放射線管理施設に係る修理及び改造計画に基づく作業並びに第2編第34条の2の使用前事業者検査の終了結果の通知を受けたときも、同様とする。</p> <p>4 燃料研究施設保安課長は、第1項及び前項の報告をするときは、放射線管理第2課長に通知する。ただし、放射線管理第2課長により通知を受けたときは、放射線管理第2課長への通知を省略できる。</p> <p>5 燃料材料開発部長は、第1項及び第3項の報告を受けたときは、核燃料取扱主務者に通知するとともに、所長及び高速炉センター長に報告する。</p> <p>【第8編 HTTRの管理】</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
		<p>第3章 保守管理</p> <p><u>(施設管理目標の策定)</u></p> <p><u>第14条 高温工学試験研究炉部長及び放射線管理部長は、HTTRについて第1編第1条の2第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標を策定する。</u></p> <p><u>2 高温工学試験研究炉部長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、高温ガス炉センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</u></p> <p><u>3 高温工学試験研究炉部長は、前項の承認を得た場合は、放射線管理部長に通知する。</u></p> <p><u>(施設管理の重要度が高いシステムに対する定量的な目標の策定)</u></p> <p><u>第14条の2 HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定する。ただし、重要度の高い設備・機器がない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 HTTR計画課長は、前項の定量的な施設管理目標(策定した場合に限る。)を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、高温工学試験研究炉部長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</u></p> <p><u>3 高温工学試験研究炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、核燃料取扱主務者の同意を得る。</u></p> <p><u>4 HTTR計画課長は、第2項の承認を得た場合は、HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長に通知する。</u></p> <p><u>(施設管理実施計画等の策定)</u></p> <p><u>第14条の3 HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定する。</u></p> <p><u>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</u></p> <p><u>(2) 使用施設等の設計及び工事に関すること。</u></p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
		<p>(3) <u>使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</u></p> <p>(4) <u>使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。</u></p> <p>(5) <u>使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</u></p> <p>(6) <u>使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</u></p> <p>(7) <u>前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</u></p> <p>(8) <u>使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</u></p> <p>2 <u>HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定する。</u></p> <p>(1) <u>使用施設等の工事の方法及び時期</u></p> <p>(2) <u>使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u></p> <p>3 <u>第1項及び前項において、第4条の定めにより作成する年間使用計画において特別な措置を講ずる期間とその内容を示した上で、その特別な措置として核燃料使用規則第2条の11第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画並びに特別な設備保全整理表及び検査要否整理表を定めることができる。</u></p> <p>4 <u>HTTR運転管理課長は、第1項から前項までの施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、高温工学試験研究炉部長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</u></p> <p>5 <u>高温工学試験研究炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、核燃料取扱主務者の同意を得る。</u></p> <p>6 <u>HTTR運転管理課長は、第4項の承認を得た場合は、HTTR計画課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長に通知する。</u></p> <p><u>（保全活動の実施）</u></p> <p>第14条の4 <u>HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに</u></p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
		<p><u>設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施する。</u></p> <p><u>(保全活動の有効性評価及び改善)</u></p> <p><u>第14条の5 H T T R 運転管理課長、H T T R 技術課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行う。</u></p> <p><u>(定期事業者検査)</u></p> <p><u>第15条 原子力施設検査室長は、H T T R の定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、核燃料取扱主務者の同意を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 定期事業者検査計画</u></p> <p><u>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p><u>ロ 検査の項目及び実施体制</u></p> <p><u>ハ 予定期間</u></p> <p><u>ニ 定量的な施設管理目標（第14条の2の規定により策定した場合に限る。）</u></p> <p><u>(2) 定期事業者検査要領</u></p> <p><u>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p><u>ロ 検査の項目及び検査場所</u></p> <p><u>ハ 検査前条件</u></p> <p><u>ニ 検査の確認方法及び検査手順</u></p> <p><u>ホ 検査の判定基準</u></p> <p><u>2 H T T R 運転管理課長、H T T R 技術課長及び放射線管理第2課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の定期事業者検査に必要な情報を提供する。</u></p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
		<p>3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い定期事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主務者の確認を受ける。</p> <p>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、H T T R 運転管理課長、H T T R 技術課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>5 H T T R 運転管理課長及びH T T R 技術課長は、前項の通知を受けた場合は、高温工学試験研究炉部長に、放射線管理第2課長は、前項の通知を受けた場合は、放射線管理部長に報告する。</p> <p>(修理及び改造)</p> <p>第16条 H T T R 運転管理課長又はH T T R 技術課長は、所掌する本体施設等について、修理及び改造が必要と認めた場合は、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>2 H T T R 運転管理課長又はH T T R 技術課長は、前項の修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が使用前事業者検査の対象である場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、高温工学試験研究炉部長の同意を得る。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称 (2) 修理及び改造の内容 (3) 担当者の氏名 (4) 予定期間 <p>3 高温工学試験研究炉部長は、前項の同意をしようとする場合は、高温ガス炉センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとする場合は、核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>5 H T T R 運転管理課長及びH T T R 技術課長は、第3項の承認を得た場合は、その実施前にH T T R 計画課長、H T T R 運転管理課長、H T T R 技術課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>(使用前事業者検査)</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
		<p><u>第16条の2 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、核燃料取扱主務者の同意を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>使用前事業者検査計画</u></p> <p>イ <u>対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u> ロ <u>検査の内容</u> ハ <u>予定期間</u></p> <p>(2) <u>使用前事業者検査要領</u></p> <p>イ <u>対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u> ロ <u>検査の項目及び検査場所</u> ハ <u>検査前条件</u> ニ <u>検査の確認方法及び検査手順</u> ホ <u>検査の判定基準</u></p> <p><u>2 H T T R 運転管理課長及びH T T R 技術課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の使用前事業者検査に必要な情報を提供する。</u></p> <p><u>3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い使用前事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主務者の確認を受ける。</u></p> <p><u>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、H T T R 運転管理課長及びH T T R 技術課長に通知する。</u></p> <p><u>5 H T T R 運転管理課長及びH T T R 技術課長は、前項の通知のうち、第1項の同意に係る通知を受けた場合は、高温工学試験研究炉部長に報告する。</u></p> <p>(保守結果の通知等)</p> <p><u>第16条の3 H T T R 運転管理課長及びH T T R 技術課長は、第15条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を高温工学試験研究炉部長に報告し、H T T R 計画課長に通知する。H T T R 運転管理課長が放射線管理第2課長より放射線管理施設に係る定期事業者検査の結果の通知を受けた場合も、同様とする。</u></p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
		<p>2 <u>放射線管理第2課長は、第15条の定期事業者検査を終了した場合は、放射線管理部長に報告するとともに、その結果をH T T R運転管理課長に通知する。</u></p> <p>3 <u>H T T R運転管理課長及びH T T R技術課長は、第16条第2項の修理及び改造に基づく作業並びに前条の使用前事業者検査を終了した場合は、その結果を高温工学試験研究炉部長に報告し、H T T R計画課長に通知する。H T T R運転管理課長が第2編34条第5項の定めにより放射線管理施設に係る修理及び改造計画に基づく作業並びに第2編第34条の2の使用前事業者検査の終了結果の通知を受けた場合も、同様とする。</u></p> <p>4 <u>H T T R計画課長は、第1項から前項の通知を受けた場合は、H T T R運転管理課長、H T T R技術課長及び放射線管理第2課長に通知する。ただし、通知を発信した課長への通知は省略できる。</u></p> <p>5 <u>高温工学試験研究炉部長は、第1項及び第3項の報告を受けた場合は、核燃料取扱主務者に通知するとともに、所長及び高温ガス炉センター長に報告する。</u></p>
<p>十六 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の使用者との共有に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第16号</p> <p>技術情報の共有</p> <p>1. メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の使用者等と共有し、自らの使用施設等の保安を向上させるための措置が記載されていること。</p>	<p>【第1編 総則】</p> <p>第3章 品質マネジメント計画</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p><u>安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長及び部長は、他の使用施設等から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</u></p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見（核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。）を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。</u></p> <p><u>この活用には、得られた知見や技術情報を他の使用者と共有することも含む。</u></p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
		<ul style="list-style-type: none"> a) <u>起こり得る不適合及びその原因についての調査</u> b) <u>不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</u> c) <u>必要な処置の決定及び実施</u> d) <u>とった未然防止処置の有効性のレビュー</u> <p>(2) <u>全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。</u></p>
<p>十七 不適合（品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第二十号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第17号</p> <p>不適合発生時の情報の公開</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 使用施設等の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。 2. 情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要な事項が定められていること。 	<p>【第1編 総則】</p> <p>第3章 品質マネジメント計画</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p><u>安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長又は部長は、不適合の処理に関する管理の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、業務・使用施設等に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</u> (2) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</u> <ol style="list-style-type: none"> a) <u>不適合を除去するための処置を行う。</u> b) <u>不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース（次工程への引渡し）又は合格と判定することを正式に許可する。</u> c) <u>本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</u> d) <u>外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</u> (3) <u>不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</u>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更申請
		<p>(4) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</u></p> <p>(5) <u>所長は、使用施設等の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。</u></p> <p>(6) <u>安全・核セキュリティ統括部長は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</u></p>
<p>十八 その他使用施設等に係る保安に関し必要な事項</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第18号</p> <p>その他必要な事項</p> <p>1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、使用施設等に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</p> <p>2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止を図るものとして定められていること。</p>	<p>【第1編 総則】</p> <p>第1章通則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号、以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づき定める。</p> <p>2 この規定は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）の大洗研究所（北地区）（以下「大洗研究所」という。）における原子炉施設の保安に関する基本的事項を定め、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は原子炉施設による災害の防止を図ることを目的とする。</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表（南地区・使用施設）

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
<p>(保安規定)</p> <p>第二条の十二 法第五十七条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第1号</p> <p>関係法令及び保安規定の遵守のための体制</p> <p>1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p> <p>2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	<p>【第1編 総則】</p> <p>第1章 通則</p> <p>（遵守義務）</p> <p>第3条の2 職員等は、使用施設等に関する保安活動を行う場合は、この規定を遵守する。</p> <p>2 第5条に掲げる各職位は、職員等以外の者に使用施設等に関し、所掌する保安活動において、この規定を遵守させる。</p> <p>第3章 品質マネジメント計画</p> <p>（品質マネジメント計画）</p> <p>第9条 <u>使用施設等に関する保安活動を適切に実施するため、核燃料物質の使用の許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</u></p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 経営者の関与</p> <p><u>理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムの構築、実施及びその有効性を継続的に改善していることを実証するために、次の事項を行う。</u></p> <p>a) <u>品質方針を設定する。</u></p> <p>b) <u>品質目標が設定されていることを確実にする。</u></p> <p>c) <u>要員が、健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整える。</u></p> <p>d) <u>マネジメントレビューを実施する。</u></p> <p>e) <u>資源が使用できることを確実にする。</u></p> <p>f) <u>関係法令・規制要求事項を遵守すること及び原子力の安全を確保することの重要性を、組織内に周知する。</u></p> <p>g) <u>保安活動に関して、担当する業務について理解し、遂行する責任を持つことを要員に認識させる。</u></p> <p>h) <u>全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</u></p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) <u>理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括部長、大洗研究所においては大洗研究所担当理事を管理責任者とする。</u></p> <p>(2) <u>管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をもつ。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。</u></p> <p>c) <u>組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。</u></p> <p>d) <u>関係法令を遵守する。</u></p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) <u>理事長は、5.5.1項に定める管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</u></p> <p>a) <u>業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</u></p> <p>b) <u>業務に従事する要員の、業務・使用施設等に対する要求事項についての認識を高める。</u></p> <p>c) <u>成果を含む業務の実施状況について評価する。</u></p> <p>d) <u>健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。</u></p> <p>e) <u>関係法令を遵守する。</u></p> <p>(2) <u>管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</u></p> <p>a) <u>品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</u></p> <p>b) <u>要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。</u></p> <p>c) <u>原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</u></p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>d) <u>要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に使用施設等の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</u></p> <p>e) <u>要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。</u></p> <p>(3) <u>管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上（年度末及び必要に応じて）、自己評価（安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。）を実施する。</u></p>
<p>二 品質マネジメントシステムに関すること（品質管理規則第四条第四号に規定する手順書等（以下単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第2号</p> <p>品質マネジメントシステム</p> <p>1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第52条第1項又は第55条第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。</p> <p>2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成・維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、使用施設等の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p> <p>3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p>	<p>【第1編 総則】</p> <p>第3章 品質マネジメント計画 （品質マネジメント計画）</p> <p>第9条 <u>使用施設等に関する保安活動を適切に実施するため、核燃料物質の使用の許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</u></p> <p>1. <u>目的</u> 本品質マネジメント計画は、<u>使用施設等における保安活動に関して、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）に従って、使用施設等の安全の確保・維持・向上を図るための保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</u></p> <p>2. <u>適用範囲</u></p> <p>3. <u>定義</u></p> <p>4. <u>品質マネジメントシステム</u></p> <p>4.1 <u>一般要求事項</u></p> <p>4.2 <u>文書化に関する要求事項</u></p> <p>4.2.1 <u>一般</u></p> <p>4.2.2 <u>品質マニュアル</u></p> <p>4.2.3 <u>文書管理</u></p> <p>4.2.4 <u>記録の管理</u></p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p> <p>5. 内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることとしてもよい。</p>	<p>5. <u>経営者等の責任</u></p> <p>5.1 <u>経営者の関与</u></p> <p>5.2 <u>原子力の安全の重視</u></p> <p>5.3 <u>品質方針</u></p> <p>5.4 <u>計画</u></p> <p>5.4.1 <u>品質目標</u></p> <p>5.4.2 <u>品質マネジメントシステムの計画</u></p> <p>5.5 <u>責任、権限及びコミュニケーション</u></p> <p>5.5.1 <u>責任及び権限</u></p> <p>5.5.2 <u>管理責任者</u></p> <p>5.5.3 <u>管理者</u></p> <p>5.5.4 <u>内部コミュニケーション</u></p> <p>5.6 <u>マネジメントレビュー</u></p> <p>5.6.1 <u>一般</u></p> <p>5.6.2 <u>マネジメントレビューへのインプット</u></p> <p>5.6.3 <u>マネジメントレビューからのアウトプット</u></p> <p>6. <u>資源の運用管理</u></p> <p>6.1 <u>資源の確保</u></p> <p>6.2 <u>人的資源</u></p> <p>6.2.1 <u>一般</u></p> <p>6.2.2 <u>力量、教育・訓練及び認識</u></p> <p>6.3 <u>インフラストラクチャ</u></p> <p>6.4 <u>作業環境</u></p> <p>7. <u>業務の計画及び実施</u></p> <p>7.1 <u>業務の計画</u></p> <p>7.2 <u>業務・使用施設等に対する要求事項に関するプロセス</u></p> <p>7.2.1 <u>業務・使用施設等に対する要求事項の明確化</u></p> <p>7.2.2 <u>業務・使用施設等に対する要求事項のレビュー</u></p> <p>7.2.3 <u>外部とのコミュニケーション</u></p> <p>7.3 <u>設計・開発</u></p> <p>7.3.1 <u>設計・開発の計画</u></p> <p>7.3.2 <u>設計・開発へのインプット</u></p> <p>7.3.3 <u>設計・開発からのアウトプット</u></p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<ul style="list-style-type: none"> <u>7.3.4 設計・開発のレビュー</u> <u>7.3.5 設計・開発の検証</u> <u>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</u> <u>7.3.7 設計・開発の変更管理</u> <u>7.4 調達</u> <u>7.4.1 調達プロセス</u> <u>7.4.2 調達要求事項</u> <u>7.4.3 調達製品等の検証</u> <u>7.5 業務の実施</u> <u>7.5.1 個別業務の管理</u> <u>7.5.2 個別業務に関するプロセスの妥当性確認</u> <u>7.5.3 識別管理及びトレーサビリティ</u> <u>7.5.4 組織外の所有物</u> <u>7.5.5 調達製品の保存</u> <u>7.6 監視機器及び測定機器の管理</u> <u>8. 評価及び改善</u> <u>8.1 一般</u> <u>8.2 監視及び測定</u> <u>8.2.1 組織の外部の者の意見</u> <u>8.2.2 内部監査</u> <u>8.2.3 プロセスの監視及び測定</u> <u>8.2.4 検査及び試験</u> <u>8.3 不適合管理</u> <u>8.4 データの分析及び評価</u> <u>8.5 改善</u> <u>8.5.1 継続的改善</u> <u>8.5.2 是正処置等</u> <u>8.5.3 未然防止処置</u>
<p>三 使用施設等の管理を行う者の職務及び組織に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第3号 使用施設等の管理を行う者の職務及び組織 1. 使用施設等に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。 ここで、使用者については、加工事業者や再処理事業者の</p>	<p>【第1編 総則】 第2章 管理体制 第1節 組織及び職務 (組織)</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>ように、核燃料物質の取扱いに関して保安の監督を行わせる責任者として、核燃料取扱主任者免状を有する者を選任する義務は課せられていない。</p> <p>しかしながら、令第41条が、周辺監視区域外における一般公衆の放射線被ばくの観点から核燃料物質の数量及び組成を規定したものであることに鑑みれば、同条に定める核燃料物質の使用においては、自らの保安活動をより確実に遂行していくため、核燃料物質の取扱いに関して指導・助言を行うに足りる知識及び経験等を有する者を保安の監督に関する責任者に選任すること並びにその職務及び責任範囲が保安規定に明記されていることが望ましい。これを踏まえ、以下の事項が明記されていること。</p> <p>(1) 保安の監督に関する責任者の選任及び配置に関すること。</p> <p>ここで、保安の監督に関する責任者は、組織の長（代表者、工場長又は事業所の長等）が、使用施設等の構造、核燃料物質の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者の中から選任すること及び当該責任者は、その職務の重要性から、工場又は事業所の長等に対し、意見具申できる立場に配置することが明記されていること。</p> <p>(2) 保安の監督に関する責任者の職務に関すること。</p> <p>ここで、職務については、以下の事項が明記されていること。</p> <p>① 組織の長（代表者、工場長又は事業所の長等）に対し、意見具申等を行うこと。</p> <p>② 使用施設等の使用又は管理に従事する者に対して、指導・助言を行うこと。</p> <p>③ 保安教育の実施計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>④ 各種マニュアルの制定、改廃に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。</p>	<p>第4条 大洗研究所（南地区）の使用施設等の保安に関する組織は、別図第1のとおりとする。</p> <p>2 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、理事長、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長及び中央安全審査・品質保証委員会をいう。</p> <p>（職務）</p> <p>第5条 使用施設等の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、使用施設等に関する保安活動を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、使用施設等の品質マネジメント活動に係る内部監査の業務を行う。</p> <p>(3) 管理責任者は、<u>第9条の「5.5.2 管理責任者」に定める業務を行う。</u></p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長は、使用施設等の本部の品質マネジメント活動に係る業務、それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(5) <u>契約部長は、本部における使用施設等の保安に係る調達業務を行う。</u></p> <p>(6) 大洗研究所担当理事は、理事長を補佐し、大洗研究所における使用施設等に関する保安活動を統理する。</p> <p>(7) 大洗研究所長（以下「所長」という。）は、大洗研究所における使用施設等に関する保安活動を統括する。</p> <p>(8) <u>原子力施設検査室長は、第8条の3に定める独立検査組織の検査責任者として、事業者検査に関する業務を行う。</u></p> <p>《途中省略》</p> <p>(11) 保安管理部長は、次号から第15号までに掲げる保安活動を統括するとともに、第28条第3項に規定する業務を行う。また、センター長、放射線管理部長、管理部長、燃料材料開発部長、高速実験炉部長及び環境保全部長に対し、品質マネジメント活動及び保安活動に関する指示又は助言を行うことができる。</p> <p>(12) 安全対策課長は、大洗研究所（南地区）における<u>安全文化の育成・維持活動及び関係法令等の遵守活動並びに保安教育の庶務に関する業務を行う。</u></p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>⑤ 使用計画、保全計画等の保安上重要な計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>⑥ 保安規定に係る記録の確認を行うこと。</p> <p>⑦ 法令に基づく報告について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>(3) 保安の監督に関する責任者の意見等の尊重</p> <p>① 組織の長（代表者、工場長又は事業所の長等）は、保安の監督に関する責任者の意見具申等を尊重すること。</p> <p>② 使用施設等の使用等又は管理に従事する者は、保安の監督に関する責任者の指導・助言を尊重すること。</p> <p>(4) 保安の監督に関する責任者を補佐する組織</p> <p>核燃料物質の使用等を行う工場又は事業所の組織規模、一工場又は事業所当たりに複数の使用施設等が存在する等の場合には、保安の監督に関する責任者の補佐組織を設けることが望ましい。この場合、補佐組織が他の職務を兼務するときには、当該組織による補佐業務が影響を受けないよう指揮命令系統が明記されていること。</p> <p>(5) 保安の監督に関する責任者の代行者の選任及び配置</p> <p>核燃料物質の使用等を行う工場又は事業所の組織規模、一工場又は事業所当たりに複数の使用施設等が存在する等の場合には、十分な保安監督業務を行う観点から、保安の監督に関する責任者の代行者をあらかじめ選任し、配置しておくことが望ましい。この場合、保安の監督に関する代行者の選任及び配置については、(1)と同様の事項が明記されていること。</p>	<p>(13) 施設安全課長は、大洗研究所（南地区）における品質マネジメント活動の庶務に関する業務及び使用施設等安全審査委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(14) 危機管理課長は、非常の場合に講ずべき処置に関する整備及び支援に関する業務、並びに総合的な訓練に関する業務を行う。</p> <p>《途中省略》</p> <p>(19) 管理部長は、次号の調達課長が行う業務及び第2-1号に掲げる保安活動を統括する。</p> <p>(20) 調達課長は、大洗研究所（南地区）における使用施設等の保安に係る調達業務を行う。</p> <p>《以下省略》</p> <p>第2節 核燃料取扱主務者 （核燃料取扱主務者の選任）</p> <p>第6条《省略》 （核燃料取扱主務者の職務）</p> <p>第6条の2《省略》 （意見の尊重等）</p> <p>第6条の3《省略》</p> <p>第3節 委員会 （中央安全審査・品質保証委員会）</p> <p>第7条《省略》 （使用施設等安全審査委員会の設置及び構成）</p> <p>第7条の2《省略》 （使用施設等安全審査委員会の審議事項）</p> <p>第7条の3《省略》 （品質保証推進委員会の審議事項）</p> <p>第8条の2《省略》</p> <p>第4節 独立検査組織 （独立検査組織の設置）</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>第8条の3 <u>使用施設等の運転・保守担当課から独立性を持たせた者による事業者検査を行うために、大洗研究所に独立検査組織を設置する。</u></p> <p><u>(事業者検査の独立性の確保)</u></p> <p>第8条の4 <u>所長並びに使用施設等の運転・保守担当課及びその上司(部長等)は、独立検査組織の運営に不当な圧力や影響を与えてはならない。</u></p> <p>第3章 <u>品質マネジメント計画</u></p> <p>8.2.4 <u>検査及び試験</u></p> <p><u>所長又は自主検査及び試験を行う部長は、検査・試験の管理要領を定め、次の事項を管理する。</u></p> <p>(1) <u>部長及び課長は、使用施設等の要求事項が満たされていることを検証するために、個別業務の計画(7.1項参照)に従って、適切な段階で事業者検査又は自主検査等を実施する。</u></p> <p>(2) <u>検査及び試験の可否判定基準への適合の証拠となる事業者検査又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。</u></p> <p>(3) <u>記録には、リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した人を明記する。</u></p> <p>(4) <u>個別業務の計画で決めた検査及び試験が支障なく完了するまでは、当該機器等や使用施設等を運転、使用しない。ただし、当該の権限をもつ者が、個別業務の計画に定める手順により承認する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(5) <u>原子力施設検査室長は、保安活動の重要度に応じて、事業者検査の中立性及び信頼性が損なわれないよう検査する要員の独立性を確保する。</u></p> <p><u>また、自主検査及び試験を行う部長及び課長は、自主検査等の検査及び試験要員の独立性について、これを準用する。</u></p>
<p>四 使用施設等の操作及び管理を行う者に対する保安教育に関することであって次に掲げるもの</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第4号 保安教育</p>	<p>第4章 保安教育訓練 (保安教育等)</p> <p>第18条 《省略》</p> <p>別表第6 使用施設等に関する保安活動を行う者の保安教育(第18条)</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
<p>イ 保安教育の実施方針(実施計画の策定を含む。)に関すること。</p> <p>ロ 保安教育の内容に関することであって次に掲げるもの</p> <p>(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>(2) 使用施設等の構造、性能及び操作に関すること。</p> <p>(3) 放射線管理に関すること。</p> <p>(4) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。</p> <p>(5) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>ハ その他使用施設等に係る保安教育に関し必要な事項</p>	<p>1. 使用施設等の管理を行う者(役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。)について、保安教育実施方針が定められていること。</p> <p>2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p> <p>4. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起ささないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。</p>	<p>別表第8 放射線業務従事者指定教育(第18条)</p> <p>別表第8. 1 緊急作業従事者選定教育(第18条)</p> <p>第3章 品質マネジメント計画</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p>(1) 所長及び部長は、要員の力量を確保するために、教育・訓練に関する管理要領を定め、保安活動の重要度に応じて、次の事項を確実に実施する。</p> <p>a) 保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</p> <p>b) 必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。</p> <p>c) 教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。</p> <p>d) 要員が、品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識及び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にする。</p> <p>e) 要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。</p> <p>《以下省略》</p>
<p>五 使用施設等の操作に関することであつて、次に掲げるもの。</p> <p>イ 使用施設等の操作を行う体制の整備に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第5号</p> <p>使用施設等の操作</p> <p>1. 核燃料物質の使用等に必要な従業員の確保について定められていること。</p> <p>2. 使用施設等の管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。</p> <p>(つづく)</p>	<p>【第1編 総則】</p> <p>第3章 品質マネジメント計画</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。</p> <p>また、別表第5に使用施設等に係る品質マネジメントシステム文書体系を示す。</p> <p>(1) 品質方針及び品質目標</p> <p>(2) 品質マニュアル(一次文書)</p> <p>本品質マネジメント計画</p> <p>大洗研究所原子炉施設等品質マネジメント計画書(以下「施設品質マネジメント計画書」という。)</p> <p>(3) この規定が要求する手順及び組織が必要と判断した規則等の文書(二次文書)及び記録</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>(4) <u>組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、二次文書以外に組織が必要と判断した指示書、図面等を含む文書（三次文書）及び記録</u></p> <p>【第4編 施設管理】 第1章 施設の運転管理 第1節 通則 （要員の配置） 第65条《省略》 （使用上の留意事項） 第66条《省略》</p>
<p>□ 使用施設等の操作に当たって確認すべき事項及び操作に必要な事項</p> <p>ハ 異状があった場合の措置に関すること（第十二号に掲げるものを除く。）。</p>	<p>（つづき）</p> <p>3. 核燃料物質の臨界管理について定められていること。</p> <p>4. 従業員の引継時に実施すべき事項について定められていること。</p> <p>5. 核燃料物質等の使用前及び使用後に確認すべき取扱いに必要な事項について定められていること。</p> <p>6. 地震・火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。</p>	<p>【第1編 総則】 第2節 非常事態における活動 （通報及び応急措置） 第21条《省略》</p> <p>【第4編 施設管理】 第1章 施設の運転管理 第2節 施設の運転管理 （セル等の操作管理） 第67条《省略》 （換気設備の運転） 第68条《省略》 （非常用電源設備の運転） 第69条《省略》 （警報装置の作動条件） 第70条《省略》</p> <p>第3節 核燃料物質の使用等 （臨界管理） 第73条《省略》 （核燃料物質の使用） 第74条《省略》</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>(燃料研究棟のプルトニウム・濃縮ウラン貯蔵容器の開封点検及び酸化処理に伴う安全対策)</p> <p>第74条の3《省略》</p> <p>(汚染された物品の保管)</p> <p>第76条《省略》</p> <p>第2章 施設の巡視点検等</p> <p>(異常時の措置)</p> <p>第78条《省略》</p>
<p>六 管理区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第6号</p> <p>管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等</p> <p>1. 管理区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること。</p> <p>2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びこれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。</p> <p>3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁、その他の人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。</p> <p>5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</p> <p>7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。</p> <p>8. 周辺監視区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること。</p> <p>9. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</p>	<p>【第1編】</p> <p>第6章 職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理</p> <p>(職員等以外の者に対する保安措置)</p> <p>第27条《省略》</p> <p>(職員等以外の者に対する放射線管理)</p> <p>第28条《省略》</p> <p>【第2編 放射線管理】</p> <p>第1章 管理区域等の管理</p> <p>(管理区域)</p> <p>第31条《省略》</p> <p>(管理区域の一時解除)</p> <p>第32条《省略》</p> <p>(一時管理区域)</p> <p>第33条《省略》</p> <p>(立入制限区域)</p> <p>第34条《省略》</p> <p>(周辺監視区域)</p> <p>第35条《省略》</p> <p>(管理区域等の表示)</p> <p>第36条《省略》</p> <p>第2節 管理区域等の出入管理</p> <p>(管理区域に立ち入る者の区分)</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>第37条《省略》 （放射線業務従事者の指定及び解除）</p> <p>第38条《省略》 （管理区域の出入り管理）</p> <p>第39条《省略》 （立入制限区域への立入り）</p> <p>第40条《省略》 （周辺監視区域への立入り制限）</p> <p>第41条《省略》 （飲食又は喫煙の禁止）</p> <p>第42条《省略》 （管理区域外への物品の持ち出し）</p> <p>第43条《省略》</p> <p>【第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理】</p> <p>第1章 核燃料物質等の運搬 （周辺監視区域内運搬）</p> <p>第51条《省略》 （周辺監視区域外運搬）</p> <p>第52条《省略》</p>
<p>七 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第7号 排気監視設備及び排水監視設備</p> <p>1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能維持の方法並びにその使用方法が定められていること。</p> <p>2. これらの設備の機能維持の方法については、施設全体での管理方法の一部として、第15号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体での管理方法の一部として、第9号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>第9号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項及び第15号における施設管理に関する事項として記載</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
<p>八 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第8号 線量、線量当量、汚染の除去等</p> <ol style="list-style-type: none"> 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。 使用規則第2条の11の4第1号ハに基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。 核燃料物質等（核燃料物質及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所外への運搬に関する行為（工場又は事業所外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第10号又は第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分等を明確にするため、第11号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。 	<p>【第2編 放射線管理】</p> <p>第2章 管理区域等の管理</p> <p>第3節 管理区域内の作業及び作業環境管理等 （作業に伴う放射線管理）</p> <p>第44条 管理区域内で有意な放射線被ばく又は汚染を伴う作業を行う課長（以下「作業担当課長」という。）は、<u>線量が合理的に達成できる限り低くなるよう</u>作業による線量及び作業区域の放射線環境に応じた作業方法等を記載した放射線作業計画を作成し、その実施にあたっては、計画に記載した放射線管理上の措置を講じる。</p> <p>2 放射線管理第1課長は、作業計画の作成及び実施に際し、指導・助言を行う。</p> <p>（床、壁等の除染）</p> <p>第45条《省略》 （線量率等の測定）</p> <p>第46条《省略》 （測定により異常を認めた場合の措置）</p> <p>第47条《省略》</p> <p>第2章 被ばく管理</p> <p>第1節 被ばくの防止 （緊急作業上の被ばく管理）</p> <p>第48条《省略》</p> <p>第2節 線量の評価 （線量の評価）</p> <p>第49条《省略》 （線量の通知）</p> <p>第49条の2《省略》</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として定められていること。なお、放射性廃棄物との仕分等を明確にするため、第11号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。</p>	
<p>九 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第9号 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法</p> <p>1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。</p> <p>2. 放射線測定器の機能維持の方法については、施設全体での管理方法の一部等として、第15号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>【第2編 放射線管理】</p> <p>第3章 放射線管理設備等の管理 （放射線管理用機器類の管理）</p> <p>第50条 放射線管理第1課長は、別表第20から別表第26までに掲げる放射線管理用機器を備えつける。</p> <p>2 環境監視線量計測課長は、別表第17に掲げる放射線管理用機器を備えつける。</p> <p>3 環境監視線量計測課長は、前項に規定する放射線管理用機器について設備保全整理表に定めるところにより年1回の点検を行う。</p> <p>4 環境監視線量計測課長は、前項の結果について、放射線管理部長に報告する。</p> <p>その他、第15号における施設管理に関する事項として記載</p>
<p>十 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第10号 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等</p> <p>1. 工場又は事業所内における核燃料物質の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しない措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。</p> <p>2. 核燃料物質の工場又は事業所外への運搬に関する行為（工場又は事業所外での運搬中に関するものを除く。）に関することが定められていること。なお、この事項は、第8号又は第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>【第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理】</p> <p>第1章 核燃料物質等の運搬 （周辺監視区域内運搬）</p> <p>第51条《省略》 （周辺監視区域外運搬）</p> <p>第52条《省略》</p> <p>【第4編 施設管理】</p> <p>第1章 施設の運転管理</p> <p>第3節 核燃料物質の使用等 （核燃料物質の取扱計画及び報告）</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		第71条《省略》 （核燃料物質の管理） 第72条《省略》 （臨界管理） 第73条《省略》
十一 放射性廃棄物の廃棄 （工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関する事。	使用規則第2条の12第1項第11号 放射性廃棄物の廃棄 1. 放射性固体廃棄物の保管廃棄に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。 2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。 3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所外への運搬に関する行為（工場又は事業所外での運搬中に関するものを除く。）の実施体制が定められていること。なお、この事項は、第8号又は第10号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。 4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。 7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	【第2編 放射線管理】 第1章 管理区域等の管理 （線量率等の測定） 第46条《省略》 （測定により異常を認めた場合の措置） 第47条《省略》 【第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理】 第2章 放射性廃棄物等の管理 （固体廃棄物の廃棄） 第53条《省略》 （固体廃棄物の前処理） 第53条の2《省略》 （液体廃棄物の容器による廃棄） 第54条《省略》 （高放射性液体廃棄物の固化による廃棄） 第55条 原子炉施設から一般排水溝へ放出する液体廃棄物中の放射性物質の濃度は、3月間についての平均濃度が法令で定める周辺監視区域外の水中濃度限度以下とする。 <u>2 液体廃棄物の管理者は、周辺監視区域外に放出する液体廃棄物中の放射性物質の量が別表第6に掲げる放出管理目標値を超えないように管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理する。</u> （廃液タンクの液体廃棄物の廃棄） 第56条《途中省略》

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>7 <u>管理区域管理者は、周辺監視区域外に放出する液体廃棄物中の放射性物質の量が別表第33に掲げる放出管理目標値を超えないように管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理する。</u></p> <p>《以下省略》</p> <p>(廃液処理装置による液体廃棄物の処理) 第57条《省略》</p> <p>(気体状放射性廃棄物の廃棄) 第58条 《途中省略》</p> <p>5 <u>管理区域管理者は、排気口における放射性物質の放出量が別表第34に定める放出管理目標値を超えないように管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理する。</u></p> <p>(放射性廃棄物の排出に伴う措置) 第59条《省略》 (廃液輸送管の管理) 第60条《省略》 (保管廃棄物の管理) 第61条《省略》</p> <p>第3章 廃棄物管理施設へ引き渡す放射性廃棄物等の管理 (放射性廃棄物の発生量の推定等) 第62条《省略》 (廃棄物の仕掛品の管理) 第62条の2《省略》 (放射性廃棄物の引渡しにあたっての措置) 第63条《省略》 (放射性廃棄物の保管) 第64条《省略》</p>
<p>十二 非常の場合に講ずべき処置 に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第12号 非常の場合に講ずべき処置</p>	<p>【第1編 総則】 第3章 <u>品質マネジメント計画</u></p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</p> <p>2. 緊急時における核燃料物質の使用に関する組織内規程類を作成することが定められていること。</p> <p>3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報すること（工場等内の見学者、外部研究者等に対する避難指示等を含む。）が定められていること。</p> <p>4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。</p> <p>5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</p> <p>6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</p> <p>(1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を使用者に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。</p> <p>8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。</p> <p>9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。</p>	<p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p><u>品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。</u></p> <p><u>また、別表第5に使用施設等に係る品質マネジメントシステム文書体系を示す。</u></p> <p>(1) 品質方針及び品質目標</p> <p>(2) 品質マニュアル（一次文書） <u>本品質マネジメント計画</u> <u>大洗研究所原子炉施設等品質マネジメント計画書（以下「施設品質マネジメント計画書」という。）</u></p> <p>(3) <u>この規定が要求する手順及び組織が必要と判断した規則等の文書（二次文書）及び記録</u></p> <p>(4) <u>組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、二次文書以外に組織が必要と判断した指示書、図面等を含む文書（三次文書）及び記録</u></p> <p>第4章 保安教育訓練 （保安訓練）</p> <p>第19条 所長は、別表第10（1）に掲げる総合的な訓練を実施する。 <u>なお、総合的な訓練は、「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所原子力事業者防災業務計画」（以下「原子力事業者防災業務計画」という。）に基づく防災訓練と併せて実施することができる。</u></p> <p>2 施設管理統括者は、使用施設等に常時立ち入り保安活動を行う者に対して、別表第10（2）に掲げる保安訓練を実施する。</p> <p>3 施設管理統括者は、前項の保安訓練の実施結果を年1回、所長及び当該施設を所掌するセンター長に報告する。</p> <p>4 第2項の訓練は、第1項の総合的な訓練と兼ねることができる。</p> <p>5 施設管理統括者は、緊急作業に従事する要員として選定を受けようとする者について、別表第10（3）に掲げる緊急作業に係る訓練を実施する。また、選定後は、毎年度1回以上、訓練を実施する。</p> <p>6 前項の訓練は、第1項の総合的な訓練と同等の項目については、兼ねることができる。</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>第5章 非常の場合に<u>講ずべき処置</u></p> <p>第1節 事前の措置 (事前措置)</p> <p>第20条《省略》</p> <p>第2節 非常事態における活動 (通報及び応急措置)</p> <p>第21条《省略》 (現地対策本部の設置)</p> <p>第22条《省略》 (理事長及び関係機関への通報)</p> <p>第23条《省略》 (非常事態における活動)</p> <p>第24条 現地対策本部は、人命の救助、<u>避難</u>、非常事態の原因除去、拡大防止等に関する防護活動を行う。 (非常事態の解除)</p> <p>第25条《省略》</p> <p><u>(原子力災害対策特別措置法に基づく措置)</u></p> <p>第26条 <u>原子力災害対策特別措置法に定める事象が発生した場合は、この規定によらずに原子力事業者防災業務計画に基づき措置するものとする。</u></p> <p>【第2編 放射線管理】</p> <p>第2章 被ばく管理</p> <p>第1節 被ばくの防止 (緊急作業上の被ばく管理)</p> <p>第48条《省略》</p> <p>【第4編 施設管理】</p> <p>第2章 施設の巡視点検等 (異常時の措置)</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
<p>十三 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故が発生した場合における使用施設等の機能の保安に関する措置に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第13号 設計想定事象等に係る使用施設等の保安に関する措置</p> <p>1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p> <p>(1) 使用施設等の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。</p> <p>イ 火災 可燃物管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。</p> <p>ロ 発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、使用施設等から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるもの（以下「多量の放射性物質等を放出する事故」という。） 当該事故の拡大を防止するために必要な措置に関すること。</p> <p>(2) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における使用施設等の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、毎年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>	<p>第78条《省略》</p> <p>【第1編 総則】</p> <p>第3章 品質マネジメント計画</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般 品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。 また、別表第5に使用施設等に係る品質マネジメントシステム文書体系を示す。</p> <p>(1) 品質方針及び品質目標</p> <p>(2) 品質マニュアル（一次文書） 本品質マネジメント計画 大洗研究所原子炉施設等品質マネジメント計画書（以下「施設品質マネジメント計画書」という。）</p> <p>(3) この規定が要求する手順及び組織が必要と判断した規則等の文書（二次文書）及び記録</p> <p>(4) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、二次文書以外に組織が必要と判断した指示書、図面等を含む文書（三次文書）及び記録</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p>(1) 所長及び部長は、要員の力量を確保するために、教育・訓練に関する管理要領を定め、保安活動の重要度に応じて、次の事項を確実に実施する。</p> <p>a) 保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</p> <p>b) 必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。</p> <p>c) 教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。</p> <p>d) 要員が、品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識及び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にする。</p> <p>e) 要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>(2) <u>理事長は、監査員の力量について、「原子力安全監査実施要領」に定める。</u></p> <p>(3) <u>安全・核セキュリティ統括部長は、本部における原子力の安全に影響を及ぼす業務のプロセスを明確にし、(1)項の a) から e) までに準じた管理を行う。</u> 《以下省略》</p> <p>【第4編 施設管理】 第1章 施設の運転管理 第1節 通則 (使用上の留意事項) 第66条《省略》</p> <p>第2章 施設の巡視点検等 (異常時の措置) 第78条《省略》</p>
<p>十四 使用施設等に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第六条の十各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第14号記録及び報告</p> <p>1. 使用施設等に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</p> <p>2. 使用規則第2条の11に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。</p> <p>3. 工場又は事業所の長及び保安の監督に関する責任者に報告すべき事項が定められていること。</p> <p>4. 特に、使用規則第6条の10各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。</p>	<p>【第1編 総則】 第3章 品質マネジメント計画 4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) <u>保安に係る各組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。</u></p> <p>(2) <u>安全・核セキュリティ統括部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、大洗研究所の「大洗研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。</u></p> <p>a) <u>記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する管理を行う。</u></p> <p>b) <u>記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</u></p> <p>第7章 記録及び報告 (記録及び保存)</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。</p>	<p>第29条 使用施設等の保安に関する記録事項を、核燃料使用規則第2条の11に基づき別表第11に示すところにより記録し保存する。</p> <p>2 この規定に定める保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する記録は、<u>第9条「4.2.4 記録の管理」</u>に基づき記録し保存する。</p> <p>(故障等の報告)</p> <p>第30条《省略》</p>
<p>十五 使用施設等の施設管理に関すること(使用前検査の実施に関することを含む。)</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第15号 使用施設等の施設管理</p> <p>1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号-7(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること。</p> <p>2. 使用前検査の実施に関することが定められていること。</p> <p>なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない要員に検査を実施させることとしてもよい。</p>	<p>【第1編 総則】</p> <p>第1章 通則</p> <p>(基本方針)</p> <p>第1条の2 前条の目的を達成するため、安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会による放射線防護の精神にのっとり、核燃料物質の使用等による災害防止のために適切な品質マネジメント活動のもと保安活動を実施する。</p> <p>2 <u>法第56条の3第1項の規定に基づき、核燃料物質の使用等に関する規則(昭和32年総理府令第84号。以下「核燃料使用規則」という。)</u> <u>第2条の11の7第1項第1号から第4号までの定めに従って、使用施設等の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理(以下「施設管理」という。)</u>に関する施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を定め、保全活動を実施する。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条《途中省略》</p> <p>(20) 「保全活動」とは、保安活動のうち、使用施設等の設備の機能又は性能を確認、維持又は向上させる活動をいう。</p> <p>(21) 「事業者検査」とは、<u>法第55条の2第1項に基づき事業者が行う使用前検査(溶接検査を含む。以下「使用前事業者検査」という。)</u>及び<u>法第56条の3第1項第1号の定めにより核燃料使用規則第2条の11の7第1項第4号二に基づき事業者が行う施設管理に関する定期的な検査(以下「定期事業者検査」という。)</u>をいう。</p> <p>(22) 「施設管理方針」とは、使用施設等が法第52条第1項又は第55条第1項の許可を受けたところによるものであり、かつ、「使用施設等の技術基準に関する規則」(令和2年原子力規制委員会規則第11号。以下「技</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>術基準規則」という。)に定める技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するために、策定する方針をいう。</p> <p>(23) 「施設管理目標」とは、施設管理方針に従って達成すべき、使用施設等ごとの施設管理の目標（施設管理の重要度が高い設備について定量的に定める目標を含む。）をいう。</p> <p>(24) 「施設管理実施計画」とは、施設管理目標を達成するために、使用施設等ごとに策定する計画（施設管理の総体としての文書体系）をいい、次の①から⑧までに掲げる事項を含む。</p> <p>① 施設管理実施計画の始期及び期間に関する事項</p> <p>② 使用施設等の設計及び工事に関する事項</p> <p>③ 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関する事項</p> <p>④ 使用施設等の点検、検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関する事項</p> <p>⑤ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関する事項</p> <p>⑥ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関する事項</p> <p>⑦ ⑥の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関する事項</p> <p>⑧ 使用施設等の施設管理に係る記録に関する事項</p> <p>(25) 「設備保全整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、使用施設等の工事の方法及び時期に関する事項並びに使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関する事項について、設備・機器単位で整理した表をいう。</p> <p>(26) 「検査要否整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、使用施設等の検査の方法に関する事項について、技術基準規則の条項単位で整理した表をいう。</p> <p>《以下省略》</p>
		<p>【第2編 放射線管理】</p> <p>第3章 放射線管理設備等の管理</p> <p>（施設管理目標の策定）</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>第49条の3 放射線管理部長は、環境監視線量計測課が所掌する放射線管理用機器について、第1条の2第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標を策定する。</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の施設管理目標について所長の承認を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 放射線管理部長は、前項の承認を得たときは、施設管理統括者に通知する。</p> <p>(施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定)</p> <p>第49条の4 環境監視線量計測課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定する。ただし、目標設定すべき重要度の高い機器がない場合は、この限りでない。</p> <p>2 環境監視線量計測課長は、前項の定量的な施設管理目標（策定した場合に限る。）について、放射線管理部長の承認を得る。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>3 放射線管理部長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>4 環境監視線量計測課長は、第2項の承認を得たときは、施設管理者に通知する。</p> <p>(施設管理実施計画等の策定)</p> <p>第49条の5 環境監視線量計測課長は、所掌する機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定する。ただし、施設管理上必要としない事項については、この限りでない。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>(2) 使用施設等の設計及び工事に関すること。</p> <p>(3) 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>(4) 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p>(5) 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>(6) <u>使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</u></p> <p>(7) <u>前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</u></p> <p>(8) <u>使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</u></p> <p>2 <u>環境監視線量計測課長は、所掌する機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定する。</u></p> <p>(1) <u>使用施設等の工事の方法及び時期</u></p> <p>(2) <u>使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u></p> <p>3 <u>環境監視線量計測課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表について、放射線管理部長の承認を得る。これを変更しようとするときも同様とする。</u></p> <p>4 <u>放射線管理部長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主務者の同意を得る。</u></p> <p>5 <u>環境監視線量計測課長は、第3項の承認を得たときは、施設管理者に通知する。</u></p> <p><u>（保全活動の実施）</u></p> <p>第49条の6 <u>環境監視線量計測課長は、所掌する機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施する。</u></p> <p><u>（保全活動の有効性評価及び改善）</u></p> <p>第49条の7 <u>環境監視線量計測課長は、所掌する機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行う。</u></p> <p>【第4編 施設管理】</p> <p>第2章 施設の保守管理</p> <p><u>（施設管理目標の策定）</u></p> <p>第78条の2 <u>施設管理統括者は、放射線管理部長と協議のうえ、所掌する施設について、第1条の2第2項に基づき理事長が定める施設管理方</u></p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p><u>針に従って、達成すべき施設管理目標を策定し、当該施設を所掌するセンター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>2 <u>施設管理統括者は、前項の承認を得たときは、放射線管理部長及び管理部長に通知する。</u></p> <p><u>(施設管理の重要度が高いシステムに対する定量的な目標の策定)</u></p> <p>第78条の3 <u>施設管理者及び放射線管理第1課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定する。ただし、目標設定すべき重要度の高い設備・機器がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>施設管理者は、前項の定量的な施設管理目標（策定した場合に限る。）を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、施設管理統括者の承認を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>3 <u>施設管理統括者は、前項の承認を行う場合は、核燃料取扱主務者の同意を得る。</u></p> <p>4 <u>施設管理者は、第2項の承認を得たときは、放射線管理第1課長、工務課長及び高速炉第2課長（JWTFに限る。）に通知する。</u></p> <p><u>(施設管理実施計画等の策定)</u></p> <p>第78条の4 <u>施設管理者、高速炉第2課長（JWTFに限る。）及び放射線管理第1課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定する。</u></p> <p>(1) <u>施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</u></p> <p>(2) <u>使用施設等の設計及び工事に関すること。</u></p> <p>(3) <u>使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</u></p> <p>(4) <u>使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。</u></p> <p>(5) <u>使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</u></p> <p>(6) <u>使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</u></p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>(7) <u>前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</u></p> <p>(8) <u>使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</u></p> <p>2 <u>施設管理者、高速炉第2課長（JWTFに限る。）及び放射線管理第1課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定する。</u></p> <p>(1) <u>使用施設等の工事の方法及び時期</u></p> <p>(2) <u>使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u></p> <p>3 <u>第1項及び前項において、使用施設等の操作を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として核燃料使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画並びに特別な設備保全整理表及び検査要否整理表を定めることができる。</u></p> <p>4 <u>施設管理者は、第1項から前項までの施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、施設管理統括者の承認を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>5 <u>施設管理統括者は、前項の承認を行う場合は、核燃料取扱主務者の同意を得る。</u></p> <p>6 <u>施設管理者は、第4項の承認を得たときは、放射線管理第1課長、工務課長及び高速炉第2課長（JWTFに限る。）に通知する。</u></p> <p><u>（保全活動の実施）</u></p> <p>第78条の5 <u>施設管理者、高速炉第2課長（JWTFに限る。）及び放射線管理第1課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施する。</u></p> <p><u>（保全活動の有効性評価及び改善）</u></p> <p>第78条の6 <u>施設管理者、高速炉第2課長（JWTFに限る。）及び放射線管理第1課長は、所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡</u></p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p><u>視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行う。</u></p> <p>(定期事業者検査)</p> <p><u>第79条 原子力施設検査室長は、定期事業者検査を実施しようとするときは、定期事業者検査計画書及び定期事業者検査要領書を策定し、核燃料取扱主務者の同意を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、予定期間の変更、その他施設の安全に影響しない軽微な変更については、この限りではない。</u></p> <p><u>2 施設管理者、高速炉第2課長（JWTFに限る。）及び放射線管理第1課長は、原子力施設検査室長の求めに応じて前項の定期事業者検査に必要な情報を提供する。</u></p> <p><u>3 原子力施設検査室長は、第1項の定期事業者検査計画書及び定期事業者検査要領書に従い定期事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を受ける。</u></p> <p><u>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得たときは、施設管理者、高速炉第2課長（JWTFに限る。）又は放射線管理第1課長に通知する。</u></p> <p><u>5 施設管理者、高速炉第2課長及び放射線管理第1課長は、前項の通知のうち、第1項の同意に係る通知を受けたときは、それぞれ施設管理統括者及び放射線管理部長に報告する。</u></p> <p>(修理及び改造)</p> <p><u>第80条 施設管理者は、使用施設等に係る建家又は設備若しくは機器の修理及び改造を行おうとする場合に、その修理及び改造が使用施設等の保安に影響があると認めるときは、施設管理統括者の承認を得る。</u></p> <p><u>2 施設管理者は、前項の修理及び改造が使用前事業者検査を伴う場合は、施設管理統括者の同意を得る。</u></p> <p><u>3 施設管理者は、前項の同意に際し、修理及び改造に関係する課がある場合は、関係課長と協議し、関係する部長の同意を得る。</u></p> <p><u>4 施設管理統括者は、前項の同意をした場合は、当該施設を所掌するセンター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。</u></p> <p><u>5 所長は、前項の承認を行う場合は、使用施設等安全審査委員会に諮問し、</u></p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p><u>6 施設管理者は、第2項の修理及び改造を終えたときは、その状況について、施設管理統括者の確認を受けたのちに、所長、核燃料取扱主務者及び当該施設を所掌するセンター長に報告する。</u></p> <p><u>(使用前事業者検査)</u></p> <p><u>第81条 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとするときは、使用前事業者検査計画書及び使用前事業者検査要領書を策定し、核燃料取扱主務者の同意を得る。これを変更するときも、同様とする。ただし、予定期間の変更、その他施設の安全に影響しない軽微な変更については、この限りではない。</u></p> <p><u>2 施設管理者並びに当該検査に関係する課長は、原子力施設検査室長の求めに応じて、前項の使用前事業者検査に必要な情報を提供する。</u></p> <p><u>3 原子力施設検査室長は、第1項の使用前事業者検査計画書及び使用前事業者検査要領書に従い使用前事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を受ける。</u></p> <p><u>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得たときは、施設管理者及び当該検査に関係する課長に通知する。</u></p> <p><u>5 施設管理者は、前項の通知のうち、第1項の同意に係る通知を受けたときは、施設管理統括者に報告する。</u></p> <p><u>(保守結果の通知等)</u></p> <p><u>第82条 施設管理者は、第79条の定期事業者検査が終了したとき、次項及び第3項の規定により高速炉第2課長又は放射線管理第1課長から定期事業者検査の終了の通知を受けたときは、その結果を施設管理統括者に報告する。</u></p> <p><u>2 高速炉第2課長は、第79条の定期事業者検査が終了したときは、施設管理者に通知する。</u></p> <p><u>3 放射線管理第1課長は、第79条の定期事業者検査が終了したときは、放射線管理部長に報告するとともに、施設管理者に通知する。</u></p> <p><u>4 施設管理者は、前条第1項の使用前事業者検査が終了したときは、その結果を施設管理統括者及び当該検査に関係する部長に報告する。</u></p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>5 <u>施設管理統括者は、第1項又は第4項の報告を受けたときは、所長及び当該施設を所掌するセンター長に報告するとともに、核燃料取扱主務者に通知する。</u></p>
<p>十六 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の使用者との共有に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第16号 技術情報の共有</p> <p>1. メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の使用者等と共有し、自らの使用施設等の保安を向上させるための措置が記載されていること。</p>	<p>【第1編 総則】 第3章 品質マネジメント計画 8.5.3 未然防止処置</p> <p><u>安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長及び部長は、他の使用施設等から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</u></p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見（核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。）を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。</u></p> <p><u>この活用には、得られた知見や技術情報を他の使用者と共有することも含む。</u></p> <p>a) <u>起こり得る不適合及びその原因についての調査</u> b) <u>不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</u> c) <u>必要な処置の決定及び実施</u> d) <u>とった未然防止処置の有効性のレビュー</u></p> <p>(2) <u>全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。</u></p>
<p>十七 不適合（品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第二十号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第17号 不適合発生時の情報の公開</p> <p>1. 使用施設等の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。 2. 情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要な事項が定められていること。</p>	<p>【第1編 総則】 第3章 品質マネジメント計画 8.3 不適合管理</p> <p><u>安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長又は部長は、不適合の処理に関する管理の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不</u></p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、業務・使用施設等に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</u></p> <p>(2) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</u></p> <p>a) <u>不適合を除去するための処置を行う。</u></p> <p>b) <u>不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース(次工程への引渡し)又は合格と判定することを正式に許可する。</u></p> <p>c) <u>本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</u></p> <p>d) <u>外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</u></p> <p>(3) <u>不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</u></p> <p>(4) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。</u></p> <p>(5) <u>所長は、使用施設等の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。</u></p> <p>(6) <u>安全・核セキュリティ統括部長は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</u></p>
<p>十八 その他使用施設等に係る保安に関し必要な事項</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第18号 その他必要な事項</p>	<p>【第1編 総則】 第1章 通則 (目的)</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、使用施設等に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</p> <p>2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止を図るものとして定められていること。</p>	<p>第1条 この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号、以下「法」という。）第57条第1項の規定に基づき定める。</p> <p>2 この規定は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）の大洗研究所（以下「大洗研究所」という。）（南地区）において、使用施設、貯蔵施設、廃棄施設（以下「使用施設等」という。）の保安に関する基本的事項を定め、大洗研究所（南地区）における核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害を防止することを目的とする。</p>

加工施設保安規定審査基準規則要求と保安規定改定案の対比表（人形峠_加工施設）

加工規則	加工施設保安規定審査基準	保安規定改定
<p>(保安規定)</p> <p>第八条 法第二十二條第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。</p>	<p>加工規則第8条第1項第1号</p> <p>関係法令及び保安規定の遵守のための体制</p> <p>1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p> <p>2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にするため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	<p>第3章 品質マネジメントシステム (品質マネジメント計画)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 経営者の関与</p> <p><u>理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムの構築、実施及びその有効性を継続的に改善していることを実証するために、次の事項を行う。</u></p> <p>a) <u>品質方針を設定する。</u></p> <p>b) <u>品質目標が設定されていることを確実にする。</u></p> <p>c) <u>要員が、健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整える。</u></p> <p>d) <u>マネジメントレビューを実施する。</u></p> <p>e) <u>資源が使用できることを確実にする。</u></p> <p>f) <u>関係法令・規制要求事項を遵守すること及び原子力の安全を確保することの重要性を、組織内に周知する。</u></p> <p>g) <u>保安活動に関して、担当する業務について理解し、遂行する責任を持つことを要員に認識させる。</u></p> <p>h) <u>全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</u></p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) <u>理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括部長、センターにおいては人形峠環境技術センター担当理事（以下「センター担当理事」という。）を管理責任者とする。</u></p> <p>(2) <u>管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をもつ。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。</u></p> <p>c) <u>組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。</u></p> <p>d) <u>関係法令を遵守する。</u></p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) <u>理事長は、5.5.1項に定める管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</u></p> <p><u>また、プロセスの責任者として、検査及び試験（8.2.4項参照）の管理者に代わり事業者検査のプロセスを管理する責任者（以下「事業者検査責任者」という。）を置く。</u></p>

加工規則	加工施設保安規定審査基準	保安規定改定
		<p>a) <u>業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</u></p> <p>b) <u>業務に従事する要員の、業務・加工施設に対する要求事項についての認識を高める。</u></p> <p>c) <u>成果を含む業務の実施状況について評価する。</u></p> <p>d) <u>健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。</u></p> <p>e) <u>関係法令を遵守する。</u></p> <p>(2) <u>管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</u></p> <p>a) <u>品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</u></p> <p>b) <u>要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。</u></p> <p>c) <u>原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</u></p> <p>d) <u>要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に加工施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</u></p> <p>e) <u>要員が、積極的に業務の改善への貢献を行えるようにする。</u></p> <p>(3) <u>管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上（年度末及び必要に応じて）、自己評価（安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。）を実施する。</u></p> <p>第1章 総則 第2条（適用及び遵守）《省略》</p> <p>第5章 核燃料物質等の管理 第41条（核燃料物質の取扱い）《省略》</p>
<p>二 品質マネジメントシステムに関すること（品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等（次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。</p>	<p>加工規則第8条第1項第2号 品質マネジメントシステム</p> <p>1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第13条第1項又は第16条第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定）。以下「品質管理基準規則解釈」という。）を踏まえて定められていること。</p>	<p>第1章 総則 （基本方針）</p> <p>第1条の2 前条の目的を達成するため、安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会による放射線防護の精神にのっとり、核燃料物質の加工による災害防止のために適切な品質マネジメント活動の下に保安活動を実施する。</p> <p>2. （略）</p> <p>第3章 品質マネジメントシステム （品質マネジメント計画）</p> <p>第14条 加工施設に関する保安活動を適切に実施するため、加工事業許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>1. 目的 （略）</p> <p>2. 適用範囲 （略）</p>

加工規則	加工施設保安規定審査基準	保安規定改定
	<p>2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、加工施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p> <p>3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p> <p>4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p> <p>5. 内部監査の仕組みについては、許可を受けたところにより、重大事故に至るおそれのある事故（設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）が発生しないと評価された場合においては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることとしてもよい。</p>	<p>3. 定義 (略)</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項 (略)</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般 (略)</p> <p>4.2.2 品質マニュアル (略)</p> <p>4.2.3 文書管理 (略)</p> <p>4.2.4 記録の管理 (略)</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 経営者の関与 (略)</p> <p>5.2 原子力の安全の重視 (略)</p> <p>5.3 品質方針 (略)</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標 (略)</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 (略)</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限 (略)</p> <p>5.5.2 管理責任者 (略)</p> <p>5.5.3 管理者 (略)</p> <p>5.5.4 内部コミュニケーション (略)</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般 (略)</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット (略)</p> <p>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット (略)</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の確保 (略)</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般 (略)</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識 (略)</p> <p>6.3 インフラストラクチャ (略)</p> <p>6.4 作業環境 (略)</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画 (略)</p> <p>7.2 業務・加工施設に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 業務・加工施設に対する要求事項の明確化 (略)</p> <p>7.2.2 業務・加工施設に対する要求事項のレビュー (略)</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション (略)</p> <p>7.3 設計・開発</p> <p>7.3.1 設計・開発の計画 (略)</p> <p>7.3.2 設計・開発へのインプット (略)</p> <p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット (略)</p> <p>7.3.4 設計・開発のレビュー (略)</p>

加工規則	加工施設保安規定審査基準	保安規定改定
		<p>7.3.5 <u>設計・開発の検証</u> (略)</p> <p>7.3.6 <u>設計・開発の妥当性確認</u> (略)</p> <p>7.3.7 <u>設計・開発の変更管理</u> (略)</p> <p>7.4 <u>調達</u> (略)</p> <p>7.4.1 <u>調達プロセス</u> (略)</p> <p>7.4.2 <u>調達要求事項</u> (略)</p> <p>7.4.3 <u>調達製品等の検証</u> (略)</p> <p>7.5 <u>業務の実施</u> (略)</p> <p>7.5.1 <u>個別業務の管理</u> (略)</p> <p>7.5.2 <u>個別業務に関するプロセスの妥当性確認</u> (略)</p> <p>7.5.3 <u>識別管理及びトレーサビリティ</u> (略)</p> <p>7.5.4 <u>組織外の所有物</u> (略)</p> <p>7.5.5 <u>調達製品の保存</u> (略)</p> <p>7.6 <u>監視機器及び測定機器の管理</u> (略)</p> <p>8. <u>評価及び改善</u></p> <p>8.1 <u>一般</u> (略)</p> <p>8.2 <u>監視及び測定</u></p> <p>8.2.1 <u>組織の外部の者の意見</u> (略)</p> <p>8.2.2 <u>内部監査</u> (略)</p> <p>8.2.3 <u>プロセスの監視及び測定</u> (略)</p> <p>8.2.4 <u>検査及び試験</u> (略)</p> <p>8.3 <u>不適合管理</u> (略)</p> <p>8.4 <u>データの分析及び評価</u> (略)</p> <p>8.5 <u>改善</u></p> <p>8.5.1 <u>継続的改善</u> (略)</p> <p>8.5.2 <u>是正処置等</u> (略)</p> <p>8.5.3 <u>未然防止処置</u> (略)</p>
<p>三 加工施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織に関すること（次号に掲げるものを除く。）。</p>	<p>加工規則第8条第1項第3号 加工施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織 1. 加工施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>	<p>第2章 保安管理体制 （操作及び管理に関する組織） 第4条 (略) 2 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、<u>統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長及び契約部長</u>をいう。</p> <p>（職務） 第5条 機構（センターを除く。）において加工施設の管理を行う者の各職位と職務は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) (略) (2) <u>統括監査の職は、加工施設の品質マネジメント活動に係る内部監査の業務を行う。</u> (3) <u>管理責任者は、第14条の「5.5.2管理責任者」に定める業務を行う。</u></p>

加工規則	加工施設保安規定審査基準	保安規定改定
		<p>(4) <u>安全・核セキュリティ統括部長は、加工施設の本部の品質マネジメント活動に係る業務、それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</u></p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 総務課長は、周辺監視区域の警備、出入管理及びこれらの設備の管理に係る業務、センターにおいて火災が発生した場合における消防機関への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「<u>自衛消防活動</u>」という。）のための体制の整備に係る業務並びに非常事態の通報連絡に係る業務を行う。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 安全管理課長は、加工施設及び従業員に係る放射線管理及び安全管理に係る業務（放射線管理設備の運転・保守を含む。）、加工施設の保安に関する品質マネジメント活動（<u>安全文化の育成、維持及び関係法令等の遵守のための活動を含む。</u>）の推進の事務に係る業務、<u>安全審査委員会、業務品質保証推進委員会及び独立検査委員会の庶務に係る業務並びに非常事態の体制の整備に係る業務を行う。</u></p> <p>(12) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第6条（代理者の指定）《省略》</p> <p>（中央安全審査・品質保証委員会）</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) <u>加工事業変更許可に関する事項</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>（安全審査委員会）</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) <u>加工事業変更許可、設計及び工事の計画の認可</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>品質マネジメント計画書、センターの保安に係る規則、要領書及びセンター共通安全作業基準の制定・改廃</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>4～5 (略)</p>

加工規則	加工施設保安規定審査基準	保安規定改定
		<p>第 1 1 条の 2 (業務品質保証推進委員会)《省略》</p> <p>(独立検査委員会)</p> <p>第 1 2 条 センターに独立検査委員会を置く。</p> <p>2 所長は、独立検査委員会の運営に係る規則を定める。</p> <p>3 独立検査委員会は、法律第 1 6 条の 3 に基づき事業者が行う使用前事業者検査(溶接検査を含む。)及び法律第 1 6 条の 5 第 1 項の定めにより加工規則第 3 条の 1 2 に基づき事業者が行う定期事業者検査(以下「事業者検査」という。)を行う。</p> <p>4 独立検査委員会の委員長、事業者検査責任者及び検査員は、所長が指名する。</p> <p>(事業者検査の独立性の確保等)</p> <p>第 1 2 条の 2 各職位は、独立検査委員会の運営に不当な圧力や影響を与えないようにする。</p> <p>2 事業者検査に関係する者は、公衆及び放射線業務従事者の安全並びに機構の使命を念頭に、法令や社会との約束を遵守し、与えられた職務の範囲内で誠実に業務を履行する。</p> <p>第 3 章 品質マネジメントシステム (品質マネジメント計画)</p> <p>第 1 4 条 (略)</p> <p>8. 2. 4 検査及び試験</p> <p>所長は、法律に基づき事業者が行う事業者検査を行う場合の検査体制(独立検査組織)を整備し、事業者検査責任者を指名する。また、所長は、検査・試験の管理要領を定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 事業者検査責任者、統括者及び課長は、加工施設の要求事項が満たされていることを検証するために、個別業務の計画(7. 1 項参照)に従って、適切な段階で事業者検査又は自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠となる事業者検査又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、管理する(4. 2. 4 項参照)。</p> <p>(3) 記録には、リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した人を明記する。</p> <p>(4) 個別業務の計画で決めた検査及び試験が支障なく完了するまでは、当該機器等や加工施設を運転、使用しない。ただし、当該の権限をもつ者が、個別業務の計画に定める手順により承認する場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 事業者検査責任者は、保安活動の重要度に応じて、事業者検査の中立性及び信頼性が損なわれないよう検査する要員の独立性を確保する。</p> <p>また、統括者及び課長は、自主検査等の検査及び試験要員の独立性について、これを準用する。</p>
<p>四 核燃料取扱主任者の職務の範囲及びその内容並びに核燃料取</p>	<p>加工規則第 8 条第 1 項第 4 号 核燃料取扱主任者の職務の範囲等</p>	<p>第 2 章 保安管理体制 (核燃料取扱主任者の選任)</p>

加工規則	加工施設保安規定審査基準	保安規定改定
<p>扱主任者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。</p>	<p>1. 加工施設の核燃料物質の取扱いに関し、保安の監督を行う核燃料取扱主任者の選任について定められていること。</p> <p>2. 核燃料取扱主任者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第22条の4第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（加工設備の操作に従事する者は、核燃料取扱主任者が保安のために行う指示に従うことを含む。）について適切に定められていること。また、核燃料取扱主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p> <p>3. 特に、核燃料取扱主任者が保安の監督に支障を来すことがないように、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも加工施設の保安組織から核燃料取扱主任者が独立していることが求められるものではない。</p>	<p>第7条 理事長は、加工施設における核燃料物質等の取扱いに関して保安の監督を行わせるため、核燃料取扱主任者免状を有する職員のうち、核燃料物質の取扱いの業務に関し3年以上の実務の経験を有する者から、核燃料取扱主任者を選任する。</p> <p>2 理事長は、核燃料取扱主任者が、旅行、疾病、その他の事由によりその職務を遂行できない場合に備え、核燃料取扱主任者免状を有する職員のうち、核燃料物質の取扱いの業務に関し3年以上の実務の経験を有する者から、あらかじめ代行者を定める。</p> <p>3 (略)</p> <p>(核燃料取扱主任者の職務)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 第27条に定める加工計画等、第69条の2に定める施設管理の重要度が高いシステムに対する定量的な目標、第69条の3に定める施設管理実施計画等、第70条に定める定期事業者検査の計画、第71条に定める定期事業者検査の要領、第74条に定める使用前事業者検査の計画、第74条の2に定める使用前事業者検査の要領その他保安上重要な計画等の作成、改訂に当たり、その内容について審査する。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 人形峠環境技術センター核燃料物質加工施設品質マネジメント計画書(以下「品質マネジメント計画書」という。)、加工施設の保安に係る規則及び要領書の制定・改廃に当たり、その内容について審査する。</p> <p>(9)～(12) (略)</p> <p>第9条 (意見の尊重)《省略》</p>
<p>五 加工施設の操作及び管理を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの</p> <p>イ 保安教育の実施方針(実施計画の策定を含む。)に関すること。</p> <p>ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの</p> <p>(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>(2) 加工施設の構造、性能及び操作に関すること。</p> <p>(3) 放射線管理に関すること。</p>	<p>加工規則第8条第1項第5号 保安教育</p> <p>1. 加工施設の操作及び管理を行う者(役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。)について、保安教育実施方針が定められていること。</p> <p>2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p> <p>4. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起ささないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。</p>	<p>第12章 保安教育訓練 (保安教育訓練)</p> <p>第84条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 毎年度、加工施設の操作及び管理を行う者に対して、第19表に定める保安教育訓練実施方針に基づき、保安教育訓練計画を定める。保安教育訓練計画を定めるに当たっては、核燃料取扱主任者の審査を受ける。</p> <p>(2) 原子力の安全の確保に影響がある業務に従事する従業員等に対して、適切な教育、訓練、技能及び経験を判断の根拠として当該業務を実施できる力量を明確にするため、教育・訓練の要領書を定める。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 所長は、原子力事業者防災業務計画に基づく原子力防災訓練を毎年度1回以上実施する。ただし、センターの使用施設を発災元として原子力防災訓練を実施した場合はこの限りでない。</p> <p>7～8 (略)</p>

加工規則	加工施設保安規定審査基準	保安規定改定
<p>(4) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関すること。</p> <p>(5) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>ハ その他加工施設に係る保安教育に関し必要な事項</p>		
<p>六 加工施設の操作に関することであつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 加工施設の操作を行う体制の整備に関すること。</p> <p>ロ 加工施設の操作に当たつて確認すべき事項及び操作に必要な事項</p> <p>ハ 異状があつた場合の措置に関すること(第十三号に掲げるものを除く。)</p> <p>二 加工施設の操作の安全審査に関すること。</p>	<p>加工規則第8条第1項第6号</p> <p>加工施設の操作を行う体制、確認すべき事項、異状があつた場合の措置等</p> <p>1. 加工施設の操作に必要な操作員の確保について定められていること。</p> <p>2. 加工施設の操作及び管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。</p> <p>3. 核燃料物質の臨界管理について定められていること。</p> <p>4. 操作員の引継時に実施すべき事項について定められていること。</p> <p>5. 加工設備の操作前及び操作後に確認すべき事項並びに操作に必要な事項について定められていること。</p> <p>6. 地震、火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。</p> <p>7. 加工施設の保安に関する重要事項及び加工施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。</p>	<p>第4章 加工施設の操作</p> <p>第26条 (要員の確保)《省略》</p> <p>第27条 (加工計画等)《省略》</p> <p>第28条 (加工計画等の報告)《省略》</p> <p>第29条 (操作上の一般事項)《省略》</p> <p>第30条 (保安上特に管理を必要とする設備の操作)《省略》</p> <p>第30条の2 (保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保)《省略》</p> <p>第31条 (臨界管理)《省略》</p> <p>第32条 (漏えい管理)《省略》</p> <p>第33条 (過充てん防止)《省略》</p> <p>第34条 (熱的制限)《省略》</p> <p>第35条 (吊上げ高さ制限)《省略》</p> <p>第35条の2 (給排気設備の管理)《省略》</p> <p>第36条 (異常時の措置)《省略》</p> <p>第11章 非常の場合に講ずべき処置</p> <p>第76条 (非常事態の組織)《省略》</p> <p>第77条 (非常事態の事前措置)《省略》</p> <p>第78条 (非常事態の通報)《省略》</p> <p>第79条 (応急措置)《省略》</p> <p>第80条 (非常事態の発令)《省略》</p> <p>第81条 (非常事態における活動)《省略》</p> <p>第82条 (非常事態の解除)《省略》</p> <p>第2章 保安管理体制</p> <p>第10条 (中央安全審査・品質保証委員会)《省略》</p> <p>(安全審査委員会)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) 加工事業変更許可, 設計及び工事の計画の認可</p> <p>(2) (略)</p>

加工規則	加工施設保安規定審査基準	保安規定改定
		(3) 品質マネジメント計画書, センターの保安に係る規則, 要領書及びセンター ー共通安全作業基準の制定・改廃 (4)～(6) (略) 4～5 (略) 第11条の2 (業務品質保証推進委員会)《省略》
七 管理区域, 保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。	加工規則第8条第1項第7号 管理区域, 保全区域及び周辺監視区域の設定等 1. 管理区域を明示し, 管理区域における他の場所と区別するための措置を定め, 管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。 2. 管理区域内の区域区分について, 汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空气中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。 3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め, 特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率, 空气中の放射性物質濃度及び床, 壁その他の人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。 4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。 5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。 6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。 7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。 8. 保全区域を明示し, 保全区域についての管理措置が定められていること。 9. 周辺監視区域を明示し, 業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。 10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第7章 放射線管理 第49条 (管理区域)《省略》 第50条 (一時管理区域)《省略》 第51条 (管理区域の区分)《省略》 第52条 (立入制限区域)《省略》 第53条 (周辺監視区域)《省略》 第54条 (管理区域の出入管理)《省略》 第55条 (第1種管理区域出入者の管理)《省略》 第56条 (飲食及び喫煙の禁止)《省略》 第57条 (管理上の人区分)《省略》 第58条 (放射線業務従事者の指定及び解除等)《省略》 第68条 (第1種管理区域外への移動)《省略》 第1章 総則 第2条 (適用及び遵守)《省略》 第2章 保安管理体制 第13条 (従業員等以外の者に対する保安措置)《省略》
八 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。	加工規則第8条第1項第8号 排気監視設備及び排水監視設備 1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。	第15号における施設管理並びに第9号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項として記載 第7章 放射線管理 第66条 (放射線測定器等の管理)《省略》

加工規則	加工施設保安規定審査基準	保安規定改定
	<p>2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第16号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第10号における放射線測定器の管理及び放射線測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>第6章 放射性廃棄物の管理 第44条（放射性気体廃棄物の管理）《省略》 第46条（放射性液体廃棄物の管理）《省略》</p>
<p>九 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</p>	<p>加工規則第8条第1項第9号 線量、線量当量、汚染の除去等</p> <p>1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。</p> <p>2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。</p> <p>3. 加工規則第7条の2の9に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</p> <p>4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。</p> <p>5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。</p> <p>6. 核燃料物質等（新燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第11号又は第12号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第12号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成</p>	<p>第7章 放射線管理 第60条（線量の評価等）《省略》</p> <p>（放射線作業） 第61条（略）</p> <p>2 各課室長は、各々の職務において前項の作業手順を作成又は改定する場合は、<u>放射線被ばくを合理的に達成可能な限り低く抑える作業手順とし、安全管理課長に放射線防護に関する確認を受けるとともに核燃料取扱主任者の審査を受け</u>る。</p> <p>3～4（略）</p> <p>第62条（特殊放射線作業）《省略》</p> <p>第1章 総則 第1条の2（基本方針）《省略》</p> <p>第7章 放射線管理 第64条（床・壁等の除染）《省略》 第65条（線量当量等の測定）《省略》</p> <p>第5章 核燃料物質等の管理 第37条（センター外からの搬入）《省略》 第38条（周辺監視区域内の運搬）《省略》 第39条（施設敷地内の運搬）《省略》 第43条（センター外への運搬）《省略》</p> <p>第6章 放射性廃棄物の管理 第48条の2（放射性廃棄物でない廃棄物の管理）《省略》</p> <p>第7章 放射線管理 第52条（立入制限区域）《省略》 第67条（防護具類の管理）《省略》</p> <p>第5章 核燃料物質等の管理</p>

加工規則	加工施設保安規定審査基準	保安規定改定
	<p>20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第12号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>9. 汚染拡大防止のための放射線防護上必要な措置が定められていること。</p>	<p>第40条（管理区域内における保管）《省略》</p> <p>第6章 放射性廃棄物の管理</p> <p>第45条（廃棄物の仕掛品の管理）《省略》</p> <p>第47条（放射性固体廃棄物の管理）《省略》</p>
<p>十 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。</p>	<p>加工規則第8条第1項第10号</p> <p>放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法</p> <p>1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。</p> <p>2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第16号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>第15号における施設管理に関する事項として記載</p> <p>第7章 放射線管理</p> <p>第66条（放射線測定器等の管理）《省略》</p>
<p>十一 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。</p>	<p>加工規則第8条第1項第11号</p> <p>核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等</p> <p>1. 工場又は事業所内における核燃料物質の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。</p> <p>2. 核燃料物質の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）にすることが定められていること。なお、この事項は、第9号又は第12号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>第5章 核燃料物質等の管理</p> <p>第37条（センター外からの搬入）《省略》</p> <p>第38条（周辺監視区域内の運搬）《省略》</p> <p>第39条（施設敷地内の運搬）《省略》</p> <p>第41条（核燃料物質の取扱い）《省略》</p> <p>第41条の2（貯蔵上の遵守事項）《省略》</p> <p>第42条（空シリンダ等の管理）《省略》</p> <p>第43条（センター外への運搬）《省略》</p> <p>第4章 加工施設の操作</p> <p>第27条（加工計画等）《省略》</p> <p>第28条（加工計画等の報告）《省略》</p> <p>第31条（臨界管理）《省略》</p> <p>第33条（過充てん防止）《省略》</p>
<p>十二 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。</p>	<p>加工規則第8条第1項第12号</p> <p>放射性廃棄物の廃棄</p> <p>1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。</p> <p>2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。</p>	<p>第6章 放射性廃棄物の管理</p> <p>（放射性気体廃棄物の管理）</p> <p>第44条 <u>環境保全技術開発部長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、周辺環境への影響を合理的に達成可能な限り低く抑えるよう管理する。</u></p> <p><u>2～4</u> （略）</p> <p>第45条（廃棄物の仕掛品の管理）《省略》</p> <p>（放射性液体廃棄物の管理）</p>

加工規則	加工施設保安規定審査基準	保安規定改定
	<p>3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第9号及び第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。</p> <p>7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</p>	<p>第46条 環境保全技術開発部長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、<u>周辺環境への影響を合理的に達成可能な限り低く抑えるよう管理する。</u> 2～7 （略）</p> <p>第47条（放射性固体廃棄物の管理）《省略》 第48条（放射性廃棄物の運搬）《省略》 第48条の2（放射性廃棄物でない廃棄物の管理）《省略》</p>
<p>十三 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p>	<p>加工規則第8条第1項第13号 非常の場合に講ずべき処置</p> <p>1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</p> <p>2. 緊急時における操作に関する組織内規程類を作成することが定められていること。</p> <p>3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。</p> <p>4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。</p> <p>5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</p> <p>6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</p> <p>(1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を加工業者に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第</p>	<p>第11章 非常の場合に講ずべき処置 第76条（非常事態の組織）《省略》 第77条（非常事態の事前措置）《省略》 第78条（非常事態の通報）《省略》</p> <p>（応急措置） 第79条 前条第2項の通報を受けた課室長は、直ちに異常の状況を把握して必要な<u>応急措置（避難指示等を含む。）</u>を講じる。 2～3 （略）</p> <p>第80条（非常事態の発令）《省略》 第81条（非常事態における活動）《省略》 第82条（非常事態の解除）《省略》 第83条（原子力災害対策特別措置法に基づく措置）《省略》</p> <p>第7章 放射線管理 第59条（線量限度）《省略》 第63条（緊急作業上の被ばく管理）《省略》</p> <p>第12章 保安教育訓練 （保安教育訓練） 第84条 （略） 2 （略）</p>

加工規則	加工施設保安規定審査基準	保安規定改定
	<p>3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。</p> <p>8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。</p> <p>9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。</p>	<p>保安規定改定</p> <p>(1) 毎年度、加工施設の操作及び管理を行う者に対して、第19表に定める保安教育訓練実施方針に基づき、保安教育訓練計画を定める。保安教育訓練計画を定めるに当たっては、核燃料取扱主任者の審査を受ける。</p> <p>(2) 原子力の安全の確保に影響がある業務に従事する従業員等に対して、適切な教育、訓練、技能及び経験を判断の根拠として当該業務を実施できる力量を明確にするため、教育・訓練の要領書を定める。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 所長は、<u>原子力事業者防災業務計画に基づく原子力防災訓練を毎年度1回以上実施する。ただし、センターの使用施設を発災元として原子力防災訓練を実施した場合はこの限りでない。</u></p> <p>7～8 (略)</p>
<p>十四 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置に関すること。</p>	<p>加工規則第8条第1項第14号</p> <p>設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置</p> <p>1. 許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p> <p>(1) 加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。</p> <p>イ 火災</p> <p>可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。</p> <p>ロ 重大事故等</p> <p>① 重大事故等発生時における臨界事故を防止するための対策に関すること。</p> <p>② 重大事故等発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関すること。</p> <p>ハ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）</p> <p>① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>② 大規模損壊発生時における臨界事故の影響を緩和するための対策に関すること。</p> <p>③ 大規模損壊発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関すること。</p>	<p><u>第11章 非常の場合に講ずべき処置</u></p> <p>第76条（非常事態の組織）《省略》</p> <p>第77条（非常事態の事前措置）《省略》</p> <p>第78条（非常事態の通報）《省略》</p> <p>第4章 加工施設の操作</p> <p>第36条（異常時の措置）《省略》</p> <p><u>第12章 保安教育訓練</u></p> <p>第84条（保安教育訓練）《省略》</p> <p>第9章 自衛消防活動</p> <p>（自衛消防活動）</p> <p>第75条 所長は、<u>自衛消防活動のための体制を整備するとともに、その活動に必要な要領書及び規則を定める。</u></p> <p>2 総務課長は、前項に基づき次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 消防機関へ確実に通報するため正門警備所に衛星電話を設置する。ただし、点検又は故障の場合はこの限りではないが、遅滞なく復旧させる。</p> <p>(2) <u>自衛消防活動を行うために必要な要員（指揮者、消防史員への通報者、可搬消防ポンプの操作者、消火設備を用いた消火と初期の消火に伴う諸活動の実施要員）を配置する。また、火災発生の際にその要員の参集に係る通報連絡体制をあらかじめ定める。</u></p> <p>(3) 必要な可搬消防ポンプを2台以上（点検、故障時の予備ポンプを含む。）、泡消火薬剤を配備する。また、<u>自衛消防活動に必要なその他資機材を配備する。</u></p> <p>3 施設管理課長は、<u>第69条の6</u>で定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>4 <u>自衛消防活動のため通報連絡を受けた第2項第2号に定める要員は、速やかに自衛消防活動を行う。</u></p>

加工規則	加工施設保安規定審査基準	保安規定改定
	<p>(2) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること。</p> <p>(3) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ又は化学消防自動車、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>	<p>5 総務課長は、第2項に定める自衛消防活動の体制の整備に関する措置について、訓練及び自衛消防活動の結果により定期的に評価を行い、所長へ報告する。</p> <p>6 施設管理課長は、第3項の巡視の結果について定期的に評価を行い、所長へ報告する。</p> <p>7 所長は、第5項及び第6項の評価の結果に基づき、要領書及び規則の改訂、その他必要な見直しを行う。</p> <p><u>第10章 重大事故等又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する活動</u> <u>(重大事故等又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する活動)</u></p> <p><u>第75条の2 所長は、施設の設計上定める条件より厳しい条件の下において発生する臨界事故及び核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失に至るおそれがある事故（以下「重大事故等」という。）又は大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）が発生した場合における加工施設の保全のための活動を行う体制を整備する。</u></p> <p><u>(1) 重大事故等又は大規模損壊の発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）の配置に関すること。</u></p> <p><u>(2) 重大事故等又は大規模損壊の発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な電源その他資機材の配備に関すること。</u></p> <p><u>(3) 重大事故等の発生時における臨界事故を防止するための対策に関すること。</u></p> <p><u>(4) 重大事故等の発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関すること。</u></p> <p><u>(5) 大規模損壊の発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</u></p> <p><u>(6) 大規模損壊の発生時における臨界事故の影響を緩和するための対策に関すること。</u></p> <p><u>(7) 大規模損壊の発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関すること。</u></p> <p><u>(8) 大規模損壊の発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</u></p> <p><u>(9) 前各号に掲げるもののほか、重大事故等又は大規模損壊の発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備に関すること。</u></p> <p><u>2 所長は、前項の整備に当たって次の各号に掲げる事項を含む要領書及び規則を定める。</u></p> <p><u>3 所長は、対策要員に対する教育及び訓練を毎年1回以上実施する。</u></p> <p><u>4 安全管理課長は、前項の教育及び訓練の結果を取りまとめ、第2項各号に掲げる措置の有効性の評価を行い、統括者及び核燃料取扱主任者の確認を受け、所長に報告する。</u></p> <p><u>5 所長は、前項の評価の結果に基づき、必要に応じて要領書及び規則の改訂、その他必要な見直しを行う。</u></p>

加工規則	加工施設保安規定審査基準	保安規定改定
<p>十五 加工施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第九条の十六各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。</p>	<p>加工規則第8条第1項第15号 記録及び報告</p> <ol style="list-style-type: none"> 加工施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。 加工規則第7条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。 事業所長及び核燃料取扱主任者に報告すべき事項が定められていること。 特に、加工規則第9条の16各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。 	<p>第13章 記録及び報告 第86条（記録等）《省略》 第87条（報告）《省略》</p>
<p>十六 加工施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに経年劣化に係る技術的な評価に関すること及び長期施設管理方針を含む。）</p>	<p>加工規則第8条第1項第16号 加工施設の施設管理</p> <ol style="list-style-type: none"> 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。 加工施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方」（平成20-05-14原院第2号（平成20年5月19日原子力安全・保安院制定））等を参考とし、加工規則第7条の4の2に規定された加工施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。 事業を開始した日以後20年を経過した加工施設については、長期施設管理方針が定められていること。 加工規則第8条第1項第16号に掲げる加工施設の施設管理に関することを変更しようとする場合（加工規則第7条の4の2第1項若しくは第2項の規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第3項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。）は、申請書に加工規則第7条の4の2第1項若しくは第2項の評価の結果又は 	<p>第1章 総則 （基本方針） 第1条の2 （略） <u>2 法律第21条の2第1項の規定に基づき、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号。以下「加工規則」という。）第7条の4第1項第1号から第4号までの定めに従って、加工施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関する方針（以下「施設管理方針」という。）、施設管理の目標（以下「施設管理目標」という。）及び施設管理の実施計画（以下「施設管理実施計画」という。）を定め、保全活動を実施する。</u></p> <p>第2章 保安管理体制 （職務） 第5条 （略） 2 （略） 3 （略） (1)～(10) （略） (11) 安全管理課長は、加工施設及び従業員に係る放射線管理及び安全管理に係る業務（放射線管理設備の運転・保守を含む。）、加工施設の保安に関する品質マネジメント活動（安全文化の育成、維持及び関係法令等の遵守のための活動を含む。）の推進の事務に係る業務、安全審査委員会、業務品質保証推進委員会及び独立検査委員会の庶務に係る業務並びに非常事態の体制の整備に係る業務を行う。</p>

加工規則	加工施設保安規定審査基準	保安規定改定
	<p>第3項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること。</p> <p>5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方」等を参考として記載されていること。</p> <p>6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。なお、許可を受けたところにより、重大事故等が発生しないと評価された場合においては、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に検査を実施させる体制でもよい。</p>	<p>(12) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p><u>(独立検査委員会)</u> <u>第12条 センターに独立検査委員会を置く。</u> <u>2 所長は、独立検査委員会の運営に係る規則を定める。</u> <u>3 独立検査委員会は、法律第16条の3に基づき事業者が行う使用前事業者検査（溶接検査を含む。）及び法律第16条の5第1項の定めにより加工規則第3条の12に基づき事業者が行う定期事業者検査（以下「事業者検査」という。）を行う。</u> <u>4 独立検査委員会の委員長、事業者検査責任者及び検査員は、所長が指名する。</u></p> <p><u>(事業者検査の独立性の確保等)</u> <u>第12条の2 各職位は、独立検査委員会の運営に不当な圧力や影響を与えないようにする。</u> <u>2 事業者検査に関係する者は、公衆及び放射線業務従事者の安全並びに機構の使命を念頭に、法令や社会との約束を遵守し、与えられた職務の範囲内で誠実に業務を履行する。</u></p> <p>第8章 保守管理 <u>(施設管理方針及び施設管理目標の策定)</u> <u>第69条 所長は、加工施設が法律第13条第1項又は又は第16条第1項の許可を受けたところによるものであり、かつ、加工施設の技術基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第6号。以下「加工技術基準規則」という。）に定める技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、第1条の2第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標を策定する。</u></p> <p><u>(施設管理の重要度が高いシステムに対する定量的な目標の策定)</u> <u>第69条の2 施設管理課長、設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち、重要度の高い設備・機器について、定量的な目標を策定する。ただし、目標設定すべき重要度の高い設備・機器がない場合は、この限りでない。</u> <u>2 施設管理課長、設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長は、前項の定量的な目標について、核燃料取扱主任者の同意及び当該統括者の承認を得る。これを変更しようとするときも同様とする。</u></p> <p><u>(施設管理実施計画等の策定)</u> <u>第69条の3 施設管理課長、設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長は、所掌する設備・機器について、第69条の施設管理目標及び前条の施設管理の重要度が高いシステムに対する定量的な目標を達成するため、次の各号に掲げる施設管理実施計画を策定する。</u></p>

加工規則	加工施設保安規定審査基準	保安規定改定
		<p style="text-align: center;"><u>保安規定改定</u></p> <p>(1) <u>施設管理実施計画の始期及び時期に関すること。</u></p> <p>(2) <u>加工施設の設計及び工事に関すること。</u></p> <p>(3) <u>加工施設の巡視（加工施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</u></p> <p>(4) <u>加工施設の点検、検査等の方法、実施頻度及び時期に関すること。</u></p> <p>(5) <u>加工施設の工事、点検、検査等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</u></p> <p>(6) <u>加工施設の設計、工事、巡視、点検、検査等の結果の確認及び評価の方法に関すること。</u></p> <p>(7) <u>前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</u></p> <p>(8) <u>加工施設の施設管理に関する記録に関すること。</u></p> <p>2 <u>施設管理課長、設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長は、前項の施設管理実施計画に定める事項のうち、「加工施設の工事の方法及び時期に関する事項」及び「加工施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関する事項」について、設備・機器単位で整理した表（以下「設備保全整理表」という。）を策定する。</u></p> <p>3 <u>施設管理課長、設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長は、第一項の施設管理実施計画に定める事項のうち、加工施設の検査の方法に関する事項について、加工技術基準規則の条項単位で整理した表（以下「検査要否整理表」という。）を策定する。</u></p> <p>4 <u>施設管理課長、設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長は、前三項の施設管理実施計画及び設備保全整理表について、核燃料取扱主任者の同意及び当該統括者の承認を得る。これを変更しようとするときも同様とする。</u></p> <p>5 <u>施設管理課長、設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長は、加工施設の操作を相当期間停止する場合その他加工施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該加工施設の状態に応じて、加工規則第7条の4第1項第7号の規定に基づき「特別な施設管理実施計画」及び「特別な設備保全整理表及び検査要否整理表」を定める。</u></p> <p><u>（保全活動の実施）</u></p> <p>第69条の4 <u>施設管理課長、設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を行う。</u></p> <p><u>（保全活動の有効性評価及び改善）</u></p> <p>第69条の5 <u>施設管理課長、設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長は、所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行う。</u></p> <p><u>（巡視）</u></p>

加工規則	加工施設保安規定審査基準	保安規定改定
		<p align="center"><u>保安規定改定</u></p> <p><u>第69条の6 施設管理課長，設備処理課長，処理技術開発課長及び安全管理課長は，第18表に示す設備等のうち，所掌する設備・機器について定期的に巡視を行う。</u></p> <p><u>(定期事業者検査の計画)</u></p> <p><u>第70条 独立検査委員会は，定期事業者検査を実施するに当たり，次の各号に掲げる事項を明らかにした実施計画を策定する。</u></p> <p><u>(1) 対象となる施設，設備，装置，機器等の名称</u></p> <p><u>(2) 検査の項目及び実施体制</u></p> <p><u>(3) 予定期間</u></p> <p><u>(4) 定量的な施設管理目標（第69条の2で定める重要度の高い設備・機器に限る。）</u></p> <p><u>2 独立検査委員会は，前項の実施計画の策定に当たっては，被検査課長及び被検査課長を統括する統括者の確認並びに核燃料取扱主任者の同意を得る。これを変更しようとするときも同様とする。ただし，前項第3号の予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については，この限りでない。</u></p> <p><u>(定期事業者検査の要領)</u></p> <p><u>第71条 独立検査委員会は，定期事業者検査を実施するまでに，次の各号に掲げる事項を明らかにした実施要領を策定する。</u></p> <p><u>(1) 対象となる施設，設備，装置，機器等の名称</u></p> <p><u>(2) 検査の項目及び検査場所</u></p> <p><u>(3) 検査前条件</u></p> <p><u>(4) 検査の確認方法及び検査手順</u></p> <p><u>(5) 検査の判定基準</u></p> <p><u>2 独立検査委員会は，前項の実施要領の策定に当たっては，被検査課長及び被検査課長を統括する統括者の確認並びに核燃料取扱主任者の同意を得る。これを変更しようとするときも同様とする。</u></p> <p><u>(定期事業者検査の実施及び報告等)</u></p> <p><u>第72条 独立検査委員会は，第70条の実施計画及び前条の実施要領に基づき，検査を行う。</u></p> <p><u>2 独立検査委員会は，前項の検査が終了したときは，その結果について核燃料取扱主任者の確認を受け，被検査課長に通知する。</u></p> <p><u>3 前項の通知を受けた被検査課長は，検査の結果について，被検査課長を統括する統括者及び所長に報告する。</u></p> <p><u>(保守及び改造作業の実施)</u></p> <p>第73条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

加工規則	加工施設保安規定審査基準	保安規定改定
		<p style="text-align: center;">保安規定改定</p> <p>3 第1項の保修及び改造作業を行う課長は、第1項において保修及び改造作業内容が、加工事業許可事項、設計及び工事の<u>計画</u>の認可事項の変更に係る場合には、加工事業変更許可申請等の手続を行う。</p> <p>第73条の2（保修及び改造作業実施後の措置）《省略》</p> <p>（使用前事業者検査の計画）</p> <p>第74条 独立検査委員会は、使用前事業者検査（溶接検査を含む。）を実施するに当たり、次の各号に掲げる事項を明らかにした実施計画を策定する。</p> <p>(1) 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>(2) 保修及び改造の内容</p> <p>(3) 予定期間</p> <p>2 独立検査委員会は、前項の実施計画の策定に当たっては、被検査課長及び被検査課長を統括する統括者の確認並びに核燃料取扱主任者の同意を得る。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、前項第3号の予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>（使用前事業者検査の要領）</p> <p>第74条の2 独立検査委員会は、使用前事業者検査（溶接検査を含む。）を実施するまでに、次の各号に掲げる事項を明らかにした実施要領を策定する。</p> <p>(1) 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>(2) 検査の項目及び検査場所</p> <p>(3) 検査前条件</p> <p>(4) 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>(5) 検査の判定基準</p> <p>2 独立検査委員会は、前項の実施要領の策定に当たっては、被検査課長及び被検査課長を統括する統括者の確認並びに核燃料取扱主任者の同意を得る。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>（使用前事業者検査の実施及び報告等）</p> <p>第74条の3 独立検査委員会は、第74条の実施計画及び前条の実施要領に基づき、検査を行う。</p> <p>2 独立検査委員会は、前項の検査が終了したときは、その結果について核燃料取扱主任者の確認を受け、被検査課長に通知する。</p> <p>3 前項の通知を受けた被検査課長は、検査の結果について、被検査課長を統括する統括者及び所長に報告する。</p> <p>第4章 加工施設の操作 （保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保）</p> <p>第30条の2 （略）</p> <p>(1) 施設管理実施計画等に基づく保全活動により機能を確認する。</p> <p>(2) （略）</p>

加工規則	加工施設保安規定審査基準	保安規定改定
		<p>第7章 放射線管理 (放射線測定器等の管理) 第66条 安全管理課長は、第17表に掲げる放射線測定器等を第69条の3に定める施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に基づいて管理し、その機能が正常であることを確認する。 2～3 (略)</p>
<p>十七 保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の加工事業者との共有に関すること。</p>	<p>加工規則第8条第1項第17号 技術情報の共有 1. メーカーなどの保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の加工事業者と共有し、自らの加工施設の保安を向上させるための措置が定められていること。</p>	<p>第3章 品質マネジメントシステム (品質マネジメント計画) 第14条 (略) 8.5.3 未然防止処置 安全・核セキュリティ統括部長及び所長は、他の加工施設から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、センターは「不適合並びに是正及び未然防止処置要領書」に定め、次の事項を管理する。 (1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見(核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。)を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。 この活用には、得られた知見や技術情報を他の加工事業者と共有することも含む。 a) 起こり得る不適合及びその原因についての調査 b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価 c) 必要な処置の決定及び実施 d) とつた未然防止処置の有効性のレビュー (2) 全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、これを管理する(4.2.4項参照)。</p>
<p>十八 不適合(品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第二十一号において同じ。)が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。</p>	<p>加工規則第8条第1項第18号 不適合発生時の情報の公開 1. 加工施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。 2. 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要な事項が定められていること。</p>	<p>第3章 品質マネジメントシステム (品質マネジメント計画) 第14条 (略) 8.3 不適合管理 安全・核セキュリティ統括部長及び所長は、不適合の処理に関する管理の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、センターは「不適合並びに是正及び未然防止処置要領書」に定め、次の事項を管理する。 (1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、業務・加工施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p>

加工規則	加工施設保安規定審査基準	保安規定改定
		<p>(2) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</u></p> <p>a) <u>不適合を除去するための処置を行う。</u></p> <p>b) <u>不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース（次工程への引渡し）又は合格と判定することを正式に許可する。</u></p> <p>c) <u>本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</u></p> <p>d) <u>外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</u></p> <p>(3) <u>不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</u></p> <p>(4) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</u></p> <p>(5) <u>所長は、加工施設の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、「不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。</u></p> <p>(6) <u>安全・核セキュリティ統括部長は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</u></p>
<p>十九 その他加工施設に係る保安に関し必要な事項</p>	<p>加工規則第8条第1項第19号 その他必要な事項</p> <p>1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、加工施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</p> <p>2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質による災害の防止を図るものとして定められていること。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条（目的）《省略》</p> <p>第2条（適用及び遵守）《省略》</p>

使用施設保安規定審査基準規則要求と保安規定改定案の対比表（人形峠_使用施設）

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定改定
<p>(保安規定) 第二条の十二 法第五十七条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制 1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。 2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にするため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	<p>第3章 品質マネジメントシステム （品質マネジメント計画） 第12条 （略） 5. 経営者等の責任 5.1 経営者の関与 <u>理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムの構築、実施及びその有効性を継続的に改善していることを実証するために、次の事項を行う。</u> a) 品質方針を設定する。 b) 品質目標が設定されていることを確実にする。 c) 要員が、健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整える。 d) マネジメントレビューを実施する。 e) 資源が使用できることを確実にする。 f) 関係法令・規制要求事項を遵守すること及び原子力の安全を確保することの重要性を、組織内に周知する。 g) 保安活動に関して、担当する業務について理解し、遂行する責任を持つことを要員に認識させる。 h) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。 5.5.2 管理責任者 (1) 理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括部長、センターにおいては人形峠環境技術センター担当理事（以下「センター担当理事」という。）を管理責任者とする。 (2) 管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をもつ。 a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。 b) 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。 c) 組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。 d) 関係法令を遵守する。 5.5.3 管理者 (1) 理事長は、5.5.1項に定める管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。 また、プロセスの責任者として、検査及び試験（8.2.4項参照）の管理者に代わり事業者検査のプロセスを管理する責任者（以下「事業者検査責任者」という。）を置く。</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定改定
		<p>a) <u>業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</u></p> <p>b) <u>業務に従事する要員の、業務・使用施設等に対する要求事項についての認識を高める。</u></p> <p>c) <u>成果を含む業務の実施状況について評価する。</u></p> <p>d) <u>健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。</u></p> <p>e) <u>関係法令を遵守する。</u></p> <p>(2) <u>管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</u></p> <p>a) <u>品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</u></p> <p>b) <u>要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。</u></p> <p>c) <u>原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</u></p> <p>d) <u>要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に使用施設等の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</u></p> <p>e) <u>要員が、積極的に業務の改善への貢献を行えるようにする。</u></p> <p>(3) <u>管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上（年度末及び必要に応じて）、自己評価（安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。）を実施する。</u></p> <p>第1章 総則 第3条（規定の遵守）《省略》</p> <p>第9章 核燃料物質等の管理 第57条（核燃料物質の取扱い）《省略》</p>
<p>二 品質マネジメントシステムに関すること（品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等（次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第2号 品質マネジメントシステム</p> <p>1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第52条第1項又は第55条第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。</p>	<p>第1章 総則 （基本方針）</p> <p>第1条の2 前条の目的を達成するため、安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会による放射線防護の精神にのっとり、核燃料物質の使用等による災害防止のために適切な品質<u>マネジメント</u>活動の下に保安活動を実施する。</p> <p>2. （略）</p> <p>第3章 品質マネジメントシステム （品質マネジメント計画）</p> <p>第12条 使用施設等に関する保安活動を適切に実施するため、<u>核燃料物質の使用の許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</u></p> <p>1. 目的 （略）</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定改定
	<p>2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成・維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、使用施設等の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p> <p>3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p> <p>4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p> <p>5. 内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることとしてもよい。</p>	<p>2. <u>適用範囲</u> (略)</p> <p>3. <u>定義</u> (略)</p> <p>4. <u>品質マネジメントシステム</u></p> <p>4.1 <u>一般要求事項</u> (略)</p> <p>4.2 <u>文書化に関する要求事項</u></p> <p>4.2.1 <u>一般</u> (略)</p> <p>4.2.2 <u>品質マニュアル</u> (略)</p> <p>4.2.3 <u>文書管理</u> (略)</p> <p>4.2.4 <u>記録の管理</u> (略)</p> <p>5. <u>経営者等の責任</u></p> <p>5.1 <u>経営者の関与</u> (略)</p> <p>5.2 <u>原子力の安全の重視</u> (略)</p> <p>5.3 <u>品質方針</u> (略)</p> <p>5.4 <u>計画</u></p> <p>5.4.1 <u>品質目標</u> (略)</p> <p>5.4.2 <u>品質マネジメントシステムの計画</u> (略)</p> <p>5.5 <u>責任、権限及びコミュニケーション</u></p> <p>5.5.1 <u>責任及び権限</u> (略)</p> <p>5.5.2 <u>管理責任者</u> (略)</p> <p>5.5.3 <u>管理者</u> (略)</p> <p>5.5.4 <u>内部コミュニケーション</u> (略)</p> <p>5.6 <u>マネジメントレビュー</u></p> <p>5.6.1 <u>一般</u> (略)</p> <p>5.6.2 <u>マネジメントレビューへのインプット</u> (略)</p> <p>5.6.3 <u>マネジメントレビューからのアウトプット</u> (略)</p> <p>6. <u>資源の運用管理</u></p> <p>6.1 <u>資源の確保</u> (略)</p> <p>6.2 <u>人的資源</u></p> <p>6.2.1 <u>一般</u> (略)</p> <p>6.2.2 <u>力量、教育・訓練及び認識</u> (略)</p> <p>6.3 <u>インフラストラクチャ</u> (略)</p> <p>6.4 <u>作業環境</u> (略)</p> <p>7. <u>業務の計画及び実施</u></p> <p>7.1 <u>業務の計画</u> (略)</p> <p>7.2 <u>業務・加工施設に対する要求事項に関するプロセス</u></p> <p>7.2.1 <u>業務・加工施設に対する要求事項の明確化</u> (略)</p> <p>7.2.2 <u>業務・加工施設に対する要求事項のレビュー</u> (略)</p> <p>7.2.3 <u>外部とのコミュニケーション</u> (略)</p> <p>7.3 <u>設計・開発</u></p> <p>7.3.1 <u>設計・開発の計画</u> (略)</p> <p>7.3.2 <u>設計・開発へのインプット</u> (略)</p> <p>7.3.3 <u>設計・開発からのアウトプット</u> (略)</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定改定
		<p>7.3.4 設計・開発のレビュー (略)</p> <p>7.3.5 設計・開発の検証 (略)</p> <p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認 (略)</p> <p>7.3.7 設計・開発の変更管理 (略)</p> <p>7.4 調達 (略)</p> <p>7.4.1 調達プロセス (略)</p> <p>7.4.2 調達要求事項 (略)</p> <p>7.4.3 調達製品等の検証 (略)</p> <p>7.5 業務の実施 (略)</p> <p>7.5.1 個別業務の管理 (略)</p> <p>7.5.2 個別業務に関するプロセスの妥当性確認 (略)</p> <p>7.5.3 識別管理及びトレーサビリティ (略)</p> <p>7.5.4 組織外の所有物 (略)</p> <p>7.5.5 調達製品の保存 (略)</p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理 (略)</p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 一般 (略)</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見 (略)</p> <p>8.2.2 内部監査 (略)</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定 (略)</p> <p>8.2.4 検査及び試験 (略)</p> <p>8.3 不適合管理 (略)</p> <p>8.4 データの分析及び評価 (略)</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善 (略)</p> <p>8.5.2 是正処置等 (略)</p> <p>8.5.3 未然防止処置 (略)</p>
<p>三 使用施設等の操作及び管理を行う者の職務及び組織に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第3号 使用施設の操作を行う者の職務及び組織</p> <p>1. 使用施設等に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p> <p>ここで、使用者については、加工事業者や再処理事業者のように、核燃料物質の取扱いに関して保安の監督を行わせる責任者として、核燃料取扱主任者免状を有する者を選任する義務は課せられていない。</p> <p>しかしながら、令第41条が、周辺監視区域外における一般公衆の放射線被ばくの観点から核燃料物質の数量及び組成を規定したものであることに鑑みれば、同条に定める核燃料物質の使用者においては、自らの保安活動をより確実に遂行していくため、核燃料物質の取扱いに関して指導・助言</p>	<p>第2章 組織及び職務 (組織)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 機構の本部組織(以下「本部」という。)は、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長及び契約部長をいう。</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 使用施設等の保安に関する各職位と職務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 統括監査の職は、使用施設等の品質マネジメント活動に係る内部監査の業務を行う。</p> <p>(3) 管理責任者は、第12条の「5.5.2管理責任者」に定める業務を行う。</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定改定
	<p>を行うに足りる知識及び経験等を有する者を保安の監督に関する責任者に選任すること並びにその職務及び責任範囲が保安規定に明記されていることが望ましい。これを踏まえ、以下の事項が明記されていること。</p> <p>(1) 保安の監督に関する責任者の選任及び配置に関すること。</p> <p>ここで、保安の監督に関する責任者は、組織の長（代表者、工場長又は事業所の長等）が、使用施設等の構造、核燃料物質の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者の中から選任すること及び当該責任者は、その職務の重要性から、工場又は事業所の長等に対し、意見具申できる立場に配置することが明記されていること。</p> <p>(2) 保安の監督に関する責任者の職務に関すること。</p> <p>ここで、職務については、以下の事項が明記されていること。</p> <p>① 組織の長（代表者、工場長又は事業所の長等）に対し、意見具申等を行うこと。</p> <p>② 使用施設等の使用又は管理に従事する者に対して、指導・助言を行うこと。</p> <p>③ 保安教育の実施計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>④ 各種マニュアルの制定、改廃に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>⑤ 使用計画、保全計画等の保安上重要な計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>⑥ 保安規定に係る記録の確認を行うこと。</p> <p>⑦ 法令に基づく報告について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>(3) 保安の監督に関する責任者の意見等の尊重</p> <p>① 組織の長（代表者、工場長又は事業所の長等）は、保安の監督に関する責任者の意見具申等を尊重すること。</p> <p>② 使用施設等の使用等又は管理に従事する者は、保安の監督に関する責任者の指導・助言を尊重すること。</p> <p>(4) 保安の監督に関する責任者を補佐する組織</p> <p>核燃料物質の使用等を行う工場又は事業所の組織規模、一工場又は事業所当たりに複数の使用施設等が存在する等の場合には、保安の監督に関する責任者の補佐組織を設けることが望ましい。この場合、補佐組織が他の職務を兼務するときには、当該組織による補佐業務が影響を受けないよう指揮命令系統が明記されていること。</p>	<p>保安規定改定</p> <p>(4) <u>安全・核セキュリティ統括部長は、使用施設等の本部の品質マネジメント活動に係る業務、それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</u></p> <p>(5) <u>契約部長は、本部における使用施設等に関する調達の契約に係る業務を行う。</u></p> <p>(6)～(15) (略)</p> <p>(16) <u>調達課長は、センターにおける使用施設等に関する調達の契約に係る業務を行う。</u></p> <p>(17) <u>安全管理課長は、使用施設等及び従業員に係る放射線管理及び安全管理に係る業務（放射線管理設備の運転・保守を含む）、センターにおける使用施設等の品質マネジメント活動（安全文化の育成、維持及び関係法令等の遵守のための活動を含む。）の推進の事務に係る業務、安全審査委員会、業務品質保証推進委員会及び独立検査委員会の庶務に係る業務並びに非常事態の体制の整備に係る業務を行う。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項に掲げる各職位は、品質管理の考えの下に保安活動に関する業務を行う。</p> <p>第6条（代理者の指定）《省略》</p> <p>第7条（核燃料取扱主務者の選任）《省略》</p> <p>（核燃料取扱主務者の職務）</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(1) <u>この規定、人形峠環境技術センター核燃料物質使用施設品質マネジメント計画書（以下「品質マネジメント計画書」という。）、センターの保安に係る規則、要領書及びセンター共通安全作業基準の制定及び改廃に参画する。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第9条（意見等の尊重）《省略》</p> <p>（中央安全審査・品質保証委員会）</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 <u>安全・核セキュリティ統括部長は、中央安全審査・品質保証委員会の運営に係る通達を定める。</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>（安全審査委員会）</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2 <u>所長は、安全審査委員会の運営に係る規則を定める。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定改定
	<p>(5) 保安の監督に関する責任者の代行者の選任及び配置 核燃料物質の使用等を行う工場又は事業所の組織規模、一工場又は事業所当たりに複数の使用施設等が存在する等の場合には、十分な保安監督業務を行う観点から、保安の監督に関する責任者の代行者をあらかじめ選任し、配置しておくことが望ましい。この場合、保安の監督に関する代行者の選任及び配置については、(1)と同様の事項が明記されていること。</p>	<p>(3) 品質マネジメント計画書、センターの保安に係る規則、要領書及びセンター共通安全作業基準の制定・改廃に関する事項</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>4～5 (略)</u></p> <p>(業務品保証推進委員会)</p> <p>第11条 (略)</p> <p><u>2 所長は、業務品質保証推進委員会の運営に係る規則を定める。</u></p> <p><u>3～5 (略)</u></p> <p>(独立検査委員会)</p> <p><u>第11条の2 センターに独立検査委員会を置く。</u></p> <p><u>2 所長は、独立検査委員会の運営に係る規則を定める。</u></p> <p><u>3 独立検査委員会は、法律第55条の2に基づき事業者が行う使用前検査（溶接検査を含む。）、法律第56条の3第1項第1号の定めにより使用規則第2条の11の7第1項第4号二に基づき事業者が行う施設管理に関する定期的な検査（以下「施設管理に関する定期的な検査」という。）を行う。</u></p> <p><u>4 独立検査委員会の委員長、事業者検査責任者及び検査員は、所長が指名する。</u></p> <p>(事業者検査の独立性の確保等)</p> <p><u>第11条の3 各職位は、独立検査委員会の運営に不当な圧力や影響を与えないようにする。</u></p> <p><u>2 使用前検査（溶接検査を含む。）及び施設管理に関する定期的な検査（以下「事業者検査」という。）に関係する者は、公衆及び放射線業務従事者の安全並びに機構の使命を念頭に、法令や社会との約束を遵守し、与えられた職務の範囲内で誠実に業務を履行する。</u></p> <p>第3章 品質マネジメントシステム (品質マネジメント計画)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>8.2.4 検査及び試験</p> <p><u>所長は、法律に基づき事業者が行う事業者検査を行う場合の検査体制（独立検査組織）を整備し、事業者検査責任者を指名する。また、所長は、検査・試験の管理要領を定め、次の事項を管理する。</u></p> <p><u>(1) 事業者検査責任者、統括者及び課長は、使用施設の要求事項が満たされていることを検証するために、個別業務の計画（7.1項参照）に従って、適切な段階で事業者検査又は自主検査等を実施する。</u></p> <p><u>(2) 検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠となる事業者検査又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</u></p> <p><u>(3) 記録には、リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人を明記する。</u></p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定改定
		<p>(4) <u>個別業務の計画で決めた検査及び試験が支障なく完了するまでは、当該機器等や使用施設を運転、使用しない。ただし、当該の権限をもつ者が、個別業務の計画に定める手順により承認する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(5) <u>事業者検査責任者は、保安活動の重要度に応じて、事業者検査の中立性及び信頼性が損なわれないよう検査する要員の独立性を確保する。</u> <u>また、統括者及び課長は、自主検査等の検査及び試験要員の独立性について、これを準用する。</u></p>
<p>四 使用施設等の操作及び管理を行う者に対する保安教育に関することであって次に掲げるもの</p> <p>イ 保安教育の実施方針(実施計画の策定を含む。)に関すること。</p> <p>ロ 保安教育の内容に関することであって次に掲げるもの</p> <p>(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>(2) 使用施設等の構造、性能及び操作に関すること。</p> <p>(3) 放射線管理に関すること。</p> <p>(4) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。</p> <p>(5) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>ハ その他使用施設等に係る保安教育に関し必要な事項</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第4号</p> <p>保安教育</p> <p>1. 使用施設等の管理を行う者(役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。)について、保安教育実施方針が定められていること。</p> <p>2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p> <p>4. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起ささないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。</p>	<p>第4章 保安教育訓練 (教育・訓練)</p> <p>第21条 所長は、毎年度、<u>使用施設等の管理を行う者に対して、第1表に定める保安教育訓練実施方針に基づき、教育訓練計画を定める。</u></p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 所長は、<u>当該年度の保安教育訓練の結果に基づき、必要な事項を次年度の計画へ反映する。</u></p> <p>5～6 (略)</p>
<p>五 使用施設等の操作に関することであつて、次に掲げるもの。</p> <p>イ 使用施設等の操作を行う体制の整備に関すること。</p> <p>ロ 使用施設等の操作に当たって確認すべき事項及び操作に必要な事項</p> <p>ハ 異状があった場合の措置に関すること(第十二号に掲げるものを除く。)</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第5号</p> <p>使用施設等の操作</p> <p>1. 核燃料物質の使用等に必要の従業員の確保について定められていること。</p> <p>2. 使用施設等の管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。</p> <p>3. 核燃料物質の臨界管理について定められていること。</p> <p>4. 従業員の引継時に実施すべき事項について定められていること。</p> <p>5. 核燃料物質等の使用前及び使用後に確認すべき取扱いに必要な事項について定められていること。</p>	<p>第5章 使用施設等の運転管理</p> <p>第23条 (要員の確保)《省略》</p> <p>第24条 (使用等の計画)《省略》</p> <p>第25条 (使用等の報告)《省略》</p> <p>第26条 (核燃料物質の管理)《省略》</p> <p>第27条 (臨界管理)《省略》</p> <p>第28条 (過充てん防止)《省略》</p> <p>第30条 (給排気設備の管理)《省略》</p> <p>第31条 (異常時の措置)《省略》</p> <p>第11章 非常の場合に講ずべき処置</p> <p>第64条 (非常事態の組織)《省略》</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定改定
	<p>6. 地震・火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。</p>	<p>第65条（非常事態の事前措置）《省略》 第66条（非常事態の通報）《省略》 第67条（応急措置）《省略》 第68条（非常事態の発令）《省略》 第69条（非常事態における活動）《省略》 第70条（非常事態の解除）《省略》</p>
<p>六 管理区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第6号 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等 1. 管理区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること。 2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びこれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。 3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁、その他の人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。 4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。 5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。 6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。 7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。 8. 周辺監視区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること。 9. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</p>	<p>第6章 放射線管理 第32条（管理区域）《省略》 第33条（一時管理区域）《省略》 第34条（立入制限区域）《省略》 第35条（飲食・喫煙の禁止）《省略》 第36条（周辺監視区域）《省略》 第37条（管理上の人の区分及び放射線業務従事者の指定、解除等）《省略》 第38条（管理区域の出入管理）《省略》 第39条（物品の持出制限）《省略》 第42条（従業員等以外の者に対する放射線防護）《省略》</p> <p>第1章 総則 第3条（規定の遵守）《省略》</p>
<p>七 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第7号 排気監視設備及び排水監視設備 1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能維持の方法並びにその使用方法が定められていること。 2. これらの設備の機能維持の方法については、施設全体での管理方法の一部として、第15号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体での管理方法の一部として、第9号における放射線測定</p>	<p>第15号における施設管理並びに第9号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項として記載</p> <p>第7章 放射線測定 第46条（放射線測定器等の管理）《省略》</p> <p>第10章 放射性廃棄物等の管理 第58条（放射性気体廃棄物の管理）《省略》 第60条（放射性液体廃棄物の管理）《省略》</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定改定
	<p>器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	
<p>八 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第8号 線量、線量当量、汚染の除去等 1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。 2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。 3. 使用規則第2条の11の4第1号ハに基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。 4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。 5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。 6. 核燃料物質等（核燃料物質及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所外への運搬に関する行為（工場又は事業所外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第10号又は第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。 7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分等を明確にするため、第11号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。 8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として定められていること。なお、放射性廃棄物との仕分等を明確にするため、第11号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>第7章 放射線測定 第45条（線量の評価等）《省略》</p> <p>第6章 放射線管理 （作業に伴う放射線管理） 第40条（略） <u>2 前項の放射線作業計画を作成する課長は、その計画の作成に当たり放射線被ばくを合理的に達成可能な限り低く抑える作業方法とする。</u> 3（略）</p> <p>第1章 総則 第1条の2（基本方針）《省略》</p> <p>第7章 放射線測定 第43条（線量当量率等の測定等）《省略》 第44条（床・壁等の除染）《省略》</p> <p>第9章 核燃料物質等の管理 第52条（センター外からの搬入）《省略》 （周辺監視区域内の運搬） 第53条（略） 2 前項の運搬計画を作成した課長は、核燃料物質等（分析試料を除く。）を周辺監視区域内で運搬するに当たって、使用規則第2条の11の10に規定されている措置を講じるとともに運搬物の状態に異常がないことを確認する。 3～6（略）</p> <p>第54条（施設敷地内における運搬）《省略》 第55条（センター外への運搬）《省略》</p> <p>第10章 放射性廃棄物等の管理 第63条の2（放射能濃度確認対象物の管理）《省略》</p> <p>第6章 放射線管理 第34条（立入制限区域）《省略》</p> <p>第7章 放射線測定 第47条（防護具の整備等）《省略》</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定改定
	<p>9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。</p>	<p>第9章 核燃料物質等の管理 第56条（管理区域内における保管・管理）《省略》</p> <p>第10章 放射性廃棄物等の管理 第59条（廃棄物の仕掛品の管理）《省略》 第61条（放射性固体廃棄物の管理）《省略》</p>
<p>九 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第9号 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法</p> <p>1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。</p> <p>2. 放射線測定器の機能維持の方法については、施設全体での管理方法の一部等として、第15号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>第15号における施設管理に関する事項として記載</p> <p>第7章 放射線測定 第46条（放射線測定器等の管理）《省略》</p>
<p>十 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第10号 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等</p> <p>1. 工場又は事業所内における核燃料物質の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しない措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。</p> <p>2. 核燃料物質の工場又は事業所外への運搬に関する行為（工場又は事業所外での運搬中に関するものを除く。）に関することが定められていること。なお、この事項は、第8号又は第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>第9章 核燃料物質等の管理 第52条（センター外からの搬入）《省略》</p> <p>（周辺監視区域内の運搬） 第53条（略）</p> <p>2 前項の運搬計画を作成した課長は、核燃料物質等（分析試料を除く。）を周辺監視区域内で運搬するに当たって、使用規則第2条の11の10に規定されている措置を講じるとともに運搬物の状態に異常がないことを確認する。</p> <p>3～6（略）</p> <p>第54条（施設敷地内における運搬）《省略》 第55条（センター外への運搬）《省略》 第57条（核燃料物質の取扱い）《省略》 第57条の2（貯蔵上の遵守事項）《省略》</p> <p>第5章 使用施設等の運転管理 第24条（使用等の計画）《省略》 第25条（使用等の報告）《省略》 第26条（核燃料物質の管理）《省略》 第27条（臨界管理）《省略》 第28条（過充てん防止）《省略》 第29条（空シリンダの管理）《省略》</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定改定
<p>十一 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第11号 放射性廃棄物の廃棄</p> <ol style="list-style-type: none"> 放射性固体廃棄物の保管廃棄に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。 放射性液体廃棄物の固化等処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。 放射性固体廃棄物の工場又は事業所外への運搬に関する行為（工場又は事業所外での運搬中に関するものを除く。）の実施体制が定められていること。なお、この事項は、第8号又は第10号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。 ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。 	<p>保安規定改定</p> <p>第10章 放射性廃棄物等の管理 （放射性気体廃棄物の管理）</p> <p>第58条 <u>環境保全技術開発部長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、周辺環境への影響を合理的に達成可能な限り低く抑えるよう管理する。</u> 2～5（略）</p> <p>第59条（廃棄物の仕掛品の管理）《省略》</p> <p>（放射性液体廃棄物の管理）</p> <p>第60条 <u>環境保全技術開発部長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、周辺環境への影響を合理的に達成可能な限り低く抑えるよう管理する。</u> 2～7（略）</p> <p>第61条（放射性固体廃棄物の管理）《省略》</p> <p>第62条（放射性廃棄物の焼却処理）《省略》</p> <p>（放射性廃棄物の運搬）</p> <p>第63条（略）</p> <p>2 <u>前項の運搬計画を作成した課長は、放射性廃棄物を周辺監視区域内で運搬するに当たって、使用規則第2条の11の10に規定されている措置を講じるとともに運搬物の状態に異常がないことを確認する。</u> 3～6（略）</p>
<p>十二 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第12号 非常の場合に講ずべき処置</p> <ol style="list-style-type: none"> 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。 緊急時における核燃料物質の使用に関する組織内規程類を作成することが定められていること。 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報すること（工場等内の見学者、外部研究者等に対する避難指示等を含む。）が定められていること。 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。 	<p>第11章 <u>非常の場合に講ずべき処置</u></p> <p>第64条（非常事態の組織）《省略》</p> <p>第65条（非常事態の事前措置）《省略》</p> <p>第66条（非常事態の通報）《省略》</p> <p>（応急措置）</p> <p>第67条 <u>前条第2項の通報を受けた課室長は、直ちに異常の状況を把握して必要な応急措置（避難指示等を含む。）を講じる。</u> 2～3（略）</p> <p>第68条（非常事態の発令）《省略》</p> <p>第69条（非常事態における活動）《省略》</p> <p>第70条（非常事態の解除）《省略》</p> <p>（原子力災害対策特別措置法に基づく措置）</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定改定
	<p>6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</p> <p>(1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を使用者に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。</p> <p>8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。</p> <p>9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。</p>	<p>第70条の2 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づく事象が発生した場合は、この規定によらずセンター原子力事業者防災業務計画に基づき措置する。</p> <p>第6章 放射線管理 第41条（緊急作業上の被ばく管理）《省略》</p> <p>第7章 放射線測定 第45条（線量の評価等）《省略》</p> <p>第4章 保安教育訓練 （教育・訓練） 第21条 所長は、毎年度、<u>使用施設等の管理を行う者に対して、第1表に定める保安教育訓練実施方針に基づき、教育訓練計画を定める。</u> 2～3 （略） 4 所長は、当該年度の保安教育訓練の結果に基づき、必要な事項を次年度の計画へ反映する。 5～6 （略）</p> <p>（保安訓練） 第22条 所長は、<u>使用施設等の管理を行う者に対して、第11章に定める非常の場合に講ずべき措置について総合的な実地訓練を毎年度1回以上実施する。</u> 2 （略） 3 所長は、<u>原子力事業者防災業務計画に基づく原子力防災訓練を毎年度1回以上実施する。ただし、センターの加工施設を発災元として原子力防災訓練を実施した場合はこの限りでない。</u></p>
<p>十三 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る使用施設等の保安に関する措置に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第13号 設計想定事象等に係る使用施設等の保安に関する措置</p> <p>1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p> <p>(1) 使用施設等の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。</p> <p>イ 火災 可燃物管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。</p> <p>ロ 発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、使用施設等から多量の放射性物質又は放射線を放出するお</p>	<p>第11章 非常の場合に講ずべき処置 第64条（非常事態の組織）《省略》 第65条（非常事態の事前措置）《省略》 第66条（非常事態の通報）《省略》</p> <p>第5章 使用施設等の運転管理 第31条（異常時の措置）《省略》</p> <p>第4章 保安教育訓練 第21条（教育・訓練）《省略》 第22条（保安訓練）《省略》</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定改定
	<p>それがあるもの（以下「多量の放射性物質等を放出する事故」という。） 当該事故の拡大を防止するために必要な措置に関すること。</p> <p>(2) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における使用施設等の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、毎年1回以上定期に実施すること。</p> <p>(3) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>	
<p>十四 使用施設等に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第六条の十各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第14号 記録及び報告</p> <p>1. 使用施設等に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</p> <p>2. 使用規則第2条の11に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。</p> <p>3. 工場又は事業所の長及び保安の監督に関する責任者に報告すべき事項が定められていること。</p> <p>4. 特に、使用規則第6条の10各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。</p> <p>5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。</p>	<p>第12章 記録及び報告 （記録） 第71条 （略） 2 この規定に定める保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する記録は、<u>第12条の「4.2.4 記録の管理」</u>に定める記録の管理の方法に基づき適正に作成し、保存する。</p> <p>第72条（記録の確認）《省略》 第73条（報告）《省略》</p>
<p>十五 使用施設等の施設管理に関すること（使用前検査の実施に関することを含む。）。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第15号 使用施設等の施設管理</p> <p>1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。</p> <p>2. 使用前検査の実施に関することが定められていること。</p>	<p>第1章 総則 （基本方針） 第1条の2 （略） 2 <u>法律第56条の3第1項の規定に基づき、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号。以下「使用規則」という。）第2条の11の7第1項第1号から第4号までの定めに従って、使用施設等の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関する方針（以下「施設管理方針」という。）、施設管理の目標（以下「施設管</u></p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定改定
	<p>なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に検査を実施させることとしてもよい。</p>	<p>理目標」という。)及び施設管理の実施計画（以下「施設管理実施計画」という。）を定め、保全活動を実施する。</p> <p>第2章 組織及び職務 (職務)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>(17) 安全管理課長は、使用施設等及び従業員に係る放射線管理及び安全管理に係る業務（放射線管理設備の運転・保守を含む。）、センターにおける使用施設等の品質マネジメント活動（安全文化の育成、維持及び関係法令等の遵守のための活動を含む。）の推進の事務に係る業務、安全審査委員会、業務品質保証推進委員会及び独立検査委員会の庶務に係る業務並びに非常事態の体制の整備に係る業務を行う。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(独立検査委員会)</p> <p>第11条の2 センターに独立検査委員会を置く。</p> <p>2 所長は、独立検査委員会の運営に係る規則を定める。</p> <p>3 独立検査委員会は、法律第55条の2に基づき事業者が行う使用前検査（溶接検査を含む。）、法律第56条の3第1項第1号の定めにより使用規則第2条の11の7第1項第4号二に基づき事業者が行う施設管理に関する定期的な検査（以下「施設管理に関する定期的な検査」という。）を行う。</p> <p>4 独立検査委員会の委員長、事業者検査責任者及び検査員は、所長が指名する。</p> <p>(事業者検査の独立性の確保等)</p> <p>第11条の3 各職位は、独立検査委員会の運営に不当な圧力や影響を与えないようにする。</p> <p>2 使用前検査（溶接検査を含む。）及び施設管理に関する定期的な検査（以下「事業者検査」という。）に関係する者は、公衆及び放射線業務従事者の安全並びに機構の使命を念頭に、法令や社会との約束を遵守し、与えられた職務の範囲内で誠実に業務を履行する。</p> <p>第8章 保守管理 (施設管理方針及び施設管理目標の策定)</p> <p>第48条 所長は、使用施設等が法律第52条第1項又は第55条第1項の許可を受けたところによるものであり、かつ、使用施設等の技術基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第11号。以下「使用技術基準規則」という。）に定める技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、第1条の2第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標を策定する。</p> <p>(施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定)</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定改定
		<p style="text-align: center;">保安規定改定</p> <p><u>第48条の2 施設管理課長、設備処理課長及び安全管理課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち、重要度の高い設備・機器について、定量的な目標を策定する。ただし、目標設定すべき重要度の高い設備・機器がない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 施設管理課長、設備処理課長及び安全管理課長は、前項の定量的な目標について、核燃料取扱主務者の同意及び当該統括者の承認を得る。これを変更しようとするときも同様とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(施設管理実施計画等の策定)</p> <p><u>第48条の3 施設管理課長、設備処理課長及び安全管理課長は、所掌する設備・機器について、第48条の施設管理目標及び前条の施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標を達成するため、次の各号に掲げる施設管理実施計画を策定する。</u></p> <p><u>(1) 施設管理実施計画の始期及び時期に関すること。</u></p> <p><u>(2) 使用施設等の設計及び工事に関すること。</u></p> <p><u>(3) 使用施設等の巡視（使用施設等の保安のために実施するものに限る。）に関すること。</u></p> <p><u>(4) 使用施設等の点検、検査等の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。</u></p> <p><u>(5) 使用施設等の工事、点検、検査等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</u></p> <p><u>(6) 使用施設等の設計、工事、巡視、点検、検査等の結果の確認及び評価の方法に関すること。</u></p> <p><u>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</u></p> <p><u>(8) 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</u></p> <p><u>2 施設管理課長、設備処理課長及び安全管理課長は、前項の施設管理実施計画に定める事項のうち、「使用施設等の工事の方法及び時期に関する事項」及び「使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関する事項」について、設備・機器単位で整理した表（以下「設備保全整理表」という。）を策定する。</u></p> <p><u>3 施設管理課長、設備処理課長及び安全管理課長は、第一項の施設管理実施計画に定める事項のうち、使用施設等の検査の方法に関する事項について、使用技術基準規則の条項単位で整理した表（以下「検査要否整理表」という。）を策定する。</u></p> <p><u>4 施設管理課長、設備処理課長及び安全管理課長は、前三項の施設管理実施計画及び設備保全整理表について、核燃料取扱主務者の同意及び当該統括者の承認を得る。これを変更しようとするときも同様とする。</u></p> <p><u>5 施設管理課長、設備処理課長及び安全管理課長は、使用施設等の操作を相当期間行わない場合その他使用施設等がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該使用施設等の状態に応じて、使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき「特別な施設管理実施計画」及び「特別な設備保全整理表及び検査要否整理表」を定める。</u></p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定改定
		<p>(<u>保全活動の実施</u>) <u>第48条の4</u> 施設管理課長、設備処理課長及び安全管理課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を行う。</p> <p>(<u>保全活動の有効性評価及び改善</u>) <u>第48条の5</u> 施設管理課長、設備処理課長及び安全管理課長は、所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を施設管理に関する定期的な検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行う。</p> <p>(<u>巡視</u>) <u>第48条の6</u> 施設管理課長及び安全管理課長は、第9表に示す設備等のうち、所掌する設備・機器について定期的に巡視を行う。</p> <p>(<u>施設管理に関する定期的な検査の計画</u>) <u>第49条</u> 独立検査委員会は、施設管理に関する定期的な検査を実施するに当たり、次の各号に掲げる事項を明らかにした実施計画を策定する。 (1) 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 (2) 検査の項目及び実施体制 (3) 予定期間 (4) 定量的な施設管理目標（第48条の2で定める重要度の高い設備・機器に限る。） 2 独立検査委員会は、前項の実施計画の策定に当たっては、被検査課長及び被検査課長を統括する統括者の確認並びに核燃料取扱主務者の同意を得る。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、前項第3号の予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(<u>施設管理に関する定期的な検査の要領</u>) <u>第49条の2</u> 独立検査委員会は、施設管理に関する定期的な検査を実施するまでに、次の各号に掲げる事項を明らかにした実施要領を策定する。 (1) 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 (2) 検査の項目及び検査場所 (3) 検査前条件 (4) 検査の確認方法及び検査手順 (5) 検査の判定基準 2 独立検査委員会は、前項の実施要領の策定に当たっては、被検査課長及び被検査課長を統括する統括者の確認並びに核燃料取扱主務者の同意を得る。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(<u>施設管理に関する定期的な検査の実施及び報告等</u>)</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定改定
		<p align="center"><u>保安規定改定</u></p> <p><u>第49条の3 独立検査委員会は、第49条の実施計画及び前条の実施要領に基づき、検査を行う。</u></p> <p><u>2 独立検査委員会は、前項の検査が終了したときは、その結果について核燃料取扱主務者の確認を受け、被検査課長に通知する。</u></p> <p><u>3 前項の通知を受けた被検査課長は、検査の結果について、被検査課長を統括する統括者及び所長に報告する。</u></p> <p>第50条（<u>保守及び改造の実施</u>）《省略》</p> <p>第51条（<u>保守及び改造作業実施後の措置</u>）《省略》</p> <p><u>（使用前検査の計画）</u></p> <p><u>第51条の2 独立検査委員会は、使用前検査（溶接検査を含む。）を実施するに当たり、次の各号に掲げる事項を明らかにした実施計画を策定する。</u></p> <p><u>(1) 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p><u>(2) 保守及び改造の内容</u></p> <p><u>(3) 予定期間</u></p> <p><u>2 独立検査委員会は、前項の実施計画の策定に当たっては、被検査課長及び被検査課長を統括する統括者の確認並びに核燃料取扱主務者の同意を得る。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、前項第3号の予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p><u>（使用前検査の要領）</u></p> <p><u>第51条の3 独立検査委員会は、使用前検査（溶接検査を含む。）を実施するまでに、次の各号に掲げる事項を明らかにした実施要領を策定する。</u></p> <p><u>(1) 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p><u>(2) 検査の項目及び検査場所</u></p> <p><u>(3) 検査前条件</u></p> <p><u>(4) 検査の確認方法及び検査手順</u></p> <p><u>(5) 検査の判定基準</u></p> <p><u>2 独立検査委員会は、前項の実施要領の策定に当たっては、被検査課長及び被検査課長を統括する統括者の確認並びに核燃料取扱主務者の同意を得る。これを変更しようとするときも同様とする。</u></p> <p><u>（使用前検査の実施及び報告等）</u></p> <p><u>第51条の4 独立検査委員会は、第51条の2の実施計画及び前条の実施要領に基づき、検査を行う。</u></p> <p><u>2 独立検査委員会は、前項の検査が終了したときは、その結果について核燃料取扱主務者の確認を受け、被検査課長に通知する。</u></p> <p><u>3 前項の通知を受けた被検査課長は、検査の結果について、被検査課長を統括する統括者及び所長に報告する。</u></p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定改定
		<p>第7章 放射線測定 (放射線測定器等の管理) 第46条 安全管理課長は、第8表に掲げる放射線測定器等を第48条の4に定める施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に基づいて管理し、その機能が正常であることを確認する。 2～3 (略)</p>
<p>十六 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の使用者との共有に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第16号 技術情報の共有 1. メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の使用者等と共有し、自らの使用施設等の保安を向上させるための措置が記載されていること。</p>	<p>第3章 品質マネジメントシステム (品質マネジメント計画) 第12条 (略) 8.5.3 未然防止処置 安全・核セキュリティ統括部長及び所長は、他の使用施設等から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、センターは「不適合並びに是正及び未然防止処置要領書」に定め、次の事項を管理する。 (1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見(核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。)を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。 この活用には、得られた知見や技術情報を他の使用者と共有することも含む。 a) 起こり得る不適合及びその原因についての調査 b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価 c) 必要な処置の決定及び実施 d) とった未然防止処置の有効性のレビュー (2) 全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、これを管理する(4.2.4項参照)。</p>
<p>十七 不適合(品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第二十号において同じ。)が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第17号 不適合発生時の情報の公開 1. 使用施設等の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。 2. 情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要な事項が定められていること。</p>	<p>第3章 品質マネジメントシステム (品質マネジメント計画) 第12条 (略) 8.3 不適合管理 安全・核セキュリティ統括部長及び所長は、不適合の処理に関する管理の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、センターは「不適合並びに是正及び未然防止処置要領書」に定め、次の事項を管理する。 (1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、業務・使用施設等に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。 (2) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</p>

使用規則	使用施設保安規定審査基準	保安規定改定
		<p>a) <u>不適合を除去するための処置を行う。</u></p> <p>b) <u>不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース（次工程への引渡し）又は合格と判定することを正式に許可する。</u></p> <p>c) <u>本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</u></p> <p>d) <u>外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</u></p> <p>(3) <u>不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</u></p> <p>(4) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</u></p> <p>(5) <u>所長は、使用施設等の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、「不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。</u></p> <p>(6) <u>安全・核セキュリティ統括部長は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</u></p>
<p>十八 その他使用施設等に係る保安に関し必要な事項</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第18号</p> <p>その他必要な事項</p> <p>1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、使用施設等に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</p> <p>2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止を図るものとして定められていること。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条（目的）《省略》</p> <p>第2条（適用範囲）《省略》</p>

改正前 (第31次: 令和元年12月23日)	改正後	備考 (記載の考え方)
<p>高速増殖原型炉もんじゅ</p> <p>原子炉施設保安規定</p> <p><u>令和元年12月23日</u></p> <p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 敦賀廃止措置実証部門 高速増殖原型炉もんじゅ</p>	<p>高速増殖原型炉もんじゅ</p> <p>原子炉施設保安規定</p> <p><u>令和2年 月 日</u></p> <p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 敦賀廃止措置実証部門 高速増殖原型炉もんじゅ</p>	<p>日付の修正</p>

改正前 (第31次: 令和元年12月23日)	改正後	備考 (記載の考え方)
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 目的</p> <p>第2条 基本方針</p> <p>第2条の2 関係法令及び保安規定の遵守</p> <p>第2条の3 安全文化の醸成</p> <p>第2章 品質保証</p> <p>第3条 品質保証</p> <p>第3章 保安管理体制</p> <p>第1節 組織及び職務</p> <p>第4条 保安に関する組織</p> <p>第5条 職務</p> <p>第2節 中央安全審査・品質保証委員会及び安全・品質保証推進会議</p> <p>第6条 (削除)</p> <p>第7条 中央安全審査・品質保証委員会の審議事項、構成等</p> <p>第7条の2 敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議の審議事項、構成等</p> <p>第8条 もんじゅ安全・品質保証推進会議の審議事項、構成等</p> <p>第3節 主任技術者</p> <p>第9条 原子炉主任技術者の選任</p> <p>第10条 原子炉主任技術者の職務</p> <p>第11条 (削除)</p> <p>第12条 (削除)</p> <p>第4章 廃止措置管理</p> <p>第1節 通則</p> <p>第13条 構成及び定義</p> <p>第14条 原子炉の運転停止に関する恒久的な措置</p> <p>第15条 原子炉施設の運転員の確保</p> <p>[条を加える]</p> <p>第16条 巡視点検</p> <p>第17条 手順の作成</p> <p>第18条 引継</p> <p>第19条 (削除)</p> <p>第20条 (削除)</p> <p>第21条 (削除)</p> <p>第22条 (削除)</p> <p>第23条 (削除)</p> <p>第24条 地震・火災等発生時の対応</p> <p>第24条の2 電源機能喪失時等の体制の整備</p> <p>第2節 施設運用上の基準</p> <p>第25条 ナトリウム純度管理</p> <p>第26条 炉外燃料貯蔵槽室等の酸素濃度</p> <p>第27条 警報装置</p> <p>第28条 (削除)</p> <p>第29条 (削除)</p> <p>第30条 (削除)</p> <p>第31条 (削除)</p> <p>第32条 (削除)</p> <p>第33条 計測及び制御設備</p> <p>第34条 ナトリウムの漏えい監視</p> <p>第35条 (削除)</p> <p>第36条 (削除)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 目的</p> <p>第2条 基本方針</p> <p>第2条の2 関係法令及び保安規定の遵守</p> <p>[削る]</p> <p>第2章 品質マネジメントシステム</p> <p>第3条 品質マネジメントシステム</p> <p>第3章 保安管理体制</p> <p>第1節 組織及び職務</p> <p>第4条 保安に関する組織</p> <p>第5条 職務</p> <p>第2節 中央安全審査・品質保証委員会及び安全・品質保証推進会議</p> <p>第6条 (削除)</p> <p>第7条 中央安全審査・品質保証委員会の審議事項、構成等</p> <p>第7条の2 敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議の審議事項、構成等</p> <p>第8条 もんじゅ安全・品質保証推進会議の審議事項、構成等</p> <p>第3節 主任技術者</p> <p>第9条 原子炉主任技術者の選任</p> <p>第10条 原子炉主任技術者の職務</p> <p>第11条 (削除)</p> <p>第12条 (削除)</p> <p>第4章 廃止措置管理</p> <p>第1節 通則</p> <p>第13条 構成及び定義</p> <p>第14条 原子炉の運転停止に関する恒久的な措置</p> <p>第15条 原子炉施設の運転員の確保</p> <p>第15条の2 施設運用管理業務</p> <p>第16条 巡視点検</p> <p>第17条 手順の作成</p> <p>第18条 引継</p> <p>第19条 (削除)</p> <p>第20条 (削除)</p> <p>第21条 (削除)</p> <p>第22条 (削除)</p> <p>第23条 (削除)</p> <p>第24条 地震・火災等発生時の対応</p> <p>第24条の2 電源機能喪失時等の体制の整備</p> <p>第2節 施設運用上の基準</p> <p>第25条 ナトリウム純度管理</p> <p>第26条 炉外燃料貯蔵槽室等の酸素濃度</p> <p>第27条 警報装置</p> <p>第28条 (削除)</p> <p>第29条 (削除)</p> <p>第30条 (削除)</p> <p>第31条 (削除)</p> <p>第32条 (削除)</p> <p>第33条 計測及び制御設備</p> <p>第34条 ナトリウムの漏えい監視</p> <p>第35条 (削除)</p> <p>第36条 (削除)</p>	<p>条文の削除</p> <p>記載の適正化</p> <p>条文の追加</p>

改正前 (第31次: 令和元年12月23日)	改正後	備考 (記載の考え方)
<p>第37条 (削除)</p> <p>第38条 原子炉容器のナトリウム液位及び温度</p> <p>第39条 (削除)</p> <p>第40条 (削除)</p> <p>第41条 (削除)</p> <p>第42条 (削除)</p> <p>第43条 外部電源</p> <p>第44条 (削除)</p> <p>第45条 非常用交流電源</p> <p>第46条 ディーゼル燃料油、潤滑油及び起動用空気</p> <p>第47条 (削除)</p> <p>第48条 非常用直流電源</p> <p>第49条 (削除)</p> <p>第50条 所内非常用母線</p> <p>第51条 (削除)</p> <p>第52条 (削除)</p> <p>第53条 (削除)</p> <p>第54条 (削除)</p> <p>第55条 (削除)</p> <p>第56条 1次冷却材ナトリウムを含む機器、配管が置かれている各室の酸素濃度</p> <p>第57条 (削除)</p> <p>第58条 (削除)</p> <p>第59条 (削除)</p> <p>第60条 炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の液位及び液温</p> <p>第61条 施設運用上の基準の確認</p> <p>第62条 施設運用上の基準を満足しない場合</p> <p>第63条 施設運用上の基準を満足しない場合の措置</p> <p>第64条 施設運用上の基準に関する記録</p>	<p>第37条 (削除)</p> <p>第38条 原子炉容器のナトリウム液位及び温度</p> <p>第39条 (削除)</p> <p>第40条 (削除)</p> <p>第41条 (削除)</p> <p>第42条 (削除)</p> <p>第43条 外部電源</p> <p>第44条 (削除)</p> <p>第45条 非常用交流電源</p> <p>第46条 ディーゼル燃料油、潤滑油及び起動用空気</p> <p>第47条 (削除)</p> <p>第48条 非常用直流電源</p> <p>第49条 (削除)</p> <p>第50条 所内非常用母線</p> <p>第51条 (削除)</p> <p>第52条 (削除)</p> <p>第53条 (削除)</p> <p>第54条 (削除)</p> <p>第55条 (削除)</p> <p>第56条 1次冷却材ナトリウムを含む機器、配管が置かれている各室の酸素濃度</p> <p>第57条 (削除)</p> <p>第58条 (削除)</p> <p>第59条 (削除)</p> <p>第60条 炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の液位及び液温</p> <p>第61条 施設運用上の基準の確認</p> <p>第62条 施設運用上の基準を満足しない場合</p> <p>第63条 施設運用上の基準を満足しない場合の措置</p> <p>第64条 施設運用上の基準に関する記録</p>	
<p>第3節 異常時の措置</p> <p>第65条 異常時の基本的な対応</p> <p>第66条 異常時の措置</p> <p>第67条 異常収束後の措置</p> <p>第4節 廃止措置管理</p> <p>第67条の2 工事の計画及び実施</p> <p>第67条の3 工事完了の報告</p> <p>第67条の4 廃止措置計画の実施工程管理</p> <p>第67条の5 2次冷却材ナトリウム一時保管用タンクへの移送</p>	<p>第3節 異常時の措置</p> <p>第65条 異常時の基本的な対応</p> <p>第66条 異常時の措置</p> <p>第67条 異常収束後の措置</p> <p>第4節 廃止措置管理</p> <p>第67条の2 工事の計画及び実施</p> <p>第67条の3 工事完了の報告</p> <p>第67条の4 廃止措置計画の実施工程管理</p> <p>第67条の5 (削除)</p>	<p>条文の削除</p>
<p>第5章 燃料管理</p> <p>第67条の6 定義</p> <p>第68条 新燃料の運搬</p> <p>第69条 (削除)</p> <p>第70条 新燃料の貯蔵</p> <p>第71条 炉心構成要素等取替作業</p> <p>第71条の2 燃料処理・貯蔵作業</p> <p>第72条 照射済燃料等の貯蔵</p> <p>第73条 破損のおそれのある燃料の検査</p> <p>第73条の2 炉心構成要素の性能維持確認</p> <p>第74条 使用済燃料の運搬</p> <p>第6章 放射性廃棄物管理</p> <p>[条を加える]</p>	<p>第5章 燃料管理</p> <p>第67条の6 定義</p> <p>第68条 新燃料の運搬</p> <p>第69条 (削除)</p> <p>第70条 新燃料の貯蔵</p> <p>第71条 炉心構成要素等取替作業</p> <p>第71条の2 燃料処理・貯蔵作業</p> <p>第72条 照射済燃料等の貯蔵</p> <p>第73条 破損のおそれのある燃料の検査</p> <p>第73条の2 炉心構成要素の性能維持確認</p> <p>第74条 使用済燃料の運搬</p> <p>第6章 放射性廃棄物管理</p> <p>第74条の2 基本方針</p>	<p>条文の追加</p>

改正前 (第31次: 令和元年12月23日)	改正後	備考 (記載の考え方)
<p>第75条 放射性固体廃棄物の管理 第75条の2 事故由来放射性物質の降下物の影響確認 第76条 放射性液体廃棄物の管理 第77条 放射性気体廃棄物の管理 第78条 放出管理用計測器の管理 第79条 放出管理目標値を超えた場合の措置 第80条 頻度の定義</p> <p>第7章 放射線管理 <u>[条を加える]</u> 第1節 区域管理 第81条 管理区域の設定 第82条 管理区域内における区域区分 第83条 管理区域内における特別措置 第84条 管理区域への出入管理 第85条 管理区域出入者の遵守事項 第86条 保全区域 第87条 周辺監視区域</p> <p>第2節 被ばく管理 第88条 放射線業務従事者の指定等 第89条 線量の評価 第90条 線量の管理目標値 第91条 管理区域内での作業 第92条 床、壁等の除染</p> <p>第3節 線量当量率等の測定 第93条 線量当量率等の測定 <u>[条を加える]</u> 第94条 放射線計測器類の管理 第95条 防護具類の管理</p> <p>第4節 物品移動の管理 第96条 管理区域外への移動 第97条 周辺監視区域外への持ち出し</p> <p>第5節 健康管理 第98条 健康診断 第99条 就業上の措置等</p> <p>第6節 協力会社の保安措置 第100条 協力会社の放射線防護 第101条 頻度の定義</p> <p>第8章 <u>保守管理</u> 第102条 (削除) 第103条 保守管理計画 <u>第103条の2 溶接事業者検査の実施体制</u> <u>第103条の3 事業者自主検査の実施体制</u> <u>[条を加える]</u> <u>[条を加える]</u> <u>[条を加える]</u></p> <p>第9章 非常時の措置 第1節 事前対策 第104条 非常事態の定義 第105条 非常事態対策組織 第106条 要員の確保</p>	<p>第75条 放射性固体廃棄物の管理 第75条の2 事故由来放射性物質の降下物の影響確認 第76条 放射性液体廃棄物の管理 第77条 放射性気体廃棄物の管理 第78条 放出管理用計測器の管理 第79条 放出管理目標値を超えた場合の措置 第80条 頻度の定義</p> <p>第7章 放射線管理 <u>第80条の2 基本方針</u> 第1節 区域管理 第81条 管理区域の設定 第82条 管理区域内における区域区分 第83条 管理区域内における特別措置 第84条 管理区域への出入管理 第85条 管理区域出入者の遵守事項 第86条 保全区域 第87条 周辺監視区域</p> <p>第2節 被ばく管理 第88条 放射線業務従事者の指定等 第89条 線量の評価 第90条 線量の管理目標値 第91条 管理区域内での作業 第92条 床、壁等の除染</p> <p>第3節 線量当量率等の測定 第93条 線量当量率等の測定 <u>第93条の2 平常時の環境放射線モニタリング</u> 第94条 放射線計測器類の管理 第95条 防護具類の管理</p> <p>第4節 物品移動の管理 第96条 管理区域外への移動 第97条 周辺監視区域外への持ち出し</p> <p>第5節 健康管理 第98条 健康診断 第99条 就業上の措置等</p> <p>第6節 協力会社の保安措置 第100条 協力会社の放射線防護 第101条 頻度の定義</p> <p>第8章 <u>施設管理</u> 第102条 (削除) 第103条 保守管理計画 <u>第103条の2 (削除)</u> <u>第103条の3 (削除)</u> <u>第103条の4 設計管理</u> <u>第103条の5 作業管理</u> <u>第103条の6 定期事業者検査の実施</u></p> <p>第9章 非常時の措置 第1節 事前対策 第104条 非常事態の定義 第105条 非常事態対策組織 第106条 要員の確保</p>	<p>条文の追加</p> <p>条文の追加</p> <p>記載の適正化</p> <p>条文の削除 条文の削除 条文の追加 条文の追加 条文の追加</p>

改正前 (第31次: 令和元年12月23日)	改正後	備考 (記載の考え方)
<p>第106条の2 緊急作業従事者の選定 第107条 器材の整備 第108条 通報系統 第109条 非常時対処訓練 第2節 初期活動 第110条 通報 第111条 応急措置 第3節 非常時における活動 第112条 非常事態の発令 第113条 非常事態における活動 第113条の2 緊急作業従事者の線量管理等 第114条 非常事態の解除 第4節 原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態等の措置 第115条 原子力災害対策特別措置法に基づく措置 第10章 保安教育 第116条 所員への保安教育 第117条 協力会社従業員への保安教育 第11章 記録及び報告 第118条 記録等 第119条 報告 附則</p>	<p>第106条の2 緊急作業従事者の選定 第107条 器材の整備 第108条 通報系統 第109条 非常時対処訓練 第2節 初期活動 第110条 通報 第111条 応急措置 第3節 非常時における活動 第112条 非常事態の発令 第113条 非常事態における活動 第113条の2 緊急作業従事者の線量管理等 第114条 非常事態の解除 第4節 原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態等の措置 第115条 原子力災害対策特別措置法に基づく措置 第10章 保安教育 第116条 所員への保安教育 第117条 協力会社従業員への保安教育 第11章 記録及び報告 第118条 記録等 第119条 報告 附則</p>	

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	保安規定 改正前 (第31次：令和元年12月23日)	保安規定 改正後	備考 (記載の考え方)
<p>研開炉規則 第八十七条 第三項</p> <p>五 廃止措置を行う者の職務及び組織に関すること</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>5 廃止措置を行う者の職務及び組織（研開炉規則第87条第三項第5号）※ ※6に掲げる事項（発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等）を除く。</p> <p>（省略）</p> <p>3 機構の理事長が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を管理し、もんじゅによる災害を防止するため、保安規定を定めることが明記されていること。</p> <p>研開炉規則 第八十七条 第三項</p> <p>二十七 その他発電用原子炉施設又は廃止措置に係る保安に関し必要な事項</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>27 その他発電用原子炉施設又は廃止措置に係る保安に関して必要な事項（研開炉規則第87条第三項第27号）</p> <p>① 日常の品質保証の活動の結果を踏まえ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項が定められていること。</p> <p>（省略）</p> <p>(新設)</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第三項</p> <p>四 廃止措置を行う者の職務及び組織に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>4 廃止措置を行う者の職務及び組織（研開炉規則第87条第三項第4号）※ ※5に掲げる事項（発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等）を除く。</p> <p>（省略）</p> <p>2 機構の理事長が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を管理し、もんじゅによる災害を防止するため、保安規定を定めることが明記されていること。</p> <p>研開炉規則 第八十七条 第三項</p> <p>二十三 その他発電用原子炉施設又は廃止措置に係る保安に関し必要な事項</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>22 その他必要な事項（研開炉規則第87条第三項第22号）</p> <p>① 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項が定められていること。</p> <p>（省略）</p> <p>2 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この保安規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ発電用原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（以下「保安活動」という。）を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）又は発電用原子炉（以下「原子炉」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>（変更なし）</p>	<p>（変更なし）</p>
<p>研開炉規則 第八十七条 第三項</p> <p>五 廃止措置を行う者の職務及び組織に関すること</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>5 廃止措置を行う者の職務及び組織（研開炉規則第87条第三項第5号）※ ※6に掲げる事項（発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等）を除く。</p> <p>（省略）</p> <p>3 機構の理事長が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を管理し、もんじゅによる災害を防止するため、保安規定を定めることが明記されていること。</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第三項</p> <p>四 廃止措置を行う者の職務及び組織に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>4 廃止措置を行う者の職務及び組織（研開炉規則第87条第三項第4号）※ ※5に掲げる事項（発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等）を除く。</p> <p>（省略）</p> <p>2 機構の理事長が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を管理し、もんじゅによる災害を防止するため、保安規定を定めることが明記されていること。</p>	<p>（基本方針）</p> <p>第2条 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構敦賀廃止措置実証部門高速増殖原型炉もんじゅ（以下「もんじゅ」という。）における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による所員及びもんじゅに勤務する所員以外の者並びに公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。なお、所員とはもんじゅに勤務する国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）の役員、職員（技術開発協力員等を含む。）、常勤職員、嘱託及び派遣労働者をいう。</p>	<p>（変更なし）</p>	<p>（変更なし）</p>

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	保安規定 改正前 (第31次：令和元年12月23日)	保安規定 改正後	備考 (記載の考え方)
<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>二十七 その他発電用原子炉施設又は廃止措置に係る保安に関し必要な事項</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>27 その他発電用原子炉施設又は廃止措置に係る保安に関して必要な事項（研開炉規則第87条第3項第27号）</p> <p>(省略)</p> <p>③ 品質マネジメントシステムの運用に当たって、安全文化が前提であることが示されていること。また、放射線防護の基本的考え方である ALARA (As Low As Reasonably Achievable) の原則にのっとり、保安活動を実施することが「基本方針」として定められていること。</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>二十三 その他発電用原子炉施設又は廃止措置に係る保安に関し必要な事項</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>22 その他必要な事項（研開炉規則第87条第3項第23号）</p> <p>(省略)</p> <p>(削る)</p>			
<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査基準</p> <p>1 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（研開炉規則第87条第3項第1号）</p> <p>① 機構の理事長その他の経営責任者が積極的に関与して保安規定に基づく要領書、作業手順書その他の保安に関する文書を重要度等に応じて定めること及び当該文書の位置付けが定められ、これらの遵守についても定められていること。</p> <p>② 法令遵守に係る体制が具体的に定められ、機構の理事長その他の経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査基準</p> <p>1 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（研開炉規則第87条第3項第1号）</p> <p>① 機構の理事長その他の経営責任者が積極的に関与して保安規定に基づく要領書、作業手順書その他の保安に関する文書を重要度等に応じて定めること及び当該文書の位置付けが定められ、これらの遵守についても定められていること。</p> <p>② 法令遵守に係る体制が具体的に定められ、機構の理事長その他の経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p>	<p>(関係法令及び保安規定の遵守)</p> <p>第2条の2 第4条に定める組織（以下「組織」という。）は、前条に係る保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるようにする。</p> <p>2 理事長は、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動の方針を定め、組織に所属する全員に向けて関係法令及び保安規定の遵守の重要性を周知する。また、<u>安全・核セキュリティ統括部長を指揮し、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動の状況について報告を受け、必要な指示を行う。活動の方針は、年度ごとに1回以上レビューし、必要に応じて見直しを行う。</u></p> <p>3 <u>安全・核セキュリティ統括部長は、理事長の活動の方針を受けて、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動の施策を毎年度、立案する。また、当該年度の実施状況を取りまとめ、評価し、中央安全審査・品質保証委員会の審議及び前項の理事長の指示を受け、継続的に改善を行う。</u></p> <p>4 <u>敦賀廃止措置実証部門長は、敦賀廃止措置実証本部長に第2項及び前項の関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動の方針及び施策を踏まえた敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおける年度活動計画を立案させ、敦賀廃止措置実証本部安全・品質保証推進会議で審議した後、承認し、敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅが年度活動計画に基づき実施した結果について評価することで継続的に改善する。</u></p> <p>5 <u>安全・品質保証室長は、前項に定める年度活動計画の立案を含め、敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおける関係法令及び保安規定の遵守を図るための活動を推進する。</u></p> <p>6 第5条の職務に従事する者は、第4項に定める年度活動計画に基づき、関係法令及び保安規定の遵守を図るための活動に取り組む。</p>	<p>(関係法令及び保安規定の遵守)</p> <p>第2条の2 第4条に定める組織（以下「組織」という。）は、前条に係る保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるようにする。</p> <p>2 理事長は、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動の方針を品質方針として定め、組織に所属する全員に向けて関係法令及び保安規定の遵守の重要性を周知する。</p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p> <p>3 第5条の職務に従事する者は、前項に定める活動方針に基づき、第3条に定める品質マネジメント計画に従い、関係法令及び保安規定の遵守を図るための活動に取り組む。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（第3条 品質マネジメントシステムに統合）</p>

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	保安規定 改正前 (第31次：令和元年12月23日)	保安規定 改正後	備考 (記載の考え方)
<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p><u>二 安全文化を醸成するための体制(経営責任者の関与を含む。)に関すること。</u></p> <p>もんじゅ保安規定の審査基準</p> <p><u>2 安全文化を醸成するための体制(研開炉規則第87条第3項第2号)</u></p> <p><u>① 機構の理事長その他の経営責任者が積極的に関与して保安規定に基づく要領書、作業手順書その他の保安に関する文書を重要度等に応じて定めること及び当該文書の位置付けが定められ、これらの遵守についても定められていること。</u></p> <p><u>② 保安の確保を最優先する価値観を機構の中で形成し、維持し、強化していく文化を継続的に醸成するための体制が具体的に定められ、機構の理事長その他の経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</u></p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>もんじゅ保安規定の審査基準</p> <p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(安全文化の醸成)</u></p> <p>第2条の3 組織は、第2条に係る保安活動を実施するに当たり、原子力安全を最優先に位置付けた保安活動とするため、安全文化の醸成を図る活動を実施する。</p> <p>2 理事長は、安全文化を醸成するための活動の方針を定め、組織に所属する全員に向けて原子力安全を最優先とすることの重要性を周知するとともに、安全・核セキュリティ統括部長を指揮し、安全文化の醸成を図るための活動の状況について報告を受け、必要な指示を行う。なお、活動の方針は、年度ごとに1回以上レビューし、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>3 安全・核セキュリティ統括部長は、理事長の活動の方針を受けて、安全文化の醸成を図るための活動の施策を毎年度、立案する。また、当該年度の実施状況を取りまとめ、評価し、中央安全審査・品質保証委員会の審議及び前項の理事長の指示を受け、継続的に改善を行う。</p> <p>4 敦賀廃止措置実証部門長は、敦賀廃止措置実証本部長に第2項及び前項の安全文化の醸成を図るための活動の方針及び施策を踏まえた敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおける年度活動計画を立案させ、敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議で審議した後、承認し、敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅが年度活動計画に基づき実施した結果について評価することで継続的に改善する。</p> <p>5 安全・品質保証室長は、前項に定める年度活動計画の立案を含め、敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおける安全文化の醸成を図るための活動を推進する。</p> <p>6 第5条の職務に従事する者は、第4項に定める年度活動計画に基づき、安全文化の醸成を図るための活動に取り組む。</p>	<p>[削る]</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(第3条 品質マネジメントシステムに統合)</p>

<p>□枠：法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等) 品質管理基準規則 (2020/1/23官報)</p>	<p>□枠：法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等) 品質管理基準規則の解釈 (2019/12/25原子力規制委員会)</p>	改正前	改正後	備考
<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>三 発電用原子炉施設の品質保証に関すること(根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関するを含む。)</p> <p>もんじゅ保安規定の審査基準</p> <p>3 発電用原子炉施設の品質保証(研開炉規則第87条第3項第3号)</p> <p>① 「实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第7条の3から第7条の3の7及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第26条の2から第26条の2の7の要求事項に対する社団法人日本電気協会電気技術規格「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2009)」の取扱いについて(内規)」(平成21・09・14原院第1号(平成21年10月16日原子力安全・保安院制定(NISA-165c-09-1、NISA-196c-09-3)))において認められたJEAC4111-2009又はそれと同等の規格に基づく品質保証計画が定められていること。</p> <p>② 品質保証に関する規定内容が、「原子力発電所の保安規定における品質保証に関する記載について」(平成16・03・04原院第3号(平成16年3月22日原子力安全・保安院制定(NISA-165a-04-3)))を参考に定められていること。</p> <p>③ 研開炉規則第71条に基づく要領書、作業手順書その他の保安に関する文書が、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といった品質保証に係る文書の階層的な体系の中で位置付けられていること。</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>二 品質マネジメントシステムに関すること(手順書等の保安規定上の位置付けに関するを含む。)</p> <p>もんじゅ保安規定の審査基準</p> <p>2 品質マネジメントシステム(研開炉規則第87条第3項第2号)</p> <p>① 品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)については、法第43条の3の5第1項若しくは第43条の3の8第1項の許可(以下単に「許可」という。)又は法第43条の3の34第2項の廃止措置計画の認可を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和年原子力規制委員会規則第号)及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈(番号(令和年月日原子力規制委員会決定))を踏まえて定められていること。</p> <p>具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p> <p>その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p> <p>(削る)</p> <p>② 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p>	<p>【以下、参照】</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>品質マネジメントシステムを構成する文書には、次の事項を含める。文書体系を別図3-2に示す。なお、記録は適正に作成する。</p> <p>(省略)</p>	<p>【以下、参照】</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。また、別図3-3に原子炉施設に係る品質マネジメントシステム文書体系を示す。</p> <p>(省略)</p>	

<p>□枠：法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等) 品質管理基準規則 (2020/1/23官報)</p>	<p>□枠：法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等) 品質管理基準規則の解釈 (2019/12/25原子力規制委員会)</p>	改正前	改正後	備考
<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>四 廃止措置の品質保証に関すること(根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む)。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査基準</p> <p>4 廃止措置の品質保証(研開炉規則第87条第3項第4号) ○3に掲げる事項のほか、廃止措置の実施に係る組織、文書規程等について定められていること。廃止措置の段階に応じて、保安の方法等が明確に示されていること</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>三 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること(手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む)。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査基準</p> <p>3 廃止措置に係るQMS(研開炉規則第87条第3項第3号) ○2に掲げる事項のほか、廃止措置の実施に係る組織、文書規定等について定められていること。廃止措置の段階に応じて、保安の方法等が明確に示されていること。</p>			
<p>第一章 総則 (目的) 第一条 この規則は、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準を定めることにより、原子力の安全を確保することを目的とする。</p>	<p>第1条 (目的) 1 第1項に規定する「原子力施設」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第2条第7項に規定する原子力施設をいう。</p>	<p>第2章 品質保証 (品質保証) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、次のとおり品質保証計画を定める。</p> <p>1. 目的 本品質保証計画は、もんじゅの安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2009)」(以下「JEAC4111」という。)及び関係法令に従って、もんじゅにおける保安活動に係る品質マネジメントシステム(安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含む。以下「品質マネジメントシステム」という。)を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p>	<p>第2章 品質マネジメントシステム (品質マネジメントシステム) 第3条 原子炉施設に関する保安活動を適切に実施するため、設置許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>1. 目的 本品質マネジメント計画は、原子炉施設における保安活動に関して、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)に従って、原子炉施設の安全の確保・維持・向上を図るための保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則及び同規則の解釈(以下、品管規則という)の制定に伴う変更)</p>
<p>【順番入れ替え】 (適用範囲) 第三条 次章から第六章までの規定は、原子力施設(使用施設等であって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十三年政令第三百二十四号。以下「令」という。)第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。)について適用する。 2 第七章の規定は、使用施設等(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものに限る。)について適用する。</p>		<p>2. 適用範囲 本品質保証計画は、もんじゅにおける保安活動に適用する。</p>	<p>2. 適用範囲 本品質マネジメント計画は、もんじゅ原子炉施設において実施する保安活動に適用する。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p>
<p>(定義) 第二条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において使用する用語の例による。 2 この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。 二 「不適合」とは、要求事項に適合していないことをいう。 三 「プロセス」とは、意図した結果を生み出すための相互に関連し、又は作用する一連の活動及び手順をいう。 四 「品質マネジメントシステム」とは、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関し、原子力事業者等が自らの</p>	<p>第2条 (定義) 1 本規則において使用する用語は、原子炉等規制法及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則において使用する用語の例による。 2 第2項第4号に規定する「原子力事業者等」とは、原子炉等規制法第57条の8に規定する者をいう。</p>	<p>3. 定義 本品質保証計画における用語の定義は、JEAC4111のほか、次に従う。 <u>発電用原子炉施設</u>：原子力発電所を構成する構築物、系統、機器等の総称をいう(以下、本条において「原子炉施設」という。)</p>	<p>3. 定義 本品質マネジメント計画における用語の定義は、次の事項を除き、<u>原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈並びにJIS Q 9000：2015 品質マネジメントシステム—基本及び用語に従うものとする。</u> (1) <u>機構の本部組織(以下「本部」という。)</u>は、<u>統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長をいう。</u> (2) 「<u>部門長</u>」とは、<u>敦賀廃止措置実証部門長をいう。</u> (3) 「<u>実証本部長</u>」とは、<u>敦賀廃止措置実証本部長をいう。</u> (4) 「<u>室部長</u>」とは、<u>廃止措置推進室長、安全・品質保証室長及び事業</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品管規則の制定に伴う変更)</p>

<p>□枠：法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等) 品質管理基準規則 (2020/1/23官報)</p>	<p>□枠：法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等) 品質管理基準規則の解釈 (2019/12/25原子力規制委員会)</p>	改正前	改正後	備考
<p>組織の管理監督を行うための仕組みをいう。 五 「原子力の安全のためのリーダーシップ」とは、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、組織の品質方針及び品質目標を定めて要員（保安活動を実施する者をいう。以下同じ。）がこれらを達成すること並びに組織の安全文化のあるべき姿を定めて要員が健全な安全文化を育成し、及び維持することに主体的に取り組むことができるよう先導的な役割を果たす能力をいう。 六 「是正処置」とは、不適合その他の事象の原因を除去し、その再発を防止するために講ずる措置をいう。 七 「未然防止処置」とは、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象から得られた知見を踏まえて、自らの組織で起こり得る不適合の発生を防止するために講ずる措置をいう。 八 「一般産業用工業品」とは、原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品（以下「機器等」という。）であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。 九 「妥当性確認」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に関して、機器等又は保安活動を構成する個別の業務（以下「個別業務」という。）及びプロセスが実際の使用環境又は活動において要求事項に適合していることを確認することをいう。</p>	<p>3 第2項第4号に規定する「自らの組織の管理監督を行うための仕組み」には、組織が品質マネジメントシステムの運用に必要な文書を整備することを含む。 4 第2項第5号に規定する「要員（保安活動を実施する者をいう。以下同じ。）」とは、原子力事業者等の品質マネジメントシステムに基づき、保安活動を実施する組織の内外の者をいう。 5 第2項第6号及び7号に規定する「不適合その他の事象」には、結果的に不適合には至らない劣化傾向、不整合等の保安活動又は原子力施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象を含む。 6 第2項第7号に規定する「原子力施設その他の施設」とは、国内外の原子力施設に加え、火力発電所など広く産業全般に関連する施設をいう（第53条第1項において同じ。）。</p>		<p><u>管理部長をいう。</u> <u>(5)「所長」とは、もんじゅ所長をいう。</u> <u>(6)「試験」とは、設備等が所定の機能を有しているかを確認する行為をいう。</u></p>	
<p>【再掲】 (適用範囲) 第三条 次章から第六章までの規定は、原子力施設（使用施設等であって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十三年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。）について適用する。 2 第七章の規定は、使用施設等（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものに限る。）について適用する。</p>		<p>【再掲】 2. 適用範囲 本品質保証計画は、もんじゅにおける保安活動に適用する。</p>	<p>【再掲】 2. 適用範囲 本品質マネジメント計画は、もんじゅ原子炉施設において実施する保安活動に適用する。</p>	
<p>第二章 品質マネジメントシステム (品質マネジメントシステムに係る要求事項) 第四条 原子力事業者等（使用者であって、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。）は、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない。 2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用しなければならない。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮しなければならない。</p>	<p>第2章 品質マネジメントシステム 第4条 (品質マネジメントシステムに係る要求事項) 1 第1項に規定する「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。 2 第1項に規定する「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。 3 第2項に規定する「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じ、第2項第1号から第3号までに掲げる事項を考慮した原子力施設における保安活動の管理の重み付けをいう。</p>	<p>4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (1) 組織は、本品質保証計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。 <u>(2) 組織は、次の事項を実施する。</u> a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を別表3-1及び別表3-2に示す文書にて明確にする。 b) これらのプロセスの順序及び相互関係を別図3-1にて明確にする。 c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準及び方法を明確にする。</p>	<p>4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (1) 保安に係る各組織は、本品質マネジメント計画に従い、保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、文書化し、実施し、維持するとともに、その有効性を評価し、継続的に改善する。 [号を削る]</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p>

<p>□枠：法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等) 品質管理基準規則 (2020/1/23官報)</p>	<p>□枠：法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等) 品質管理基準規則の解釈 (2019/12/25原子力規制委員会)</p>	<p>改正前</p>	<p>改正後</p>	<p>備考</p>
<p>一 原子力施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p>二 原子力施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</p> <p>三 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</p> <p>3 原子力事業者等は、自らの原子力施設に適用される関係法令（以下単に「関係法令」という。）を明確に認識し、この規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記しなければならない。</p> <p>4 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>一 プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定めること。</p> <p>二 プロセスの順序及び相互の関係を明確に定めること。</p> <p>三 プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な原子力事業者等の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。</p> <p>四 プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること（責任及び権限の明確化を含む。）。</p> <p>五 プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>六 プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずること。</p> <p>七 プロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</p> <p>八 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。</p>	<p>4 第2項第2号に規定する「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。</p> <p>5 第2項第3号に規定する「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。</p> <p>6 第4項第2号に規定する「プロセスの順序及び相互の関係」には、組織内のプロセス間の相互関係を含む。</p> <p>7 第4項第3号に規定する「原子力事業者等の保安活動の状況を示す指標」には、原子力規制検査等に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）第5条に規定する安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。</p> <p>8 第4項第6号に規定する「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。</p> <p>9 第4項第8号に規定する「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする」には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原</p>	<p>d) これらのプロセスの運用及び監視を支援するために必要な資源及び情報を利用できることを確実にする。</p> <p>e) これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。</p> <p>f) これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。</p> <p>g) これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合がとれたものにする。</p> <p>h) 社会科学及び行動科学の知見を踏まえて、品質マネジメントシステムの運用を促進する。</p> <p>(3) 組織は、品質マネジメントシステムの運用において、原子力安全に対する重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度について、「品質に係る重要度の管理基本要領」に規定し、グレード分けを実施する。また、これに基づいて資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、原子力安全に対する重要性に加えて以下の事項を考慮することができる。</p> <p>a) プロセス及び原子炉施設の複雑性、独自性、又は斬新性の程度</p> <p>b) プロセス及び原子炉施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度</p> <p>c) 検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度</p> <p>d) 作業又は製造プロセス、要員、要領及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度</p> <p>e) 原子炉施設に対する保守、検査及び取替えの難易度</p> <p>(4) 組織は、これらのプロセスを、本品質保証計画に従って運営管理する。</p> <p>[号を加える]</p> <p>[細目を加える]</p> <p>[細目を加える]</p> <p>[細目を加える]</p>	<p>(2) 保安に係る各組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを構築し、運用する。その際、次の事項を考慮し、品質マネジメントシステムの要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。</p> <p>a) 原子炉施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p>b) 原子炉施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</p> <p>c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行された場合に起こり得る影響</p> <p>(3) 保安に係る各組織は、原子炉施設に適用される関係法令及び規制要求事項を明確にし、品質マネジメントシステムに必要な文書に反映する。</p> <p>(4) 保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を明確にする。また、保安活動の各プロセスにおいて次の事項を実施する。別図3-1に基本プロセスと各組織への適用に関する「品質マネジメントシステム体系図」を、別表3-1に品質マネジメントシステムに必要なプロセスの管理文書を示す。</p> <p>a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスにより達成される結果を明確にする。</p> <p>b) これらのプロセスの順序及び相互関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にする。別図3-2に品質マネジメントシステム体系を示す。</p> <p>c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために、必要な保安活動の状況を示す指標（該当する安全実績指標を含む。以下「保安活動指標」という。）並びに判断基準及び方法を明確にする。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（現行(2)a)～h)を、新(4)a)～i)に整理・修正)</p>

<p>□枠：法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等) 品質管理基準規則 (2020/1/23官報)</p>	<p>□枠：法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等) 品質管理基準規則の解釈 (2019/12/25原子力規制委員会)</p>	改正前	改正後	備考
<p>5 原子力事業者等は、健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならない。</p> <p>6 原子力事業者等は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにしなければならない。</p> <p>7 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行わなければならない。</p>	<p>子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</p> <p>10 第5項に規定する「健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならない」とは、技術的、人的及び組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 ・風通しの良い組織文化が形成されている。 ・要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 ・全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 ・要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 ・原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 ・安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 ・原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。 	<p>[細目を加える]</p> <p>[細目を加える]</p> <p>[細目を加える]</p> <p>[細目を加える]</p> <p>[細目を加える]</p> <p>[細目を加える]</p> <p>(5) <u>原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを組織が決めた場合には、組織は、調達(7.4参照)に従って、アウトソースしたプロセスに適用される管理の方式及び程度を定め、アウトソースしたプロセスに関して管理を確実にする。</u></p> <p>[号を加える]</p>	<p>d) <u>これらのプロセスの運用並びに監視及び測定に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する(責任及び権限の明確化を含む。)</u></p> <p>e) <u>これらのプロセスの運用状況を監視及び測定し、分析する。ただし、監視及び測定することが困難な場合は、この限りでない。</u></p> <p>f) <u>これらのプロセスについて、「7.1業務の計画」どおりの結果を得るため、かつ、有効性を継続的に改善するために必要な処置(プロセスの変更を含む。)を行う。</u></p> <p>g) <u>これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合のとれたものにする。</u></p> <p>h) <u>意思決定のプロセスにおいて対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるように適切に解決する。これにはセキュリティ対策と原子力の安全に係る対策とが互いに与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</u></p> <p>i) <u>健全な安全文化を育成し、維持するための取組を実施する。</u></p> <p>(5) <u>保安に係る各組織は、業務・原子炉施設に係る要求事項への適合に影響を与える保安活動のプロセスを外部委託する場合には、当該プロセスの管理の方式及び程度を「7.4調達」に従って明確にし、管理する。</u></p> <p>(6) <u>保安に係る各組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</u></p>	
<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査基準</p> <p>1 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(研開炉規則第87条第3項第1号)</p> <p>① 機構の理事長その他の経営責任者が積極的に関与して保安規定に基づく要領書、作業手順書その他の保安に関する文書を重要度等に応じて定めること及び当該文書の位置付けが定められ、これらの遵守についても定められていること。</p> <p>② 法令遵守に係る体制が具体的に定められ、機構の理事長その他の経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査基準</p> <p>1 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(研開炉規則第87条第3項第1号)</p> <p>① 機構の理事長その他の経営責任者が積極的に関与して保安規定に基づく要領書、作業手順書その他の保安に関する文書を重要度等に応じて定めること及び当該文書の位置付けが定められ、これらの遵守についても定められていること。</p> <p>② 法令遵守に係る体制が具体的に定められ、機構の理事長その他の経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p>	<p>【以下、参照】</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>品質マネジメントシステムを構成する文書には、次の事項を含める。文書体系を別図3-2に示す。なお、記録は適正に作成する。</p> <p>(省略)</p>	<p>【以下、参照】</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。また、別図3-3に原子炉施設に係る品質マネジメントシステム文書体系を示す。</p> <p>(省略)</p>	

<p>□枠：法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等) 品質管理基準規則 (2020/1/23官報)</p>	<p>□枠：法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等) 品質管理基準規則の解釈 (2019/12/25原子力規制委員会)</p>	改正前	改正後	備考
<p>研開炉規則 第八十七条 第三項 十六 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査基準 17 非常の場合に採るべき処置(研開炉規則第87条第3項第16号)</p> <p>(省略)</p> <p>② 緊急事態が発生した場合における運転操作に関する規程類を作成することが定められていること。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第三項 十五 非常の場合に講ずべき処置に関すること</p> <p>もんじゅ保安規定の審査基準 15 非常の場合に講ずべき処置(研開炉規則第87条第3項第15号)</p> <p>(省略)</p> <p>② 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>【以下 参照】 4.2.1 一般 d) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実にするために、組織が必要と決定した別表3-2に示す文書及びこれらの文書の中で明確にした記録</p>	<p>【以下 参照】 4.2.1 一般 (3) この規定が要求する手順及び組織が必要と判断した別表3-1に示す基本要領及び実施要領(二次文書) (4) 本品質マネジメント計画のプロセスを記述した、(2)及び(3)に示す、一次文書及び二次文書以外の文書(三次文書) (5) 記録：(3)から(4)の文書が要求する記録</p>	
<p>(品質マネジメントシステムの文書化)</p> <p>第五条 原子力事業者等は、前条第一項の規定により品質マネジメントシステムを確立するときは、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施しなければならない。</p> <p>一 品質方針及び品質目標 二 品質マネジメントシステムを規定する文書(以下「品質マニュアル」という。)</p> <p>四 この規則に規定する手順書、指示書、図面等(以下「手順書等」という。)</p> <p>三実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書</p> <p>(品質マニュアル)</p> <p>第六条 原子力事業者等は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項 二 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項 三 品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>四 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</p> <p>五 プロセスの相互の関係</p>		<p>4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 品質マネジメントシステムを構成する文書には、次の事項を含める。文書体系を別図3-2に示す。なお、記録は適正に作成する。</p> <p>a) 文書化した、品質方針及び品質目標の表明 b) 次の品質マニュアル ①本品質保証計画 ②新型転換炉原型炉ふげん及び高速増殖原型炉もんじゅ品質保証計画書 c) JEAC4111が要求する“文書化された手順”に関する別表3-1に示す文書及び第118条別表118-2の(5)に示す記録 d) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実にするために、組織が必要と決定した別表3-2に示す文書及びこれらの文書の中で明確にした記録</p> <p>4.2.2 品質マニュアル 組織は、次の事項を含む品質マニュアルとして、本品質保証計画及び「新型転換炉原型炉ふげん及び高速増殖原型炉もんじゅ品質保証計画書」を作成し、維持する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムの適用範囲 [細目を加える] b) 品質マネジメントシステムについて確立した文書(4.2.1参照)又はそれらを参照できる情報 c) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に関する記述</p>	<p>4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。また、別図3-3に原子炉施設に係る品質マネジメントシステム文書体系を示す。</p> <p>(1) 品質方針及び品質目標 (2) 品質マニュアル(一次文書) 本品質マネジメント計画 新型転換炉原型炉ふげん及び高速増殖原型炉もんじゅ品質マネジメント計画書 (3) この規定が要求する手順及び組織が必要と判断した別表3-1に示す基本要領及び実施要領(二次文書) (4) 本品質マネジメント計画のプロセスを記述した、(2)及び(3)に示す、一次文書及び二次文書以外の文書(三次文書) (5) 記録：(3)から(4)の文書が要求する記録</p> <p>4.2.2 品質マニュアル 理事長は、品質マニュアルとして、次の事項を含む本品質マネジメント計画を策定し、必要に応じて見直し、維持する。また、本品質マネジメント計画の運営を具体化するために、「新型転換炉原型炉ふげん及び高速増殖原型炉もんじゅ品質マネジメント計画書」を策定する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムの適用範囲(適用組織を含む。) b) 保安活動の計画、実施、評価、改善に関する事項 c) 品質マネジメントシステムのために作成した文書の参照情報 d) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則での主語「経営責任者」を「理事長」、「原子力事業者等」を「保安に係る組織」又は「所長、部長、課長」等と具体化)</p>

<p>□枠：法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等) 品質管理基準規則 (2020/1/23官報)</p>	<p>□枠：法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等) 品質管理基準規則の解釈 (2019/12/25原子力規制委員会)</p>	<p>改正前</p>	<p>改正後</p>	<p>備考</p>
<p>(文書の管理) 第七条 原子力事業者等は、品質マネジメント文書を管理しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成しなければならない。</p> <p>一 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。 二 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。 三 第二号の審査及び前号の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。 四 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。 五 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。 六 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。 七 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。 八 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。</p> <p>(記録の管理) 第八条 原子力事業者等は、この規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理しなければならない。</p>	<p>第7条 (文書の管理) 1 第1項に規定する「品質マネジメント文書を管理しなければならない」には、次の事項を含む。 ・組織として承認されていない文書の使用、又は適切ではない変更の防止 ・文書の組織外への流出等の防止 ・品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持</p> <p>2 第2項に規定する「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。</p> <p>3 第2項第2号に規定する「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、第1号と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。 4 第2項第3号に規定する「部門」とは、原子力施設の保安規定に規定する組織の最小単位をいう。</p> <p>(再掲) 2 第2項に規定する「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。</p>	<p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) 品質マネジメントシステムで必要とされる文書を遵守するために、「文書及び記録管理基本要領」に基づき、文書の保安規定上の位置付けを明確にするとともに、保安活動の重要度に応じて管理する。ただし、記録は文書の一種ではあるが、4.2.4に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p>(2) 次の活動に必要な管理を、「文書及び記録管理基本要領」に規定する。</p> <p>a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。 b) 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。</p> <p>[細目を加える]</p> <p>c) 文書の変更の識別及び現在有効な版の識別を確実にする。</p> <p>d) 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。</p> <p>e) 文書は、読みやすかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</p> <p>f) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</p> <p>g) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切に識別し、管理する。</p> <p>[細目を加える]</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。</p> <p>(2) 組織は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を、「文書及び記録管理基本要領」に規定する。</p> <p>[細目を加える]</p> <p>(3) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</p>	<p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) <u>保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理し、不適切な使用又は変更を防止する。ただし、記録となる文書は、「4.2.4記録の管理」に規定する要求事項に従って管理する。</u></p> <p>(2) <u>部門長は「文書及び記録管理基本要領」を定め、これに基づき実証本部長及び所長は文書及び記録の管理に関する文書を定め、安全・核セキュリティ統括部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。</u></p> <p>a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書の<u>妥当性</u>をレビューし、承認する。 b) 文書は<u>定期的に改訂の必要性について</u>レビューする。また、<u>改訂する場合は、文書作成時と同様の手続きで承認する。</u> c) <u>文書の妥当性のレビュー及び見直しを行う場合は、対象となる実施部門の要員を参加させる。</u> d) 文書の変更内容の識別及び<u>最新の改訂版の</u>識別を確実にする。 e) 該当する文書の<u>最新の改訂版又は適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを</u>確実にする。 f) 文書は、読みやすかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。 g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。 h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、<u>適切に識別し、管理する。</u> i) <u>文書の改訂時等の必要な時に文書作成時に使用した根拠等が確認できるようにする。</u></p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) <u>保安に係る各組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。</u></p> <p>(2) <u>部門長は「文書及び記録管理基本要領」を定め、これに基づき実証本部長及び所長は文書及び記録の管理に関する要領を定め、安全・核セキュリティ統括部長は本部の「文書及び記録管理要領」を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。</u></p> <p>a) <u>記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する管理を行う。</u> b) <u>記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</u></p>	